

平成19年度実績評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 行政管理局企画調整課、管理官（定員
総括、独立行政法人総括、特殊法人総括）、管理官（行革総括）、大臣官房管理室

評 価 年 月 平成19年6月

1 政策等

政策1

社会経済情勢の変化等に対応した行政管理の実施等

（政策の基本目標）

- ・ 社会経済情勢の変化に対応した、簡素で効率的な政府を実現するため、メリハリのあるスリムな機構・定員を実現するとともに、行政改革を着実に推進する。
- ・ 「公益法人の設立許可及び指導監督基準」等に基づく、公益法人の適切な設立許可・指導監督による公益法人行政を推進する。

2 政策実施の背景・必要性等

（1）政策実施の背景・必要性

社会経済情勢の変化に対応しつつ、簡素で効率的な政府を実現するためには、政府における人的資源の適切な再配分やスリム化を行う必要がある。機構・定員等は、予算（総人件費）の積算根拠ともなっており、行政の減量・効率化の取組は、予算膨張の抑制にも寄与するものである。

公益法人の設立許可及び指導監督基準は、各主務官庁及びその権限に属する事務を処理することとされた都道府県知事等、多数の所管官庁において行われている。このため、各主務官庁が行う事務の統一性・整合性を図る必要がある。

（2）主な施策の概要

ア 国の行政組織等の減量・効率化

定員の大胆な再配置と一層の純減の確保を図ることとし、各府省からの組織の新設・改正・廃止の要求を厳正に審査し、機構・定員等のスリム化を図っている。

独立行政法人等についても、各法人ができるだけスリムで効率的な姿となるよう、共通的制度の企画及び立案を行うとともに、法人の新設や設立根拠法の改正についての審査を行っている。

平成18年度には、「国の行政組織等の減量・効率化の推進について（平成19年度減量・効率化方針）」を取りまとめ、公表した。平成18年度から22年度までの5年間で▲5.7%以上の純減目標の達成に向け、地方支分部局の業務やIT化に係る業務等の見直しの徹底・具体化を始めとして、所管各省の行政全般にわたり、減量・効率化措置を講ずることとした。

イ 公益法人の適切な設立許可・指導監督等による公益法人制度の推進

社会経済情勢の変化等に対応した適正かつ合理的な行政を実現するため、公益法人の実態調査、基準等の実施状況等のフォローアップ、研修会の実施等の公益法人の適正な指導監督・制度改革に関する取組等を推進している。

(3) 関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
施政方針演説	平成 18 年 1 月 20 日	国家公務員について、今後 5 年間で 5 パーセント以上減らす。
簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（行革推進法）	平成 18 年 6 月 2 日	平成 22 年度の国家公務員の年度末総数を、平成 17 年度末総数の 5 %相当数以上の純減とすることを目標として、これを達成するため必要な施策を講ずる。
国の行政機関の定員の純減について	平成 18 年 6 月 30 日	国の行政機関の定員（平成 17 年度末定員を基準とする。以下同じ。）332,034 人に対して、平成 18 年度から 22 年度までの 5 年間で……18,936 人（5.7%）以上の純減を確保する。
経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006	平成 18 年 7 月 7 日	「国家公務員人件費」について、既に決まっている定員純減と給与構造改革を着実に実行するとともに、定員・給与両面で更なる改革を行う。 「国と特に密接な関係を持つ公益法人に対する給与水準の点検・見直しの要請」について、法人への指導の強化・徹底と、そのフォローアップを行う。地方においても同様の取組を行うことを要請する。
施政方針演説	平成 19 年 1 月 26 日	国の行政機関の定員について、5 年間で約 1 万 9000 人の純減を確実に実施する。

3 政策評価の結果等

(1) 主な指標の状況

主な指標	目標値	目標年度	16 年度	17 年度	18 年度
毎年度の機構・定員等審査結果	(平成 17 年度～21 年度) 16 年度末定員の 10%以上を定員合理化	21 年度	—	16.7%	38.2%
〃	(平成 18 年度～22 年度) 17 年度末定員の 5.7%以上の純減を確保	22 年度	—	—	7.9%
※定員合理化進捗率 (当該年度までの定員合理化数／定員合理化目標数) ※純減目標達成率 (当該年度までの純減数／ ※「国の行政機関の定員の純減について」(平成 18 年 6 月 30 日閣議決定)において、新たに設定された目標値に差し替えた					

主な指標	目標値	目標年度	16年度	17年度	18年度
公益法人の設立許可及び指導監督基準等の遵守状況 ※指標の調査時点は、「H16年度」が平成16年10月1日現在、「H17年度」が平成17年10月1日現在、平成18年度については、現在集計中。					
・公益法人本来の事業の規模が2分の1以上である法人の割合 ア 国 イ 地方 ウ 全体	前年度比増	18年度			
			ア 49.2% イ 40.7% ウ 42.9%	ア 50.2% イ 40.0% ウ 42.6%	ア 50.7% イ 38.6% ウ 41.7%
・情報公開率 ア 国 イ 地方 ウ 全体	100%	18年度			
			ア 96.8% イ 84.9% ウ 88.1%	ア 97.2% イ 84.8% ウ 88.1%	ア 96.9% イ 85.0% ウ 88.2%
各種申合せの実施状況のフォローアップ結果 ・国所管法人の立入検査の実施状況 ※ () 内の数字は、当該年度を含む過去3年間の実施状況 ※立入検査は、「指導監督充実申合せ」により、少なくとも3年に1回は実施することが定められたところ	100%	18年度	43.1% (98.2%)	39.8% (98.7%)	40.5% (98.0%)
・国所管法人のホームページ開設率	100%	18年度	76.5%	81.2%	82.6%

(2) 平成18年度に目標年度を迎えた指標に係る目標値の達成状況

目標年度を迎えた指標のうち半数未満しか目標値を達成できなかった。

(3) 目標の達成状況の分析

ア 国の行政組織等の減量・効率化について

(ア) 定員審査

- ・ 定員合理化

「平成18年度以降の定員管理について」（平成17年10月4日閣議決定）に基づき、17

年度から 21 年度までの 5 年間で 16 年度末定員 332,239 人の 10% (▲33,230 人) 以上を定員合理化することを目標。

→17 年度▲5,549 人、18 年度▲7,130 人、19 年度▲7,222 人、計▲19,901 人を定員合理化 (目標数の 59.9%)

また、国の行政機関の定員の純減を実施しつつ、国民のニーズを踏まえ、治安、徴税、安全・安心等の分野に約 7 割の増員を配分。

- ・ 定員の純減

「国の行政機関の定員の純減について」(平成 18 年 6 月 30 日閣議決定)に基づき、国の行政機関の定員について、17 年度末定員 332,034 人に対し、平成 18 年度から 22 年度までの 5 年間で▲18,936 人 (▲5.7%) 以上の純減を確保することを目標。

→18 年度▲1,502 人、19 年度▲2,129 人、計▲3,631 人の純減を確保。(目標数の 19.2%)

※ 純減目標のうち、政管健保公法人化 (20 年度)、国立高度専門医療センター (22 年度)、森林管理 (22 年度) など▲11,142 人 (▲3.4%) については実施時期を特定している。

上記のとおり、目標達成に向けて着実に進ちょくしており、有効性が認められる。

- (イ) 独立行政法人・特殊法人の審査等

- ・ 独立行政法人

「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」(平成 15 年 8 月 1 日閣議決定)等に基づき、平成 18 年度において中期目標期間終了時の組織・業務の見直しを行った 23 法人について、①業務の廃止・縮小・重点化等、②融資等業務の見直し、③非公務員化などを柱とする見直し案が平成 18 年 12 月 24 日の行政改革推進本部の議を経て、決定。今回の見直しにより、次期中期目標期間全体で約 1,900 億円のコスト (一般管理費、業務費) 削減効果が見込まれる。

また、23 法人のうち唯一特定独立行政法人 (公務員型) であった自動車検査独立行政法人を非公務員化した。

これまでの見直しにおいて、15 年度以降、法人の統廃合により 14 法人削減、公務員型として設立された 58 法人中 45 法人の役職員を非公務員化した。

- ・ 特殊法人

政策金融改革、公営競技関係法人の見直しについては、「行政改革の重要方針」(平成 17 年 12 月 24 日閣議決定)、「政策金融改革に関する制度設計」(平成 18 年 6 月 27 日政策金融改革推進本部決定)等に基づき、今通常国会に提出された関連法案について、当局として既存の決定との整合性を審査した。

上記のとおり、組織・業務の見直しによる大幅なコスト削減 (約 1,900 億円) が見込まれることから、有効性が認められる。

(ウ) 19年度減量・効率化方針の取りまとめ

「今後の行政改革の方針」(平成16年12月24日閣議決定)、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「国の行政機関の定員の純減について」(平成18年6月30日閣議決定)に基づき、機構・定員審査の過程において具体化を図った各府省の組織・業務等の減量・効率化方策を「国の行政組織等の減量・効率化の推進について(平成19年度減量・効率化方針)」として取りまとめ、公表(平成18年12月22日)した。

19年度は、①地方支分部局等の抜本的・重点的な見直し等、②IT化による業務のスリム化等、③包括的・抜本的な民間委託等を柱として取り組むとしているところであり、社会情勢の変化に対応した方向で取りまとめられていることから、有効性及が認められる。

イ 公益法人の適切な設立許可・指導監督等による公益法人制度の推進について

公益法人本来の事業の規模が2分の1以上である法人の割合については、国所管法人においては改善が見られたものの、全体としては、公益法人の資産運用収入や寄付金収入の減少により、収益事業によって公益活動費を確保せざるを得ない等の理由から、改善が見られない。これを踏まえて、引き続き所管官庁における指導監督を推進することとしている。

国所管法人の立入検査の実施状況については、目標達成には至らなかったものの、平成16～18年度の3年間で98.0%の法人で立入検査が行われており、少なくとも3年に1回は実施するとされている基準がおおむね遵守されている状況であることから、一定の有効性が認められる。

その他の指標については、目標の達成には至らなかったものの、いずれも80%を超える水準で、ほぼ前年度よりも改善してきている。特に、研修等で強く要請したホームページの開設については、着実に改善が見られていることから、一定の有効性が認められる。

また、平成18年度においては、「公益法人地方講習会」を都道府県との共催で開催したところである。これにより、総務省単独で開催する場合と比べ、より少ない費用で多数の参加者(約2万人)を得ることができたことから、一定の効率性が認められる。

4 今後の課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
・国の行政機関の定員について、平成18年度から22年度までの5年間で5.7%以上の純減を行う。 ・平成19年内を目処に策定される「独立行政法人整理合理化計画」に合わせ、19、20年度に中期目標期間が終了する独立行政法人(35法人)について、組織・業務全般を極力整理縮小することで検討することが必要。	予算要求	○ 現行予算を継続
	制度	○ 現行制度を継続
	実施体制・事務のやり方等	◎ 国の事務・事業の減量・効率化を積極的に推進するための体制の強化

今後の課題	取組の方向性	
<p>・指標のうち、国所管法人の立入検査の実施については、各所管官庁において立入検査の更なる充実等を図ることが必要。</p> <p>・今後は、公益法人制度の抜本的改革の実施に向けた研修等に力を入れることが必要。</p>	予算要求	○ 現行予算を継続
	制度	○ 現行予算を継続
	実施体制・事務のやり方等	○ 公益法人行政に従事する職員等を対象とした研修等の充実を検討

5 学識経験を有する者の知見の活用等

(1) 学識経験を有する者の知見の活用

ア 行政改革について

平成19年6月18日、神戸大学大学院国際協力研究科松並潤教授に、主な指標の状況や本政策の今後の課題について下記のような御意見を伺った。

- 行政組織等の減量・効率化では、国家公務員の数の削減が施政方針演説などでも繰り返し取り上げられているが、国家公務員の数の削減以外の問題も行政管理の重要課題として取り上げられるべきである。国家公務員数の削減が注目されるのは、数値で表現できるわかりやすい政策であるからでもあるので、これ以外の政策についても必要性を説得できる客観的な指標の導入や公表方法を真剣に検討すべきである。
- 独立行政法人・特殊法人について、統合による法人数の削減や非公務員化は管理コストの削減や見かけ上の公務員数の削減にとどまる。業務の廃止や縮小に、改革の重点は置かれるべき。また、独立行政法人化を経ての法人の廃止、特定独立行政法人(公務員型)を経ての非公務員化など、二段階を経る改革があるが、改革そのものにかかるコストを考えれば、よりドラスティックな改革も検討する必要がある。

イ 公益法人行政について

平成19年6月18日、広島市立大学城多専任講師に、主な指標の状況及び本政策の今後の課題についてご意見を伺い、以下のご指摘をいただいた。

- 立ち入り検査については、実施率とともに、実施結果を今後の公益法人の指導監督へとフィードバックすることが重要である。
- 現在認識されている課題への取組みを、具体性のある実行可能な施策とし、推進してゆくことが重要である。特に制度改革を控え、改革内容の周知徹底はもちろんのこと、新たな制度への円滑な移行のために、内閣府等関係各所との連携を緊密にしてゆくことが必要と考えられる。

(2) 評価に使用した資料等

- 「平成19年度機構・定員等審査結果について」(平成18年12月22日)
(総務省ホームページ http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/satei_f.htm)
- 「国の行政組織等の減量・効率化の推進について(19年度減量・効率化方針)」(平成18年12月22日)
(総務省ホームページ http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/kanri_f.htm)
(総務省ホームページ http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/suisin_f.htm)

平成19年度実績評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 自治行政局行政体制整備室

自治行政局給与能率推進室

自治財政局公営企業課

評価年月 平成19年6月

1 政策等

政策2

地方行革の推進

（政策の基本目標）

地方公共団体の行政運営を効果的・効率的にするための地方行革を推進する

2 政策実施の背景・必要性等

（1）政策実施の背景・必要性

少子・高齢化、住民ニーズの多様化など、社会経済情勢が大きく変化しつつある状況下で、地方分権の推進を効果的に実施するためには、地方公共団体が自らの責任において、社会経済情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できるような体制を整備していくことが求められている。このような中、厳しい財政や地域状況等を背景に地方公共団体の行政改革の進捗状況に対する国民の視線は厳しく、地方公共団体においては、首長のリーダーシップの下に、危機意識と改革意欲を首長と職員が共有して、行政改革に取り組んで行く必要がある。

このため、総務省においては地方行革の円滑な実施を助言する立場から「地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針」を平成9年（当時、自治省）に策定し、各地方公共団体に対して、地方行政体制の整備・確立の自主的な取組を要請してきたところである。

しかし、厳しい財政や地域経済の状況を背景に、地方公共団体の行政改革の進捗状況に対する国民の視線が厳しくなるなど、各地方公共団体が今後行政改革を推進するに当たっては住民と協働し、首長のリーダーシップの下に、危機意識と改革意欲を首長と職員が共有して取り組んでいくことが求められることから、平成17年3月に「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（以下、「新地方行革指針」という。）を策定し、積極的な行政改革の推進に努めるよう通知した。さらに、平成18年8月には、簡素で効率的な政府の実現に向け、新地方行革指針に加え、「行政改革の更なる推進のための指針」を示し、より一層積極的な行政改革の推進に努めるよう通知した。

（2）主な施策の概要

ア 行政運営の質の向上

行政改革大綱に基づく具体的な取組を集中的に実施するため、集中改革プランを作成し公表することを要請するとともに、国民に対する説明責任を果たす観点から、毎年度フォローアップを実施し、その結果を広く国民に公表することで地方公共団体の行政運営の質の向上を促進する。

イ 地方公共団体における定員管理及び地方公務員給与の適正化の推進

地方公共団体においては、地方自治の本旨に基づき、行政運営を行っていくべきものであり、中でも定員管理や給与制度は、地方公共団体自らが、地域住民に公表し理解を得る中で、制度運用を

していくことが求められている。そのため、総務省では、地方行革を推進し、分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立を図るため、地方公務員数の抑制、給与の適正化を推進している。

ウ 地方公営企業の経営改善

地方公営企業分野における効果的・効率的な行政体制を整備・確立するためには、経営に関する中長期的な計画を策定した上で、経営基盤の強化等に取り組むことが必要であることから、各団体における当該計画の策定状況等を調査及び公表することによって、改善を促す。

(3) 関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
閣議決定 「今後の行政改革の方針」	平成16年 12月24日	8(2)ア地方公共団体の行政改革については、…社会経済情勢の変化を踏まえ更に積極的な取組を促進するため、行政改革推進のための新たな指針を策定する。 (ア)地方公務員全般にわたる定員管理及び給与の適正化の一層の推進等 地方公務員の定員管理については、…更なる定員管理の適正化をより強力に進めるとともに、定員適正化計画の策定・見直しを推進する。 地方公務員の給与については、なお一部に見られる不適正な給与制度・運用について、業務の性格や内容を踏まえ、その適正化を強力に推進する。…また、地域の民間給与の状況をよりの確に反映し決定できるよう、人事委員会機能の強化をはじめとして、地方公務員の給与の在り方の見直しに向けた取組を推進する。 さらに、地方公務員の定員・給与等の状況の公表内容の充実を図り、議会や住民への情報公開を徹底する。 (オ)地方公営企業の経営健全化等の推進 地方公営企業や地方公社について、民間との適切な役割分担を踏まえた業務の在り方の見直しや民間の経営手法の積極的な導入等により、経営健全化等を一層推進する。
閣議決定 「行政改革の重要方針」	平成17年 12月24日	4(1) ア 地方公務員の純減目標 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」(平成17年6月21日閣議決定)で要請した4.6%以上の純減確保に向けた各地方団体の真摯な取組及び国による定員関係の基準の見直しにより、一層の純減の上積みが確保されるよう取り組む。 国・地方の取組を踏まえ、平成17年度中に公表することとなっている「集中改革プラン」に反映するよう要請する等、総務省は純減上積みの取組を促進する措置を講ずる。 イ 地方公務員給与 地方公務員の給与について、以下の方向性により、地域の民間給与の水準を的確に反映したものになるよう、今回の国家公務員の給与構造改革に準じた改革を徹底し、人事委員会機能の強化に取り組むとともに、給与情報等の情報公開等により住民自治を原動力として不適切な手当等の是正を徹底する。
閣議決定 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」	平成18年 7月7日	別紙 地方財政 住民の視点に立った地方公共団体の自発的な取組が促進されるような制度改革を行う。そのため、再建法制等も適切に見直すとともに、情報開示の徹底、市場化テストの促進等について地方行革の新しい指針を策定する。 公務員人件費（地方公務員） 地方公務員人件費については、国家公務員の改革を踏まえた取組に加え、地方における民間給与水準への準拠の徹底、民間や国との比較の観点からの様々な批判に対する是正等の更なる削減努力を行い、本年4月末に総務省から公表された速報値を踏まえ、5年間で行政機関の国家公務員の定員純減(5.7%)と同程度の定員純減を行うことを含め大幅な人件費の削減を実現する。

3 政策評価の結果等

(1) 参考となる指標の状況

参考となる指標																																															
各地方公共団体における集中改革プランの公表状況	平成 18 年 7 月																																														
	都道府県 45 団体 (95.7%)																																														
	政令指定都市 15 団体 (100%)																																														
	市区町村 1,436 団体 (95.1%)																																														
	計 1,496 団体 (95.2%)																																														
地方公務員の総定員	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年</th> <th colspan="2">総数 (人)</th> <th rowspan="2">対前年増減率 (%)</th> </tr> <tr> <th>職員数</th> <th>対前年増減数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>9</td><td>3,267,118</td><td>-7,363</td><td>-0.2</td></tr> <tr><td>10</td><td>3,249,494</td><td>-17,624</td><td>-0.5</td></tr> <tr><td>11</td><td>3,232,158</td><td>-17,336</td><td>-0.5</td></tr> <tr><td>12</td><td>3,204,297</td><td>-27,861</td><td>-0.9</td></tr> <tr><td>13</td><td>3,171,532</td><td>-32,765</td><td>-1.0</td></tr> <tr><td>14</td><td>3,144,323</td><td>-27,209</td><td>-0.9</td></tr> <tr><td>15</td><td>3,117,004</td><td>-27,319</td><td>-0.9</td></tr> <tr><td>16</td><td>3,083,597</td><td>-33,407</td><td>-1.1</td></tr> <tr><td>17</td><td>3,042,122</td><td>-41,475</td><td>-1.3</td></tr> <tr><td>18</td><td>2,998,402</td><td>-43,720</td><td>-1.4</td></tr> </tbody> </table>	年	総数 (人)		対前年増減率 (%)	職員数	対前年増減数	9	3,267,118	-7,363	-0.2	10	3,249,494	-17,624	-0.5	11	3,232,158	-17,336	-0.5	12	3,204,297	-27,861	-0.9	13	3,171,532	-32,765	-1.0	14	3,144,323	-27,209	-0.9	15	3,117,004	-27,319	-0.9	16	3,083,597	-33,407	-1.1	17	3,042,122	-41,475	-1.3	18	2,998,402	-43,720	-1.4
	年		総数 (人)			対前年増減率 (%)																																									
		職員数	対前年増減数																																												
	9	3,267,118	-7,363	-0.2																																											
	10	3,249,494	-17,624	-0.5																																											
	11	3,232,158	-17,336	-0.5																																											
	12	3,204,297	-27,861	-0.9																																											
	13	3,171,532	-32,765	-1.0																																											
	14	3,144,323	-27,209	-0.9																																											
	15	3,117,004	-27,319	-0.9																																											
16	3,083,597	-33,407	-1.1																																												
17	3,042,122	-41,475	-1.3																																												
18	2,998,402	-43,720	-1.4																																												
ラスパイレス指数の状況																																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 17 年度</th> <th>平成 18 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都道府県</td> <td>47 団体 (100%)</td> <td>47 団体 (100%)</td> </tr> <tr> <td>政令指定都市</td> <td>14 団体 (100%)</td> <td>15 団体 (100%)</td> </tr> <tr> <td>市区町村</td> <td>1,557 団体 (85.1%)</td> <td>1,712 団体 (94.5%)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,618 団体 (85.6%)</td> <td>1,774 団体 (94.7%)</td> </tr> </tbody> </table>		平成 17 年度	平成 18 年度	都道府県	47 団体 (100%)	47 団体 (100%)	政令指定都市	14 団体 (100%)	15 団体 (100%)	市区町村	1,557 団体 (85.1%)	1,712 団体 (94.5%)	計	1,618 団体 (85.6%)	1,774 団体 (94.7%)																															
	平成 17 年度	平成 18 年度																																													
都道府県	47 団体 (100%)	47 団体 (100%)																																													
政令指定都市	14 団体 (100%)	15 団体 (100%)																																													
市区町村	1,557 団体 (85.1%)	1,712 団体 (94.5%)																																													
計	1,618 団体 (85.6%)	1,774 団体 (94.7%)																																													
各地方公営企業における経営計画の策定率	<p>中長期的な経営計画の策定状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 16 年度</th> <th>平成 17 年度</th> <th>平成 18 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>策定率</td> <td>13.4%</td> <td>64.2%</td> <td>80.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成 17 年度から「各地方公共団体における行政改革大綱の策定状況」同様、団体数で算出。(平成 16 年度は事業数で算出。)また、平成 17 年度数値から、一般会計と一体的に策定している団体についても「中長期的な経営計画」の策定団体としている。</p> <p>「中長期的な経営計画」の策定団体の内訳(平成 18 年度)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>都道府県</td> <td>47 団体 / 47 団体</td> </tr> <tr> <td>政令指定都市</td> <td>15 団体 / 15 団体</td> </tr> <tr> <td>市町村等</td> <td>1,429 団体 / 1,787 団体</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,491 団体 / 1,849 団体</td> </tr> </tbody> </table>		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	策定率	13.4%	64.2%	80.6%	都道府県	47 団体 / 47 団体	政令指定都市	15 団体 / 15 団体	市町村等	1,429 団体 / 1,787 団体	計	1,491 団体 / 1,849 団体																														
	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度																																												
策定率	13.4%	64.2%	80.6%																																												
都道府県	47 団体 / 47 団体																																														
政令指定都市	15 団体 / 15 団体																																														
市町村等	1,429 団体 / 1,787 団体																																														
計	1,491 団体 / 1,849 団体																																														

この政策に掲げている全ての指標は「主な指標」として掲げていたものであるが、「政策評価の点検結果 - 評価の実効性の向上に向けて」（19年3月、総務省行政評価局）の指摘をふまえて、指標の性質等について再検討を行ったところ、これらの指標は地方公共団体の自主的な判断によるものであり、総務省は地方公共団体に対して通知による要請や助言を行うにとどまることから、主な指標として政策の有効性を判断するものではないと認められたため、全ての指標について「主な指標」としてではなく、「参考となる指標」として用いることとした。

（２）平成18年度に目標年度を迎えた指標に係る目標値の達成状況

指標に係る目標値が設定されていない

（３）目標の達成状況の分析

指標の状況は以下のとおりであり、それぞれに有効性が認められる。また、集中改革プランのフォローアップを関係課室で連携し行ったことは、情報の共有化が図れたとともに、地方公共団体の負担軽減にも資したため、効率的であったと評価できる。

ア 各地方公共団体における集中改革プランの公表状況

平成17年3月に策定した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」により、平成17年度から21年度までの具体的な取組を住民にわかりやすく明示した計画（集中改革プラン）を平成17年度中に公表するよう要請したところである。集中改革プランの公表率は、平成18年7月31日現在で都道府県は95.7%、政令指定都市は100%、市区町村では95.1%となっている。地方公共団体が、行政改革の取組を住民にわかりやすく明示し説明責任を果たすという点において、95%を超える団体が公表しており、総務省の施策の有効性が認められる。一方で、未公表の団体もあることから、引き続き早期のプラン公表を促していく必要がある。

イ 地方公共団体における定員管理及び地方公務員給与の適正化の推進等

地方公務員の総数については、平成18年は対前年で4万3,720人減少して過去最大の純減となっている。また、給与については、平成18年のラスパイレス指数が全地方公共団体の平均で98.0と、3年連続して国の給与水準（100）を下回っている。この指標から地方公共団体における行政改革が着実に推進していることが把握でき、総務省の諸施策の有効性が把握できる。

また、定員・給与の公表については、平成18年3月から運用開始している「地方公共団体給与情報等公表システム」における実施率が平成17年度末時点の85.6%から平成18年度末時点には94.7%に上昇し、9割を超える団体で定員・給与の公表を実施しており、地方公務員の給与や定員管理の透明性を高めているという点において有効性が認められる。また、このシステムは、個々の団体が給与・定員管理の情報をホームページで公表し、それを総務省のホームページとリンクさせているため、従来よりも各団体間の比較・分析が容易となり、総務省が各団体の情報を集めて公表するよりも費用対効果が高く、経費も必要最小限であることから、効率性が認められる。

今後、定員については、「地方行革新指針」を踏まえ、引き続き、集中改革プランにおける定員管理の数値目標の着実な達成に取り組むとともに、年度毎の達成状況を検証するなどして、一層の取組を進める必要がある。給与についても、地域民間給与水準のよりの確な反映等に向け、給与構造見直しの着実な推進、人事委員会の機能発揮への取組等が必要である。

ウ 各地方公営企業における経営計画の策定率

地方公営企業における中長期的な経営計画の策定状況については上昇を続けており、地方公営企業の経営健全化・透明性の向上が進展しているといえる。

これらの指標から、地方公共団体における公営企業の健全化が着実に推進することが把握でき総務省の施策の有効性が認められる。

なお、計画策定の準備を進めているものの、未だ当該計画の完成には至っていない団体も存在することから、引き続き改善を促す等の取組が必要である。

4 今後の課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
集中改革プランの取組状況についてフォローアップを継続していくとともに、集中改革プランの未公表団体については公表を促していく。 地方公共団体の積極的な取組について広く国民の理解を得ながら、地方行革の更なる推進をしていく。	予算要求	引き続き所要額の確保が必要
	制度	-
集中改革プランに基づく定員・給与の適正化を一層推進していく。 給与情報等公表システムを活用した給与情報の積極的な開示・公表を徹底していく。	実施体制・事務のやり方等	プラン公表の促進、プラン内容への助言、フォローアップ、啓発広報等の継続実施
	予算要求	-
	制度	-
	実施体制・事務のやり方等	集中改革プランに基づく定員の純減や給与の適正化等について一層の助言等を実施

5 学識経験を有する者の知見の活用等

(1) 学識経験を有する者の知見の活用

ア 「分権型社会に対応した地方行政組織運営の刷新に関する研究会」(座長：岩崎美紀子筑波大学大学院教授、平成15年度～16年度 24回開催)における地方公共団体の行政組織運営に関する意見・議論、地方財政審議会における議論等を課題の把握等に活用した。

イ 「地方公務員の給与のあり方に関する研究会」(座長：塩野宏東京大学名誉教授、平成16年度～17年度 20回開催)において、分権時代に対応するとともに地域の民間給与の状況をよりの確に反映するための地方公務員給与のあり方について検討し、平成18年3月に報告書を取りまとめたところであり、地域民間給与を的確に反映するための制度整備等の検討や課題の把握等に活用した。

(2) 評価に使用した資料等

- 地方公共団体における集中改革プランの公表状況
http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/pdf/060831_1_2.pdf
- 地方公共団体定員管理調査(平成18年12月26日)、地方公務員給与の実態(平成18年12月26日)、地方公共団体給与情報等公表システムによる定員・給与の公表
<http://www.soumu.go.jp/c-gyousei/teiin-kyuuyo.html>

平成19年度実績評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 行政評価局総務課、政策評価官室

評価年月 平成19年6月

1 政策等

政策3

政策評価の推進による効果的かつ効率的な行政の推進及び国民への説明責任の徹底

（政策の基本目標）

各府省及び総務省における政策評価の適切な実施及び質の向上並びに評価結果の政策への適時・的確な反映により、効果的かつ効率的な行政が推進されるとともに、政策評価に関する情報の公開により、国民への説明責任の徹底が図られることを目標とする。

2 政策実施の背景・必要性等

（1）政策実施の背景・必要性

従来、我が国の行政においては、法律の制定や予算の獲得等に重点が置かれ、その効果やその後の社会経済情勢の変化に基づき政策を積極的に見直すといった評価機能は軽視されがちであった。しかしながら、政策は実施段階で常にその効果が点検され、不断の見直しや改善が加えられていくことが重要であり、そのためには、政策の効果について、事前、事後に、厳正かつ客観的な評価を行い、それを政策立案部門の企画立案作業に反映させる仕組みを充実強化することが必要である。政策評価制度は、このような観点から、国民に対する行政の説明責任の徹底、国民本位の効率的で質の高い行政の実現、国民的視点に立った成果重視の行政への転換を図ることを目的として、平成13年1月の中央省庁等改革に伴い導入されたものであり、政策の効果点を点検し、その不断の見直しや改善を図る上で、各府省における評価の実施及びその実効性を高めるための仕組みは、必要不可欠なものである。（平成14年4月から、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）が施行。）

（2）主な施策の概要

ア 政策評価制度の推進

総務省は、上記の政策評価制度の事務を総括する立場から、各府省において政策評価が円滑かつ着実に実施されるよう同制度を推進する役割を担っている。

具体的には、各府省において、政策評価の適切な実施、質の向上、予算要求等の政策への反映及び国民の政策評価に関する認識の向上が図られるよう、政策評価制度の企画立案、各府省の取組状況の把握・分析、各府省に対する情報提供及び取組の督励、調査研究、国民に対する広報活動等を実施している。

平成18年度においては、平成17年12月に改定した「政策評価に関する基本方針」等に基づき、内閣の重要政策に関する評価の徹底、評価と予算・決算との連携強化、評価の重点化・効率化の推進等を図るとともに、「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」（平成18年3月31日閣議決定）に基づき、規制について事前評価を義務付けるため、「行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令」（平成13年政令第323号）の改正を行った（平成19年3月30日閣議決定）。

なお、平成 18 年度における政府全体の政策評価の実施件数は、上記の評価の重点化・効率化や、政策体系上の政策の大括り化が進められた結果、約 4 千件となり、17 年度（約 1 万件）と比較して約 6 千件減少した。

イ 評価専担組織としての政策評価の実施

総務省は、上記アの制度官庁としての役割に加え、府省の枠を超えた全政府的な立場から、政策の統一性又は総合性を確保するための評価（統一性・総合性確保評価）を実施するとともに、各府省の政策評価の実施状況を踏まえ、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動（客観性担保評価活動）を実施するという、各府省とは異なる評価専担組織（評価を専門に実施する組織）として、各府省では担い得ない役割を担っている。

（ア）統一性・総合性確保評価の実施

評価の基本的な方針及び向こう 3 年間に評価の実施を予定するテーマを定めた「行政評価等プログラム」に基づき、府省の枠を超えた全政府的な見地からの評価を実施し、必要な意見を付した評価結果を関係府省の長に通知している。

「統一性・総合性確保評価」とは、複数の府省に共通する制度等について統一的行う評価（統一性確保評価）と、複数の府省にまたがる政策について総合的に行う評価（総合性確保評価）の総称。

平成 18 年度においては、「少年の非行対策に関する政策評価」（総合性確保評価）等 6 件の評価を実施し、「少年の非行対策に関する政策評価」について、意見を付した評価書を関係府省に送付するとともに公表（別紙 1 参照）。

（イ）客観性担保評価活動の実施

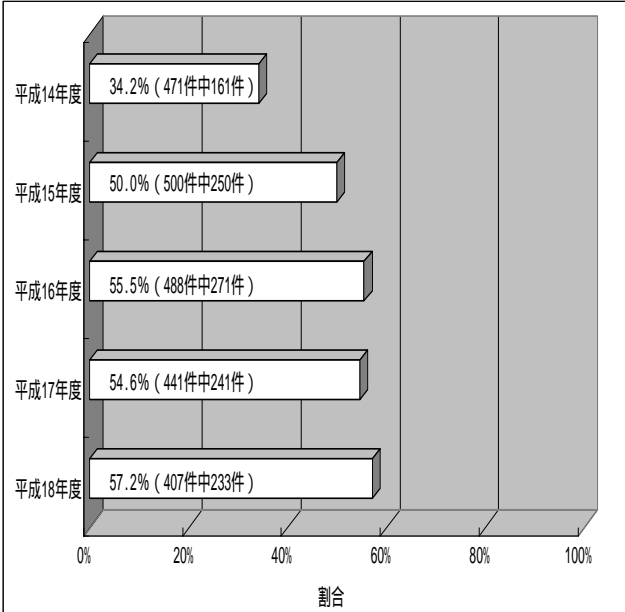
客観性担保評価活動として、各府省が実施した政策評価の実施手続等における客観性・厳格性の達成水準等に関する審査（評価のやり方点検）各府省が実施した政策評価のうち評価結果の妥当性に疑問があるものについて、妥当性の確認のため事実関係の把握・整理を行う認定関連活動（評価の内容点検）を実施し、これらの点検結果を毎年度取りまとめ、各府省に通知している。

（3）関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
行政改革の重要方針	平成 17 年 12 月 24 日 閣議決定	8 政策評価の改善・充実 政策評価の改善・充実を図るため、「政策評価に関する基本方針」（平成 13 年 12 月 28 日閣議決定。平成 17 年 12 月 16 日改定。）等を踏まえ、以下のアからウを始めとする取組を積極的に進める。 ア 施政方針演説等で示された内閣の重要政策を踏まえ、各府省の政策の体系化を図り、それらに応じた政策評価の重点化・効率化を推進する。 イ 政策評価の質の一層の向上を推進するため、政策体系の明示や達成目標の定量化、データ等の公表等に取り組むとともに、政策評価と予算・決算との連携強化を図る。 ウ 政策評価の結果を国民に分かりやすく伝えるよう評価書等の改善を進めるなどにより、国民への説明責任を徹底する。
規制改革・民間開放推進 3 か年計画（再改定）	平成 18 年 3 月 31 日 閣議決定	17 年度重点計画事項 3 規制の見直し基準の策定等 2 規制影響分析（RIA）の義務付け 各府省は引き続き、RIA の試行を積極的に実施するとともに、総務省は引き続き、その実施状況の把握・分析や調査研究を通じて、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」の枠組みの下で、規制について事前評価を義務付けるため必要な措置を講ずる。【平成 18 年度措置】 また、各府省は、事前評価の義務付けに至らない規制についても、積極的かつ自主的にこれを行うよう努めることとし、総務省はこれを促進するために必要な措置を講ずる。【平成 18 年度措置】

3 政策評価の結果等

(1) 主な指標の状況

主な指標	目標値	目標年度	16年度	17年度	18年度																		
各府省における評価の実施及び質の向上 ・総務省による政策評価制度の推進や総務省が行った客観性担保評価活動において明らかになった、各府省における評価の実施状況及び質の向上の状況(実績評価方式における目標の数値化等の割合等)	数値化等の割合の対前年度比増	18年度	数値化等の割合(府省全体)の推移は、次図のとおり。  <table border="1"> <caption>数値化等の割合(府省全体)の推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>割合</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成14年度</td> <td>34.2%</td> <td>161件</td> </tr> <tr> <td>平成15年度</td> <td>50.0%</td> <td>250件</td> </tr> <tr> <td>平成16年度</td> <td>55.5%</td> <td>271件</td> </tr> <tr> <td>平成17年度</td> <td>54.6%</td> <td>241件</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>57.2%</td> <td>233件</td> </tr> </tbody> </table>			年度	割合	件数	平成14年度	34.2%	161件	平成15年度	50.0%	250件	平成16年度	55.5%	271件	平成17年度	54.6%	241件	平成18年度	57.2%	233件
年度	割合	件数																					
平成14年度	34.2%	161件																					
平成15年度	50.0%	250件																					
平成16年度	55.5%	271件																					
平成17年度	54.6%	241件																					
平成18年度	57.2%	233件																					
各府省における評価結果の予算要求等政策への反映 ・政策の改善・見直し等を含む、評価結果の政策への適切な反映状況	-	-	<p>(参考)(評価結果の政策への反映割合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>(2748/2748)</td> <td>(2910/2910)</td> <td>(1834/1834)</td> </tr> </tbody> </table> <p>分母：事後評価実施件数、分子：政策への反映件数(「これまでの取組を継続するもの」を含む。)</p> <p>(政策の改善・見直し等が行われた割合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>19.9%</td> <td>18.6%</td> <td>23.1%</td> </tr> <tr> <td>(548/2748)</td> <td>(540/2910)</td> <td>(424/1834)</td> </tr> </tbody> </table> <p>分母：事後評価実施件数、分子：改善・見直し等実施件数</p>			16年度	17年度	18年度	100%	100%	100%	(2748/2748)	(2910/2910)	(1834/1834)	16年度	17年度	18年度	19.9%	18.6%	23.1%	(548/2748)	(540/2910)	(424/1834)
16年度	17年度	18年度																					
100%	100%	100%																					
(2748/2748)	(2910/2910)	(1834/1834)																					
16年度	17年度	18年度																					
19.9%	18.6%	23.1%																					
(548/2748)	(540/2910)	(424/1834)																					
総務省が行った統一性・総合性確保評価の結果の関係府省における政策への反映状況	評価結果の関係府省における政策への反映	18年度	総務省が行った統一性・総合性確保評価の結果に基づく、平成18年度における関係府省の政策への反映状況については、別紙2のとおり、法律の改正、制度の改変等、業務の改善・見直し等が図られているところであり、関係府省において評価結果の政策への反映が行われた。																				

主な指標	目標値	目標年度	16年度	17年度	18年度
国民の政策評価に関する認識及び政策評価の活用状況	政策評価についての認知度の対前年比増	18年度	政策評価フォーラムにおいて実施したアンケートの回答（「政策評価について知っている」との回答割合）		
			17年度		18年度
			51.1% (194/380)		60.0% (144/240)

（２）平成 18 年度に目標年度を迎えた指標に係る目標値の達成状況

目標年度を迎えた全ての指標において目標値を達成できた

（３）目標の達成状況の分析

ア 有効性

（ア）各府省における評価の実施及び質の向上

「実績評価方式における目標の数値化等の割合」の推移をみると、平成 16 年度までは増加傾向にあったものの、平成 17 年度は 16 年度に比べて横ばいであり、平成 18 年度は 17 年度に比べてわずかではあるが増加している。このことから、「対前年度比増」という本指標の目標は達成しており、有効性は認められるが、引き続き、実績評価方式における目標を数値化等により特定する取組や工夫を進めることが必要である。

可能な限りの検討を行ってもなお目標を数値化等により特定できないものについては、政策の特性等に応じ、総合評価方式や事業評価方式、あるいはこれらの主要な要素を組み合わせた仕組みの適用について検討するなどの見直しを行うことを、各府省に対して通知しており、今後とも、各府省におけるこのような取組を推進していくことが必要である。

また、平成 17 年 12 月の「政策評価に関する基本方針」の改定等による政策評価制度の見直しを踏まえた、各府省における重要政策に関する評価の実施については、経済財政諮問会議や政策評価・独立行政法人評価委員会（政策評価分科会）において、重要な政策や問題のある政策の評価の実施に関して第三者の意見を求めるべきとの指摘等がなされており、今後、重要政策に関する評価の実効性を確保する仕組みについて検討を進めることが必要である。

さらに、規制の事前評価については、「行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令」が改正され、平成 19 年 10 月 1 日からその義務付けがなされることとなった。平成 18 年 9 月末までに 170 件を超える試行的な分析が実施されるなど、規制の事前評価に係る取組は進展しているが、定性的な分析にとどまるものも多く、今後、評価の質の向上も含め、各府省において円滑に実施されるための取組を推進することが必要である。

（イ）各府省における評価結果の予算要求等政策への反映

各府省において評価結果が政策に反映された割合は 17 年度に続いて 100%と、これまでの取組の継続も含め、評価結果の政策への反映が図られており、また、そのうち政策の改善・見直し等に結びついた割合は約 23%と、17 年度に比べて増加していることから、評価結果の政策への反映について着実に成果を上げており、有効性は認められる。

(ウ) 総務省が行った統一性・総合性確保評価の結果の関係府省における政策への反映状況

上記3(1)で記述したとおり、総務省が行った統一性・総合性確保評価の結果は、法律の改正、制度の改変等、業務の改善・見直しに結びつくなど関係府省における政策に反映されており、有効性は認められる。

(エ) 国民の政策評価に関する認識及び政策評価の活用の状況

平成18年度の政策評価フォーラムで実施されたアンケートにおいて、「政策評価について知っている」との回答が60%となり、17年度の51%と比較して増加していることから、一定の有効性は認められるが、引き続き、国民の政策評価に関する認識をより一層高めるための取組が必要である。

イ 効率性

総務省が行った統一性・総合性確保評価については、平成18年度に意見通知を行ったもの(1件)の処理期間(管区行政評価局等による調査結果を本省行政評価局が取りまとめ、意見通知に至るまでの期間)をみると、17年度(1件)に比べて長期間を要している。行政課題の複雑・高度化に伴い、統一性・総合性確保評価の対象テーマも複雑・高度化していること、テーマにより調査や取りまとめの複雑・困難度が異なることから、処理期間が長くなるテーマもあるが、評価結果の早期の政策への反映を図るためには、一層の効率性の向上が必要となっている。

4 今後の課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
政策評価制度に関する見直しを踏まえた各府省における政策評価の実施の推進(目標の数値化等の徹底、重要政策に関する評価の徹底、予算・決算との連携強化等)	予算要求	政策評価・独立行政法人評価委員会(政策評価分科会)における審議体制の強化を検討
	制度	重要政策に関する評価の実効性を確保する仕組みを検討
	実施体制・事務のやり方等	各府省等に対する研修の実施、機構・定員要求を検討
規制の事前評価の円滑な実施の推進	予算要求	現行予算の継続
	制度	ガイドラインの策定等
	実施体制・事務のやり方等	機構・定員要求を検討
政策評価に関する国民の認識と理解の一層の促進	予算要求	現行予算の継続
	制度	現行制度の継続
	実施体制・事務のやり方等	政策評価フォーラムの開催等広報の積極的な展開、機構・定員要求を検討

今後の課題	取組の方向性	
統一性・総合性確保評価の質の一層の向上	予算要求	現行予算の継続
	制度	現行制度の継続
	実施体制・事務のやり方等	研修の充実、調査効率の向上、機構・定員要求を検討
客観性担保評価活動の一層の推進	予算要求	現行予算の継続
	制度	現行制度の継続
	実施体制・事務のやり方等	評価の内容点検の充実・強化、機構・定員要求を検討

5 学識経験を有する者の知見の活用等

(1) 学識経験を有する者の知見の活用

ア 目標設定に活用

- 平成 19 年 5 月 22 日、三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社の高崎正有氏から、3 (1) の「実績評価方式における目標の数値化等の割合」、「国民の政策評価に関する認知度」に係る「向上」(対前年度比増)との目標については、今後見直すべきとの指摘があり、今後の目標設定の際に検討する。

イ 評価書の取りまとめに活用

- 平成 19 年 5 月 22 日、三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社の高崎正有氏から、2 (1) の政策実施の必要性について、政策評価制度がなければどのような問題が発生し得るのかについて記述を加えるべき等の指摘があり、記述を追加する等の修正を行った。

(2) 評価に使用した資料等

- 各府省の政策評価書 (http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku_n/seisaku_fusyou.html にリンク)
- 統一性・総合性確保評価の評価結果 (http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku_n/ketsyuka.html)
検査検定制度に関する政策評価(平成 16 年 4 月公表)、湖沼の水環境の保全に関する政策評価(平成 16 年 8 月公表)、留学生の受入れ推進施策に関する政策評価(平成 17 年 1 月公表)、大都市地域における大気環境の保全に関する政策評価(平成 18 年 3 月公表)、少年の非行対策に関する政策評価(平成 19 年 1 月公表)
- 政策評価の点検結果 - 評価の実効性の向上に向けて - (平成 19 年 3 月公表)
(http://www.soumu.go.jp/hyouka/kyakan_f.htm)
- 平成 18 年度 政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告(平成 19 年 6 月公表)(http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku_n/nenji_houkoku.html)
- 政策評価結果の平成 19 年度予算要求等への反映状況(平成 18 年 9 月公表)
(http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070309_2_a.html)
- 規制影響分析(RIA)の試行的実施状況(平成 18 年 10 月公表)
(http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/061017_1.html)

統一性・総合性確保評価の実施

平成 18 年度に実施した政策評価 (6 件)

テーマ名	意見通知・公表時期
少年の非行対策に関する政策評価 (総合性確保評価)	平成 19 年 1 月 30 日
リサイクル対策に関する政策評価 (総合性確保評価)	(評価実施中)
P F I 事業に関する政策評価 (総合性確保評価)	(評価実施中)
自然再生の推進に関する政策評価 (総合性確保評価)	(評価実施中)
世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策評価 (総合性確保評価)	(評価実施中)
配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価 (総合性確保評価)	(評価実施中)

平成 18 年度に関係府省において評価の結果を政策に反映させた政策評価 (5 件)

テーマ名	意見通知・公表時期
経済協力 (政府開発援助) に関する政策評価 (総合性確保評価)	平成 16 年 4 月 2 日
検査検定制度に関する政策評価 (統一性確保評価)	平成 16 年 4 月 2 日
湖沼の水環境の保全に関する政策評価 (総合性確保評価)	平成 16 年 8 月 3 日
留学生の受入れ推進施策に関する政策評価 (総合性確保評価)	平成 17 年 1 月 11 日
大都市地域における大気環境の保全に関する政策評価 (総合性確保評価)	平成 18 年 3 月 31 日

評価の結果の政策への反映状況

テーマ名	政策の評価の結果の概要	評価の結果の政策への反映状況
経済協力(政府開発援助)に関する政策評価 (総合性確保評価) (平成16年4月2日)	政府開発援助については、一定の評価は得られているものの、効果の発現とその持続性を確保するために、資金協力、技術協力などの各援助形態間や各府省間の連携・調整等に積極的に取り組んでいく必要がある。	成果重視のODAの実現を図るため、被援助国ごとのODAの方針である国別援助計画を新たに4か国策定(計23か国策定済み)する等の取組を行った。
検査検定制度に 関する政策評価 (統一性確保評価) (平成16年4月2日)	規制改革が行われた検査検定制度的については、おおむねコストが減少し、選択の幅が広がっている。各種検査検定制度的について、総務省が用いたコスト分析の手法を最大限活用し、各制度的の目的達成に支障が生じないことを前提としつつ、規制改革を更に推進する必要がある。	検査検定に係るコストの低減や選択範囲の拡大等に資するため、新たに20制度(計88制度)について制度的の改変又はコスト分析を実施した。
湖沼の水環境の 保全に関する政 策評価 (総合性確保評価) (平成16年8月3日)	これまでの湖沼の水質保全政策については、一部湖沼では水質の改善が見られるものの、総体として、期待される効果が十分発現しているとは認められない。 今後は、汚濁原因の的確な把握、湖沼水質保全計画の見直し、同計画に基づく各種施策の着実な実施が必要である。	改正湖沼法に基づき、5指定湖沼の新たな湖沼水質保全計画が策定されるなど、農地・市街地等の非特定汚染源からの汚濁負荷への対策の強化等を推進した。
留学生の受入れ 推進施策に関す る政策評価 (総合性確保評価) (平成17年1月11日)	留学生10万人受入れの目標は、平成15年に既に達成済みであるが、特定国の留学生の割合が高くなっているほか、学業成績が低下している等の状況がみられた。 今後は、厳しい財政状況も考慮しつつ、国費の使用については質の向上へ重点を移すことが必要である。	国費留学生の規模・国別偏りの見直し、質向上のための新たな選考方法の導入のほか、私費留学生からの採用方法の改善等を実施した。
大都市地域にお ける大気環境の 保全に関する政 策評価 (総合性確保評価) (平成18年3月31 日)	大気環境基準の達成率は全体として増加傾向だが、交差点等の周辺地域で長期にわたり未達成であるほか、対策の効果が顕著に発現するはずの対策地域で、著しい改善が見られない。 今後は、有効な局地汚染対策の実施、大気汚染メカニズムの解明、対策地域外からの流入車対策の導入に係る検討等を実施することが必要である。	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法を改正(19年5月)し、局地汚染対策の導入等を行った。

平成19年度実績評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 行政評価局総務課、行政相談課

評価年月 平成19年6月

1 政策等

政策4

行政評価・監視の実施及び行政相談制度の推進による行政制度・運営の改善 (政策の基本目標)

国民に信頼される公正で透明、簡素で効率的な質の高い行政を実現する見地から、行政評価・監視の実施及び行政相談制度の推進を通じて、行政の制度・運営の改善を図る。

2 政策実施の背景・必要性等

(1) 政策実施の背景・必要性

ア 政府には、国民の行政に対する信頼を確保し、簡素で効率的な質の高い行政を実現するため、自ら不十分な点を補う努力を行い、その見直し・改善を進めていく責務がある。行政評価・監視は、こうした責務に応えるため、各府省とは異なる立場から行政の制度・運営の改善を推進するものである。

行政の施策や事業は、開始から時間が経つにつれて十分な効果を上げていないことが判明する場合や、社会経済情勢の変化によってその有効性が薄れる場合があり、これらの状況について、各府省とは異なる中立・公正な立場から行政評価・監視を行う機能は政府部内に必要不可欠なものである。

イ 国民の立場に立ち、国民に信頼される行政の実現を図るためには、国民から直接行政に対する苦情や意見・要望を聞いてその適切な解決や実現を図るとともに、これら国民の声を行政にフィードバックして行政の全般的な改善を図るための仕組みが必要である。

しかしながら、国民が行政に対して苦情や意見を伝えたい場合、どこに申し出たらよいか分からない、また、複数の行政機関にまたがるといった場合も多くあり、国の行政全般に対応できる仕組みがなければ、これらの問題が放置されるおそれがある。

総務省の行政相談は、国民の行政全般に対する苦情や意見・要望を広く受け付け、関係行政機関等にあっせんすることなどにより、その適切な解決や実現の促進を図るとともに、それらを行政の制度及び運営の改善に反映させていくことを目的としているものであり、国民にとって最も身近な相談窓口として必要不可欠な機能である（諸外国においても、多くの国々でこのような仕組みが取り入れられている。）

(2) 主な施策の概要

ア 行政評価・監視は、行政内部にありながらも各府省とは異なる立場の総務省（行政評価局）が、主に合規性、適正性、効率性（能率性）等の観点から各府省の業務の実施状況等を調査し、その結果に基づき、各府省に対して勧告等を行うことにより、行政の制度・運営の改善を図るものである（平成18年度における行政評価・監視の実施状況については別紙1、勧告等実績については別紙2参照）。

イ 総務省の行政相談制度は、国の行政に関する苦情等の適切な解決の促進を図るため、関係機関に必要なあっせんを行い、特に、制度改正等を必要とする問題に関しては、民間有識者で構成される行政苦情救済推進会議に付議し、その意見を踏まえて、関係行政機関にあっせんを行うことにより、苦情等の原因となっている行政の制度・運営の改善を図るものである。

(3) 関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

なし

3 政策評価の結果等

(1) 主な指標の状況

主な指標	目標値	目標年度	16年度	17年度	18年度
行政評価・監視に係る勧告等に基づく関係府省の行政運営の見直し・改善事項数の割合	90%	18年度	(回答)		
			89.2%	94.1%	95.9%
			(その後の改善措置状況)		
			95.4%	98.6%	100.0%
			(14・15年度を含めた状況については別紙4参照)		
具体的な見直し・改善事例	-	-	別紙5参照		
苦情あっせん案件の解決率	90%	18年度	95.1%	95.9%	96.2%
			(14・15年度を含めた状況については別紙6参照)		
解決状況	-	-	別紙7参照		

勧告等から原則として6か月後に、勧告等に対して講じた措置についての「回答」を関係府省から受領し、さらに、「回答」から原則として1年後に「その後の改善措置状況」を受領

(2) 平成18年度に目標年度を迎えた指標に係る目標値の達成状況

目標年度を迎えた全ての指標において目標値を達成できた

(3) 目標の達成状況の分析

ア 有効性

(ア) 行政評価・監視の実施については、平成18年度に受領した「回答」及び「その後の改善措置状況」(別紙3、4参照)によって、勧告等に基づく関係府省の行政運営の見直し・改善事項数の割合及び勧告等に基づく関係府省の行政運営の具体的な見直し・改善事例を指標として勧告等の効果を把握したところ、
、
のいずれの指標においても着実に実績を上げており、効果の発現状況は良好であったことから、有効性が認められる。

(イ) また、行政相談で受け付けた苦情に係るあっせんによる行政運営の改善状況については、目標値を上回っており、また、あっせんにより解決した事例についても、個別の苦情の解決にとどまらず行政運営の改善に大きく寄与した事例(別紙7参照)もみられたことから、効果の発現状況は良好であり、有効性が認められる。

(ウ) 一方で、本政策の対象が各行政機関の業務の実施状況全般にわたることや、行政課題が一層複雑・高度化していること、また、国会審議等において、国民の多様なニーズに応え、その活動が国民に一層理解されるような取組が必要であるといった指摘がなされていること等を踏まえ、更にその充実・強化を図るための取組を行う必要がある。

イ 効率性

(ア) 行政評価・監視については、平成 18 年度に勧告等を行った行政評価・監視の平均処理期間(管区行政評価局等による調査結果を本省行政評価局が取りまとめ、勧告等に至るまでの期間)をみると、17 年度平均に比べて長期間を要している。行政課題の複雑・高度化に伴い、行政評価・監視の対象テーマも複雑・高度化していること、テーマにより調査や取りまとめの複雑・困難度が異なることから、処理期間が長くなるテーマもあるが、早期の行政の制度・運営の改善を図るためには、一層の効率性の向上が必要となっている。

(イ) 総務省の行政相談は、平成 18 年度において約 18 万件の相談を受け付け、処理しているが、このうち、ほぼ 3 分の 2 (約 11 万件) をボランティアとして委嘱する全国約 5,000 人の行政相談委員が受け付けており、職員が直接処理する場合と比較してより少ないコストで業務を行っていること、また、全市町村に配置されている身近な行政相談委員に対して相談を行うことは、利用する国民の側にとって要するコストも低くなることから、行政評価局(本省・地方)と行政相談委員との適切な役割分担の中、効率性が認められる。

4 今後の課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
行政評価・監視に係る勧告等の内容の充実	予算要求	民間専門家の活用の拡大を検討
	制度	現行制度の継続
	実施体制・事務のやり方等	研修・調査研究等の充実、機構・定員要求を検討
国民の多様なニーズに対応した行政評価・監視の実施	予算要求	現行予算の継続
	制度	現行制度の継続
	実施体制・事務のやり方等	実施本数の増、調査効率の向上、機構・定員要求を検討
行政評価・監視並びに行政相談制度及び行政相談委員制度の広報活動の強化	予算要求	新規広報媒体の制作を検討
	制度	現行制度の継続
	実施体制・事務のやり方等	効果の高い広報媒体への掲載等、機構・定員要求を検討

今後の課題	取組の方向性		
行政相談の受付窓口の充実及び地方公共団 体が行う相談業務、総合法律支援に関する 業務等関係機関が行う各種相談業務との連 携強化	予算要求		総合行政相談所（デパート 等に設置）・電話回線数の増 設を検討
	制度		現行制度の継続
	実施体制・ 事務のやり方等		機構・定員要求を検討
行政相談委員に対する研修の充実及び活動 環境の整備等に対する支援による行政相談 委員活動の一層の活性化	予算要求		現行予算の継続
	制度		現行制度の継続
	実施体制・ 事務のやり方等		研修の充実、機構・定員要 求を検討

5 学識経験を有する者の知見の活用等

(1) 学識経験を有する者の知見の活用

評価書の取りまとめに活用

- 平成 19 年 5 月 22 日、三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社の高崎正有氏から、3(3)イの行政相談に係る効率性の分析について、行政相談委員に相談する国民からの観点も記述すべき等の指摘があり、記述を修正した。

(2) 評価に使用した資料等

(行政評価・監視の実施)

- ・ 勧告・回答対照表（平成 14 年度～18 年度受領分）
 - ・ 勧告・その後の改善措置状況に係る回答対照表（平成 14 年度～18 年度受領分）
- （以上、http://www.soumu.go.jp/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka.html）

(行政相談制度の推進)

- ・ 行政相談処理件数（平成 14～18 年度）
 - ・ 苦情あっせん解決事例（平成 18 年度）
- （<http://www.soumu.go.jp/hyouka/kohyo.htm#jirei>）

平成18年度 行政評価・監視の実施状況

名 称	調査着手時期
規制の特例措置の実施状況に関する調査 - 18年度上半期 -	平成18年 4月
労働安全・基準に関する行政評価・監視	平成18年 4月
在外法人の安全対策等に関する行政評価・監視	平成18年 8月
行政手続等における本人確認に関する調査	平成18年 8月
アスベスト対策に関する調査 - 使用状況の実態把握等を中心として -	平成18年 8月
府省共通事務に関する行政評価・監視	平成18年 8月
規制の特例措置の実施状況に関する調査 - 18年度下半期 -	平成18年 10月
輸入農畜水産物の安全性の確保に関する行政評価・監視	平成18年 12月
生活保護に関する行政評価・監視	平成18年 12月

平成 18 年 度 勸告等実績

名 称	勸告等年月日	勸告等対象機関
検査・調査等業務従事者の身分確認に関する調査	平成 18. 4 .25 (大臣通知)	内閣府、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
規制の特例措置の実施状況に関する調査 - 平成 18 年度上半期 - (構造改革特別区域推進本部評価委員会依頼調査)	平成 18. 6 .27 (報告)	構造改革特別区域推進本部 評価委員会に対して報告
感染症対策に関する行政評価・監視	平成 18. 7 .25 (勸告)	厚生労働省
民間団体等を対象とした補助金等に関する行政評価・監視(第2次勸告)	平成 18. 8 .16 (勸告)	文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省
厚生年金保険に関する行政評価・監視	平成 18. 9 .15 (勸告)	厚生労働省
規制の特例措置の実施状況に関する調査 - 平成 18 年度下半期 - (構造改革特別区域推進本部評価委員会依頼調査)	平成 18.11.28 (報告)	構造改革特別区域推進本部 評価委員会に対して報告
地方支分部局等における指導監督行政(立入検査)に関する調査	平成 18.12.19 (局長通知)	厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省
鉄道交通の安全対策に関する行政評価・監視	平成 18.12.22 (勸告)	国土交通省、総務省

平成18年度に受領した「回答」及び「その後の改善措置状況に係る回答」

[回答]

民間団体等を対象とした補助金等に関する行政評価・監視(第1次)
行政手続法の施行及び運用に関する行政評価・監視
IT化推進施策に関する行政評価・監視

[その後の改善措置状況に係る回答]

外国人児童生徒等の教育に関する行政評価・監視
中心市街地の活性化に関する行政評価・監視
医療事故に関する行政評価・監視

勧告等から原則として6か月後に、勧告等に対して講じた措置についての「回答」を関係府省から受領し、さらに、「回答」から原則として1年後に、「その後の改善措置状況に係る回答」を受領

行政評価・監視に係る勧告等に基づく 関係府省の行政運営の見直し・改善の割合

平成18年度に受領した「回答」及び「その後の改善措置状況」について、指摘事項数（見直し・改善を指摘した事項数）に占める改善事項数（関係府省において改善が講じられた事項数）の割合をみると、表1のとおり、目標値90.0%に対して、「回答」では、95.9%、「その後の改善措置状況」では、100.0%となっており、いずれも目標値を上回っている。

表1 平成18年度における改善事項数の割合

区分	指摘事項数	改善検討中 事項数	改善困難 事項数	改善事項数	目標値
回答	219 (100.0%)	7 (3.2%)	2 (0.9%)	210 (95.9%)	90.0%
その後	76 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	76 (100.0%)	

(注) 表中、()内は、全指摘事項数に占める割合を表す。

なお、勧告等に基づく改善措置を講ずるために要する時間が行政分野により異なるので、経年比較は困難な面もあるが、参考までに平成14年度から18年度までの改善事項数の割合をみると、表2のとおり、「回答」、「その後の改善措置状況」とも、各年度90%前後となっている。

表2 平成14年度から18年度の改善事項数の割合

年度	回答				その後の改善措置状況			
	指摘事 項数	改善検 討中事 項数	改善困 難事項 数	改善事 項数	指摘事 項数	改善検 討中事 項数	改善困 難事項 数	改善事 項数
18	100.0%	3.2%	0.9%	95.9%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
17	100.0%	5.8%	0.0%	94.1%	100.0%	1.4%	0.0%	98.6%
16	100.0%	10.8%	0.0%	89.2%	100.0%	4.6%	0.0%	95.4%
15	100.0%	8.9%	0.0%	91.1%	100.0%	3.6%	0.0%	96.4%
14	100.0%	10.9%	0.0%	89.1%	100.0%	10.5%	0.1%	89.4%

具体的な見直し・改善事例(平成18年度)

区分	行政評価・監視名	主な勧告事項	主な改善実績
国民の安全、安心の確保等に関するもの	医療事故に関する行政評価・監視	[医療事故事例を収集・分析等する仕組みの導入] すべての病院及び有床診療所に重大な医療事故事例の報告を義務付け、それらを分析し、有効な再発防止策を医療機関等に対し情報提供する仕組みの導入を推進すること。	平成18年6月末現在、医療事故事例に係る報告義務対象医療機関は273機関 厚生労働省は、今後、医療安全対策を一層推進する観点から、すべての病院等を対象に、重大な医療事故事例の収集・分析を検討
地域の再生、経済の活性化等に関するもの	IT化推進施策に関する行政評価・監視	[地域情報化計画における到達目標等の明確化] 地域情報化を推進するための各種施策が効率的かつ効果的に実施される観点から、電子自治体推進指針に、具体的な各種施策の内容及び事業の目標等を地域情報化計画に盛り込むことの重要性を明記すること。	平成18年7月に電子自治体推進指針を改定し、電子自治体構築計画において具体的な目的等を地域情報化計画に盛り込むことの重要性を明記し、各自治体に周知
経費の効率的利用等に関するもの	民間団体等を対象とした補助金等に関する行政評価・監視(第1次)	[補助金等の整理合理化] 林業生産流通振興民間団体事業費補助金の学校林相談窓口における相談業務について、実績の低い相談窓口の廃止を含め、業務の在り方を見直すこと。	学校林の相談窓口業務については、業務の在り方を見直した結果、今後はこれまでの相談等の情報の蓄積を活用して通常業務の中で相談に対応することとし、当該業務に対する支援を平成17年度限りで中止

苦情あっせん案件の解決率（平成14～18年度）

平成18年度における「苦情あっせん案件の解決率」をみると、下表のとおり、目標値90%に対して、96.2%となっており、目標値を上回っている。

年度	14	15	16	17	18	目標値
解決率	95.7%	93.5%	95.1%	95.9%	96.2%	90%
	(1,325件 / 1,385件)	(1,104件 / 1,181件)	(969件 / 1,019件)	(1,048件 / 1,093件)	(866件 / 900件)	

(注) 当該数値は、本省及び管区行政評価局・行政評価事務所が当該年度に受け付けた苦情案件（行政相談委員から通知を受けた案件を含む。）のうち、関係機関にあっせんを行った案件を対象とした。

なお、行政相談委員が受け付け、処理する苦情案件は、事務処理の遅延、営造物の維持管理等、簡易なもので、かつ、関係機関に通知すれば解決が可能なものとしており、これらの案件以外については、管区行政評価局・行政評価事務所が、行政相談委員からの通知を受け、処理することとしている。

平成18年度における苦情あっせんに基づく 行政の制度・運営の具体的な改善事例

苦情事案については、その事案の内容に応じた関係機関への通知、あっせんなどにより、900件中866件(96.2%)について必要な解決が図られている。

この解決のプロセスの中で、制度改正等を必要とする問題については、民間有識者で構成される行政苦情救済推進会議に付議し、その意見を踏まえたあっせんなどにより、行政運営の改善が図られており、その例を示せば下記のとおり。

事例1 日本学生支援機構の奨学金支給の改善

【苦情要旨】

大学生の子供が受給している独立行政法人日本学生支援機構の奨学金は、4月分については毎年、5月分と合わせて5月になってから支給されているが、4月は、授業料の納付を始め、教科書や教材の購入等に多額の出費を必要とする時期であるので、同月中に支給するようにしてほしい。

【解決状況】

相談を受けた行政評価事務所から連絡を受けた本省において、日本学生支援機構に対し、平成19年度を目標として、継続して貸与を受ける大学生に係る4月分の奨学金の同月中の交付を実現するようあっせんした。

その結果、日本学生支援機構は、平成19年度から、継続して貸与を受ける大学生(平成16年度の場合:42万人)に係る4月分の奨学金を同月中に交付することとした。

事例2 同一市外局番の単位料金区域間で電話をかけた場合のアナウンス内容等の改善

【苦情要旨】

A市とB市は同一の市外局番であるため、A市の職場からB市内の行政機関に市外局番を省略してダイヤルしたところ、「お客様がおかけになった電話番号は、現在使われておりません。番号をお確かめになって、もう一度おかけ直してください。」とのアナウンスが繰り返された。市外局番からかけ直したらつながったが、これではその電話番号が使われていないと誤解するおそれがあるので、改善してほしい。

【解決状況】

市外局番が同じであっても、NTTが定める単位料金区域をまたいで電話をかける場合は、市外局番からダイヤルする必要があったためであったが、相談を受けた管区行政評価局では、管内に所在するNTTの4県の各支店（10市外局番20単位料金区域）に対し、適切なアナウンスへの変更をあっせんした結果、「お客様がおかけになった電話番号には市外局番が必要です。もう一度市外局番からおかけ直してください。」に改善された。

また、その後、この報告を受けた本省行政評価局においても、全国的な課題と判断し、NTT東日本及び西日本の両本社に対し、他の同様な区域（127市外局番307単位料金区域）について改善するようあっせんした結果、全国的にアナウンス内容が改善されることとなった。

事例3 国立大学出願無資格者に対する受験料の返還

【苦情要旨】

国立大学法人福井大学に出願し受験料を納付したが、大学入試センター試験の際の受験科目の選択誤りにより同大学に出願資格がないと判断された者に対しては、受験料を返還してほしい。

【解決状況】

国立大学法人福井大学に対し、大学入試センター試験での科目の選択誤り等によって同大学への出願失格者となった場合も現行の受験料返還事由に含め、事務経費等を除いた受験料の一部返還を検討するようあっせんするとともに、管内の他の国立大学法人に対し参考連絡を行った。

その結果、国立大学法人福井大学は、平成19年度入学選抜から、個別学力検查出願受付後に大学入試センター試験受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した者に対し、申請により受験料の一部を返還することとした。

また、本件が契機となり、社団法人国立大学協会が全国の国立大学法人に対し同様の措置を取るよう要請した結果、平成19年度入学選抜では、福井大学を含む全国の87国立大学が、同様に受験料の一部を返還することとした。

平成19年度実績評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 行政管理局情報公開推進室、個人情報保護室

行政管理局企画調整課行政手続・制度調査室

自治行政局行政課、行政体制整備室

評価年月 平成19年6月

1 政策等

政策5

行政の透明性の向上と信頼性の確保

（政策の基本目標）

国の行政機関等における情報公開、個人情報保護及び行政手続の各制度の適正かつ円滑な運用並びに地方公共団体の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図る。

2 政策実施の背景・必要性等

（1）政策実施の背景・必要性

ア 国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用

（ア）情報公開制度

行政機関及び独立行政法人等の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府及び独立行政法人等の諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。）独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「独法情報公開法」という。）の適正かつ円滑な運用を行う必要がある。

（イ）個人情報保護制度

行政機関及び独立行政法人における個人情報の適正な取扱いを確保するため、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「独法個人情報保護法」という。）の適正かつ円滑な運用を行う必要がある。

イ 行政手続制度の適正かつ円滑な運用

行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、国民の権利利益の保護に資することを目的として、処分、行政指導及び届出に関する手続並びに命令等を定める手続に関し共通する事項を定めた行政手続法（平成5年法律第88号）や、民間企業等の事業活動に係る具体的な行為が特定の法令規定の適用対象となるかどうかについて行政機関があらかじめ回答し当該回答を公表する手続を定める「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」（平成13年3月27日閣議決定）について、適正かつ円滑な運用を行う必要がある。

ウ 地方公共団体の情報公開条例及び行政手続条例の制定及び適正かつ円滑な運用

これからの地方公共団体は、自己決定権の拡大に伴い、住民等への説明責任を果たし、住民等の監視のもとに、公正の確保と透明性の向上を図ることが一層重要となっている。そのため、行政上の意思決定の内容及び過程を住民に明らかにする制度を整備していくことが必要であり、行政機関情報公開法第 26 条、行政手続法第 46 条の規定を踏まえ、情報公開条例、行政手続条例の早期策定を促していく必要がある。

(2) 主な施策の概要

ア 国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用

(ア) 情報公開制度

行政機関情報公開法及び独法情報公開法の適正かつ円滑な運用を確保するため、施行状況調査の実施等により、各行政機関等における開示請求や不服申立ての状況を把握、各行政機関等の担当職員に対する研修・啓発の実施、情報公開・個人情報保護審査会の答申や情報公開法に関する訴訟の判決等から、開示・不開示の判断の際に参考となる事例を整理し、各行政機関に配布している。

(イ) 個人情報保護制度

行政機関個人情報保護法及び独法情報公開法の適正かつ円滑な運用を確保するため、施行状況調査の実施等により、行政機関等における監査・点検・教育研修の状況や個人情報の漏えい等の状況を把握、各行政機関等の担当職員に対する研修・啓発、行政機関等連絡会議による情報共有等を行っている。

また、法施行後に、従来公表していた情報を公表しなくなった、又は公表する幹部職員の情報にバラツキがあるとの指摘に対し、各府省の人事担当部局等と調整しながら、対応を検討した。(平成 19 年 5 月に、国の行政機関における幹部公務員の略歴公表の基本的考え方について取りまとめ、各府省に通知。)

イ 行政手続制度の適正かつ円滑な運用

行政手続法の適正かつ円滑な運用を確保するため、施行状況調査の実施等により、審査基準の設定等を把握、各行政機関等の担当職員に対する研修・啓発等を行っている。特に、平成 18 年 4 月から施行された意見公募手続等については、施行後、1 年しか経過しておらず、周知の徹底を図っている。

また、「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」に基づくいわゆる日本版ノーアクションレター制度の適正かつ円滑な運用を確保するため、実施状況調査の実施等により、照会・回答内容の公表状況の把握等を行っている。

ウ 地方公共団体の行政運営における公正の確保と透明性の向上

情報公開条例、行政手続条例の早期制定を促進し、公正の確保、透明性の向上を行うため、制定状況を調査、公表し、必要に応じ助言を行う。

(3) 関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

なし

3 政策評価の結果等

(1) 主な指標の状況

ア 主な指標

主な指標	目標値	目標年度	18年度
行政機関情報公開法等の施行状況			ア 行政機関情報公開法及び独法情報公開法について、施行状況調査を実施し、公表(18年9月) イ 行政機関個人情報保護法及び独法個人情報保護法について、施行状況調査を実施し、公表(18年9月)
行政手続法の施行状況			行政手続法について、施行状況調査を実施し、公表(18年5月)

各施行状況については、「(3) 目標の達成状況の分析」を参照。

イ 参考となる指標

参考となる指標	16年度	17年度	18年度	
地方公共団体の情報公開条例制定率		平成16年4月	平成17年4月	平成18年4月
	都道府県	47団体 (100%)	47団体 (100%)	47団体 (100%)
	政令指定都市	13団体 (100%)	14団体 (100%)	15団体 (100%)
	市区町村	2,890団体 (92.9%)	2,319団体 (96.5%)	1,822団体 (98.9%)
地方公共団体の行政手続条例制定率		平成16年3月	平成17年3月	平成18年10月
	都道府県	47団体 (100%)	47団体 (100%)	47団体 (100%)
	政令指定都市	13団体 (100%)	13団体 (100%)	15団体 (100%)
	市区町村	3,126団体 (99.5%)	2,516団体 (99.4%)	1,818団体 (99.6%)

昨年度までは主な指標としていたが、情報公開条例、行政手続条例は地方公共団体が自ら制定するものであり、制定率の目標を定め、その達成状況から総務省の政策を評価することは困難であることから、参考となる指標とした。

(2) 平成18年度に目標年度を迎えた指標に係る目標値の達成状況

指標に係る目標値が設定されていない。

(3) 目標の達成状況の分析

ア 国の行政機関の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用

(ア) 情報公開制度

平成 17 年度の行政機関情報公開法等の施行状況調査の結果をみると、開示請求の多くを占める国税庁において、高額納税者の公示期間経過後における公示書の開示請求について不開示決定する取扱いに変更するとともに、その旨を開示請求者等に周知したことにより、請求件数が減少(H16:5.1 万件 H17:4 万件)したことなどから、年々増加していた件数が減少している。

開示請求の件数

	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
行政機関情報公開法	48,670 件	59,887 件	73,348 件	87,123 件	78,639 件
独立行政法人等情報公開法		5,567 件	5,821 件	6,594 件	4,487 件
計	48,670 件	65,454 件	79,169 件	93,717 件	83,126 件

このように、開示請求件数は、行政機関情報公開法等が施行されて初めて減少しているものの、依然、83,126 件と多くの国民に利用されている現状から、本制度については、おおむね適正かつ円滑な運用が確保されており、法の趣旨の徹底等の取組の有効性が認められる。

(イ) 個人情報保護制度

行政機関個人情報保護法及び独法個人情報保護法が施行され、初めての施行状況調査の結果をみると、個人情報保護管理規程等はすべての機関で整備済みであるが、一部の行政機関等において、監査・点検や教育研修などが実施されていない。

監査を実施した機関	行政機関	28 機関 / 40 機関 (70 パーセント)
	独立行政法人	123 機関 / 226 機関 (54.4 パーセント)
点検を実施した保護管理者の割合	行政機関	96.5 パーセント
	独立行政法人	92.3 パーセント
各機関における教育・研修の回数	行政機関	5,151 回
	独立行政法人	729,839 回

また、一部において、漏えい等事案（行政機関で 320 件、独立行政法人で 855 件）が散見されるものの、次のとおり、すべての事案について再発防止策が講じられている。

（単位：件、％）

		行政機関	独立行政法人等
再発防止策を講じた事案の件数		320 (100)	855 (100)
内 訳	管理体制の整備	206 (64.4)	54 (6.3)
	安全管理規定の整備	17 (5.3)	126 (14.7)
	物理的安全管理措置	19 (5.9)	276 (32.3)
	技術的安全管理措置	4 (1.3)	68 (8.0)
	職員の教育・研修	213 (66.6)	669 (78.2)
	職員の監督強化	113 (35.3)	82 (9.6)
	委託先の監督強化	5 (1.6)	111 (13.0)

（注）１．１件の事案において複数の項目に該当するものがあるため、各項目の件数の計と再発防止策を講じた事案の件数とは一致しない。

- ２．「管理体制の整備」は、個人情報保護担当者の指定等体制に係るものをいう。
- ３．「安全管理規定の整備」は、マニュアルの整備等規定に係るものをいう。
- ４．「物理的安全管理措置」は、入退室管理のための施設の整備等をいう。
- ５．「技術的安全管理措置」は、データへのアクセス制限、データの暗号化等をいう。

このように、一部においては、漏えい等事案の発生が見られるものの、すべての事案において再発防止策を講じるなどの措置が図られているところであり、また、各行政機関に対し、このような結果を踏まえ、改めて個人情報の管理等のために必要な措置を講じるよう通知していることなどから、本制度について、おおむね適正かつ円滑な運用が確保されており、法の趣旨の徹底等の取組の有効性が認められる。

また、平成 18 年度には、両制度の適正かつ円滑な運用を確保するため実施している広報活動、調査研究等の契約について、一般的な随意契約から企画競争を経た随意契約に移行するなど、予算執行の効率化のために取り組んでいることも認められる。

イ 行政手続制度の適正かつ円滑な運用

（ア）行政手続法

平成 17 年度に、各府省における行政手続法の施行状況を把握するため、同法の施行状況調査を実施し、平成 18 年 5 月にその調査結果を公表した。（詳細は、平成 18 年度実績評価書に記載のとおり。http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/pdf/060714_1_03_05.pdf）

また、平成 18 年 4 月から施行されている意見公募手続等を含めた行政手続法の内容の周知をより一層徹底し、その適正かつ円滑な運用を推進するため、以下の事項について実施した。

意見公募手続等の説明を加えた行政手続法普及啓発用ブックレット（改定版）（処分、不利益処分、行政指導、届出、意見公募手続等編）（国民向け）及び意見公募手続等普及啓発用パンフ

レット（国民向け）を作成し、経済団体等に配布し、また、総務省ホームページに掲載することにより、行政手続法の内容について周知の徹底を図った。

ブックレットやパンフレットに加えて、Q & A形式を導入しているなどより分かりやすい行政手続法周知・広報用DVD（行政機関職員向け）を行政機関に配布するとともに、行政機関の職員に対する研修について、行政手続・制度調査室から講師を派遣し同DVDを用いて講義等を実施した。

上記の事項を実施したことにより、多くの国民や行政機関に複数手段による制度の認知の機会を提供したことから、行政手続法の内容の周知に関する取組の有効性が認められる。

（イ）「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」

平成 17 年度の各府省における行政機関による法令適用事前確認手続の実施状況を把握するため、同制度の実施状況調査を実施し、平成 18 年 9 月にその調査結果を公表した。調査結果では、平成 17 年度中に、各府省等が、法令適用事前確認手続による国民等からの照会に対し回答及びその結果の公表を行った案件は 8 件であった。

また、「規制改革・民間開放の推進に関する第 3 次答申」における指摘、平成 18 年 11～12 月に実施した意見募集や毎年度行っている実施状況調査の結果等を踏まえ、同制度の対象範

囲を拡大することなどの制度改正及び同制度の周知の徹底や回答期間の短縮化などの運用改善について検討している。

上記の事項を実施したことにより、制度改正や運用改善に向けた取組が進ちよくしていることから、法令適用事前確認手続制度の適正な運用を図る取組の有効性が認められる。

また、閣議決定に基づく意見提出手続（旧制度）は行政手続法の一部に法制化されたところであり、旧制度の実施状況調査については、透明性の確保に留意して必要な調査項目に関してのみ行うこととし、上記の事項を重点的に実施したことから、行政手続制度の取組の効率性が認められる。

ウ 地方公共団体の行政運営における公正の確保と透明性の向上

情報公開条例は、平成 18 年 4 月 1 日現在で、都道府県及び政令指定都市では全団体、市区町村では 98.9%の団体が制定済みである。行政手続条例は、平成 18 年 10 月 1 日現在で、都道府県及び政令指定都市で全団体、市区町村で 99.6%の団体が制定済みである。制定状況を調査、公表し、さらに必要に応じて助言を行ってきたが、未制定団体の中には全国的な制定状況を踏まえて制定に踏み切った団体もあり、このような取組によって未制定団体に対して一定のインセンティブが働いているものと考えられ、取組の有効性が認められる。

制定状況の調査を他の調査と併せて行ったことや、助言等について各種会議等の機会を利用して行ったことは、既存の調査、機会等を有為に活用したものであり、効率的である。

4 今後の課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
<p>引き続き、国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用を確保する必要がある。</p>	予算要求	継続的な予算が必要
	制度	現行制度の継続
	実施体制・事務のやり方等	法の趣旨の徹底、情報提供施策の充実（DVD の活用等）、行政機関及び独立行政法人等の職員への研修の充実
<p>（行政手続法）</p> <p>引き続き、行政手続法の適正かつ円滑な運用を確保する必要がある。特に、行政手続法の施行状況調査で明らかになった実態を踏まえ、審査基準が未設定となっている状況の解消に向けた取組みや、インターネット上での審査基準等の公表の推進に向けた取組みを一層効果的なものとしていくことが課題である。</p> <p>また、意見公募手続等の実施について各府省における同手続の実施状況をフォローアップしていくとともに、同手続の周知を図ることが必要である。</p> <p>（行政機関による法令適用事前確認手続の導入について）</p> <p>「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」における指摘、平成18年11～12月に実施した意見募集や毎年度行っている実施状況調査の結果等を踏まえ、制度改正や運用改善を行う必要がある。</p>	予算要求	継続的な予算が必要
	制度	行政機関による法令適用事前確認手続の導入については、同制度の対象範囲を拡大するなどの制度の改正が必要
	実施体制・事務のやり方等	法の趣旨の徹底 審査基準の未設定状況の解消やインターネット上での審査基準等の公表の推進（各府省への指導強化等） 意見公募手続等及び行政機関による法令適用事前確認手続の実施状況の調査 法令適用事前確認手続の制度の周知や回答期間の短縮化などの運用改善
<p>（情報公開条例・行政手続条例）</p> <p>情報公開条例、行政手続条例の未制定団体に対し、情報公開法、行政手続法の規定を踏まえ、早期に制定するよう、助言等を行っていく必要がある。</p> <p>また、意見公募手続について、行政手続法の規定を踏まえ導入を促進していく必要がある。</p>	予算要求	
	制度	現行制度の継続
	実施体制・事務のやり方等	引き続き助言等を実施

5 学識経験を有する者の知見の活用等

(1) 学識経験を有する者の知見の活用

(国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用)

平成19年6月11日、筑波大学法科大学院藤原教授に実績評価書(案)を提示したところ、指標や今後の課題等について、以下の御指摘をいただいた。

- ・ 行政機関情報公開法等に基づく開示請求件数の減少は、制度の定着に伴うもので、自治体でも見られるところ。これは、制度化に伴い行政機関の情報提供が充実すること、情報公開・個人情報保護審査会における答申等の集積により不開示とすることが認められない範囲が認識されつつあり、請求を求められるまでもなく情報提供するようになっているといったことによるもの。
- ・ 独立行政法人等については、情報公開・個人情報保護審査会に諮問された事案をみても、文書管理や文書の特定など行政機関に比べ徹底していないことから、漏えい等事案の把握については特に留意する必要がある。
- ・ 地方公共団体の情報公開条例に基づく判例については、国の行政機関にとっても有意であるので、収集すべきではないか。
- ・ 法律の立案過程や審議会の議事録などの情報提供は、インターネットの普及などの要因もあるが、情報公開法の施行がきっかけとなり、充実しているといえる。指標として定量化することが難しいとは思われるが、例えば従来から設けられている審議会の議事録の提供状況の掲載数を調べるのも一案ではないか。

(2) 評価に使用した資料等

- ・ 「情報公開法の制度運営に関する検討会報告」(平成17年3月29日情報公開法の制度運営に関する検討会)
http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/050329_1.html
- ・ 「平成17年度における情報公開法の施行の状況について」(平成18年9月総務省行政管理局情報公開推進室)
http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/a_05_f.htm
- ・ 「平成17年度における行政機関及び独立行政法人等の個人情報保護法の施行の状況について」(平成18年9月総務省行政管理局個人情報保護室)
http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/jyohokokai_f.html
- ・ 「行政手続法の施行状況に関する調査結果 - 国の行政機関 - 」(平成18年5月総務省行政管理局)
http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/tetuduki_f.html
- ・ 「行政機関による法令適用事前確認手続(日本版ノーアクションレター制度)の実施状況調査の結果(平成17年度)」(平成18年9月総務省行政管理局)
http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/tetuduki_f.html
- ・ 情報公開条例の制定状況調査の結果(平成18年8月16日総務省自治行政局)
http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/060816_1.html
- ・ 地方公共団体における行政手続条例の制定状況(平成19年3月30日総務省自治行政局)
http://www.soumu.go.jp/iken/070330_1.html

平成19年度実績評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 人事・恩給局総務課

評価年月 平成19年6月

1 政策等

政策6

国家公務員の適正な人事管理の推進

（政策の基本目標）

多様な人材の確保と活用、高齢対策と再就職の適正化、健康管理・安全管理などの国家公務員の人事管理に係る諸施策を適切に実施することにより、政府全体としての適正な人事管理の推進を図る。

2 政策実施の背景・必要性等

（1）政策実施の背景・必要性

国家公務員制度については、複雑多様化する行政課題に迅速かつ的確に対応し、質の高い行政サービスを実現するとともに、行政に対する国民の信頼を確保するためには、人事管理面からも各府省が連携し、政府全体として適正な人事管理を推進することが必要である。

そのような中で総務省は、各府省が行う人事管理に関し、政府全体としての統一保持を図るために、各府省を通ずる国家公務員の人事管理の統一的指針である人事管理運営方針を毎年定めるなど、その総合調整を行っている。

（2）主な施策の概要

ア 公務における多様な人材の確保と活用

全政府的な人事管理施策の一環として、政府職員としての一体感の醸成、幅広い視野の育成等を図る機会を提供し、各府省の枠を超えた能力開発・啓発を図る。また、行政課題に迅速かつ的確に対応するために外部からも多様な人材を得る。

加えて、内閣官房と協力して、総人件費改革の一環としての国の行政機関の定員純減を円滑に進めるため、合理化される部門の職員について他府省等へ配置転換を行う取組（平成19年度～22年度の4年間において実施。「国家公務員の配置転換、採用抑制等に関する全体計画」（平成18年6月30日国家公務員雇用調整本部決定、平成18年12月26日最終改正）に基づき取組を開始。）を進める。

イ 国家公務員の高齢対策と再就職の適正化

再任用制度を基本とする高齢国家公務員の雇用の計画的推進、退職後の生活をも視野に入れた職員の生活設計の支援のための退職準備・生涯生活設計プログラムの導入、試行人材バンク等による再就職の公正性・透明性の確保を図る。

ウ 国家公務員の健康管理・安全管理施策の推進

「国家公務員福利厚生基本計画」（平成3年3月20日内閣総理大臣決定、平成18年3月17日最終改正）に基づき、職員の活力の維持、志気の高揚を図り、職員の福利厚生の充実に努める。

(3) 関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
施政方針演説	平成 19 年 1 月 26 日	国と地方の行財政改革の推進 国の行政機関の定員について、5 年間で約 1 万 9 0 0 0 人以上の純減を確実に実施するなど、公務員の総人件費を徹底して削減します。公務員制度改革については、新たな人事評価を導入して、能力本位の任用を行うとともに、官と民が互いの知識、経験を活かせるよう、官民の人事交流を更に推し進めます。予算や権限を背景とした押し付け的なあっせんによる再就職を根絶するため、厳格な行為規制を導入します。
経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006	平成 18 年 7 月 7 日	「簡素で効率的な政府」への取組 (官民の人事交流の強化・拡大) 官民の人事交流については、更に環境整備に努め、交流を強化し、幹部級は、業務内容に応じ数値目標を掲げた推進を目指す。

3 政策評価の結果等

(1) 参考となる指標の状況

参考となる指標	16 年度	17 年度	18 年度
人事管理運営方針のフォローアップ結果	同右	同右	次年度の人事管理運営方針の策定に合わせて、当年度の同方針の実施状況調査を実施し、講じた施策・措置や問題点を把握。以後の施策検討に活用。

参考となる指標	16年度	17年度	18年度
<p>各種人事交流の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間から国への職員の受入数 ・国から民間への派遣数（注） ・国から地方公共団体への出向者 ・地方公共団体から国への出向者 ・各府省間（他府省へ）の出向者 <p>（注）国から民間への派遣者数については、官民人事交流法によるものの数値である。</p>	<p>680人</p> <p>7人</p> <p>1,661人</p> <p>1,692人</p> <p>-</p>	<p>839人</p> <p>12人</p> <p>1,613人</p> <p>1,764人</p> <p>2,128人</p>	<p>1,058人</p> <p>16人</p> <p>1,590人</p> <p>1,873人</p> <p>2,184人</p>
<p>女性国家公務員の採用の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員採用 種試験等 ・うち事務系区分(行政、法律、経済) ・国家公務員採用 種試験等 	<p>19.3%</p> <p>21.3%</p> <p>28.2%</p>	<p>20.4%</p> <p>21.5%</p> <p>25.9%</p>	<p>21.2%</p> <p>22.4%</p> <p>26.4%</p>
<p>国家公務員高齢者雇用推進に関する方針の推進状況</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>国家公務員高齢者雇用推進専門部会を開催することなどにより、必要な情報交換等を実施。各府省においては、これらを踏まえて、職員等への再任用制度の周知、業務運営等の見直し等を実施。</p>

参考となる指標	16年度	17年度	18年度
退職準備プログラム等の導入状況			
・担当者講習会の中央での開催状況	1回	1回	1回
・担当者講習会の地方での開催状況	3回	3回	3回
・高齢期にある職員に対するセミナーの開催状況	2回	2回	2回
・退職準備プログラムの実施状況	全府省	全府省	22府省
・生涯生活設計プログラムの実施状況	11府省	8府省	16府省
健康管理・安全管理施策の実施状況			
・各府省の担当者に対する健康管理の講習会の実施状況	中央で1回	中央で1回	中央で1回
・各府省の担当者に対する安全管理の講習会の実施状況	中央で1回	中央で1回	中央で1回
・各府省のカウンセラーに対する講習会の実施状況	全国5か所にて各1回開催	全国5か所にて各1回開催	全国5か所にて各1回開催
・各府省の管理監督者に対するメンタルヘルスセミナーの実施状況			全国3か所にて各1回開催

(2) 平成18年度に目標年度を迎えた指標に係る目標値の達成状況

指標に係る目標値が設定されていない。

(3) 目標の達成状況の分析

ア 有効性

(ア) 公務における多様な人材の確保と活用

- ・ 各種啓発事業については、事業実施直後における参加者に対するアンケート結果では、事業内容に対し、約9割が満足と回答しており、各府省の適正な人事管理に役立っていると考えられることから、政策の有効性が認められる。
- ・ 各府省に対し、各種人事交流状況の調査を実施し、「民間から国への職員の受入状況」、「国と地方公共団体との間の人事交流状況」、「府省間人事交流の実施状況」として公表している。この結果では、多くの交流が実現しており、各府省の適正な人事管理に役立っていると考えられることから、政策の有効性が認められる。

平成18年度においては、交流元企業との雇用関係が継続している者の交流採用を可能とすること等を内容とする官民人事交流法の改正を行い、民間企業からの交流採用を拡大するための制度改善を行った。また、人事院と連携し、民間企業を対象とした官民人事交流に係る説明会を日本経団連の協力を得て東京及び大阪で開催するなど、各府省・民間企業の官民人事交流希望についての情報を募り、交流実現に資する施策を実施し、官民人事交流を推進した。

さらに、官民人事交流の抜本的拡大に向けた施策を展開するため、国・経済界・有識者等が

らなる官民交流推進体制の整備及び民間企業に対する官民交流制度の周知及び活用促進に係る所要の経費が19年度予算において計上されたところ。

- ・ 女性国家公務員の採用の拡大状況等について、平成22年度ころまでの政府全体としての女性の採用割合の目安として、国家種試験の事務系区分試験（行政、法律、経済）については、30%程度まで採用割合を高めるとされているところ、平成18年度における当該区分試験の採用者のうち、女性の割合は22.4%にとどまっているが、17年度と比べると0.9ポイント増加しており、各府省の適正な人事管理に役立っていると考えられることから、有効性が認められる。

また、国家種試験等及び国家種試験等については、平成17年度と比べて国家種試験等については0.5ポイント、国家種試験等については2.2ポイント、いずれも採用者に占める女性の割合が増加しており、各府省の適正な人事管理に役立っていると考えられることから、有効性が認められる。

- ・ 配置転換の取組については、平成19年度の配置転換目標数728人を上回る748人の内定（国の行政機関以外も含む。）という成果を得ており、総人件費改革の一環である国の行政機関の定員純減に貢献していることから、有効性が認められる。

今後、さらに対象部門の職員の意識を喚起し、2年目以降も円滑に配置転換を進めるためには、研修を通じた関係者に対する支援、国の行政機関以外への協力要請などがより重要になると考えられる。

（イ）国家公務員の高齢対策と再就職の適正化

- ・ 退職準備プログラムについては、平成17年度の全府省で実施から、18年度は22府省（講習会への斡旋等を含む）で実施へと減少しているが、減少分のその他の府省については、「対象者が限られているため、必要に応じ人事担当者が個別に対応」しているケースや、「過去の年度において既に対象者に実施済」等であり、詳細に調査した結果区別することとなったものであることから、実際には17年度の実施状況と変わらない現状であった。

このように、引き続きすべての府省で、実情に応じて退職準備プログラムが実施されており、各府省の適正な人事管理に役立っていると考えられることから、有効性が認められる。

- ・ 生涯生活設計プログラムについては、平成17年度の8府省で実施から、18年度は16府省（講習会への斡旋等を含む）で実施へと増加しており、各府省の適正な人事管理に役立っていると考えられることから、有効性が認められる。
- ・ 試行人材バンクについては、営利企業等に対して積極的な周知活動を行うとともに、求人開拓への民間事業者の活用、対象職員の範囲の拡大を図るなど、運用を通じた改善を行った。今後も、実効性ある人材バンクの在り方について、引き続き検討を行う必要がある。

なお、平成19年4月24日に閣議決定された「公務員制度改革について」において、国家公務員の再就職の援助等については、内閣府に設置する官民人材交流センターに一元化することとされたところである。

(ウ) 国家公務員の健康管理・安全管理施策の推進

- 各府省の担当者に対する健康管理、安全管理の講習会、各府省のカウンセラーに対する講習会、各府省の管理監督者に対するメンタルヘルスセミナーについては、講習会終了後、参加者に対して実施内容等に関するアンケートを実施することにより意見等を把握した結果、充実した内容であるとの評価が多数であったこと、また、各府省の健康管理等の担当者から多数の参加要望もあることから、各府省の適正な人事管理に役立っていると考えられることから、政策の有効性が認められる。これらの状況を踏まえ、以後の講習会の内容等の充実に資することとした。

イ 効率性

各施策を進めていく上で、以下のように、必要最小限の所要経費として実施するよう努めた。

- 各種啓発事業については、業者が印刷する報告書から電子データ等へ変更することにより、経費を軽減した。
- 平成18年度の女性国家公務員の採用の拡大状況等のフォローアップ調査については、人事院と共同で実施し、人事院で別途実施している各種調査の結果データを利活用することで調査できるフォローアップ項目については新規に調査票の提出を求めないこととすること等により、各府省の調査に係る負担を軽減した。

4 今後の課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
<p>(職員の能力開発・啓発)</p> <p>各種啓発事業の内容の充実を図るほか、官民両方の参加を得て行う事業については、参加しやすい実施時期等を考慮し調整する必要がある。</p>	<p>予算要求</p>	<p>継続的な予算が必要</p>
	<p>制度</p>	<p>現行制度を継続</p>
	<p>実施体制・事務のやり方等</p>	<p>啓発事業の実施時期等を検討</p>
<p>(人事交流による幅広い人材の確保の推進)</p> <p>引き続き各種交流状況を調査し、的確な状況把握につとめる必要がある。官民人事交流の拡大に向け、引き続き人事院と連携し、経済団体の協力を得て、各府省・民間企業の官民人事交流希望についての情報を募り、交流実現に資する説明会の充実を図る必要がある。国・経済界・有識者等からなる官民交流推進体制を整備し、官民人事交流の拡大方策等についての検討を行う必要がある。</p>	<p>予算要求</p>	<p>継続的な予算が必要</p>
	<p>制度</p>	<p>現行制度を継続</p>
	<p>実施体制・事務のやり方等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各府省にかかる各種交流状況の調査及び公表 全国5ブロックでの官民交流説明会の実施 官民人事交流の拡大方策等についての検討

今後の課題	取組の方向性	
<p>(女性国家公務員の採用の拡大)</p> <p>女性国家公務員の採用の拡大状況等のフォローアップ調査・公表については、女性受験者のニーズを踏まえ、女性の採用の拡大に資する内容とすべく検討を進めるほか、内閣府及び人事院と連携しつつ、各府省における採用・登用拡大計画に沿った取組状況についての調査及びこれに基づく適確な情報提供を行うなど、女性国家公務員の採用・登用の促進に資するための方策について検討を進める必要がある。</p>	予算要求	- 予算対応なし
	制度	現行制度を継続
	実施体制・事務のやり方等	各府省における取組状況についての更なる調査及びこれに基づく適確な情報提供が必要
<p>(配置転換の取組)</p> <p>今後の配置転換の取組を円滑に行うためには、配転異動職員へのアフターケアや送出、受入双方の関係者への研修を充実させる必要がある。</p> <p>また、国の行政機関以外の機関に協力要請を行う等により、職員の選択肢を広げる必要がある。</p>	予算要求	継続的な予算が必要
	制度	現行制度を継続
	実施体制・事務のやり方等	<ul style="list-style-type: none"> ・配転異動職員へのアフターケアの充実を検討 ・送出、受入双方の担当者向け研修会の充実を検討 国の行政機関以外への協力要請の拡大を検討
<p>(退職後の生活設計等に対する支援の拡充)</p> <p>職員のライフスタイルの多様化等を踏まえて、退職後の生活をも視野に入れた職員の生活設計を支援する退職準備プログラム等について、その効果的な実施のための検討を進めるとともに、施策の内容の充実を図る。</p>	予算要求	継続的な予算が必要
	制度	現行制度を継続
	実施体制・事務のやり方等	講習会等の充実を検討

今後の課題	取組の方向性	
(再就職の公正性・透明性の確保) 引き続き、実効性ある人材バンクの在り方について検討を行うため、試行人材バンクの着実な運用と必要に応じた機能等の見直しを図るとともに、積極的な周知活動や求人開拓を行うほか、「公務員制度改革について」(平成19年4月24日閣議決定)において、国家公務員の再就職の援助等を行うため内閣府に設置することとした官民人材交流センターの制度設計を踏まえ、制度の見直しを含めた検討を行う必要がある。	予算要求	予算の縮小・廃止について検討
	制度	制度の廃止について検討
	実施体制・事務のやり方等	実施体制の縮小、取組の廃止について検討
(健康管理・安全管理施策の推進) 各府省の担当者及びカウンセラーに対する講習会等について、内容の充実が必要である。	予算要求	継続的な予算が必要
	制度	現行制度を継続
	実施体制・事務のやり方等	講習会等の充実を検討

5 学識経験を有する者の知見の活用等

(1) 学識経験を有する者の知見の活用

平成19年5月10日、本政策の評価の在り方について、早稲田大学大学院公共経営研究科の山田治徳教授に御意見を伺ったところ、以下のような御指摘をいただいた。

- ・ 「参考となる」指標であるため、やむを得ない面はあるが、数値化されている指標がアウトプット指標ばかりであるので、本指標による評価だけではなく、各施策・事業のニーズ調査や講習等参加者への意見の聴取なども併せて行うことが必要ではないか。

(2) 評価に使用した資料等

- ・ 啓発事業に係るアンケート結果
- ・ 各種交流状況調査の結果
 - 「民間から国への職員の受入状況」(平成19年1月19日公表)
http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070119_1.html
 - 「国と地方公共団体との間の人事交流状況」(平成19年1月19日公表)
http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070119_2.html
- ・ 女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果(平成18年10月25公表)
http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/061025_3.html
- ・ 平成19年度の配置転換目標数
 - 「平成19年度の配置転換・採用抑制等に関する実施計画」(平成18年6月30日国家公務員雇用調整本部決定)
- ・ 平成19年度の配置転換内定者数(平成18年12月22日公表)
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/koumuin/index.html>

平成19年度実績評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 自治行政局行政課、合併推進課、行政体制整備室

評価年月 平成19年6月

1 政策等

政策7

分権型社会に対応した地方制度・地方行政体制の整備等

（政策の基本目標）

地方公共団体の自主性及び自律性を拡大させるための地方制度を整備するとともに、地方行財政基盤の強化、行政運営の質の向上等を通じ、地方行政体制の確立を推進する。

2 政策実施の背景・必要性等

（1）政策実施の背景・必要性

明治以来の中央集権型行政システムは、わが国の急速な近代化と経済発展に寄与してきた面と、権限・財源・人間、情報を過度に中央に集中させ、地域社会の自治を制約し、地方の活力を奪うという面の、功罪両面があるが、近年わが国の政治・行政を取り巻く国際・国内の環境は急速に大きく変貌してきており、中央集権システムは弊害面を目立たせることになってきている。

地方公共団体は、地域住民のニーズに速やかに対応し、各地域が個性を生かした多様で活力あふれる地域づくりを進めることができるよう、分権型行政システムへの転換が求められており、地方分権を総合的かつ計画的に推進するため、平成11年に地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）が成立した。

政府においては、「地方の活力なくして国の活力なし」との考え方の下、やる気のある地方が様々な行政分野において自由に独自の施策を展開できるようにし、魅力ある地方をつくることが重要であると認識しており（所信表明演説、平成18年9月29日）、地方公共団体は主体的に行財政基盤の強化等を通じ、分権型の地方行政体制を確立することが求められている。

このため、総務省としても、国と地方の役割分担を徹底して見直し、地方公共団体への権限、財源の移譲を進め、地方の自立と責任を確立するための施策の立案や情報提供等に取り組むことにより、地方公共団体への支援を行う必要がある。

（2）主な施策の概要

ア 分権型社会に対応した地方制度のあり方の検討

第28次地方制度調査会の答申等を踏まえ、地方公共団体の自主性・自律性の拡大、地方議会制度の見直し、大都市制度の見直しを内容とする地方自治法の一部改正を行うとともに、引き続き地方分権を推進し、分権型社会に対応した地方制度のあり方等の検討を行う。

イ 市町村合併の推進

基礎自治体である市町村の規模、能力の充実、行財政基盤の強化を図るためには、市町村合併を推進することが必要であり、合併市町村の新しいまちづくりの取組を着実に支援するとともに、

引き続き、自主的な市町村合併を積極的に推進していく。

ウ 行政運営の質の向上、公正の確保、透明性の向上（再掲）

行政改革大綱に基づく具体的な取組を集中的に実施するため、集中改革プランを作成し公表することを要請するとともに、国民に対する説明責任を果たす観点から、毎年度フォローアップを実施し、その結果を広く国民に公表することで地方公共団体の行政運営の質の向上を促進する。

また、自己決定権の拡大に伴い、住民等への説明責任を果たし、住民等の監視のもとに、公正の確保と透明性の向上を図ることが一層重要となり、情報公開条例（要綱を含む。以下同じ。）行政手続条例（要綱を含む。以下同じ。）の制定が必要である。制定を促進し、公正の確保、透明性の向上を行うため、制定状況を調査、公表し、必要に応じ助言を行う。

（３）関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
今後の行政改革の方針（閣議決定）	平成 16 年 12 月 24 日	引き続き自主的な市町村合併を積極的に推進し、行財政基盤を強化する。 地方公共団体の行政改革については、これまでも平成 9 年の「地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針」等に基づき地方公共団体に積極的な推進を要請し、各地方公共団体において真摯に取組が行われてきているところであるが、社会経済情勢の変化を踏まえ更に積極的な取組を促進するため、行政改革推進のための新たな指針を策定する。
平成 18 年 1 月 施政方針演説	平成 18 年 1 月 20 日（第 164 回）	（簡素で効率的な政府の実現） 3,200 あった市町村が、今年度末には 1,800 になります。これに伴い、市町村の議員数は 1 万 8,000 人減ります。引き続き市町村合併を推進するとともに、北海道が道州制に向けた先行的取組となるよう支援いたします。
経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006	平成 18 年 7 月 7 日	第 3 章 財政健全化への取組 - 1 . 歳出・歳入一体改革に向けた取組 - (4) 第 期目標の達成に向けて - 歳出改革 - 各分野における歳出改革の具体的内容 - 地方財政 住民の視点に立った地方公共団体の自発的な取組が促進されるような制度改革を行う。そのため、再建法制等も適切に見直すとともに、情報開示の徹底、市場化テストの促進等について地方行革の新しい指針を策定する。
平成 18 年 9 月 所信表明演説	平成 18 年 9 月 29 日（第 165 回）	（活力に満ちたオープンな経済社会の構築） 地方の活力なくして国の活力はありません。やる気のある地方が自由に独自の施策を展開し、「魅力ある地方」に生まれ変わるよう、必要となる体制の整備を含め、地方分権を進めます。
平成 19 年 1 月 施政方針演説	平成 19 年 1 月 26 日（第 166 回）	（魅力ある地方の創出） 地方分権を徹底して進めます。「新分権一括法案」の 3 年以内の国会提出に向け、国と地方の役割分担や国の関与の在り方の見直しを行います。

3 政策評価の結果等

(1) 参考となる指標の状況

ア 分権型社会に対応した地方制度の状況（検討状況含む）

平成17年12月9日に第28次地方制度調査会から、「地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」が内閣総理大臣に提出されたところであり、この答申等を踏まえた、地方公共団体の自主性・自律性の拡大、地方議会制度の見直し、大都市制度の見直しを内容とする地方自治法の一部を改正する法律案が平成18年3月7日に国会に提出され、国会での審議を経て平成18年5月31日に成立し、平成18年6月7日に公布された。このうち、大都市制度の見直しにより、新たに13市が中核市の指定要件を満たすこととなり、現在1市が移行への検討を始めている。

さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)を受けて、新たな地方分権改革の推進体制等を定める地方分権改革推進法案が平成18年10月27日に国会提出され、国会審議を経て、平成18年12月8日に成立、平成18年12月15日に公布、平成19年4月1日に施行されたところである。

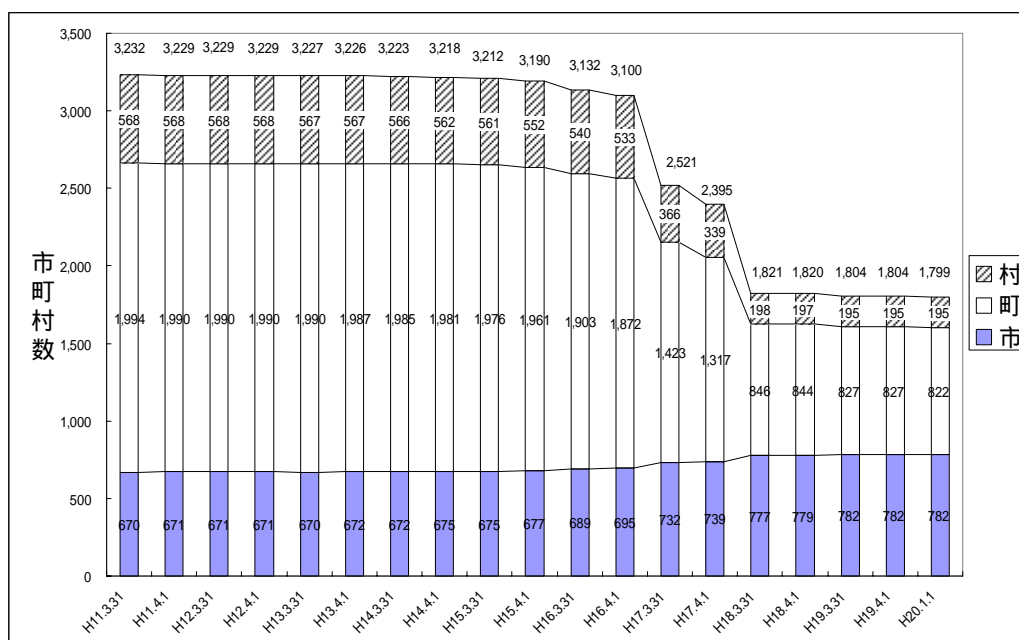
イ 市町村合併の状況

参考となる指標	17年度末	18年度末	19年度(～H20.1)
(ア) 合併件数(下記参照)	325	12	3
(イ) 合併後の市町村数(下記参照)	2521	1821	1799
(ウ) 人口規模別の市町村数(下記参照)	-	-	-
うち人口1万人未満の市町村数	978	504	491

(ア) 合併件数

	件数	合併関係市町村数	市町村数	
			前年度末	当年度末
H11年度	1	4	3,232	3,229
H12年度	2	4	3,229	3,227
H13年度	3	7	3,227	3,223
H14年度	6	17	3,223	3,212
H15年度	30	110	3,212	3,132
H16年度	215	826	3,132	2,521
H17年度	325	1,025	2,521	1,821
H18年度	12	29	1,821	1,804
H19年度(H20.1.1まで)	3	8	1,804	(1,799)
計	597	2,030		

(イ) 合併後の市町村数（市町村数の推移）



(ウ) 人口規模別の市町村数

	H11.3.31			H20.1.1		
	団体数	人口	面積(km ²)	団体数	人口	面積(km ²)
50万人以上	21	24,459,688 (20.8%)	7,910 (2.1%)	27	30,338,078 (25.4%)	14,058 (3.8%)
30万人以上50万人未満	43	16,672,731 (14.2%)	11,025 (3.0%)	45	17,250,135 (14.5%)	15,880 (4.3%)
20万人以上30万人未満	41	10,139,015 (8.6%)	7,624 (2.1%)	41	10,028,760 (8.4%)	11,884 (3.2%)
10万人以上20万人未満	115	15,609,766 (13.3%)	13,901 (3.7%)	149	20,515,568 (17.2%)	39,034 (10.5%)
5万人以上10万人未満	227	15,738,410 (13.4%)	24,690 (6.7%)	277	19,207,469 (16.1%)	60,604 (16.3%)
3万人以上5万人未満	262	10,015,674 (8.5%)	30,248 (8.2%)	265	10,242,556 (8.6%)	55,919 (15.1%)
1万人以上3万人未満	986	16,820,311 (14.1%)	101,818 (27.4%)	504	9,108,740 (7.6%)	86,526 (23.3%)
1万人未満	1,537	8,347,037 (7.1%)	173,826 (46.8%)	491	2,587,035 (2.2%)	87,347 (23.5%)
全国計	3,232	117,602,632 (100.0%)	371,040 (100.0%)	1,799	119,278,341 (100.0%)	371,252 (100.0%)
(参考)全国平均		36,387	114.8		66,303	206.4

※ H11.3.31の人口は、平成7年国勢調査人口による。
 ※ H20.1.1の人口は、平成17年国勢調査人口による。
 ※ H11.3.31の面積は、「全国市町村要覧(平成10年度版)」の面積による。
 ※ H20.1.1の面積は、「全国市町村要覧(平成18年度版)」の面積による。
 ※ H19.4.16 官報告示分までのもの。

ウ 地方公共団体の集中改革プランの公表状況（再掲）

	平成18年7月
都道府県	45 団体 (95.7%)
政令指定都市	15 団体 (100.0%)
市区町村	1,436 団体 (95.1%)

エ 地方公共団体の行政運営における公正の確保と透明性の向上

ア 地方公共団体の情報公開条例制定率（再掲）

	平成 16 年 4 月	平成 17 年 4 月	平成 18 年 4 月
都道府県	47 団体 (100%)	47 団体 (100%)	47 団体 (100%)
政令指定都市	13 団体 (100%)	14 団体 (100%)	15 団体 (100%)
市区町村	2,890 団体 (92.9%)	2,319 団体 (96.5%)	1,822 団体 (98.9%)

イ 地方公共団体の行政手続条例等制定率（再掲）

	平成 16 年 3 月	平成 17 年 3 月	平成 18 年 10 月
都道府県	47 団体 (100%)	47 団体 (100%)	47 団体 (100%)
政令指定都市	13 団体 (100%)	13 団体 (100%)	15 団体 (100%)
市区町村	3,126 団体 (99.5%)	2,516 団体 (99.4%)	1,818 団体 (99.6%)

(2) 平成 18 年度に目標年度を迎えた指標に係る目標値の達成状況

指標に係る目標値が設定されていない

(3) 目標の達成状況の分析

ア 分権型社会に対応した地方制度のあり方の状況

3(1)アに記載のとおり、第28次地方制度調査会からの答申等を踏まえた地方自治法の一部を改正する法律案が国会に提出され、審議を経て成立したところであり、地方の自主性・自律性の確保や議会制度の充実、中核市の指定要件の緩和等が図られる内容とされたことから、分権型社会に対応した地方制度の確立のために必要な施策として有効であったと認められる。

また、新たなる地方分権改革のための推進体制を規定する「地方分権改革推進法」が平成18年12月7日に成立し、今後、「新地方分権一括法案」の3年以内の国会提出に向け、国と地方の役割分担や国の関与の在り方の見直し等を行っていくこととなった。このことから、内閣府に地方分権改革推進委員会が設置されたところであり、引き続き、総務省としても分権型社会に対応した地方制度のあり方等の検討を行い、地方分権改革推進法に基づき地方分権を積極的に推進していく必要がある。

イ 市町村合併の推進

合併特例法及び平成17年施行の合併新法のもと、市町村合併により、平成20年1月までに、全国の市町村は1,799に再編され、財政措置が大きく拡充された平成11年法改正前の平成11年3月末と比較して、1,433市町村が減少した。

市町村合併の推進により、市町村の行財政基盤が強化され、分権型社会に対応した地方行政体制の整備が進められており、当該施策の有効性が認められる。また、合併前の市町村と合併後の予算を比較した場合、合併を行うことにより人件費や維持管理費の削減が達成されており、市町村合併の推進により行政コストの削減が見られるため効率性が認められ、2016年度以降において、年間約1.8兆円の効率化が推計される。しかしながら、地方財政は引き続き極めて厳し

い状況にあることから、「市町村合併後の自治体数は1,000を目標とする」という与党の方針を踏まえ、引き続き、自主的な市町村合併を積極的に推進していく必要がある。

ウ 各地方公共団体における集中改革プランの公表状況（再掲）

平成17年3月に策定した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」により、平成17年度から21年度までの具体的な取組を住民にわかりやすく明示した計画（集中改革プラン）を平成17年度中に公表するよう要請したところである。集中改革プランの公表率は、平成18年7月31日現在で都道府県は95.7%、政令指定都市は100%、市区町村では95.1%となっている。地方公共団体が、行政改革の取組を住民にわかりやすく明示し説明責任を果たすという点において、総務省の施策の有効性が認められる。一方で、未公表の団体もあることから、引き続き早期のプラン公表を促していく必要がある。

集中改革プランのフォローアップを関係課室で連携し行ったことは、情報の共有化が図れたとともに、地方公共団体の負担軽減にも資したため、効率的であったと評価できる。

エ 地方公共団体の行政運営における公正の確保と透明性の向上（再掲）

地方公共団体における情報公開条例は、平成18年4月1日現在で、都道府県及び政令指定都市では全団体、市区町村では98.9%の団体が制定済みである。行政手続条例は、平成18年10月1日現在で、都道府県及び政令指定都市で全団体、市区町村で99.6%の団体が制定済みである。制定状況を調査、公表し、さらに必要に応じて助言を行ってきたが、未制定団体の中には全国的な制定状況を踏まえて制定に踏み切った団体もあり、このような取組によって未制定団体に対して一定のインセンティブが働いているものと考えられ、取組の有効性が認められる。

制定状況の調査を他の調査と併せて行ったことや、助言等について各種会議等の機会を利用して行ったことは、既存の調査、機会等を有為に活用したものであり、効率的である。

4 今後の課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
<p>更なる分権型社会に対応した地方制度のあり方の検討を行い、地方分権改革推進法に基づき地方分権を積極的に推進する必要がある。</p>	予算要求	引き続き所要額の確保が必要
	制度	法令・制度改正に向けた調査等を検討
	実施体制・事務のやり方等	更なる分権型社会に対応した地方制度のあり方の検討等
<p>合併新法下における市町村合併を推進するため、更なる合併支援策の検討等が必要である。</p>	予算要求	引き続き所要額の確保が必要
	制度	現行制度の継続
	実施体制・事務のやり方等	更なる合併支援策の検討等
<p>新市町村合併支援プラン等に基づき、合併市町村の要望を踏まえた新しいまちづくりを着実に支援する必要がある。</p>	予算要求	引き続き所要額の確保が必要
	制度	現行制度の継続
	実施体制・事務のやり方等	引き続き助言等を実施
<p>集中改革プラン取組状況についてフォローアップを継続していくとともに、集中改革プランの未公表団体については公表を促していく。 情報公開条例、行政手続条例の未制定団体に対し、情報公開法、行政手続法の規定を踏まえ、早期に制定するよう、助言等を行っていく必要がある。意見公募手続については、行政手続法の規定を踏まえ導入を促進していく必要がある。(再掲)</p>	予算要求	引き続き所要額の確保が必要
	制度	現行制度の継続
	実施体制・事務のやり方等	プラン公表の促進、プラン内容への助言、フォローアップ、啓発広報等の継続

5 学識経験を有する者の知見の活用等

(1) 学識経験を有する者の知見の活用

第28次地方制度調査会（平成15年度は、総会1回、専門小委員会 1回開催）

（平成16年度は、総会2回、専門小委員会17回開催）

（平成17年度は、総会2回、専門小委員会19回開催）

上記調査会での審議及び答申を、政策実施の背景・必要性等の把握に活用した。

「地方分権21世紀ビジョン懇談会」(座長：太田弘子政策研究大学院大学教授、平成17年度～平成18年度11回開催)での審議及び意見を、政策の背景・必要性等の把握に活用した。

「分権型社会に対応した地方行政組織運営の刷新に関する研究会」(座長：岩崎美紀子筑波大学大学院教授、平成15年度～16年度 24回開催)における地方公共団体の行政組織運営に関する意見・議論等を政策の背景・必要性等の把握等に活用した。

(2) 評価に使用した資料等

構造改革特区の第5次提案に対する政府の対応方針

(平成16年9月10日構造改革特別区域推進本部)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/dai7/7siryou0.pdf>

構造改革特区に関する有識者会議の意見に対する政府の対応方針

(平成17年10月21日本部決定)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/yusikisya/housin.pdf>

地方の自律性・自主性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申

(平成17年12月9日第28次地方制度調査会)

http://www.soumu.go.jp/singi/pdf/No28_tousin_051209.pdf

道州制のあり方に関する答申(平成18年2月28日第28次地方制度調査会)

http://www.soumu.go.jp/singi/pdf/No28_tousin_060228.pdf

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(平成18年7月7日閣議決定)

<http://www.keizai-shimon.go.jp/cabinet/2006/decision060707.pdf>

中核市について

<http://www.soumu.go.jp/cyukaku/index.html>

合併相談コーナー

<http://www.soumu.go.jp/gapei/index.html>

地方公共団体における集中改革プランの公表状況(再掲)

http://www.soumu.go.jp/iken/060828_1.html

情報公開条例の制定状況調査の結果(再掲)

http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/060816_1.html

地方公共団体における行政手続条例等の制定状況(再掲)

http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/060213_1.html

平成19年度実績評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 自治行政局公務員部公務員課

評 価 年 月 平成19年6月

1 政策等

政策8

分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立と地方公務員の適正な人事管理の推進 （政策の基本目標）

能力・実績重視の人事制度の確立や職員の任用・勤務形態の多様化の取組を支援するなど、地方公共団体の人事制度の改革を推進するとともに、地方公務員数の抑制・給与の適正化を実現する。

2 政策実施の背景・必要性等

（1）政策実施の背景・必要性

地方公共団体は、地方自治の本旨に基づき行政運営を行っていくべきものであり、地方分権の進展など地方公共団体を取り巻く環境の変化に対応するため、住民に対し質の高い行政サービスを効率的・安定的に提供する担い手である地方公務員制度を改革していくことが求められている。このため、総務省では、地方公共団体の能力・実績重視の人事制度の確立や定員管理、給与の適正化の推進等、地方公務員制度の施策の立案や情報提供を行う等、地方公共団体の人事制度の改革を推進する必要がある。

（2）主な施策の概要

ア 分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立

地方分権の進展、住民の行政に対するニーズの高度化・複雑化等に対応して、公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、より客観的な評価制度の導入を通じた能力・実績重視の人事制度の確立や職員の任用・勤務形態の多様化の取組が地方公共団体に求められている。

総務省では、能力・実績重視の人事制度の確立の支援については、全国都道府県財政課長・市町村担当課長会議等において、「地方公務員月報」や総務省ホームページ等の情報提供ツールを紹介する等の方法により評価制度の導入促進を図り、また、任用・勤務形態の多様化の支援については、地方公共団体の任期付採用の状況を調査し、情報提供を行うことにより地方公共団体の取組を支援している。

イ 地方公共団体における定員管理及び地方公務員給与の適正化の推進等

地方公共団体においては、地方自治の本旨に基づき、行政運営を行っていくべきものであり、中でも定員管理や給与制度は、地方公共団体自らが、地域住民に公表し理解を得る中で、制度運用をしていくことが求められている。そのため、総務省では、地方行革を推進し、分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立を図るため、地方公務員数の抑制、給与の適正化を推進している。

ウ 地方行政を担う人材の育成・確保

地方公共団体が地方分権の推進に対応してその役割を的確に果たし地域の実情に応じた行政を積極的に展開していかなければならない状況にあるが、地方公務員が地域の施策を主体的に担い、企画・立案、調整、実施などを一貫して処理していくことができるようにするため、地方公共団体における必要な人事・組織体制の整備をし、能力を有した意欲ある人材の育成・確保を推進していく必要がある。このため、総務省では、「人材育成基本方針事例集（平成19年3月）」等による情報提供や、人材育成等アドバイザーの派遣などにより、毎年度の実態調査を公表することにより、地方公共団体の取組を支援している。

(3) 関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
今後の行政改革の方針	平成16年12月24日 閣議決定	<p>8(2)ア(ア)地方公務員全般にわたる定員管理及び給与の適正化の一層の推進等 地方公務員の定員管理については、・・・社会経済情勢等を踏まえ、更なる定員管理の適正化をより強力に進めるとともに、定員適正化計画の策定・見直しを推進する。</p> <p>地方公務員の給与については、なお一部に見られる不適正な給与制度・運用について、業務の性格や内容を踏まえ、その適正化を強力に推進する。・・・また、地域の民間給与の状況をよりの確に反映し決定できるよう、人事委員会機能の強化をはじめとして、地方公務員の給与の在り方の見直しに向けた取組を推進する。</p> <p>さらに、地方公務員の定員・給与等の状況の公表内容の充実を図り、議会や住民への情報公開を徹底する。</p> <p>8(2)イ地方公務員の人事制度については、地方分権の進展、住民の行政に対するニーズの高度化・複雑化等に対応して、公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、より客観的な評価制度の導入を通じた能力・実績重視の人事制度の確立や職員の任用・勤務形態の多様化の取組を支援するなど、地方公共団体における改革を推進する。</p>
行政改革の重要方針	平成17年12月24日 閣議決定	<p>4(1)ア 地方公務員の純減目標 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」(平成17年6月21日閣議決定)で要請した4.6%以上の・・・上積みが確保されるよう取り組む。</p> <p>4(1)イ 地方公務員給与 地方公務員の給与について、・・・地域の民間給与の水準を的確に反映したものになるよう、今回の国家公務員の給与構造改革に準じた改革を徹底し、人事委員会機能の強化に取り組むとともに、給与情報等の情報公開等により住民自治を原動力として不適切な手当等の是正を徹底する。</p>
経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006	平成18年7月7日 閣議決定	<p>別紙(. 公務員人件費)地方公務員 地方公務員人件費については、・・・5年間で行政機関の国家公務員の定員純減(5.7%)と同程度の定員純減を行うことを含め大幅な人件費の削減を実現する。</p>

3 政策評価の結果等

(1) 参考となる指標の状況

<ア 地方公共団体の人事制度改革の状況(検討状況を含む)>

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
任期付採用を 行っている団体数		91団体 (17年7月)	124団体 (18年4月)

<イ 定員管理・給与適正化>

地方公務員数の推移(職員数)

年	総数(人)		対前年 増減率 (%)
	職員数	対前年 増減数	
9	3,267,118	-7,363	-0.2
10	3,249,494	-17,624	-0.5
11	3,232,158	-17,336	-0.5
12	3,204,297	-27,861	-0.9
13	3,171,532	-32,765	-1.0
14	3,144,323	-27,209	-0.9
15	3,117,004	-27,319	-0.9
16	3,083,597	-33,407	-1.1
17	3,042,122	-41,475	-1.3
18	2,998,402	-43,720	-1.4

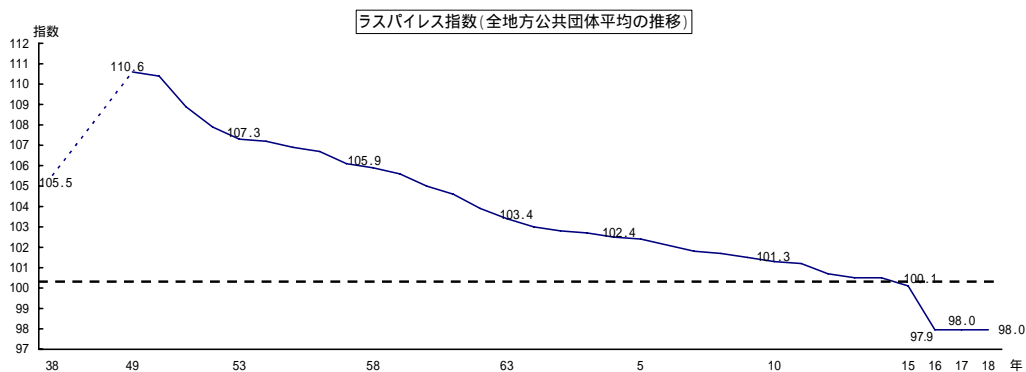
各年4月1日現在

給与情報等公表システムによる公表状況

	平成17年度	平成18年度
都道府県	47団体(100%)	47団体(100%)
政令指定都市	14団体(100%)	15団体(100%)
市区町村	1,557団体(85.1%)	1,712団体(94.5%)
合計	1,618団体(85.6%)	1,774団体(94.7%)

「市区町村」欄は、指定都市を除く。

ラスパイレース指数の状況



<ウ 人材育成・人材確保>

人材育成基本方針の策定状況(平成18年4月1日現在)

(単位:団体数、%)

	都道府県	指定都市	市区町村	合計
策定済	46(97.9%)	14(93.3%)	1,003(54.9%)	1,063(56.2%)
未策定	1(2.1%)	1(6.7%)	825(45.1%)	827(43.8%)
合計	47(100%)	15(100%)	1,828(100%)	1,890(100%)

「市区町村」欄は、指定都市を除く。

人材育成等アドバイザーの派遣状況

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
派遣回数	10	12	15
派遣団体数	9	12	15

台風来襲による職員応援のため開催が中止となった団体あり。(平成16年度1回1団体)

(2) 平成18年度に目標年度を迎えた指標に係る目標値の達成状況

指標に係る目標値が設定されていない

(3) 目標の達成状況の分析

ア 分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立

能力・実績重視の人事制度の確立や任用・勤務形態の多様化について、総務省が情報提供を行

った結果、平成18年4月1日現在で124団体が任期付採用を行っている。これは、平成17年7月1日の91団体から33団体増加しており、有効性が認められる。

能力・実績重視の人事制度の確立については、国家公務員制度改革を踏まえた地方公務員制度改革について取り組む必要があるほか、任用・勤務形態の多様化についても、地方公共団体への普及のため、今後さらに一層の情報提供を行う必要がある。

一方、能力・実績重視の人事制度の確立については、国家公務員制度改革を踏まえた地方公務員制度改革について取り組む必要があるほか、任用・勤務形態の多様化についても、地方公共団体への普及のため、今後さらに一層の情報提供を行う必要がある。

イ 地方公共団体における定員管理及び地方公務員給与の適正化の推進等

地方公務員の総数について、平成18年は対前年で4万3,720人減少し、過去最大の純減となっている。また、給与については、平成18年のラスパイレズ指数が全地方公共団体の平均で98.0と、3年連続して国の給与水準(100)を下回っている。この指標から地方公共団体における行政改革が着実に推進していることが把握でき、総務省の諸施策の有効性が把握できる。

また、定員・給与の公表については、平成18年3月から運用開始している「地方公共団体給与情報等公表システム」における実施率が平成17年度末の85.6%から平成18年度末時点には94.7%に上昇し、9割を超える団体で定員・給与の公表を実施しており、地方公務員の給与や定員管理の透明性を高めているという点において有効性が認められる。また、このシステムは、個々の団体が給与・定員管理の情報をホームページで公表し、それを総務省のホームページとリンクさせているため、従来よりも各団体間の比較・分析が容易となり、総務省が各団体の情報を集めて公表するよりも費用対効果が高く、経費も必要最小限であることから、効率性が認められる。

今後、定員については、「地方行革新指針」を踏まえ、引き続き、集中改革プランにおける定員管理の数値目標の着実な達成に取り組むとともに、年度毎の達成状況を検証するなどして、一層の取組を進める必要がある。給与についても、地域民間給与水準のよりの確な反映等に向け、給与構造見直しの着実な推進、人事委員会の機能発揮への取組等が必要である。

ウ 地方行政を担う人材の育成・確保

平成18年4月1日現在の地方公共団体における人材育成基本方針の策定率は、平成17年4月1日時点の41.6%から14.6ポイント上昇し、56.2%となっている。求められる職員像、人材育成の方策等を明確にした人材育成基本方針を策定した各団体では、人材育成についての方向性が明らかになり、示された方向へ取り組むという効果があり、分権型社会にふさわしい地方公務員の適正な人事管理の推進に有効であった。今後、さらなる同指針の策定率の向上に向け、同方針策定にあたっての助言等を行う等の取り組みが必要である。

また、人材育成等アドバイザー制度については、平成18年度の派遣団体数が、平成17年度の12団体から15団体に3団体増加している。団体が抱える人事管理・人材育成上の個別課題等に関し、民間有識者である人材育成等アドバイザーによる効果的な助言を行った。人材育成と関連した能力・実績を重視した人事評価制度の導入検討など、地方公共団体からの派遣要請は高まっており、引き続きこうした具体的支援を実施していく必要がある。

4 今後の課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性		
能力・実績重視の人事制度の確立、任用・勤務形態の多様化の取組の支援	予算要求	-	
	制度改正		地方公務員法の改正等
	事務改善等		人事制度の確立に向けた情報提供の一層の推進等
「地方公務員の給与のあり方に関する研究会」の報告書を踏まえた、地域の民間給与の状況をよりの確に反映するための施策の推進。 集中改革プランに基づく定員・給与の適正化の一層の推進。 給与情報等公表システムを活用した給与情報の積極的な開示・公表の徹底	予算要求	-	
	制度改正		地域の民間給与の状況をよりの確に反映するための制度整備の検討
	事務改善等		集中改革プランに基づく定員の純減や給与の適正化等について一層の助言等を実施
引き続き、人材育成基本方針未策定団体に対する策定への助言など、各地方公共団体において人材育成方策が向上するよう支援することが必要	予算要求	-	
	制度改正		現行制度の継続
	事務改善等		各種ヒアリング、会議等の場で一層の要請を実施

5 学識経験を有する者の知見の活用等

(1) 学識経験を有する者の知見の活用

「地方公務員の給与のあり方に関する研究会」(座長：塩野宏東京大学名誉教授、平成16年度～17年度 20回開催)において、分権時代に対応するとともに地域の民間給与の状況をよりの確に反映するための地方公務員給与のあり方について検討し、平成18年3月に報告書を取りまとめたところであり、地域民間給与を的確に反映するための制度整備等の検討や課題の把握等に活用した。

(2) 評価に使用した資料等

- ・ 地方公共団体における任期付採用制度の運用状況等、分権型新時代の地方公務員制度(平成15年12月25日)
http://www.soumu.go.jp/s-news/2003/pdf/031225_13_a.pdf
- ・ 地方公共団体における集中改革プランの公表に向けた取組状況(平成18年8月31日)
http://www.soumu.go.jp/iken/060828_1.html
- ・ 地方公共団体定員管理調査、地方公務員給与の実態(平成18年12月26日)
- ・ 地方公共団体給与情報等公表システムによる定員・給与の公表
<http://www.soumu.go.jp/c-gyousei/tei-in-kyuuyo.html>
- ・ 「地方自治・新時代における人材育成基本方針」(平成9年11月)
<http://www.soumu.go.jp/news/971127.html>

平成19年度実績評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名自治財政局 財政課、交付税課、地方債課、財務調査課

評 価 年 月 平成19年6月

1 政策等

政策9

地方財源の確保と地方財政健全化

（政策の基本目標）

地方公共団体の財政運営に支障が生じないように所要の地方財源の確保を行うとともに地方交付税の算定方法の簡素化等を見直しを進める。また、地方公共団体の財政収支を改善し、地方財政の健全化を図る。

2 政策実施の背景・必要性等

（1）政策実施の背景・必要性

地方財政は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が回復傾向にある一方で、公債費が依然高水準であることなどから、大幅な財源不足が生じる厳しい状況に置かれている。

さらに、地方分権の推進及び少子・高齢化による財政需要の増大に対応するため、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補てん措置を講じることとして、地方財政計画を策定し、所要の地方財源を確保していく必要がある。

また、地方交付税については、地方公共団体の自主的・自立的な財政運営を促す方向で地方交付税の算定方法の見直しを進める必要がある。

一方、公債費負担についても、平成17年度の地方公共団体の起債制限比率が依然として高い水準にあるとともに、平成18年度の地方債協議制度への移行から導入された実質公債費比率が高い水準になっていることから、公債費負担適正化計画の策定・推進を始め財政健全化に向けた自主的な取組が実行される必要がある。

（2）主な施策の概要

ア 地方財政計画等の策定

極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、地方財政計画及び地方債計画の策定を通じた所要の財政措置を講じることにより、地方財源の確保に努めた。特に、平成19年度地方財政計画では、歳出面において活力ある地方を作るための施策等に財源の重点的配分を図ることとし、歳入面においては、地方税負担の公平適正化の推進と一般財源の確保を図ることを基本とするとともに、大幅な財源不足について適切な補てん措置を講じることとした。

イ 地方交付税の算定方法の簡素化・透明化

地方交付税については、引き続き所要額の確保を図るとともに、地方公共団体の自主的・自立的な財政運営に資する方向で算定方法の簡素化・透明化を図った。

ウ 公債費負担の適正化と地方財政の健全化の推進

昭和 62 年度から公債費負担適正化計画に基づいて財政運営を行う市町村及び平成 18 年度以降公債費負担適正化計画に基づいて実質公債費比率の適正な管理を行う市町村に対して、財政上の措置を講じ、市町村の自主的・計画的な公債費負担の適正化を推進した。

また、現行の地方公共団体の財政再建制度を見直し、財政指標の整備とその開示の徹底、財政の早期健全化及び再生のための新しい制度を整備する「地方公共団体の財政の健全化に関する法律案」を国会に提出し、同法案は平成 19 年 6 月 15 日に成立した。

(3) 関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」	平成 18 年 7 月 7 日	<p>第 3 章 財政健全化への取組</p> <p>1 歳出・歳入一体改革に向けた取組 (4) 第 期目標の達成に向けて ・各分野における歳出改革の具体的内容 地方財政</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方交付税の現行法定率は堅持する。 ・過去 3 年間、毎年 1 兆円近く削減してきた地方交付税等(一般会計ベース)について、地方に安心感を持って中期的に予見可能性のある財政運営を行ってもらえるよう、地方交付税の現行水準、地方の財政収支の状況、国の一般会計予算の状況、地方財源不足に係る最近 10 年間ほどの国による対応等を踏まえ、適切に対処する。 ・これにより、上記の歳出削減努力等とあわせ、安定的な財政運営に必要となる地方税、地方交付税(地方財政計画ベース)等の一般財源の総額を確保する。 ・各地方公共団体に対する地方交付税の配分に当たっては、行政改革に積極的に努力している団体や地方税収の伸びがあまり期待できない団体に特段の配慮を行う。 ・地方分権に向けて、関係法令の一括した見直し等により、国と地方の役割分担の見直しを進めるとともに、国の関与・国庫補助負担金の廃止・縮小等を図る。交付税について、地方団体の財政運営に支障が生じないように必要な措置を講じつつ、算定の簡素化を図る。地方税について、国・地方の財政状況を踏まえつつ、交付税、補助金の見直しとあわせ、税源移譲を含めた税源配分の見直しを行うなど、一体的な検討を図る。 <p>2 「簡素で効率的な政府」への取組 (不交付団体の拡大等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例えば人口 20 万人以上の市の半分などの目標を定めて、交付税に依存しない不交付団体の増加を目指す。地方団体の財政運営に支障が生じないように必要な措置を講じつつ、簡素な新しい基準による交付税の算定を行うなど見直しを図る。

3 政策評価の結果等

(1) 参考となる指標の状況

参考となる指標	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
ア 地方財政計画の規模	83 兆 7,687 億円	83 兆 1,508 億円	83 兆 1,261 億円
イ 一般財源比率	64.0%	66.6%	68.1%
ウ 地方債依存度	14.6%	13.0%	11.6%
エ 借入金残高	205 兆円	204 兆円	199 兆円
オ 地方債計画の規模	15 兆 5,366 億円	13 兆 9,466 億円	12 兆 5,108 億円
<p>カ 平成 19 年度地方財政計画策定のために実施した地方財政対策(財源不足額の発生状況とその補てん内容)</p> <p>財源不足額(4.4兆円程度)については、財政対策債や臨時財政対策債の発行などにより、当面の地方財源不足の補てんを図った。</p> <p>キ 平成 19 年度地方交付税の算定方法の簡素化等の取組状況</p> <p>平成 19 年度より簡素な新しい基準による基準財政需要額の算定(新型交付税)を導入し、算定項目数を約 3 割削減するなど算定方法の簡素化・透明化を行った。</p> <p>ク 公債費負担適正化計画の完了割合</p> <p>平成 18 年度に公債費負担適正化計画の完了を予定していた 30 団体については、すべての団体が目標を達成した。</p>			

(2) 指標に係る目標値の達成状況

指標に係る目標値が設定されていない

(3) 目標の達成状況の分析

ア 地方財政計画等の策定

極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年 7 月 7 日閣議決定)に沿って、歳出全般にわたり見直しを行うことにより歳出総額の計画的な抑制を図る一方で、活力ある地方を創るための施策等については、財源の重点的配分を行うこととし、平成 19 年度地方財政計画の歳入歳出規模は、83 兆 1,261 億円となり、前年度に比べ 247 億円の減となっている。

また、地方税負担の公平適正化の推進と安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保するとともに、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足については地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補てん措置を講じることとしたことから、有効であったと考えられる。

今後は平成 20 年度地方財政計画の策定等を通じて地方財源の充実確保を図る必要がある。

イ 地方交付税の算定方法の簡素化・透明化

平成 19 年 3 月に地方交付税法の一部改正を行い、簡素な新しい基準による基準財政需要額の算定(新型交付税)を導入し、算定項目数を約 3 割削減するなど地方公共団体の自主的な財政運営に資する方向で算定方法の簡素化・透明化が図られたことから、有効であったと考えられる。

ウ 公債費負担の適正化

平成 18 年度に公債費負担適正化計画の完了を予定していた 30 団体は全て完了し、起債制限比率が一定水準以下となったところであり、有効であった。しかし、実質公債費比率の管理を行うための新たな公債費負担適正化計画を、平成 18 年度に 404 市町村が策定し、公債費負担の適正化に努めているところであり、引き続き、必要団体について、公債費負担適正化に向けての取組を推進することが必要である。

4 今後の課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
平成 20 年度以降についても、所要の地方財源の確保を図りつつ、地方歳出に対する国の関与の廃止・縮減、税源移譲を含む国と地方の税源配分の見直し等による地方税財源の充実確保等を通じて、地方財政運営の自立性の向上及び地方行財政基盤の拡充を推進することが必要	予算要求	取組を継続
	制度	地方財政計画及び地方債計画において、所要の地方財源を確保する。 また、税源移譲を含む国と地方の税源配分の見直しや地方歳出に対する国の関与の縮小の取組を検討する。
	実施体制・事務のやり方等	地方公共団体からの意見を踏まえ、地方財政収支の見通しの仮試算を作成し、早期に公表する。
地方交付税については、今後とも引き続き、財源調整や財源保障の機能を適切に果たすことができるよう所要額の確保を図るとともに、地方公共団体の自主的な財政運営に資する方向でその算定方法につき引き続き簡素化等の見直しを行うことが必要。また、一定規模以上の自治体について、不交付団体の割合を向上させることが必要	予算要求	取組を継続
	制度	地方に対する国の関与の縮小に応じて、地方交付税法の改正などを通じて、人口と面積を基本とする算定を順次拡大し、算定の簡素化を推進する。また、さらなる税源移譲の実施等により不交付団体の割合を高めようことを目指す。
	実施体制・事務のやり方等	従前のおり
今後とも引き続き、公債費負担適正化計画の着実な実施などにより、財政収支を改善し、財政の健全化を推進することが必要	予算要求	取組を継続
	制度	現行制度を継続
	実施体制・事務のやり方等	該当市町村への助言を継続

5 学識経験を有する者の知見の活用等

(1) 学識経験を有する者の知見の活用

地方財政審議会に対して平成 19 年度の地方財政対策についての意見を求め、国・地方を通じ巨額の財源不足が生じている状況において、地方公共団体が必要な歳出抑制を図った上で、計画的な地方行財政運営を行えるよう必要な一般財源を確保する必要があるとの意見を地方財政計画等の政策の背景及び課題の把握に活用した。

(2) 評価に使用した資料等

平成 19 年度版地方財政関係資料、平成 19 年版地方財政の状況（地方財政白書）

【参照URL】

- ア 地方財政計画歳入歳出一覧 http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/070206_3_4.pdf
- イ 地方財政の借入金残高の状況 <http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/zandaka.html>
- ウ 平成 19 年度地方債計画 http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/pdf/061224_2.pdf
- エ 総務省ホームページ <http://www.soumu.go.jp/>

平成19年度実績評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 自治税務局企画課、

都道府県税課、市町村税課、固定資産税課、資産評価室

評価年月 平成19年6月

1 政策等

政策10

分権型社会を担う地方税制度の構築

（政策の基本目標）

分権型社会を担う地方税制度の構築のために、社会経済情勢等を踏まえた税制改正を実施する。

2 政策実施の背景・必要性等

（1）政策実施の背景・必要性

- ア 21世紀を迎え、少子高齢化、就労形態・ライフスタイルの多様化など、我が国経済社会の構造が大きく変化している。
- イ こうした構造変化に的確に対応し、持続的な質の高い経済社会を作り上げていくとともに、世代内の公平だけでなく、世代間の公平の活性化を実現するため、「あるべき税制」を実現することが肝要である。
- ウ また、「国から地方へ」の考え方の下、地方の権限と責任を大幅に拡大し、地方分権を推進するため、国の関与を縮小し、税源移譲等により地方税の充実を図ることで、歳入・歳出両面での地方の自由度を高める改革が必要である。

（2）主な施策の概要

平成19年度税制改正の概要

税制調査会等での様々な議論を背景に、社会経済情勢の変化等に対応すべく、以下のような所要の改正を行い、地方税制度の構築に努めた。

ア 経済活性化等

【減価償却方法の見直し】

国際競争力強化の観点から、法人所得課税等における減価償却制度を次のとおり見直す。

償却可能限度額・残存価格の廃止

償却方法（定率法の見直し）

【上場株式等の配当・譲渡益に係る軽減税率の適用期限の1年延長】

上場株式等の配当及び譲渡益に係る都道府県民税配当割、株式等譲渡所得割に係る軽減税率の適用期限を1年延長する。

イ 安心・安全のための税制

【住宅のバリアフリー改修に係る固定資産税の特例措置の創設】

高齢者、障害者等が居住する既存住宅について、一定のバリアフリー改修工事を行った場合、翌年度分の固定資産税を1/3減額する特例措置を創設する。

ウ 環境税制

【低公害車に係る自動車取得税の特例措置の見直しと延長】

電気自動車等の低公害車に係る自動車取得税の特例措置について、より環境負荷の小さい自動車に重点化するなど所要の見直しを行った上、適用期間を2年延長する。

エ その他

テレワーク設備に係る固定資産税の特例措置の創設

地上放送デジタル化のための設備に係る固定資産税の特例措置の拡充・延長

JRに係る固定資産税の承継特例、三島会社特例の5年延長

固定資産税における鉄軌道用地の評価方法の変更を平成19年度に実施するための所要の措置

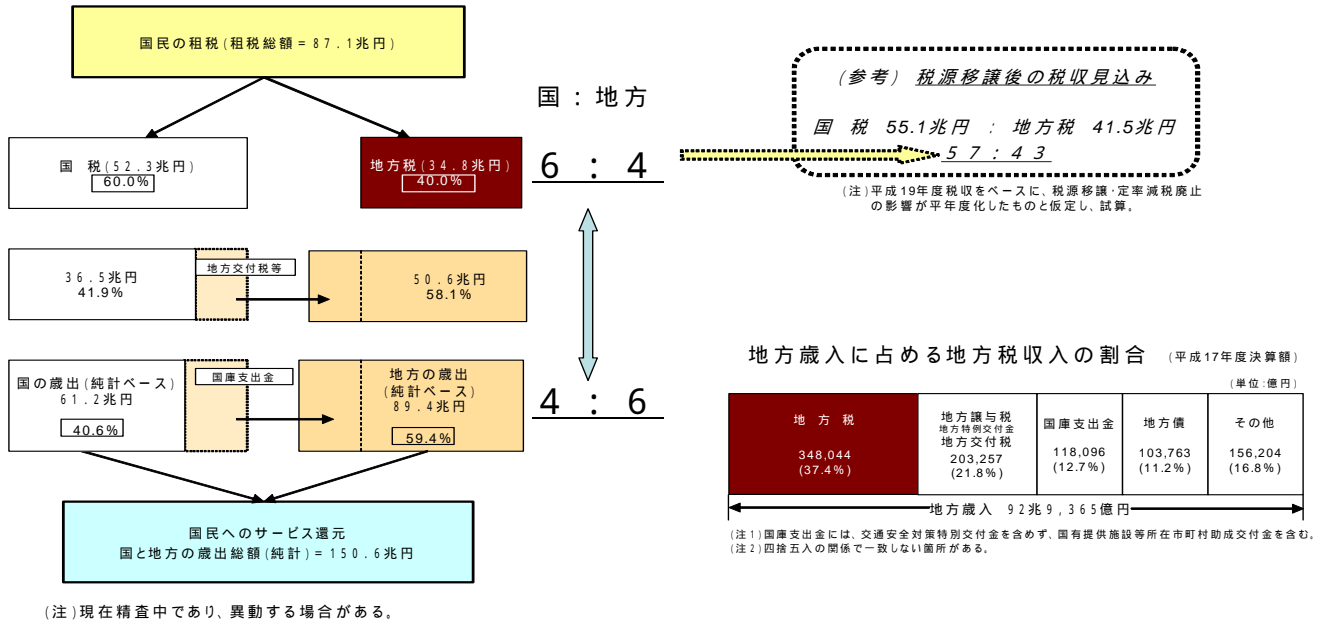
(3) 関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
第166回における安倍内閣総理大臣施政方針演説	平成19年1月26日	<p>(魅力ある地方の創出)</p> <p>交付税、補助金、税源配分の見直しの一体的な検討を進めるとともに、地方公共団体の財政力の格差の縮小を目指します。</p> <p>(国と地方の行財政改革の推進)</p> <p>本年秋以降、本格的な議論を行い、19年度を目途に、社会保障給付や少子化対策に要する費用の見直しなどを踏まえつつ、その費用をあらゆる世代は広く公平に分かち合う観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現させるべく、取り組んでまいります。</p>
経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006	平成18年7月7日	<p>第3章 財政健全化への取組</p> <p>1. 歳出・歳入一体改革に向けた取組</p> <p>(4) 第 期目標の達成に向けて</p> <p>・各分野における歳出改革の具体的内容</p> <p>地方税について、国、地方の財政状況を踏まえつつ、交付税、補助金の見直しとあわせ、税源移譲を含めた税源配分の見直しを行うなど、一体的な検討を図る。</p>

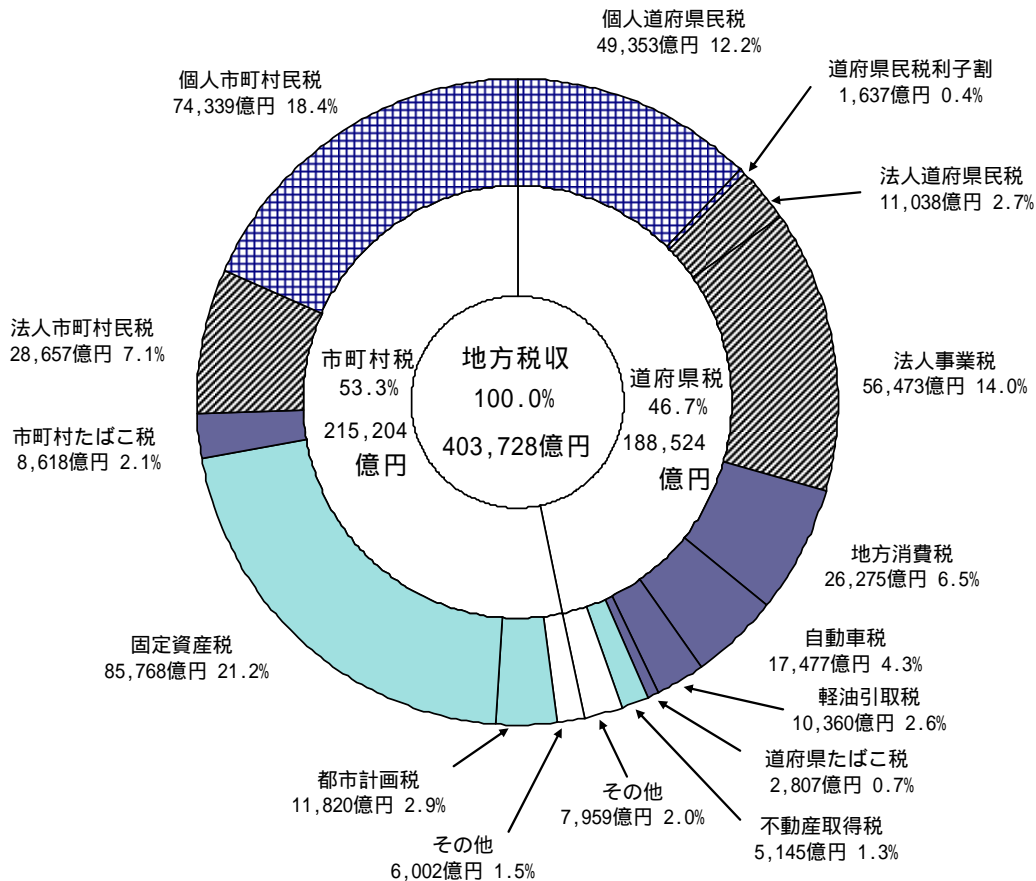
3 政策評価の結果等

(1) 参考となる指標の状況

・国・地方の財源配分について(平成17年度)

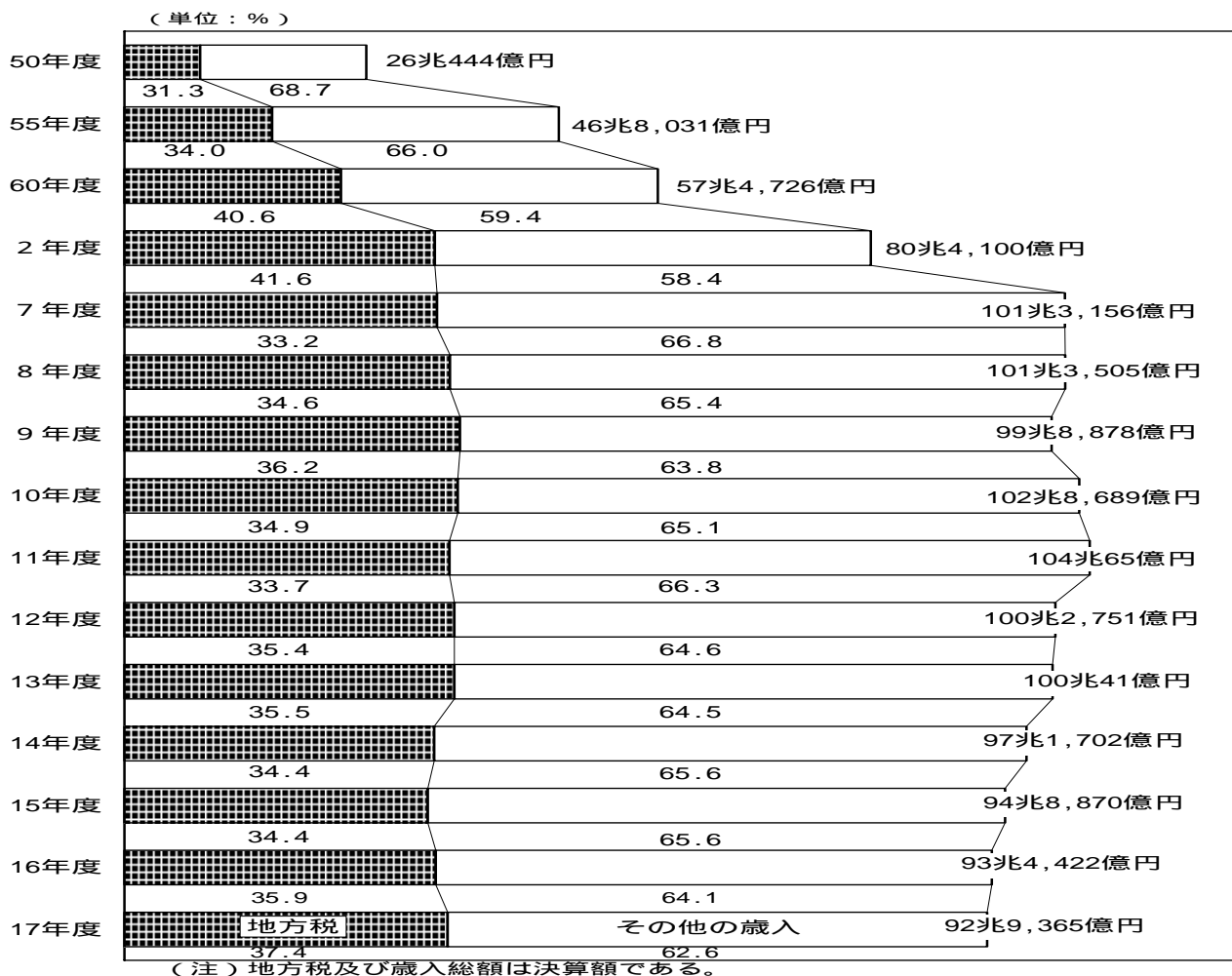


・道府県民税及び市町村税の税収構成比(平成19年度)地財計画



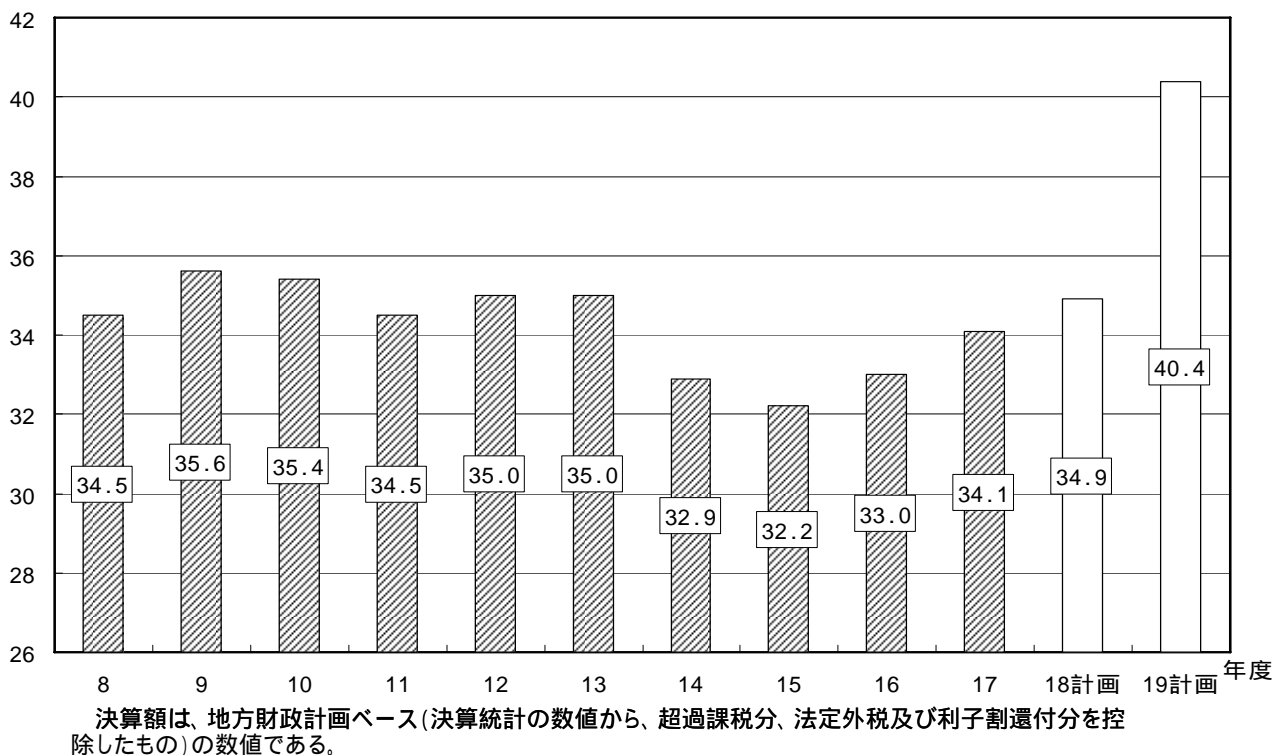
(注) 1 「個人道府県民税」は、配当割及び株式等譲渡所得割を含む。
2 「固定資産税」は、土地、家屋、償却資産の合計である。

歳入総額に占める地方税の割合の推移

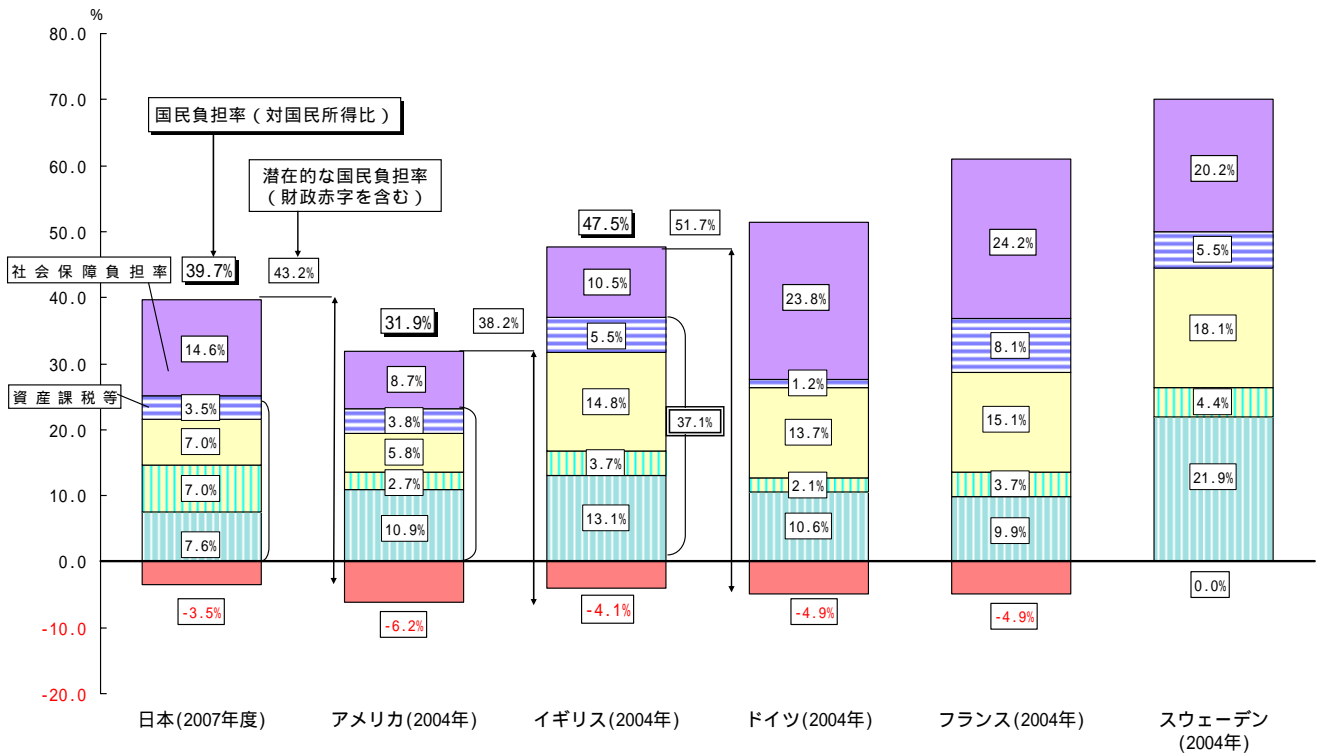


地方税収の推移

兆円



国民負担率の内訳の国際比較



(2) 指標に係る目標値の達成状況

指標に係る目標値が設定されていない

(3) 目標の達成状況の分析

平成 18 年度税制改正における所得税から個人住民税への 3 兆円規模の税源移譲が平成 19 年度から実施され、地方税源の充実が図られることとなった。

平成 19 年度地方税制改正においては、わが国企業の新規設備への投資を促進し、国際競争力を高める観点から、減価償却制度を国際的に見て遜色のないものとなるよう法人所得課税における減価償却制度について所要の見直しを図るとともに、上場株式等の配当及び譲渡益に係る軽減税率の適用期限の 1 年延長を実施した。また、安心・安全のための税制として、長寿化社会における住宅のバリアフリー化を支援するため、バリアフリー改修促進税制を創設した。また環境税制の一環として、ヒートアイランド対策推進の観点から緑化施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置の拡充とともに低公害車に係る自動車取得税の特例措置の見直しと延長を行うなど、社会・経済情勢の変化に適切に対応した。

なお、特定の政策目的を実現するための政策手段の一つとして位置付けられる非課税等特別措置について、平成 19 年度税制改正においては、各税目にわたる検証を行った結果、廃止 23 件、縮減 14 件、合計 37 件の整理合理化を行った。

税制は社会経済情勢の変化等に対応すべきものであり、上記の取組は、分権型社会を担う地方税制度の構築に有効と考えられる。さらに各種団体等からの税制改正要望等を受け、税制調査会等の審議を経て、国会において社会・経済情勢に適応した税制改正を実現していることから、効率性という側面においても一定の成果が認められる。

今後はさらに地方分権を推進し、地方の自主性、自立性を高め、地方が自らの責任と判断で行政サービスを実施できるよう、引き続き地方税の充実確保を目指していくとともに、3 兆円の税源移譲が実施され、地方税のウェイトが高まることから、今後、より一層の納税環境の整備や徴収対策の強化を図っていく必要がある。

4 今後の課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
地方の歳出規模と地方税収の乖離を縮小し、地方税源の充実確保を実現するための、社会経済情勢の変化等に対処した所要の制度改正の実施	予算要求	継続的な取組
	制度	その時々为社会経済情勢や財政状況等を踏まえ、税制調査会の答申等を参考に検討
	実施体制・事務のやり方等	機構・定員要求を検討
納税環境の整備や徴収対策の強化を図る。	予算要求	継続的な取組
	制度	現行制度を継続
	実施体制・事務のやり方等	機構・定員要求を検討

5 学識経験を有する者の知見の活用等

(1) 学識経験を有する者の知見の活用

政策や制度に係る現状の分析に活用しており、地方税の改正に関しては、税制調査会の「平成19年度の税制改正に関する答申（平成18年12月）」等を活用。

(2) 評価に使用した資料等

- ・平成19年度における地方税制改正の概要 (<http://www.soumu.go.jp/czaisei/czais.html>)
- ・経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月）
- ・政府税制調査会「平成19年度の税制改正に関する答申」（平成18年12月）
(<http://www.mof.go.jp/singikai/zeicho/top.htm>)
- ・平成19年度与党税制改革大綱（平成18年12月）
- ・各種統計指標

平成19年度実績評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 自治行政局 自治政策課、国際室、地域振興課、過疎対策室
自治財政局 財務調査課

評価年月 平成19年6月

1 政策等

政策11

活力、個性、魅力にあふれる地域づくり

（政策の基本目標）

地方分権をにらんで、個性豊かで活力や魅力にあふれる地域社会の実現を推進する。

2 政策実施の背景・必要性等

（1）政策実施の背景・必要性

総務省（旧自治省）では、昭和63年度に始まったふるさと創生事業をはじめとして、従来から、地域づくりを積極的に進めている。近年では、平成15年10月24日には閣議決定に基づき内閣府に地域再生本部が設置され、平成19年通常国会における総理大臣の施政方針演説においても、「魅力ある地方の創出」が掲げられている。さらに、平成19年2月28日には「地域再生総合プログラム」が策定され、これを受け平成19年4月27日に「地域再生基本方針」が一部改正されるなど、国民や社会のニーズを受け、政府が一丸となって地域の再生に向け施策を推進しているところである。

（2）主な施策の概要

ア 地方公共団体の地域づくりの支援

地域の特性にあった魅力ある地域づくりを行う地方公共団体を支援するため、循環型社会形成事業、少子・高齢化対策事業、地域資源活用促進事業について財政措置を講じている。事業の内容は以下のとおりである。

循環型社会形成事業とは、干潟等の保全や生物多様性の確保を図る等自然再生・地球温暖化対策及び森林・農地等の国土保全対策に対する支援措置である。少子・高齢化対策事業とは、ユニバーサルデザインによるまちづくり、保健福祉施設等の整備に対する支援措置である。地域資源活用促進事業とは、地域経済新生事業、科学技術振興事業、地域を支える人づくり事業、地域文化・スポーツ施設活用促進事業、地域文化財・歴史的遺産活用事業に対する支援措置である。また、地域通貨の導入に対する支援等、地域再生推進のための措置を講じている。

イ 地方公共団体の国際化施策の推進

語学指導等を行う外国青年招致事業（以下、「JETプログラム」）は、地方公共団体等が外国青年を招致する事業であり、外国語教育の充実を図るとともに、地域レベルでの国際交流を推進することを目的としている。

また、外国人住民の増加に伴い、外国人住民施策は、既に一部の地方自治体のみならず、全国

的な課題となりつつある。このため、外国人住民を生活者・地域住民として認識する視点から、多文化共生の地域づくりを検討している。

ウ 地方公共団体におけるPFI事業の推進

地方公共団体におけるPFI事業を推進するため、(財)地域総合整備財団(以下「ふるさと財団」)と共催するPFI研修会の開催や地方公共団体職員等を対象とした講演等を内容とする研修会を実施している。

エ 過疎地域の自立促進

過疎対策の手段として、地域間交流施設整備事業、難視聴対策事業、移動通信用鉄塔整備事業等を実施している。事業の内容は以下のとおりである。

地域間交流施設整備事業とは、過疎地域の有する自然、文化、歴史、景観といった優れた地域資源を有効に活用し、人、文化、情報等の交流を図るための交流施設の整備等に関する国庫補助事業である。難視聴対策事業とは、民放テレビを1波も良好に受信できない地域(難視聴地域)において、その解消を図るための中継施設や共同受信施設を整備する市町村等に対して、所用経費の一部を国庫から補助する事業である。移動通信用鉄塔整備事業とは、携帯電話の利用可能な地域を拡大し、地域間の情報通信格差是正を図るため、過疎地等において、市町村が移動通信用鉄塔施設を整備する場合、国がその設置経費の一部を補助する事業である。

オ 辺地に係る財政上の特別措置の実施

辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るため、昭和37年に辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(辺地法)が制定されている。

この辺地法に基づき、辺地住民の生活文化水準の向上のための施設整備を総合的、計画的に推進するとともに、国、都道府県、市町村の各種施策等を通じて辺地対策事業を実施することにより、活力、個性、魅力あふれる地域づくりに貢献するものである。

(3) 関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
第166回国会総理施政方針演説	平成19年 1月26日	地方の活力なくして国の活力はありません。私は、国が地方のやることを考え、押しつけるといふ、戦後続いてきたやり方は、もはや捨て去るべきだと考えます。
再チャレンジ支援総合プラン	平成18年 12月26日	UIJターンへの支援や二地域居住への支援等を推進する。(複線型社会の実現)
経済成長戦略大綱	平成18年 7月6日	団塊世代の農山漁村への定住とその能力の活用等の促進を図るため、地域づくりの人材育成、都市と農山漁村の連携した取組の推進、都市住民の農村への移住のための条件整備、魅力ある農山漁村空間の形成や交流拠点の整備などを推進する。(中略)地方への定住又は二地域居住等の促進を図る。

3 政策評価の結果等

(1) 参考となる指標の状況

ア 循環型社会形成事業、少子高齢化対策事業及び地域資源活用促進事業の活用団体数

参考となる指標			16年度		17年度		18年度	
			事業数	団体数	事業数	団体数	事業数	団体数
循環型社会形成事業	新規分	都道府県 指定都市	5	4	8	8	11	11
		市町村	89	74	68	66	75	65
	継続分	都道府県 指定都市	9	7	8	5	11	8
		市町村	58	54	53	48	50	44
少子・高齢化対策事業	新規分	都道府県 指定都市	34	19	28	13	30	18
		市町村	100	88	56	55	61	52
	継続分	都道府県 指定都市	25	18	36	24	35	24
		市町村	52	46	44	37	32	28
地域資源活用促進事業	新規分	都道府県 指定都市	6	5	2	2	18	16
		市町村	55	53	59	54	66	58
	継続分	都道府県 指定都市	2	2	5	5	1	1
		市町村	19	18	23	16	24	24

イ JETプログラムの招致人数、招致国数

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
招致人数	6,103	5,853	5,508
招致国数	41	44	44

ウ 関係機関と連携の上のPFI研修会等の実施状況

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
研修会等開催回数	6回	5回	4回

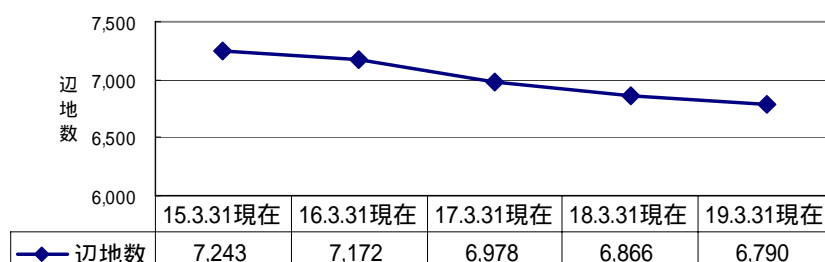
エ 過疎地域自立促進計画の進捗率

後期(平成17年度～平成21年度)過疎自立促進計画の進捗率

(単位:百万円・%)

主な指標等		平成17年	平成18年	後期計画合計
都道府県	計画額	1,136,678	1,136,261	4,459,185
	実績額	1,091,812	集計中	集計中
	後期計画に対する進捗率	24.48	集計中	集計中
市町村	計画額	1,380,396	1,315,266	8,873,023
	実績額	1,242,168	集計中	集計中
	後期計画に対する進捗率	14.00	集計中	集計中

オ 辺地数の推移



(2) 平成18年度に目標年度を迎えた指標に係る目標値の達成状況

指標に係る目標値が設定されていない

(3) 目標の達成状況の分析

ア 地方公共団体の地域づくりの支援

地域づくりは地方公共団体が自主的・主体的に取り組むものであるが、真に必要な基盤整備事業に対しては、現下の厳しい地方財政の状況において地方財政措置を行うことは、地域の活性化に必要であると考えられる。

有効性については、「地域活性化事業債」を活用した地方公共団体数という指標を分析してみると、毎年一定数の団体がこの制度を利用しており、順調に成果が上がっていると考えられる。

効率性については、地域の活性化に資する事業の中でも、特に効果的な循環型社会形成、少子高齢化対策、地域資源の有効活用促進などに限定するなど効率性は確保されていると考えられる。

このように、地域の自主性を生かした魅力ある地域づくりに対する支援施策は、地域の活性化のために必要であるが、今後とも地方公共団体が多様化、複雑化する住民のニーズに的確に対応し、地域の活性化に向けた取組を促進するため、対象事業の見直しなど、必要に応じ、支援施策の改善を検討していく必要がある。

また、地域通貨の導入・普及についても、地域再生を推進する観点から、引き続き取組を進める必要がある。

イ 地方公共団体の国際化施策の推進

JETプログラムの招致については、人数は微減しているものの、招致国数は増えており、より多様性が深まっているため有効性が認められる。今後、さらに活力ある地域づくりを進めるためには、小学校における英語教育の重要性の高まりから、小学校専属ALTの配置数を増加させる必要があり、引き続き地方公共団体にその積極的な活用を促す必要がある。

また、「多文化共生の推進に関する研究会」においては、「多文化共生の推進に関する研究会報告書2007」をとりまとめ、公表するなど、基本的な論点や地方自治体が取り組むべき施策について一定の成果が得られたため、有効性が認められる。今後も引き続き、多文化共生をはじめとする地域の国際化施策に関して、学識経験者、自治体関係者及び民間団体等により幅広く検討を行っていく必要がある。

さらに、「地域における多文化共生推進プラン」については、引き続き、地方ブロック毎に地域国際化連絡会議を効率的に開催することなどにより普及を図る必要がある。

ウ 地方公共団体におけるPFI事業の推進

ふるさと財団と連携し、平成18年度は全国4ヶ所でPFI研修会等を開催し、地方公共団体職員を対象にPFI事業実施の実務についての研修を行った。

平成15年度からの取組の効果もあり、地方公共団体におけるPFI事業の円滑な実施については、着実に達成されつつあり、研修会は、地方公共団体の需要にあわせて開催回数を調整していることから効率的に実施されているといえる。また、関係機関と連携し研修を行うことで、参加者は金融機関、シンクタンク等の多様な講師の講演を一度に聞くことができる。

一方で、PFIは、従来の事業手法に比べ、事業者の選定手続き及び契約等の締結手続きに関連する問題等において、事業実施に係る新たな検討課題が多く、より効率的な研修の方法を検討する必要がある。

エ 過疎地域の自立促進

交流施設については、各市町村の「過疎地域自立促進計画」に基づいて着実に整備が進められている。平成18年度に行った調査（平成14年度採択事業対象（10施設））においては、当初見込み利用者数を上回っている施設が6施設あることから、一定の有効性が認められる。

しかし、一方で、当初見込み利用者数を下回っているものが4施設（半分以下のものが施設）となっており、今後、設置市町村による更なる利用促進の努力を促すことが必要である。また、今後の事業採択にあたっては、事業計画をより厳しく精査することが必要である。

オ 辺地に係る財政上の特別措置の実施

辺地対策については、平成19年3月31日時点の辺地数が対前年度比1.1%の減となっている。これは、辺地数が減少していることから、辺地法による辺地対策事業が有効であったものと考えられる。今後も活力ある地域づくりをすすめるため、引き続き生活文化水準の向上のための施設整備への取組が必要である。

4 今後の課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性		
地域活性化事業債等の地域づくり支援制度をより活用	予算要求		該当なし
	制度		現行制度を利用
	実施体制・事務のやり方等		制度に関する情報提供
地方公共団体における国際交流・国際協力について	予算要求		継続
	制度		小学校における英語教育の重要性の高まりに応じた措置を講ずるなどの取組
	実施体制・事務のやり方等		団体向けの普及啓発
P F I は、従来の事業手法に比べ、事業者の選定手続き及び契約等の締結手続きに関連する問題等事業実施に係る新たな検討課題が多い	予算要求		継続
	制度		法律・政省令改正の必要なし
	実施体制・事務のやり方等		研修の充実を検討
過疎対策のさらなる推進を図るため、所定の補助金を確保	予算要求		継続した予算措置が必要
	制度		継続
	実施体制・事務のやり方等		事業計画の精査の強化
辺地対策を通じて引き続き生活文化水準の向上のための施設整備の取組	予算要求		該当なし
	制度		辺地対策の継続
	実施体制・事務のやり方等		辺地対策の継続

5 学識経験を有する者の知見の活用等

(1) 学識経験を有する者の知見の活用

ア 地方公共団体の地域づくりの支援

「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」(平成13年6月26日閣議決定)において新世紀の社会資本整備として重点的に推進すべき分野に位置づけられた内容等を今後の課題と取組の方向性の把握に活用し、政策の評価に活用した。

イ 地方公共団体の国際化施策の推進

J E T プログラム基本問題検討会(平成12年10月~平成13年9月まで6回開催)における報告書今後の課題と取組の方向性の把握に活用した。

また、「多文化共生の推進に関する研究会」(座長 山脇啓造 明治大学教授)において、とりまとめた「多文化共生の推進に関する研究書2007」(平成19年3月)を今後の課題と取組の方向性の把握に活用した。

ウ 地方公共団体におけるPFI事業の推進

PFI事業を実施しようとする各地方公共団体において、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第5条に基づき公表しているPFI事業の実施方針を、政策の背景必要性の分析の際に活用した。

また、自治体PFI推進センター専門家委員会報告書（平成18年3月）を、地方公共団体におけるPFI事業の今後の課題と取組の方向性の把握に活用した。

エ 過疎地域の自立促進

過疎問題懇談会（座長 宮口侗迪 早稲田大学教授ほか構成員9名、最近では平成19年3月に開催）において過疎地域の持っている資源を都市の住民に理解してもらうには、地域間交流が有効であること等の意見を目標の達成状況の評価に反映した。

オ 辺地に係る財政上の特別措置の実施

辺地対策のあり方に関する調査研究会（座長 蒲谷亮一（財）全国市町村振興協会常務理事ほか構成員10名、平成13年3月）の報告書を政策の背景や必要性、今後の課題の把握をするために活用した。

（2）評価に使用した資料等

- ・ 「地域国際交流推進大綱の策定に関する指針について」（平成元年2月14日付自治画第17号）
- ・ 「自治体国際協力推進大綱の策定に関する指針について」（平成7年4月13日付自治国第5号）
（いずれも総務省ホームページ<http://www.soumu.go.jp/kokusai/sonota.html#b>に掲載）
- ・ 「多文化共生の推進に関する研究書2007（平成19年3月）」（総務省ホームページhttp://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070328_3.htmlに掲載）
- ・ 「過疎対策の現況（過疎地域の状況及び国・地方公共団体による各種過疎対策等について取りまとめた資料）」（総務省ホームページ<http://www.soumu.go.jp/c-gyousei/2001/kaso/note>）
- ・ 「今後における辺地対策のあり方に関する検討報告」（辺地対策のあり方に関する調査研究会報告書（平成13年3月））（ホームページ 無）

平成19年度実績評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 行政管理局行政情報システム企画課、人事・恩給局総務課、自治行政局自治政策課、自治行政局自治政策課地域情報政策室

評価年月 平成19年6月

1 政策等

政策12

**利用者本位の行政サービスの提供及び簡素で効率的な政府の実現に向けた
電子政府・電子自治体の推進**

（政策の基本目標）

行政分野へのITの活用とこれに併せた業務や制度の見直しを進め、国民の利便性及びサービスの向上と行政運営の簡素化、効率化を図る。

2 政策実施の背景・必要性等

（1）政策実施の背景・必要性

ア 電子政府の推進

利用者にとって使いやすく利便性を実感できる行政サービスを実現するため、利用者視点に立った手続きの見直し・改善等を進め、申請・届出等手続きのオンライン利用を促進する必要がある。また、行政運営の簡素化・効率化・合理化を図るため、業務・システムの最適化を着実に推進する必要がある。

イ 地方公共団体の情報化の推進

IT活用によるすべての国民による生活の利便の向上の実感、行政運営の効率化の推進を図るため、引き続き地方公共団体の情報化の取組を進める必要がある。

今後は、「IT新改革戦略」、「電子自治体オンライン利用促進指針」、「新電子自治体推進指針」等への対応のため、体制の確保や調査研究等が必要である。

（注）本政策の評価においては、政府及び地方公共団体全体の情報化の推進状況について記述することとしたため、一府省としての取組である「総務省所管行政の情報化の推進」について本年度から記述していない。

（2）主な施策の概要

ア 電子政府の推進

「電子政府推進計画」（平成18年8月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）等に基づいて、国民の利便性・サービスの向上及びIT化に対応した業務改革を目指すものである。

（ア）国民の利便性・サービスの向上

a 行政手続のオンライン利用促進

行政手続における利用者視点に立ったオンライン利用を促進し、「IT新改革戦略」（平成18年1月19日IT戦略本部決定）で掲げた「オンライン利用率を2010年度までに50%以上とする」との目標を達成するため、各府省において、年間申請等件数の多い（年間10万件以

上) 手続を中心とした 165 手続を対象に策定した「オンライン利用促進のための行動計画」に基づいて、集中的にオンライン利用の促進を図るものである。

b 利用者視点に立ったポータルサイトの整備

「電子政府構築計画」において目標とされているオンライン利用促進の環境整備の取組の一つとして、電子政府の総合窓口（e-Gov）（以下「e-Gov」という）に国民等から各府省への電子申請を一元的に受け付ける総合的なワンストップサービスの機能を整備している。

(イ) IT化に対応した業務改革

行政運営の簡素化・効率化・合理化を戦略的・横断的に推進するため、業務や制度の見直し、システムの共通化・一元化、業務の外部委託などを内容とする最適化計画を策定の上、業務・システムの最適化に取り組むものである。

(ウ) 人事・給与等業務・システムの最適化

全府省共通業務である人事・給与等業務・システムについて、最適化を図ることを目的として、人事管理、給与管理、共済管理、職員からの届出・申請処理等の諸機能を一体化した標準的なシステムである人事・給与関係業務情報システムを人事院及び財務省と連携協力しつつ整備するものである。

イ 地方公共団体の情報化の推進

すべての国民がITの恩恵を享受し、生活の利便の向上を実感できるようにするとともにIT活用による行政運営の効率化を一層推進していくために、総務省は「電子自治体オンライン利用促進指針」、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」、「新電子自治体推進指針」等に基づき、国民に身近な行政サービスを提供している地方公共団体の取組が国における電子政府構築の取組と歩調を合わせて実施されるよう、各地方公共団体に共通する制度面、システム面の条件整備等に対する支援を引き続き着実に行っていくものである。

さらに、(ア) aに関連して、オンライン利用率の向上を目指して、総務省では地方公共団体に対し、同計画の着実な推進と追加措置の検討を要請し、情報提供や助言等を行っている。

(3) 関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
第164回国会における小泉内閣総理大臣施政方針演説	平成18年1月20日	「IT新改革戦略に基づき、・・・役所に対する電子申請の利用拡大などを進め、高い信頼性と安全性が確保され、国民一人ひとりがITの恩恵を実感できる社会をつくってまいります。
「今後の行政改革の方針」	平成16年12月24日 閣議決定	CIO連絡会議の下、総務省において、各府省が策定する最適化計画を確認し必要な調整を行うとともに、最適化の実施状況及び最適化実施の評価状況のモニタリングを行う。

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
「電子政府推進計画」	平成 18 年 8 月 31 日 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定	利用者視点に立った手続の見直し・改善等を進め、国に対する申請・届出等手続のオンライン利用率を 50%以上とする。システム運用経費の削減や業務処理時間の削減等最適化の効果の可能な限り早期の実現を図るとともに、さらなる効果の向上を図る。
経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006	平成 18 年 7 月 7 日	内閣官房が総務省の協力を得て、・・・システム構築に係る優先順位を行い、それを踏まえた予算要求の選択と集中を図る。これらを踏まえつつ、厳格な予算査定を行うことを通じ、2007 年度の予算額を当初の予算額（998 億円）以下（2割以上の削減を目指す。）とする。
重点計画-2006	平成 18 年 7 月 26 日 IT戦略本部決定	利便性・サービス向上が実感できる電子行政の実現、業務・システム最適化の推進

3 政策評価の結果等

(1) 主な指標の状況

主な指標	目標値	目標年度	16 年度	17 年度	18 年度
国に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率	50%	22 年度	—	11.3%	15.3%
申請・届出等手続におけるオンライン利用件数	対 17 年度 2 割増加	18 年度	—	約 9,400 万件	約 1 億 2400 万件
電子政府の総合窓口（e-Gov）へのアクセス件数(利用件数)	3,000 万件	18 年度	約 2,400 万件	約 2,700 万件	約 3,700 万件
人事・給与関係業務情報システムの導入完了府省等数	全府省等	19 年度	—	2 府省（うち 1 府省は機器導入のみ）	2 府省（うち 1 府省はシステム導入のみ）

主な指標	目標値	目標年度	16年度	17年度	18年度
都道府県における公的個人認証に対応した電子申請システムの整備率	100%	20年度	-	-	100%
市町村における公的個人認証に対応した電子申請システムの整備率	100%	22年度	-	-	31.5%
地方に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率（電子自治体オンライン利用促進指針で選定した対象手続に係る利用率）	50%	22年度		11.3%	17.5%

（２）平成18年度に目標年度を迎えた指標に係る目標値の達成状況

目標年度を迎えたすべての指標において目標値を達成できた。

（３）目標の達成状況の分析

ア 電子政府の推進

（ア）国民の利便性・サービスの向上

a 行政手続のオンライン利用促進

オンライン利用を促進するためには、オンライン申請の使い勝手の向上（添付書類の省略、本人確認方法の簡素化等）や、インセンティブ措置の導入（手数料引き下げ、処理時間の短縮等）が有効と考えられる。

このため、平成18年3月に手続ごとにこれらの具体的な改善措置を定めた「オンライン利用促進のための行動計画」（平成18年3月）を策定したところであり、平成18年度においては、各府省に対して同計画の着実な推進と追加措置の検討を要請してきた。この結果、平成19年3月に所得税における電子申告の税額控除等の様々な追加措置を新たに決定し、それらを盛り込んだ行動計画の改定を行うことができた。

平成18年度の国に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率は15.3%と前年度に比べて上昇しており、これらの措置を着実に実施することによって、さらなる利用率の向上が図られるものと考えられる。

b 利用者視点に立ったポータルサイトの整備

電子政府の総合窓口（e-Gov）全体へのアクセス件数は、年々上昇傾向で推移し、特に平成18年度の増加が顕著となっている。また、目標値の3,000万件を達成するなど、国民等利用者に広く利用されている状況がみられる。

また、総合的なワンストップサービスによる申請・届出等手続のオンライン利用についても、電子政府の総合窓口（e-Gov）全体へのアクセス件数の増加に伴い総合的なワンストップサービスの利用についてより一層の周知が図られる効果が期待できること、翌年度以降も

順次総合的なワンストップサービスが利用できる府省が増加する予定であることなどから、今後増加してくるものとみられる。

電子政府の総合窓口(e-Gov)を活用し、総合的なワンストップサービスを整備することにより、各府省等が個別に電子申請の受付が行える窓口システムを運用する場合に発生する機能の重複は排除されることとなる。

(イ) IT化に対応した業務改革

平成17年度末までに最適化計画を策定した業務・システム76分野に加え、平成19年4月までに新たに9分野の業務・システムにおいて業務・システムの集中化など様々な効率化措置とそれによる運用経費や業務処理時間の削減効果を明記した最適化計画が着実に策定されている。今後、最適化実施に関する指針及び最適化実施の評価に関する指針を含む「業務・システム最適化指針(ガイドライン)」に沿って具体的な最適化の実施、実施の評価など、PDCAサイクルによる最適化の取組を外部専門家を活用しながら更に推進することによって、業務・システムの効率化を進めることが必要である。また、業務の効率化や運用経費の削減を図り、業務・システムの最適化効果を最大限に高めるため、業務・システムの最適化により整備される府省共通システムの共同利用化の推進を図っている。

(ウ) 人事・給与等業務・システムの最適化

人事・給与関係業務情報システムの導入については、平成19年度末までに各府省においてシステムを導入することとしていたが、18年度末までに2府省(うち1府省はシステム導入のみ)となっている。本最適化業務に関しては、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)において、一層の経費削減効果を目指すことが求められていることから、スケジュール等を含め、平成19年6月を目途に最適化計画を見直すこととなっている。

以上より、電子政府の推進について、一部に課題がみられるものの、取組の有効性は認められる。

なお、骨太方針2006では、全府省の業務・システム最適化に係る投資額の削減について、2007年度の予算額を当初の予算額から2割以上削減することを目指すとされていたが、総務省が内閣官房と協力しつつ、システム構築に係る優先順位付けやシステムの機能、単価、工数等の厳正な精査等を行い、それらを踏まえて財務省が予算査定を行った結果、全府省として目標を大幅に超える3割の削減を達成した。この事から、本施策を効率的に実行しているといえる。

イ 地方公共団体の情報化の推進

都道府県における公的個人認証に対応した電子申請システムの整備率は100%を達成しており、地域情報ネットワークの整備や公的個人認証サービスの開始、電子自治体オンライン利用促進指針の策定等の総務省の取組に有効性があつたことが把握できる。

また、市町村における公的個人認証に対応した電子申請システムの整備率は31.5%を達成している。今後、市町村における公的個人認証に対応した電子申請システムの整備率を22年度までに100%にするという目標やオンライン利用率を22年度までに50%にするという目標に向け、電子自治体オンライン利用促進指針等を踏まえた地方公共団体におけるオンライン利用促進や業務・システム

の効率化、地方公共団体における情報セキュリティ対策の強化、公的分野等への利用範囲の拡大などの公的個人認証サービスの利活用の検討、ICTを活用した住民参画の促進等が必要である。

平成18年度の地方に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率は17.5%と前年度に比べて上昇しており、これらの措置を着実に実施することによって、さらなる利用率の向上が図られるものと考えられる。

なお、総務省では、電子自治体に関する施策の企画立案や財政措置等を行い、地方公共団体が電子自治体関連施策を推進する際の参考として「新電子自治体推進指針（平成19年3月20日）」を示して情報提供を行うなど、各地方公共団体が各々独自に取り組むよりも効率的に、政府の「世界一便利で効率的な電子行政」を実現するという目標を実現するための取組を行っている。

4 今後の課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
<p>電子政府の推進について、以下の課題がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「オンライン利用促進のための行動計画」の着実な推進を図るため、各府省における実施状況を把握するとともに、当該計画の目標達成に向けた追加方策を検討 ・e-Govに整備した総合的なワンストップサービスへの順次の移行作業を実施するとともに、同サービスの適切な維持・管理を図る ・策定済みの最適化計画及び「業務・システム最適化指針（ガイドライン）」に基づき、最適化の実施、実施の評価など、PDCAサイクルによる最適化の取組を推進 ・「最適化計画を策定する府省共通業務・システムについて」に基づく業務・システム最適化計画の策定及び策定された業務・システム最適化計画に基づく最適化の着実な実施 	<p>予算要求</p>	<p>◎</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府省共通業務・システム最適化計画の実施、適切な維持・管理に係る予算措置が必要。
	<p>制度改正</p>	<p>○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行制度の継続
	<p>事務改善等</p>	<p>◎</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改定後の「オンライン利用促進のための行動計画」の目標達成に向けた追加方策を検討 ・「業務・システム最適化指針（ガイドライン）」について各府省担当者等を対象とした研修会を実施 ・府省共通業務・システム最適化計画の策定及び策定した業務・システム最適化計画の着実な実施に向けた体制の強化について検討
<p>地方公共団体の情報化の推進について、以下の課題がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子自治体におけるオンライン利用促進 ・業務・システムの効率化 ・地方公共団体における情報セキュリティ対策の推進 ・公的個人認証サービスの利活用の検討 ・ICTを活用した住民参画の促進 	<p>予算要求</p>	<p>◎</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子自治体におけるオンライン利用促進、業務・システムの効率化、地方公共団体における情報セキュリティ対策の推進、公的個人認証サービスの利活用の検討、ICTを活用した住民参画の促進に係る予算措置が必要
	<p>制度改正</p>	<p>○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行制度の継続
	<p>事務改善等</p>	<p>◎</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報による周知等を引き続き実施

5 学識経験を有する者の知見の活用等

(1) 学識経験を有する者の知見の活用

ア 千葉商科大学 瀧上信光教授に実績評価書案を中心に電子行政全般にわたってお話を伺った（平成 19 年 6 月 12 日）。瀧上教授のご意見のポイントは以下のとおりであり、今後の政策評価における目標設定等に活用する。

A. 国民の利便性・サービスの向上

(A) 行政手続のオンライン利用促進

- ① 電子政府は、作り手（行政機関）側の視点でスタートしたものであり、利用者（国民）視点への転換が必要。例えば、国と地方の枠を越えたシームレスなサービスの提供を検討すべき
- ② 技術革新が目覚ましい分野であり、最新技術を生かしたサービスの導入が必要
⇒いずれも、既存の制度や業務処理手順に捕らわれない見直しが必要

(B) ポータルサイトの整備

- ① ポータルサイトについては、ワンストップだけでなく、行政情報の提供の観点からも評価すべき
- ② 民間、先進的な外国のポータルサイトを参考に、国民にとって魅力のある情報を、見やすい形で発信できるよう、さらなる改良を進めるべき

B. IT化に対応した業務改革

- ① PDCAサイクルによる見直しを行いながら推進することが重要
- ② 業務改革やサービス改善のために、ITを如何に活用すべきかを提案できるスキルを有する者を確保（育成、登用）することが重要

C. 地方公共団体の情報化の推進

自治体によって取組の進捗度合いに大きな格差があるが、行政サービスの最前線である地方公共団体の取組を積極的に進めることが重要

イ 地域における情報化の推進について、電子自治体のシステム構築に関するあり方検討会（平成 16 年 6 月）の議論を、電子自治体施策を進める上での政策の優先順位や課題の把握の参考とした。

(2) 評価に使用した資料等

- ・「今後の行政改革の方針」（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定）
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/gyokaku/kettei/041224housin.pdf>
- ・「IT政策パッケージ 2005」（平成 17 年 2 月 24 日 IT戦略本部決定）
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/050224/050224pac.html>
- ・「最適化計画を策定する府省共通業務・システムについて」（平成 17 年 6 月 29 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）
<http://www.e-gov.go.jp/doc/20050629doc1.pdf>
- ・「最適化計画を策定する府省共通業務・システムについて」（平成 17 年 8 月 24 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議幹事会決定）
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/dai15/15gijisidai.html>
- ・「IT新改革戦略」（平成 18 年 1 月 19 日 IT戦略本部決定）
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/060119honbun.pdf>

- ・「業務・システム最適化指針（ガイドライン）」（平成 18 年 3 月 31 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議報告） http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/dai19/19siryou14_01.pdf
- ・「電子政府の推進に関する調査結果」（平成 16 年 6 月 9 日総務省）
http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/pdf/040609_7_01.pdf
- ・「電子政府構築計画の進捗状況調査結果」（平成 18 年 6 月 1 日 I T 戦略本部報告）
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dai37/siryou5-2.pdf>
- ・「重点計画・2006」（平成 18 年 7 月 26 日 I T 戦略本部決定）
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/pc/2006keikaku.pdf>
- ・「電子政府推進計画」（平成 18 年 8 月 31 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/kettei/minaosi.html>
- ・「オンライン利用促進計画のための行動計画」の改定について（平成 19 年 3 月 30 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議報告）
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/dai23/keikaku.html>
- ・「個人情報保護条例制定状況調査」（平成 18 年 4 月 1 日現在 総務省自治行政局地域情報政策室）
http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/060629_1.html
- ・「申請・届出等をオンライン化するための汎用受付システムの導入スケジュール調査」（平成 18 年 4 月 1 日現在 総務省自治行政局地域情報政策室）
http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/060928_5.html
- ・平成 17 年度における行政手続のオンライン化等の状況（平成 18 年 8 月 11 日総務省）
http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/pdf/060811_3.pdf

平成19年度実績評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課
料金サービス課、データ通信課、電気通信技術システム課、番号企画室、高度通信網振興課

評価年月 平成19年6月

1 政策等

政策 13

電気通信事業の健全な発達及び低廉なサービスの提供

（政策の基本目標）

電気通信事業の公正な競争環境等の整備により、電気通信事業の健全な発達及び低廉で多様・高度なサービスの提供を促す。

2 政策実施の背景・必要性等

（1）政策実施の背景・必要性

昭和60年の競争原理の導入以降、我が国の電気通信市場は、累次の公正競争促進策の実施や事後規制への転換（平成16年）等により、着実に拡大し国民・利用者に低廉で多様・高度なサービスが提供されてきたところ。しかしながら昨今は、IP化、ブロードバンド化、モバイル化が進展し、ネットワーク構造も大きく変化してきており、このネットワーク構造に則した公正な競争ルールの整備についての検討が必要となってきたところ。また、インターネットやブロードバンドの普及に伴い、インターネットの高度化への対応や、都市部と過疎地域等の情報通信格差の是正等、新たに政策的な対応を要する課題も顕著となり、その対応が必要である。

（2）主な施策の概要

ア 電気通信事業における競争環境の整備

ネットワーク構造の変化に対応した競争ルール等の検討を行うとともに、電気通信市場の競争状況の評価を行い、公正な競争環境の整備を図っていく。

イ 高速・超高速ネットワークインフラの整備

都市部と過疎地域等の情報通信格差の是正を図るため、民間事業者に対する金融措置等を行うとともに、地方公共団体と連携し整備を促進する。

ウ IPv6の普及促進

国民の多くが次世代インターネットプロトコル IPv6 による利便性の高いサービスを享受できるインターネット環境を実現するため、IPv6の普及・促進等を行っていく。

(3) 関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

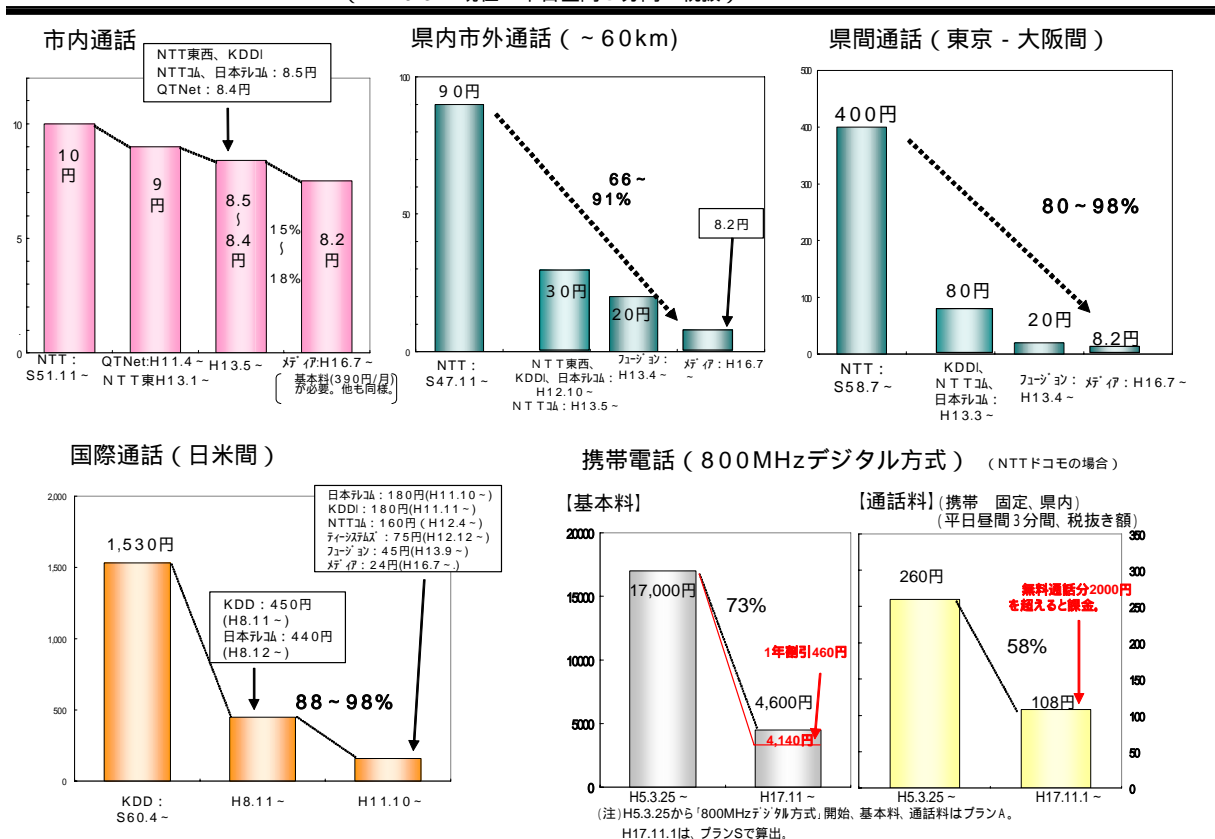
施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
第164回国会 小泉内閣総理大臣施政方針演説	平成18年1月20日	我が国は、この4年半で、 <u>高速インターネットの加入者数が85万から2200万人へ</u> 、インターネットを使った株式取引の割合が6パーセントから29パーセントへ、 <u>それぞれ急成長し、世界で最も低い料金で素早く多くの情報に接することができる「世界最先端のIT国家」となりました。</u>

3 政策評価の結果等

(1) 主な指標の状況

主な指標	目標値	目標年度	16年度	17年度	18年度
電気通信事業者数の推移			13,090	13,774	14,296
ブロードバンド契約者数等の推移			19,557,146	23,301,105	26,438,403
電気通信サービスの料金の低廉化の状況			下記のとおり		
ブロードバンド・ゼロ地域の解消	0%	平成22年度	7.0%	6.1%	4.8%

通信料金の低廉化 (H19.3.1現在 平日昼間3分間 税抜)



(2) 平成18年度に目標年度を迎えた指標に係る目標値の達成状況

目標年度を迎える指標がなかった

(3) 目標の達成状況の分析

ア 電気通信事業における競争環境の整備

指標である「電気通信事業者数」、「ブロードバンド契約者数」とも順調に増加し、料金についても、特に携帯電話において、各種割引制度や無料通話分の充実により実質的に下降傾向にある。また、ブロードバンドの普及により、動画配信サービスが急速に普及するなど、多様で高度なサービスが提供されつつある。現状では、概ね電気通信市場の競争ルールが有効に機能し、健全な競争が行われていると認められる。

一方で、ネットワークのIP化が進展し、ネットワーク構造が大きく変化しつつある。現在の競争ルールは電話網を前提としており、IP網を前提とした新たな公正競争のためのルールについての検討(注1)が必要となってきた。また、電気通信事業者による不適正な事業運営が問題となるなど、電気通信市場の健全な発展を阻害する事例への対応が必要となってきた。

注1：平成18年9月に「新競争促進プログラム2010」を公表し、2010年までに実施すべき包括的な競争ルール整備のロードマップを取りまとめた。このプログラムに沿って必要な検討や研究会等を開催している。現在までに、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の運用に関するガイドライン」(平成19年2月13日)などの整備を行ったところ。なお、「新競争促進プログラム2010」については、平成18年度に「テレコム競争政策ポータルサイト(<http://eidsystem.go.jp/>)」を開設し進捗状況等を確認ができるようにしている。

a 電気通信事業分野における競争状況の評価

電気通信事業分野における競争状況の評価については、変化の激しい電気通信サービスをモニタリングし、競争が適切に働いているかどうかを分析・評価し、政策に反映させるための制度として、毎年、継続的に実施している。

平成18年度の評価結果(注2)については、各通信サービス市場において全般的に市場集中度が高水準にあること、一企業グループのシェアが高いとする評価結果を、平成19年7月に公表(予定)したところである。競争評価については健全な競争環境が整備されているかを確認する手段として有効に機能している。

よって引き続き、変化の激しい電気通信分野の競争環境について分析・評価を行い、政策を実施するに当たっての判断材料とする必要がある。

注2：「電気通信事業分野における競争状況の評価」について、評価結果や進捗状況などを専用サイトに公表している。

(http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/kyousouhyouka/index.html)

イ 高速・超高速ネットワークインフラの整備

平成18年度末のブロードバンド・ゼロ地域は着実に減少しており、以上の取組は有効に機能していると言える。

都市部と過疎地域等の情報通信格差の是正を図るために、ブロードバンドネットワークの全

国整備に向けて、平成 18 年 8 月に「次世代ブロードバンド戦略 2010」を策定した。当該戦略 2010 に基づき、総務省・地方公共団体・電気通信事業者等の連携の下、都道府県単位の年度ごとの取組をフローチャート化し、目標数値を工程表に取りまとめたロードマップ、整備マニュアル、利活用事例集を取りまとめた。

また、電気通信基盤充実臨時措置法に係る低利融資制度、利子助成制度等の金融措置、財政投融資制度及び税制措置等を引き続き実施するとともに、「次世代ブロードバンド技術の利用環境整備に関する研究会」を開催し、有線との組み合わせによるブロードバンドネットワーク基盤の効率的な整備に資する無線技術の実用化等の検討を行った。

しかしながら、採算性の問題等から特に整備が困難な地域が残されており、今後は当該地域の整備を着実に進める必要がある

ウ IPv6 の普及促進

平成 18 年度と比較した我が国への IPv6 アドレス割り振り数は増加（平成 17 年度 91 平成 18 年度 96）しており、IPv6 への移行に向けた実証実験等で得られる各種技術や金融措置等は有効に機能していると言える。

しかしながら、現在の IPv6 利用状況では充分とは言えず、引き続き、IPv6 の普及促進を図るための支援措置や実証実験等による技術データ収集等を行い、世界各国との連携等を通じた普及を推進する必要がある。

4 今後の課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
ネットワーク構造の変化に対応した市場動向等の把握、競争ルールの整備等や電気通信市場の健全な発展のための対策が必要	予算要求	調査研究等を検討。
	制度	税制要望の継続を検討。 法改正を検討。
	実施体制・事務のやり方等	定員要求を検討。
都市部と過疎地域等の情報通信格差（デジタルディバイド）を解消するための施策が必要	予算要求	実証実験等の拡充を検討。
	制度	税制要望の拡充を検討。
	実施体制・事務のやり方等	金融措置の継続を検討。 定員要求を検討。
IPv6 の本格普及・実利用に必要な支援措置、セキュリティ対策、世界各国との連携等が必要	予算要求	研究開発・実証実験の継続を検討。
	制度	税制要望の継続を検討。
	実施体制・事務のやり方等	金融措置の継続を検討。 国際会議への働きかけ、関係国との連携を検討。また、そのための体制強化・定員要求。

5 学識経験を有する者の知見の活用等

(1) 学識経験を有する者の知見の活用

「IPv6の普及促進」については、平成17年10月IT戦略本部第33回会合において、IPv6の普及に関し電子政府やセキュリティにおける毅然とした方針を設けることが重要とするとの意見をいただいた。その結果、IT新改革戦略（平成18年1月19日IT戦略本部決定）において、「今後、各府省の情報通信機器の更新に合わせ、原則として2008年度までにIPv6対応を図ることとする。」とされている。また、第一次情報セキュリティ基本計画（平成18年2月2日情報セキュリティ政策会議決定）において「ビルトイン型の情報セキュリティ機能を持ったそもそもの基盤自体を新たに構築する観点から、IPv6(Internet Protocol version 6)の導入や、さらなる研究開発・技術開発を行うことが重要である。」等とされており、それらの結果を本評価の参考とした。

2006年11月より「次世代ブロードバンド技術の利用環境整備に関する研究会（座長：羽鳥光俊 東京大学名誉教授）」を開催し、ブロードバンドの全国整備に向け、その技術面における利用環境整備方策の在り方等について検討し、それらの結果をブロードバンド・ゼロ地域解消の現状分析の参考とした。

「電気通信事業における競争環境の整備」に資するため電気通信事業分野における競争状況の評価（以下、「競争評価」という。）では、平成18年11月より「競争評価アドバイザリーボード（座長：辻正次 兵庫県立大学大学院応用情報科学研究科教授）」を開催し、競争評価の重要事項について専門性、客観性、中立性の確保の観点から助言をいただき、評価に当たっての参考とした。

(2) 評価に使用した資料等

ICT改革促進プログラム（平成19年4月20日 総務省）

(http://www.soumu.go.jp/pdf/070420_1.pdf)

ICT国際競争力強化プログラム（平成19年5月22日 総務省）

(http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070522_3.html)

IT新改革戦略（平成18年1月 IT戦略本部）

(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/060119honbun.pdf>)

第一次情報セキュリティ基本計画（平成18年2月 情報セキュリティ政策会議）

(http://www.nisc.go.jp/active/kihon/pdf/bpc01_ts.pdf)

「次世代ブロードバンド戦略2010」(平成18年8月 総務省)

電気通信事業分野における競争状況の評価2006(案)(平成19年5月 総務省)

(http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/kyousouhyouka/index.html)

平成19年度実績評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 情報通信政策局放送政策課

放送技術課、地上放送課、受信対策室、衛星放送課、国際放送推進室、地域放送課

評価年月 平成19年6月

1 政策等

政策14

高度で利便性の高い多様な放送サービスをどこでも利用できる社会の実現

（政策の基本目標）

全放送メディアのデジタル化等により、高度で利便性の高い多様な放送サービスをどこでも利用できる社会を実現する

2 政策実施の背景・必要性等

（1）政策実施の背景・必要性

ア 今日、放送は国民の日常生活に不可欠な情報を提供する基幹的な情報メディアであり、また、近年の技術革新は、国民ニーズの変化に対応し、デジタル化に代表されるように多種多様な放送メディアの実現を可能とするための基盤を提供している。

イ 政府は、世界最先端のIT国家となることを目指しており、「重点計画-2006」の中で、「2011年7月までに、通信と放送のハーモナイゼーション等を進め、地上デジタルテレビ放送への全面移行」の実現が示された。

ウ こうした中で、国は各種の施策を調和が取れた形で講じ、全放送メディアのデジタル化等の実現により、高度で利便性の高い多様な放送サービスの普及と発達を図ることが必要である。

（2）主な施策の概要

ア 地上デジタル放送の利活用の推進のため、その特性を生かした公共分野における新たなサービスの開発を目的としてパイロット実証実験を実施する。

イ 2011年までに地上放送のデジタル化の推進のため、デジタル放送のメリット、アナログ放送の終了時期等の国民への周知や送信環境及び受信環境の整備に取り組む。

ウ BS放送の新たなチャンネルを利用したサービス・放送制度及び有料衛星放送市場における視聴者利益の適切な確保に資する枠組みの在り方を検討し、衛星デジタル放送の普及を図る。

エ 国際放送による海外への情報発信を推進し、諸外国の対日理解を促進するとともに、在外邦人に対して必要な情報を提供する。

オ ケーブルテレビの普及・高度化を図るため、ケーブルテレビの施設の整備に係る税制・財政等の支援措置を講じる。

カ 民放テレビ放送が1波も良好に受信できない難視聴地域において、中継施設や共同受信設備を整備する市町村等に対して、所要経費の一部を補助して、民放テレビの難視聴等の解消を図る。

キ デジタル放送技術等に関する調査研究等を通じて、次世代放送システム実現のための技術開発課題・実現年度の整理を行う。

(3) 関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
e-Japan 重点計画 2004 (IT戦略本部決定)	平成 16 年 6 月 15 日	・地上デジタル放送の高度な利活用を図り、併せて、2006 年度までの携帯受信サービスの実用化や、2008 年度までの蓄積型放送及びそれに伴う新たなアプリケーションを可能とするサービスの実用化を促進 ・ケーブルテレビについては、2010 年までにすべてデジタル化されることを目指し
IT新改革戦略(IT戦略本部決定)	平成 18 年 1 月 19 日	・2011 年 7 月までに、通信と放送のハーモナイゼーション等を進め、地上デジタルテレビ放送への全面移行を実現する。
重点計画-2006	平成 18 年 7 月 26 日	(重点計画-2006) ・ケーブルテレビについては、地上デジタルテレビ放送への完全移行等放送のデジタル化に対応するため、2010 年までにすべてデジタル化されることを目指し
経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006(閣議決定)	平成 18 年 7 月 7 日	「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」に基づき、世界の状況を踏まえ、通信・放送分野の改革を推進する。

3 政策評価の結果等

(1) 主な指標の状況

主な指標	目標値	目標年度	16年度	17年度	18年度
地上デジタル放送の公共分野での利活用の推進等 (1)	活用	22年度		パイロット実証実験を実施	パイロット実証実験を実施
高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法に基づく地上放送施設デジタル化促進税制等の活用 (2)	活用	22年度	167件	193件	225件
地上デジタルテレビジョン放送の開局数・受信可能世帯数	約4,800万世帯	22年度	約1,810万世帯	約2,840万世帯	約4,000万世帯
アナログ周波数変更対策の実施(3)					

主な指標	目標値	目標年度	16年度	17年度	18年度
BSデジタル放送受信可能世帯数	-	-	830万世帯	1,172万世帯	2,217万世帯
CSデジタル放送視聴契約者数			418万件	447万件	465万件
ケーブルテレビによる地上デジタル放送視聴可能世帯数(4)	約2,300万世帯	22年度	約1,060万世帯	約1,280万世帯	約1,870万世帯
難視聴解消世帯数	1,000世帯	18年度(単年度)	623世帯	409世帯(40%)	202世帯(20%)
概要及び実現年度が明確化された次世代放送システムの技術課題	課題のリスト化	18年度	-	-	次世代放送システム実現のための技術開発課題・実現年度を整理

(1) 平成18年度政策体系表の策定時に立てた指標は、「携帯端末向け」「サーバー型放送」「通信インフラを利用した放送」「高度なデータ放送」の各サービス状況を指標としていたが、個別のシステムに特化して見るのではなく、地上デジタル放送全体として、その特色を生かしたサービスの実用化が目標であるので、平成19年度実績評価書においては、これらの指標を統合し、地上デジタル放送の利活用の状況を把握するのに適した新たな指標に変更した。

(2) 平成16年度にすべての民放事業者が認定されているため、今後は、地上放送施設デジタル化促進税制等の支援施策を活用し、デジタル化が積極的に進められることが期待されるため、申請件数を指標とする。

なお、実績値については、過去に遡って、新たな指標により記載している。

(3) 平成18年度政策体系表の策定時に立てた目標は、当該施策のうちの一部についてのものであることから、平成18年度末に従来の指標を改定した。

なお、実績値については、過去に遡って、新たな指標により記載している。

(4) 平成17年度政策体系表ではBSデジタル放送への対応状況を指標としていたが、その後、ほぼすべての事業者が地上デジタル放送の再送信に対応する必要があることから、平成17年度からは実態把握に適した上記指標に変更し、平成18年度実績評価書から反映している。

(2) 平成18年度に目標年度を迎えた指標に係る目標値の達成状況

目標年度を迎えた半数以上の指標において目標値を達成できた

(3) 目標の達成状況の分析

地上デジタル放送の利活用の推進

・地上デジタル放送の公共分野における利活用に関する調査研究は、パイロット実証実験を実施し、ワンセグ放送、サーバー型放送等の高度なサービスを、防災、医療等の公共分野に導入した場合の効用を具体的に目に見える形で検証した。また、こうしたサービスの実用化と普及を図るための課題や解決策も明確化されたところであり、有効性が認められる。今後、実証実験の成果を基に、地上デジタル放送の公共分野における利活用の課題や解決策等を周知することにより地上デジタル放送の公共分野における利活用が推進されることが期待される。

地上放送のデジタル化の推進

・高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（以下、「高テレ法」という。）に基づく地上デジタル放送施設デジタル化促進税制の活用は、年々増加してきており、特に固定資産税に係る申請件数については、高テレ法に基づく認定事業者の全事業者から申請書の提出がなされた。また、平成 17 年度に創設された不動産取得税に係る特例措置に対する申請も増加してきており、法人税に係る特例措置と併せ、有効に活用されているところである。今後も引き続き同制度の活用が図られ、地上放送のデジタル化が推進されることが期待される。

・地上デジタル放送の開局状況については、平成 18 年 12 月までにすべての親局 171 局（NHK 43 局、民放 127 局、放送大学 1 局）に免許が付与され、47 都道府県すべての県庁所在地で放送が開始されている。地上デジタル放送の受信可能世帯数も、平成 19 年 3 月末には約 4,000 万世帯となり順調に普及している。さらなる受信可能世帯数の増加に向けて、引き続き中継局整備等を推進していく必要がある。

・また、これまでの我が国のデジタル放送方式普及活動の結果として、昨年 6 月にブラジルにおいて日本方式（ISDB-T）を基礎とした地上デジタル放送方式の採用が決定された。その際、ISDB-T が各国のニーズに合わせて仕様を柔軟に変更できる技術的な優位性が高く評価されたことに鑑み、デジタル放送の導入を検討している各国において実証実験等を通じた各国のニーズに適した技術要素の検討は有効である。南米各国等において我が国の方式の導入がされれば市場の拡大が見込まれるため、受信機器の低廉化が加速される等我が国の地上デジタル放送の推進にも好影響を及ぼし、また放送技術による国際プレゼンスの向上や社会貢献にも繋がる。

・アナログ周波数変更対策は、地上放送のデジタル化のため不可欠であり、施策に有効性がある。本対策のうち、チャンネル変更を伴う受信対策については平成 19 年 3 月に終了した。これらの対策の進捗に伴い、地上デジタル放送の受信可能世帯数が、前述のとおり順調に増加しており、施策として有効である。

・地上アナログ放送の停波に関する認知度については、地上アナログ放送が終了すること自体は 9 割以上の人に認知され、終了時期について正しく認知している人は、平成 19 年 3 月現在、約 6 割に達しており、周知・広報活動は有効性が認められる。国民に対し地上放送のデジタル化に関する正確な情報提供等を行うことにより地上デジタル放送の円滑な導入を図るための環境整備は、国の責務であり、今後もさらに当該情報提供等を国が中心となって実施し、2011 年の停波の際に社会的混乱が生じないよう、周知・広報活動を推進する必要がある。

衛星デジタル放送の普及

・BSデジタル放送について受信可能世帯数でみると、3波共用機の普及とも相俟って平成17年度末の約1,172万世帯から平成18年度末は約2,217万世帯と順調に増加しており、施策の有効性が認められる。

CSデジタル放送についても、東経110度CSデジタル放送における視聴契約者数が着実に増加していることもあり、CSデジタル放送全体で、平成17年度末の約447万件から平成18年度末は約465万件と順調に増加しており、施策の有効性が認められる。

また、今後のさらなる普及促進に向けて、CSデジタル放送におけるハイビジョン化を一層推進するため、平成18年度末に所要の制度整備を行ったところである。

国際放送の推進

・NHKから提出される週間番組表、実施報告書等により、放送時間、放送内容等を総合的に勘案して、国の指定事項を満たす放送の実施が確認されている。

ラジオ国際放送については、小型の短波ラジオ受信機さえあれば受信可能であることから、世界各国で我が国の情報を発信することが可能であり、施策として有効である。

また今後は、我が国の対外情報発信力及びこれによって醸成されるソフトパワーの強化を戦略的に推進していくことが必要とされており、視覚と聴覚の双方に訴えることが可能な映像による国際放送の強化も図っていくことが必要である。

ケーブルテレビの普及・高度化

・ケーブルテレビのデジタル放送への対応状況について、ケーブルテレビによる地上デジタル放送視聴可能世帯数は、平成17年度末の約1,280万世帯から平成18年度末には約1,870万世帯と着実に増加しており、ケーブルテレビの普及に係る税制・財政の支援措置の有効性が認められる。

今後とも、地上デジタル放送の再送信や自主放送による地域に密着した映像情報を提供するケーブル施設の整備を支援するため、継続的な予算措置が必要である。

また、電気通信基盤充実臨時措置法に係る支援措置について、ケーブルテレビ事業者等に対して税制・財政等の支援措置の周知を行った結果、同法に基づく認定件数が平成17年度5件から平成18年度は10件に増加した。認定した事業計画に基づき、デジタル化に対応した高度なケーブルテレビ施設の整備が促進されたことから、本取組の有効性が認められる。

一方、コミュニティチャンネルのデジタル化・整理及び円滑な交換・交流の促進が求められており、地域番組交流ネットワークの構築に関する調査研究を行うことにより促進方策を検討する必要がある。

民放テレビ放送の難視聴等の解消

・民放テレビの難視聴等の解消世帯数については、難視聴地域の狭地化、散在化という環境下において平成18年度は、202世帯と目標(1,000世帯)には及ばなかったものの、要望があった事業については全て実施することができ、難視聴の解消に寄与したため、一定の有効性があったと言える。今後、地方公共団体の協力のもと、周知の強化に努めるとともに、引き続き、難視聴の解消を図っていく必要がある。

デジタル放送技術等に関する調査研究等

- 有識者による研究会を開催し、5～20年後を想定した次世代放送システム実現のための技術開発課題・実現年度の整理を行ったことにより、次世代放送システムの技術課題のリスト化という目標を達成できたことから、有効性が認められる。今後、次世代放送システム実現のための研究開発を進めていく必要がある。

4 今後の課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
<p>地上デジタル放送の利活用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 地上デジタル放送の公共分野における利活用に関する調査研究の成果が出ており、サービスの実用化と普及を図るために明確化された課題や解決方策等について今後周知を図っていく必要がある。 	<p>予算要求</p> <p>- -</p>	-
	<p>制度</p> <p>- -</p>	-
	<p>実施体制・事務のやり方等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各種サービス等の実用化とその活用の促進のため、課題や解決方策等の周知
<p>地上放送のデジタル化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 地上放送のデジタル化の推進のため、引き続き地上デジタル放送の展開に向けた取組を行う。 地上放送のデジタル化の推進のため、引き続き地上デジタル放送施設デジタル化促進税制の一層の有効的な活用が図られることが必要。 地上アナログ放送停波の周知等、地上放送のデジタル化に関する周知広報活動を推進することが必要。 地上放送のデジタル化を実現するため、その前段作業として必要なアナログ周波数変更対策を引き続き実施していくことが必要。 我が国の方式導入のための働きかけとして、ブラジル以外の南米各国やアジア諸国における地上デジタル放送導入の分析や実証実験等が必要。 	<p>予算要求</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地上放送のデジタル化の実現と円滑な普及を図るための予算枠の拡大を検討・国際普及型デジタル放送方式の開発のための継続的な予算措置
	<p>制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> 免許制度整備 税制支援（国税・地方税）
	<p>実施体制・事務のやり方等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 受信相談体制の充実 地域レベルでの情報提供の強化 金融支援（財政投融資、無利子・低利融資、債務保証） デジタル放送分野における国際競争力強化等の課題の着実な実施に向けた体制整備

今後の課題	取組の方向性	
<p>衛星デジタル放送の普及</p> <p>・衛星デジタル放送の普及のため、BSデジタル放送の一層の普及に資するアナログ放送の終了時期の周知広報のための取組の徹底及び、必要かつ有効な制度整備を行うことが引き続き必要。また、2011年までに終了することとされているBSアナログ放送に利用されている3チャンネル、そして平成12年に我が国に追加割当された4チャンネルの利用の在り方等、衛星放送の発展に向けた総合的方策についての検討が必要。</p> <p>さらに、CSデジタル放送については、ブロードバンド化の進展やケーブルテレビの普及等に伴い本格的な競争時代に入りつつあることを踏まえ、有料衛星放送市場の健全な発達に資する必要かつ有効な制度整備等が引き続き必要。</p>	<p>予算要求</p>	<p>・衛星デジタル放送の普及による周波数の有効利用等を図るための予算措置</p>
	<p>制度</p>	<p>放送法令・電波法令 免許制度整備</p>
	<p>実施体制・事務のやり方等</p>	<p>・デジタル化への円滑な移行のための周知の強化 ・国民への情報提供 ・課題の着実な実施に向けた体制整備</p>
<p>国際放送の推進</p> <p>・国際放送の実施については、国際放送を通じて国際社会における我が国に対する理解を深めかつ広めるとともに、在外邦人の期待に応えるため、引き続き国際放送の実施が必要。</p> <p>また我が国の対外情報発信力を強化するため、平成20年度後半中の新しい外国人向け映像による国際放送の開始に向け、制度整備及び継続的な予算措置等の支援が必要。</p>	<p>予算要求</p>	<p>・日本放送協会交付金等、国際放送の強化を図るための予算措置</p>
	<p>制度</p>	<p>・放送法令 ・税制優遇措置</p>
	<p>実施体制・事務のやり方等</p>	<p>・NHK映像国際放送を再編、外国人向け部分を強化した新たな放送を平成20年度後半中に開始するための具体策を検討</p>

今後の課題	取組の方向性	
<p>ケーブルテレビの普及・高度化</p> <p>・地上デジタル放送の再送信や自主放送による地域に密着した映像情報等を提供するケーブルテレビ施設の整備等を支援するため、継続的な予算措置及び体制整備を行うことが必要</p> <p>地域番組交流ネットワークの構築に関する調査研究を行うための予算措置が必要。</p> <p>また、ケーブルテレビについては、2010年までにすべてデジタル化されることを目指しており、ケーブルテレビ事業者が各種支援措置を十分に活用していくことが必要であることから、周知の強化を図ることが必要。</p>	<p>予算要求</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ケーブルテレビ施設の整備を支援するため、継続的な予算措置 ・地域番組交流ネットワーク構築に関する調査研究を行うための予算措置
	<p>制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・税制支援（国税・地方税）
	<p>実施体制・事務のやり方等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者への各種支援措置の周知の強化 ・課題の着実な実施に向けた体制整備を検討
<p>民放テレビの難視聴等の解消</p> <p>・民放テレビ放送の難視聴の解消のため、継続的な予算措置が必要。また、都道府県及び市町村が当該事業を十分に活用していくことが必要であることから、周知の強化を図ることが必要。</p>	<p>予算要求</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・難視聴地域の解消を図るため継続的な予算措置
	<p>制度</p>	<p>- -</p>
	<p>実施体制・事務のやり方等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国民、地方公共団体への施策集・パンフレットを使用した周知・情報提供の強化
<p>デジタル放送技術等に関する調査研究等</p> <p>・次世代放送技術に関する調査研究を実施し、有識者会議により、次世代放送システム実現のための技術課題等が整理されたことを受けて、研究開発に着手することが必要。</p>	<p>予算要求</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代放送システム実現のための予算措置
<p></p>	<p>制度</p>	<p>- -</p>
<p></p>	<p>実施体制・事務のやり方等</p>	<p>- -</p>

5 学識経験を有する者の知見の活用等

(1) 学識経験を有する者の知見の活用

ア 地上放送のデジタル化の推進

(ア) 地上デジタル推進全国会議 (議長: 山口信夫 (日本商工会議所会頭))

平成 18 年 12 月、放送事業者、メーカー等による「地上デジタル推進全国会議」において、「デジタル放送推進のための行動計画 (第 7 次)」が策定されており、現状認識及び今後の課題と取組の方向性等についての参考とした。

(イ) デジタル放送技術国際普及部会 (高橋泰雄委員長)

ブラジルにおける我が国のデジタル放送方式採用のため、セミナーやデモンストレーション等を実施。ブラジルの方式決定後は、その他南米諸国に対して当該諸国に適したデジタル放送方式採用のための活動を行っており、現状認識及び取組の方向性等についての参考とした。

(ウ) ICT 国際競争力懇談会 (座長: 齊藤忠夫 東京大学名誉教授)

平成 19 年 4 月、「ICT 国際競争力懇談会」において、情報通信分野における国際競争力強化のための基本的な戦略の方向性について最終とりまとめが行われ、その中で、放送方式分野における具体的な取組方策が提言されており、現状認識及び取組の方向性等の参考とした。

イ 衛星デジタル放送の普及

「衛星放送の将来像に関する研究会」(座長: 舟田正之 立教大学法学部教授: 平成 17 年 10 月 ~ 平成 18 年 10 月)において、BS アナログ放送に利用されている 3 チャンネル、そして、平成 12 年に我が国に追加割当てされた 4 チャンネルの利用の在り方、衛星放送の公正かつ有効な競争のための環境整備等についての提言を受けており、今後の課題及び取組の方向性等の参考とした。

ウ 国際放送の推進

日本放送協会に対する平成 19 年度国際放送等実施命令を適当と認める旨の電波監理審議会答申 (平成 19 年 3 月 14 日) 及び情報通信審議会における「映像国際放送の在り方に関する検討委員会」最終とりまとめ (平成 19 年 5 月) 国際放送等の実施に係る今後の課題と取組の方向性等の参考とした。

エ デジタル放送技術等に関する調査研究等 (座長: 原島博 東京大学大学院教授)

次世代放送技術に関する研究会 (平成 18 年 9 月 ~ 平成 19 年 6 月) において、今後 5 ~ 20 年後を想定した次世代放送システムのイメージの確立及びその実現に必要な研究開発課題等について検討を行い、現状認識及び今後の課題と取組の方向性等の参考とした。

(2) 評価に使用した資料等

- ・ 情報通信審議会諮問第 8 号「地上デジタル放送の利活用の在り方及び普及に向けた行政の果たすべき役割」第三次中間答申 (18.8.1)

http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/pdf/060801_4_bt2.pdf

- ・ デジタル放送推進のための行動計画 (第 7 次)

<http://www.digital-zenkoku.jp/plan/7th/7th.html>

- ・ 「衛星放送の将来像に関する研究会」最終報告書 (18.10.19)

http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/061019_2.html

- ・日本放送協会の業務報告書等
- ・「通信・放送の在り方に関する懇談会」報告(18.6.6)
http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/chousa/tsushin_hosou/pdf/060606_saisyuu.pdf
- ・通信・放送の在り方に関する政府与党合意(18.6.20)
http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/chousa/tsushin_hosou/pdf/060623_1.pdf
- ・経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006(18.7.7)
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizai/kakugi/060707honebuto.pdf>
- ・民放テレビ放送難視聴等解消施設整備事業のパンフレット
- ・地上デジタルテレビジョン放送の電波伝搬特性調査報告書(18.3)
- ・デジタル放送方式の国際共同研究調査研究報告書(19.3)
- ・南米各国におけるデジタルテレビジョン放送方式の導入検討に資する技術協力報告書(19.3)
- ・「次世代放送技術に関する研究会」
http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/chousa/jisedai_bctech/index.html
- ・ICT改革促進プログラム(19.4.20)
http://www.soumu.go.jp/pdf/070420_1.pdf
- ・ICT国際競争力強化プログラム(19.5.22日)
http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070522_3.html

平成19年度実績評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 情報通信政策局総合政策課

地域通信振興課、地方情報課推進室、コンテンツ流通促進室

情報流通振興課、情報セキュリティ対策室、情報通信利用促進課

情報通信政策課、情報流通高度化推進室

総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課、データ通信課

電気通信技術システム課

総合通信総合通信基盤局電波部基幹通信課、移動通信課、衛星移動通信課

電波環境課

評 価 年 月 平成19年6月

1 政策等

政策 15

**社会・経済のICT化の推進及び安心・安全な利用環境の整備等によるICT利活用の促進
（政策の基本目標）**

社会・経済のICT化の推進及び安心・安全な利用環境の整備等によるICT利活用の促進により、ユビキタスネット社会を実現する。

2 政策実施の背景・必要性等

（1）政策実施の背景・必要性

ICT革命は、産業革命に匹敵する歴史的な大転換を社会にもたらすものであり、情報通信技術の活用は、情報流通の費用と時間を劇的に低下させ、密度の高い情報のやり取りを容易にし、また人の空間的な移動を減らし、世界規模での急激かつ大幅な社会経済構造の変化を生じさせるものであり、IT戦略本部において、政府一体となったIT戦略（e-Japan戦略等）を策定・推進しているところである。これを受け、社会・経済のICT化を着実に推進する必要がある。

一方、社会・経済のICT化が進むことによって生じる様々な問題・課題が懸念されており、これらの問題・課題に適切に対処し、利用環境を整備することによって、安心・安全なICT利活用を促進する必要がある。

（2）主な施策の概要

ア 地域の情報化の推進等

地域の情報化基盤となる「地域公共ネットワーク」について、全国普及を目標として整備支援を行っている。また、沖縄においては、「沖縄国際情報特区構想」により、社会・経済のICT化を促進している。

イ コンテンツの流通促進

光ファイバー等のブロードバンド網の整備やデジタル放送の普及など、高度な情報ネットワー

ク基盤の整備・普及が進む中で重要性を増している、こうしたインフラを十分に活用した、良質なコンテンツの制作及び流通の促進を図る。

ウ 電子商取引の普及発展

ネットワーク上の取引における安全性・信頼性を高める電子署名の利活用を促進するため、電子署名及び認証業務に関する国民への普及啓発活動に取り組むことにより、電子商取引の活性化を図る。

(3) 関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
第166回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説	平成19年1月26日	「チャンスにあふれ、何度でもチャレンジが可能な社会」の構築) テレワーク人口の倍増などを通じて、仕事と家庭生活の調和を積極的に推進します。
日本経済の進路と戦略 ～新たな「創造と成長」への道筋～	平成19年1月25日	第3章 「新成長経済」の実現に向けた戦略 新たな「創造と成長」への道筋 (1) 潜在成長力を高めるための大胆な改革 () 生産性向上への取組 (ITとサービス産業の革新による生産性の向上) 産業横断的に生産性向上の最重要の手段となるのはITである。ITにより競争力の強化と中小企業の経営力の向上を促進するとともに、コンテンツ市場の拡大を図る。また、テレワーク人口の倍増を目指すなど、ITを活用した就業の機会の拡大を図る。

3 政策評価の結果等

(1) 主な指標の状況

主な指標	目標値	目標年度	16年度	17年度	18年度
地域公共ネットワークの 全国整備率	全自治体に 普及	22年度	63.4%	71.6%	71.9%
電子政府に用いられるO Sのセキュリティ品質の 評価手法の確立	セキュリテ ィ品質評価 手法の確立	18年度		OSの評価 項目の抽 出及び検 証環境の 構築	OSのセ キュリテ ィ品質の 評価手法 を確立
ポットネットによるサイ バー攻撃への対処	ポットネッ トに対処す る総合的な 枠組みの構 築	22年度			ポットネ ットに対 処する総 合的な枠 組みを検 討
情報通信分野の研修受講 者数(16年度～19年度)	13,000人	19年度	3,874人	2,411人	2,677人
ベンチャー企業に対する 助成の成果(事業化率)	18～20年 度に助成 した案件 の平均事 業化率が 70%	22年度			25%
テレワーカーが就業者人 口に占める割合	20%	22年度		10.4%	

主な指標のうち、「ベンチャー企業に対する助成の成果(事業化率)」については、平成18年度目標設定表では目標値を概ね70%、目標年度を平成18年度としていたものであるが、目標年度及び評価方法について、平成18～22年度における独立行政法人情報通信研究機構が達成すべき中期目標及び同機構の中期計画との整合性を図るために、目標を、平成22年度までに18～20年度に助成した案件の平均事業化率が70%と設定し直したものである。

(2) 平成18年度に目標年度を迎えた指標に係る目標値の達成状況

目標年度を迎えた全ての指標において目標値を達成できた

(3) 目標の達成状況の分析

ア 地域情報化の推進

(ア) 目標の達成状況(目標:平成22年度までに全自治体に普及)

年 度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
地域公共ネットワーク の全国整備率	63.4%	71.6%	71.9%

地域公共ネットワークの全国整備については、市町村等に対する国庫補助、地方財政措置を講じる等、整備促進を支援してきたところであるが、条件不利地域を中心に採算性の問題から民間事業者による情報通信基盤整備が進展しないことや、地方公共団体における地域情報化への温度差、財政状況の厳しさから、平成18年度においても未整備の地域が存在している。このため、「IT新改革戦略」に基づき、地域公共ネットワークの全国整備を目標に掲げ、引き続き地方公共団体等を支援していく必要がある。

(イ) 有効性

平成16年度から平成18年度の3ヶ年で全国整備率は着実に高まっており、政策の有効性が認められる。

なお、地域公共ネットワークの民間開放を促進することで、ブロードバンド・ゼロ地域を解消し、デジタル・ディバイドのないインフラを実現するための方策として効果があがっていることから、その有効性が認められる。

(ウ) 効率性

「地域公共ネットワークに係る標準仕様」を作成し、地方公共団体等が地域公共ネットワークを整備する際に、適正規模での設計・整備を行うための情報提供を実施していることで、ゼロから設計・整備を行うことに比べ、コストを低減している。

イ 情報通信利用の適正化、情報セキュリティ対策及び情報通信ネットワークの安全・信頼性の向上

(ア) 目標の達成状況

- a 「国民のための情報セキュリティサイト」を通じた国民への情報セキュリティに関する知識や対策方法の普及啓発については、国民のための情報セキュリティサイトの内容を充実させてきており、着実に運営している。
- b 電子政府に用いられるOSのセキュリティ品質の評価手法の確立については、平成18年度において、評価項目について検証を実施し、電子政府に用いられるOSのセキュリティ品質の評価手法の確立を図った。
- c 研究開発等の実施状況については、平成18年度より、インターネットにおける経路情報の誤りによる通信障害(経路ハイジャック)の検知・回復・予防に関する研究開発を実施している。

(イ) 有効性

「国民のための情報セキュリティサイト」による普及啓発により、情報通信利用の適正化が促進されており、有効性が認められる。また、研究開発等の実施により、インターネットの安心・安全な利用環境が促進され、有効性が認められる。

(ウ) 効率性

国と電気通信事業者間における有効な情報伝達体制を整備することにより、効率的に迅速な対応等を行うことが可能となる。

ウ 情報通信分野の人材育成

(ア) 目標の達成状況(目標:平成16年度から平成19年度で、累計13,000人)

年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
研修受講者数 (累計数)		6,285人	8,962人
研修受講者数 (単年度)	3,874人	2,411人	2,677人

(イ) 有効性

「情報通信人材研修支援事業」により、助成を受けた研修事業の累計受講者数は着実に増加して9,000人近くに達しており、その有効性が認められる。

(ウ) 効率性

助成対象となる研修事業の内容を高度なもの(例えば、ITアーキテクト等、情報通信システム等の開発の上流工程を担う人材を育成する研修事業)に限定し効率性を高めている。

エ 情報通信ニュービジネスの振興

(ア) 目標の達成状況(目標:平成22年度までに18~20年度に助成した案件の平均事業化率が70%)

年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
事業化率			25%

(イ) 有効性

平成18年度評価より、ベンチャー企業に対する助成の成果としてニュービジネスの創出状況をより直接的に示す指標として、助成金交付後の事業化率を目標値としている。平成17年度助成金交付事業者の事業化率は平成19年3月末時点で50%と、目標年度に向けて着実に上昇しており、今後、他の交付事業者も順次事業化を予定していることから、事業化率はさらなる上昇が見込まれ、有効性が認められる。

(ウ) 効率性

民間のみによって投資を行うことが困難なスタートアップ期のベンチャー企業に対し、国が必要最小限の側面的な支援を行うこととする等、効率的な支援を行っている。

オ テレワーク・SOHOの推進

(ア) 目標の達成状況(目標:平成22年度までに20%)

年 度	平成14年度	平成17年度	平成18年度
テレワーカーが就業者人口に占める割合	6.1%	10.4%	

(イ) 有効性

総務省職員によるテレワーク開始や産学官一体となった「テレワーク推進フォーラム」と連携した普及啓発施策等の実施など普及に直結する実践的な取組により、社会的認知の向上やテレワークに関する情報共有の機会が増加しており、有効性が認められる。

(ウ) 効率性

テレワーク・SOHOの普及促進に繋がるより実践的な取組となるよう、「テレワーク推進フォーラム」の活動と連携を図り、効率性を高めている。

4 今後の課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
<p>地域情報化推進の支援体制の整備や、地域課題の解決に資するICTの利活用方策について、先進的なモデルの構築と全国的な普及を促進するための検討を行なうことが必要。また、引き続き沖縄振興についても、支援することが必要。</p>	<p>予算要求</p>	<p>民間による情報通信基盤整備が進まない地方公共団体への支援、また、整備した情報通信基盤の効率的な利活用についての検討を行う。</p>
	<p>制度改正</p>	<p>-</p>
	<p>実施体制・事務のやり方等</p>	<p>沖縄振興体制の強化・要員の確保について検討。</p>
<p>コンテンツの流通の促進に向けて、利用や流通に係るルール等の在り方や、IPネットワークを利用した放送番組等の映像コンテンツの流通促進、日本製コンテンツの国際競争力の強化に関する検討を行うことが必要。</p>	<p>予算要求</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コンテンツの利用・流通に関するルールのあり方についての調査研究及び実証実験の検討を実施。 ・IPネットワークを利用したコンテンツの流通に向けた開発・実証を実施。
	<p>制度</p>	<p>-</p>
	<p>実施体制・事務のやり方等</p>	<p>・体制の強化及び要員の確保に向けた検討を実施。</p>
<p>電子署名及び認証業務の意義及び利用方法についての認知度を向上させるため、今後も引き続き、国民の電子署名及び認証業務に関する理解を深めるための普及啓発活動を実施することが必要。また、進展の著しい電子署名及び認証業務に関する技術課題に対応するため、認定制度の適切な運用を維持するための調査研究を実施することが必要。</p>	<p>予算要求</p>	<p>・電子署名及び認証業務に関する法律に基づく普及啓発活動及び調査研究を継続して実施。</p>
	<p>制度</p>	<p>・調査研究を実施することにより、認定制度の適切かつ効率的な運用を維持するための検討を実施。</p>
	<p>実施体制・事務のやり方等</p>	<p>・効果的な普及啓発活動の実施方法について検討。</p>

今後の課題	取組の方向性	
<p>国民が安心して情報通信ネットワークを利用できる環境の整備に向けて、国民に向けた周知啓発や消費者支援、国と情報通信分野の事業者間における情報伝達体制の活用、ポットネットに対処する総合的な枠組みの検討、コンピュータウイルス等の対策のための諸外国政府等との連携、情報セキュリティ対策促進のための政策的な支援、体制の強化・要員の確保等、その他、情報通信分野の情報セキュリティ確保等に向けた取組みを一層推進することが必要。災害等の非常時における通信確保のための取組が必要。</p>	<p>予算要求</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国民一般に向けた情報セキュリティ周知啓発を実施。 ・ポットネットに対処する総合的な枠組みを検討。 ・その他、情報通信分野の情報セキュリティ確保等に必要となる取組みを推進。
	<p>制度改正</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティ対策促進のための政策的な支援。
	<p>実施体制・事務のやり方等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国民が安心して情報通信ネットワークを利用できる環境の整備に向けて、国と事業者間における情報伝達体制の活用。 ・コンピュータウイルス等への対策のための諸外国政府等との連携。 ・情報セキュリティ対策推進のための体制の強化・要員の確保。 ・消費者支援策の推進に向けた体制の強化・要員の確保。
<p>企業等において情報通信分野の専門的人材は依然として不足しており、特に高度情報通信人材の育成は、産学官連携を図ること等により、重点的に取り組むことが必要。</p>	<p>予算要求</p>	<p>高度情報通信人材育成に向け、取り組みを引き続き推進。</p>
	<p>制度改正</p>	<p>- -</p>
	<p>実施体制・事務のやり方等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・助成した研修事業の評価の在り方等を引き続き検討。 ・高度情報通信人材育成に向けた体制の強化・要員の確保を検討。

今後の課題	取組の方向性	
施策目標の達成に向けて成果は上がっているが、技術革新、多様なニーズの変化に対応して、資金供給、人材確保・育成、情報提供、等の支援を総合的に推進していくことが必要。特に必要な人材が不足しているICTベンチャーの人材確保・育成のための支援を一層充実することが必要。	予算要求	予算枠の拡大を検討。
	制度改正	(改正等はなく)従前どおり。
	実施体制・事務のやり方等	ICTベンチャーの経営人材育成の充実を検討。
障害者等を含め誰もがICTを利活用できる環境の整備を進めていくことは重要かつ喫緊の課題であるが、身体障害者等を対象としたICT環境整備は民間等の活動だけではなかなか進展しないことから、引き続き国が積極的に関与することが必要。	予算要求	字幕放送の普及促進等のICT利用環境のユニバーサル化と障害者等の個別ニーズへの支援を引き続き推進。
	制度改正	-
	実施体制・事務のやり方等	ICT利用環境のユニバーサル化に向けた体制の強化・要員の確保を検討。
企業や就業者に与える効果や影響が明らかでないこと、在宅勤務時の適切な管理や評価、情報セキュリティの確保等の課題があり、またテレワーク・SOHOという働き方への理解そのものが不足しているため、その普及・啓発が必要。	予算要求	予算枠の拡大を検討。
	制度改正	効果的な普及啓発方法を検討。
	実施体制・事務のやり方等	テレワークの推進のための体制の強化・要員の確保を検討。

5 学識経験を有する者の知見の活用等

(1) 学識経験を有する者の知見の活用

- ・「地域における情報化の推進に関する検討会報告書(平成17年3月)」(座長:齊藤 忠夫 東京大学名誉教授)では、地域公共ネットワークに関し、「引き続き国として所要の支援策を講じ、毎年200団体程度の団体を整備することによって、2010年までに95%の団体が地域公共ネットワーク整備済となることをめざす。」としており、この報告書を本政策についての現状認識及び今後の方針等についての参考とした。
- ・沖縄県が、沖縄国際情報特区構想も踏まえて、情報通信産業の集積・振興等を図ることを目的に作成した第二次情報通信産業振興計画への総務大臣の同意に当たり、沖縄振興審議会(平成17年3月)から異議はない旨の答申を得ており、この答申を本政策についての現状認識及び今後の方針等についての参考とした。
- ・「ユビキタスネットワーク時代に向けたマルチコンテンツ利用技術の開発・実証」については、民間

関係事業者等が参加する「次世代ブロードバンドコンテンツ流通フォーラム」(座長：伊東 晋 東京理科大学理工学部教授) (平成17年12月～)において、ブロードバンドコンテンツの流通促進に向けた取組を進めるべきとの指摘があり、今後の方針等についての参考とした。

- ・平成17年度に本制度に係る助成金交付事務を行った横須賀テレコムリサーチパークが設置する評価委員会(平成17年6月)から、助成した研修事業の評価の在り方の検討の必要性について意見があり、現状認識及び今後の方針等についての参考とした。
- ・通信・放送新規事業助成金評価委員会(平成18年5月、9月)、テレコム・ベンチャー投資事業組合アドバイザリー委員会(平成18年7月)等において、専門家の意見を聴取し、現状認識及び今後の課題と取組の方向性等についての参考とした。
- ・「身体障害者向け通信・放送役務提供・開発推進助成事業」においては、独立行政法人情報通信研究機構において学識経験者等からなる評価委員会を設置し、事前評価等を実施しており、現状認識及び今後の課題と取組の方向性等についての参考とした。
- ・「デジタル放送時代の視聴覚障害者向け放送に関する研究会」(座長：高橋立教大学大学院21世紀社会デザイン科教授)において、今後の視聴覚障害者向け放送の在り方の方向性について議論を行い、また、字幕放送等の推進役となる、NHK、民放キー5局や在阪準キー4局などの放送局及び字幕制作会社からなる「全国文字放送普及推進協議会」の総会(年2回)において、総務省の施策についての説明及び意見の聴取を実施しており、現状認識及び今後の課題と取組の方向性等についての参考とした。
- ・「次世代IPインフラ研究会(平成17年7月)」(座長：齊藤 忠夫 東京大学名誉教授)において、経路情報の誤りによる通信障害に対応するため、障害の広域にわたる検知・回復・予防に関する技術開発の必要性を提言され、取組の方向性に係る検討の参考とした。
- ・「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する研究会」(座長：堀部政男中央大学大学院法務研究科教授)において、プロバイダ等による自主的対策を効果的に支援する制度・方策について検討を行い、今後の課題及び取組の方向性等についての参考とした。
- ・「消費者支援連絡会」(座長：新美育文明治大学教授)において、消費者支援策について意見交換を行い、今後の課題及び取組の方向性等についての参考とした。

(2) 評価に使用した資料等

- ・IT新改革戦略(平成18年1月19日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部)
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/060119honbun.pdf>
- ・沖縄県が取りまとめた情報通信関連企業立地状況等
- ・「デジタル資産活用戦略会議」議事要旨・配付資料(平成15年6月～平成18年3月)
http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/chousa/digital/index.html
- ・知的財産推進計画2006(平成18年6月8日知的財産戦略本部)
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/060609keikaku.pdf>
- ・「電子署名・電子認証ホームページ」
http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/top/ninshou-law/law-index.html

- ・インターネット上における違法・有害情報対策について
(平成17年6月30日違法・有害情報等に関する関係省庁連絡会議(IT安心会議))
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/others/kettei.pdf>
- ・「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する研究会」最終報告書
http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/060825_6.html
- ・「電気通信消費者支援連絡会」第11回～第13回提出資料
http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/chousa/shohi/index.html
- ・「迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会」最終報告書
http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/050722_2.html
- ・「電気通信事業における重要通信の在り方に関する研究会」報告書
http://www.soumu.go.jp/s-news/2003/030701_1a.html
- ・第1次情報セキュリティ基本計画(平成18年2月2日IT戦略本部情報セキュリティ政策会議)
http://www.bits.go.jp/active/kihon/ts/bpc01_a.html
- ・重要インフラの情報セキュリティ対策に係る行動計画
(平成17年12月13日IT戦略本部情報セキュリティ政策会議)
http://www.bits.go.jp/active/infra/pdf/infra_rep.pdf
- ・重要インフラにおける情報セキュリティ対策に係る『安全基準等』策定にあたっての指針
(平成18年2月2日IT戦略本部情報セキュリティ政策会議)
<http://www.bits.go.jp/conference/seisaku/dai4/pdf/4siryuu07.pdf>
- ・セキュア・ジャパン2006(平成18年6月15日IT戦略本部情報セキュリティ政策会議)
http://www.nisc.go.jp/active/kihon/pdf/sjf_2006.pdf
- ・「放送分野における視聴者保護の在り方に関する検討会」報告書
http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/chousa/eisei_housou/pdf/060426_2_7-4.pdf
- ・産学連携による高度な情報通信人材の育成強化に向けて(平成17年6月21日 日本経済団体連合)
<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2005/039/index.html>
- ・情報通信ソフト懇談会 IT人材育成ワーキンググループ中間報告(平成15年7月25日)
http://www.soumu.go.jp/s-news/2003/pdf/030725_5_b3.pdf
- ・情報通人材研修事業費補助金実績報告書
- ・情報通信白書
<http://www.johotsusintokei.soumu.go.jp/whitepaper/ja/cover/index.htm>
- ・中小企業白書
<http://www.meti.go.jp/hakusho/index.html>
- ・「平成16年度の字幕放送等の実績」
http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/050811_6.html
- ・テレワーク推進フォーラムHP
<http://www.telework-forum.jp>
- ・「次世代IPインフラ研究会」第二次報告書(平成17年7月)
http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/050707_2.html

平成19年度実績評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 総合通信基盤局電波部電波政策課

電波利用料企画室、基幹通信課、移動通信課

衛星移動通信課、電波環境課、監視管理室

情報通信政策局宇宙通信政策課

評 価 年 月 平成19年6月

1 政策等

政策 16

世界最先端のワイヤレスブロードバンド環境実現を目指した公平かつ能率的な電波利用の促進（政策の基本目標）

全国民が低廉かつ多様なブロードバンドサービスを楽しむことができ、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」使えるユビキタスなネットワーク社会の実現に貢献するために、公平かつ能率的な電波利用を促進し、世界最先端のワイヤレスブロードバンド環境の実現を目指す。

2 政策実施の背景・必要性等

（1）政策実施の背景・必要性

我が国においてユビキタスネット社会を実現するためには、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」低廉かつ多様なブロードバンドサービスを安全に享受できるよう、世界最先端のワイヤレスブロードバンド環境を実現する上で、電波の利用がさらに拡大すると見込まれるが、電波は有限希少な資源であり、人命・財貨の安全の確保等公共分野にも広く利用されていることから、これをいかに公平かつ能率的に利用していくかが喫緊の課題である。

このため、関連技術の研究開発等に基づいた新たな電波利用システムの導入、迅速な周波数の再配分等による電波の有効利用の推進、電波を安心・安全に利用するための環境を整備することが必要である。

また、国民生活に不可欠なコミュニケーションツールとなっている携帯電話については、条件不利地域等におけるエリア整備を進めるための支援を行うことが必要である。

（2）主な施策の概要

ア 新たな電波利用システムの導入

世界最先端のブロードバンド環境実現を目指した公平かつ能率的な電波利用の促進を図るため、関連技術の研究開発及び調査研究等に基づく新たな電波利用システム（ITS等）の導入を実現する。

イ 迅速な周波数の再配分の実現等による電波の有効利用の推進

電波の実際の利用状況の調査・評価に基づき電波の有効利用の推進をはかり、新たな電波ニーズに的確に対応し、迅速な周波数の再配分を実現する。

本施策の推進により、世界最先端のワイヤレスブロードバンド環境実現を目指した公平かつ能率的な電波利用を促進する。

ウ 電波を有効に、また、安心・安全に利用するための環境整備

電波の監視や技術基準の策定等により電波利用の適正化・効率化を図り、電波の有効利用を推進するとともに、電波防護指針の策定により安心して安全な電波利用環境の一層の整備を推進する。

また、本施策の推進により、世界最先端のワイヤレスブロードバンド環境実現を目指した公平かつ能率的な電波利用を促進する。

エ 電波の利用環境の整備

世界最先端のワイヤレスブロードバンド環境実現を目指した公平かつ能率的な電波利用の促進に貢献するため、過疎地域や遮へい空間での携帯電話等の利用が可能となるように支援を行う。

本施策の進行管理のための指標の目標値は、e-Japan 重点計画-2004 等に基づくものである。

(3) 関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
IT新改革戦略	平成18年1月19日	<p>今後のIT政策の重点</p> <p>1. ITの構造改革力の追求</p> <p>世界一安全な道路交通社会</p>
重点計画-2006	平成18年7月26日	<p>IT新改革戦略を推進するための政策</p> <p>1. ITの構造改革力の追求</p> <p>1.4 世界一安全な道路交通社会</p>
		<p>IT新改革戦略を推進するための政策</p> <p>2 IT基盤の整備</p> <p>2.2 いつでも、どこでも、何でも、誰でも使えるデジタル・ディバイドのないインフラの整備</p> <p>-ユビキタス化の推進-</p> <p>(1) 事業者に対する投資インセンティブの付与、地域の情報通信基盤整備の支援等</p> <p>(ウ) 条件不利地域における情報格差の是正</p>
		<p>IT新改革戦略を推進するための政策</p> <p>2 IT基盤の整備</p> <p>2.2 いつでも、どこでも、何でも、誰でも使えるデジタル・ディバイドのないインフラの整備</p> <p>-ユビキタス化の推進-</p> <p>(3) デジタル時代に対応した電波利用等の推進</p>
		<p>IT新改革戦略を推進するための政策</p> <p>世界への発信</p> <p>3.1 国際競争社会における日本プレゼンスの向上</p> <p>-世界へ発信する日本-</p> <p>我が国を経由するIT通信路を確保する。</p> <p>(1) 超高速インターネット衛星の研究開発</p>

3 政策評価の結果等

(1) 主な指標の状況

主な指標	目標値	目標年度	16年度	17年度	18年度
超高速インターネット衛星の研究開発等の状況	実用化	22年度	衛星の実用化に向けた国際共同実験に資するため、アジア・太平洋地域の動向に関する調査研究及び国際フォーラムを毎年度実施。		左記調査研究及び国際フォーラムを実施したほか、WINDS利用実験の参加者を募集。国内外から多くの実験提案が提出された。
ITSの情報通信技術に係るITUでの標準化の状況	国際標準化	21年度			平成18年9月の会合において、ミリ波帯を用いた車車間通信、路車間通信等の技術上・運用上の特性について日本提案が盛り込まれた暫定新勧告案を作成した。
過疎地域等において新たに携帯電話が利用可能となった人口	20万人 (H18～H20の累計)	20年度	24,241人 (H15からの2年間の累計 61,770人)	25,783人 (3年間の累計 87,553人)	約42,000人〔暫定値〕

(2) 平成18年度に目標年度を迎えた指標に係る目標値の達成状況

目標年度を迎える指標がなかった

(3) 目標の達成状況の分析

ア 超高速インターネット衛星の研究開発等の状況

超高速インターネット衛星については、平成19年度の打ち上げを目指し、NICT（情報通信研究機構）運営費交付金により、その衛星搭載機器の機能実証に向けた開発が行われている。また、平成11年度からは「アジア・太平洋高度衛星通信国際フォーラム」を毎年開催している。平成18年度にWINDS（超高速インターネット衛星）利用実験の参加者を募集し、国内外から多くの実験提案が提出された。

国際フォーラムにおける国内外の衛星通信専門家等との情報交換を通じて、産官の共通認識が醸成されつつあり、本施策は有効である。また、国内外の衛星通信専門家等が一同に会するフォーラムの開催は、効率的な情報共有を可能としている。WINDS利用実験の参加者を募集した結果、

国内外から具体的な実験提案が提出されており、衛星の実用化に向けた国際共同実験の推進施策として有効性が認められる。

イ I T Sの情報通信技術に係るI T Uでの標準化の状況

ミリ波帯を用いた車車間通信、路車間通信等の技術上、運用上の特性に関する我が国の提案について、勧告化を積極的に進めている。

ウ 過疎地域等において新たに携帯電話が利用可能となった人口

平成18年度は、移動通信用鉄塔施設整備事業及び無線システム普及支援事業により、過疎地域等において新たに約42,000人が携帯電話を利用することが可能になった。

過疎地域等において、携帯電話を利用できるようになった人口数が着実に増加しており、地域住民等の利便性の向上に有効である。

引き続き、平成20年度までに、平成18年度からの累計で20万人（補助事業のほか事業者による自主事業でカバーされた人口も含む）の達成を目指す。

なお、平成17年度末における過疎地等における携帯電話のエリア外人口は約50万人（平成18年度末は集計中）。

4 今後の課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
I T Sのグローバル化に対応するため、情報通信技術の進展・標準化動向等に関する調査研究を実施することにより、引き続き我が国のI T S情報通信技術の国際展開に資する。	予算要求	本調査研究を推進するとともに、研究実施のための予算拡充を図る。
	制度	-
	実施体制・事務のやり方等	引き続き国際的なI T S情報通信技術の進展・標準化動向等に関する調査研究を実施する。
I T新改革戦略に謳われている、2008年度の大規模実証実験に向けて、電波伝搬特性などの基礎的な特性測定に加えて、路車間通信や車車間通信に用いる通信システムの機能確認・機能改良といった通信システムの検証を行う。	予算要求	本実証実験を推進するとともに、効果検証のための予算拡充を図る。
	制度	-
	実施体制・事務のやり方等	安全運転支援情報通信システムの実証実験を効果的・効率的に行うための体制整備。

今後の課題	取組の方向性		
<p>今後とも超高速インターネット衛星の打上げ後の衛星利用促進を見据え、WINDS利用実験の円滑な実施に向け、産官の連携を引き続き強化していく必要がある。</p>	<p>予算要求</p>		<p>衛星の実用化に向けた国際共同実験に資するため、アジア・太平洋地域の動向に関する調査研究等を実施する。</p>
	<p>制度</p>	-	-
	<p>実施体制・事務のやり方等</p>		<p>産官連携によりWINDS利用実験実施に向け取り組む。</p>
<p>我が国の電波利用は、携帯電話などを中心に量・質ともに拡大する一方、電波は深刻な逼迫状況にある。</p>	<p>予算要求</p>		<p>電波の利用状況調査・評価・公表制度の円滑な実施に取り組むとともに、電波資源拡大のための研究開発等を着実に実施するための予算拡充を図る。</p>
	<p>制度</p>		<p>電波の利用状況調査・評価・公表制度の効率的かつ円滑な実施。</p>
	<p>実施体制・事務のやり方等</p>		<p>計画的な周波数の再配分を図る等のための体制整備。</p>
<p>新技術の普及・進展に対応した監視機能の整備・充実を引き続き実施するほか、不法無線局の取り締まり等を強化するための体制整備を図る必要がある。</p>	<p>予算要求</p>		<p>整備・充実・新技術への対応を引き続き実施。</p>
	<p>制度</p>	-	-
	<p>実施体制・事務のやり方等</p>		<p>不法無線局の取り締まり等を強化するための体制整備。</p>
<p>周波数逼迫対策事務については、その成果をおおむね技術基準の策定等に反映してきているところであるが、今後も無線局数は増加すると考えられる。</p>	<p>予算要求</p>		<p>周波数逼迫対策に資する技術基準策定のための取組を引き続き実施。</p>
	<p>制度</p>	-	-
	<p>実施体制・事務のやり方等</p>		<p>前年度に引き続き継続。</p>

今後の課題	取組の方向性		
電波の健康への影響については、これまでの調査等を踏まえ技術基準やガイドライン等として整備してきているところであるが、健康への影響を懸念する声もある。	予算要求		安心・安全な電波利用環境を確保するための取組を引き続き実施。
	制度	-	-
	実施体制・事務のやり方等		前年度に引き続き継続。
移動通信用鉄塔施設整備事業の継続的な実施により携帯電話が使用できるエリアの整備が進んできているが、依然としてエリア外地域及びトンネル等により無線局又は、無線設備との間の電波が遮へいされることにより移動通信が行えない箇所が残存している。	予算要求		携帯電話等の無線システムの利用可能地域の拡大のため、従来の移動通信用鉄塔施設整備事業に加え、平成17年度より新たに無線システム普及支援事業を実施しているところ。これを有効に活用し、継続して課題に取り組む。
	制度	-	-
	実施体制・事務のやり方等		前年度に引き続き継続。

5 学識経験を有する者の知見の活用等

(1) 学識経験を有する者の知見の活用

ア 目標設定に活用

「携帯電話サービスにおけるエリア整備の在り方について」(平成15年3月 携帯電話サービスにおけるエリア整備の在り方に関する調査研究会)を平成17年度末までの目標設定に活用するとともに、「平成18(2006)年度以降の整備目標については、目標の達成状況や携帯電話サービスをめぐる諸状況を踏まえた上で、改めて検討することが適当である。」とされたことを踏まえ、平成18年度以降の目標を設定したものである。

イ 政策の達成目標と関係する施策の実施状況の分析に活用

ITS及び情報通信技術の専門家で構成される「ITS情報通信システム推進会議」(事務局：社団法人電波産業会)関係者との意見交換を行い、その内容について目標達成のための参考とした。

平成19年度電波資源拡大のための研究開発の実施については、外部有識者・外部専門家から構成される「基本計画書の策定においては概ね研究開発目標が適正に設定されている」旨の評価(平成19年4月)をいただいている。

ウ 政策の背景・課題等の把握に活用

電波の有効利用を推進する観点から、電波の経済的価値に係る要素等を勘案した電波利用料の算定方法等を導入し、これを財源として電波資源拡大のための研究開発及び電波利用の地理的デジタル・ディバイド解消に向けた取組みを推進することが適当。(「電波有効利用政策研究会」(座長：多賀谷一照千葉大学学長補佐・法経学部教授)平成16年10月)

外部有識者からなる会合「ワイヤレスブロードバンド推進研究会」(平成16年11月～平成17年12月)において、具体的なワイヤレスブロードバンドサービスの将来像及びこれを踏まえたシステムの具体化、必要な周波数分配及び普及推進方策等について広くオープンに議論が行われ、報告書が取りまとめられた。

世界最先端のワイヤレスブロードバンド環境の構築を目指し、周波数の再配分の具体策を示していくことを目標に掲げた本報告を、政策の背景・課題等の把握に活用した。

(2) 評価に使用した資料等

- ・ワイヤレスブロードバンド推進研究会最終報告書(平成17年12月)
(URL：http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/051227_1.html)
- ・「携帯電話サービスにおけるエリア整備の在り方について」(平成15年3月)
(URL：http://www.soumu.go.jp/s-news/2003/030310_2.html)
- ・ITS情報通信システムの国際展開のための調査研究報告書(平成19年3月)
- ・超高速インターネット衛星を利用した衛星アプリケーション実験の実施方法に関する調査報告書(平成19年3月)

平成19年度実績評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 情報通信政策局技術政策課、通信規格課

評価年月 平成19年6月

1 政策等

政策 17

ユビキタスネットワーク社会の実現に向けた情報通信技術の研究開発・標準化の推進 （政策の基本目標）

ユビキタスネットワーク社会の実現に向け、情報通信技術に関する研究開発および標準化を推進する。

2 政策実施の背景・必要性等

（1）政策実施の背景・必要性

持続的発展や国際的地位にふさわしい国を実現するため、産業競争力の維持・強化や経済の活性化等の政策的要請を勘案した科学技術の戦略的重点化が求められている。

この中でも情報通信分野は非常に重要な位置付けにあるが、これまで大きな役割を果たしてきた民間の研究開発については、比較的高い基礎研究から製品開発に重点が移りつつあるなど、我が国の技術競争力は欧米に比べて全体的に低下傾向にある。このため国が基盤的な技術の研究開発を推進することにより、国際競争力の向上を図ることが一層重要となっている。また、これら技術を基に「国際標準」を獲得することにより、我が国の国際競争力を向上させる取組が必要である。

（2）主な施策の概要

ア 情報通信技術の研究開発の推進

総務省では、現在の厳しい経済状況の中、特に限られた研究開発予算を有効に活用し、研究成果を増加させ、これらの成果を実用化へと結びつけていくことが強く求められており、下記の2つの制度によりその実現を図っているところである。

（ア） 重点的研究資金制度による研究開発の推進

総務省では、以下の3つの領域に係わる研究開発を重点的に推進している。

国際的な技術力、技術水準から見て、我が国が強い技術力を持つ、高い技術水準にあるなど比較的優位にあり、産業競争力の強化につながると考えられる領域

現在、市場は明確ではなくとも、将来、新たな市場を創出する、またはブレイクスルーをもたらす可能性のある萌芽的・基礎的な領域

国の安全に関わるような領域、経済的・社会的に見てその基盤となるようなインパクトの大きい領域

（イ） 競争的研究資金制度による研究開発の推進

総務省では、研究者が自由な発想により最大限能力を発揮できる競争的な研究開発環境を整備（研究者間の競争原理を導入）することにより独創性・新規性に富んだ研究開発を推進する「競争的研究資金制度」を設け、情報通信技術のシーズの創出と研究開発力の向上、研究者の

レベルアップ及び世界をリードする知的財産の創出を図る研究開発の推進を図っている。

イ 情報通信技術の標準化の推進

我が国の情報通信技術分野における研究開発成果の普及による国際競争力の確保、ひいては豊かな国民生活の実現や国際貢献を図るため、情報通信に関する標準化を積極的に推進するべく、以下のような施策を実施している。

重要推進分野における標準化への取組強化、研究機関・民間の標準化活動の連携強化等に関する施策として、「情報通信分野における標準化活動の強化」について予算執行し、我が国の国際競争力の向上を図っている。

国際的な連携の強化に関する施策として、「国際的次世代情報通信網共同研究の推進」及び「開発途上国における電気通信の標準化に関する調査研究」について予算執行し、アジア発の次世代技術の確立を目指している。

(3) 関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
第 164 回国会における小泉内閣総理大臣施政方針演説	平成 18 年 1 月 20 日	「科学技術創造立国」の実現に向け、国全体の予算を減らす中、科学技術の分野は増額し、第三期基本計画を策定して研究開発を戦略的に実施してまいります。
第 162 回国会における小泉内閣総理大臣施政方針演説	平成 17 年 1 月 21 日	新しい産業や雇用の創出、国民の健康や生活の質の向上、国の安全や災害の防止に寄与する研究開発を戦略的に推進し、「科学技術創造立国」を目指します。

3 政策評価の結果等

(1) 主な指標の状況

主な指標	目標値	目標年度	16年度	17年度	18年度
専門家による評価において成果ありと評価される割合	80%	18年度	100%	100%	99%
ITU、IETF 等における標準提案の件数	20件程度	18年度	71件	36件	64件

(2) 平成18年度に目標年度を迎えた指標に係る目標値の達成状況

目標年度を迎えた全ての指標において目標値を達成できた

(3) 目標の達成状況の分析

ア 有効性について

平成 18 年度に実施された研究開発事業の成果は、『ユビキタスネットワーク（何でもどこでもネットワーク）技術の研究開発』など、「産業競争力の強化」等の目標達成に資するものであり、また、例えば戦略的情報通信研究開発推進制度ではピアレビュー（同僚評価）と総合評価の 2 段階で採択に当たっての評価を行うなど、外部の専門家等による適正かつ公平な評価を経て競争的な環境を保持しつつ、研究開発の多様性を保つようにするなどの確な制度運用が行われており、有効性がある。

また、例えば、我が国に有益な国際標準を獲得していくために海外との連携を強めて行くことなどにより、情報通信に関する標準化の推進を図ることは、国民の利便性を向上し、我が国の技術水準を維持・向上するためのものであり、有効性がある。

イ 効率性について

平成 18 年度に実施された各研究開発事業は、総務省および研究者自らの工程管理に加えて、情報通信技術に精通している外部専門家等による外部評価を受け入れて一層の効率化を図りながら遂行されており、効率性が認められる。なお、戦略的情報通信研究開発推進制度では、プログラムオフィサーおよびプログラムディレクターを配置し、各制度の個々のプログラムや研究分野で研究開発課題の選定、評価、フォローアップ等を一貫して行う体制を整備して、更なる効率化に努めているところである。

また、ITU で開催される会議に合わせ、多くの寄書を提出し、迅速な承認手続きを活用して勧告化を進めている。また、各国から単独に国際標準化の提案をする場合に比べ、他国と連携（特に APT 共同提案）した場合、その勧告化の可能性が高くなるなどの効果が見込めるため、次世代ネットワーク(NGN)など我が国にとって重要な検討課題について他国との連携を強化するなど、標準化の獲得に向けて効率的な業務を行った。

4 今後の課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
技術変化が激しい情報通信分野における新たな研究開発課題に対し、我が国の産業競争力を維持・強化させ、ユビキタスネットワーク社会に資するよう積極的かつ柔軟に取り組む必要がある。	予算要求	予算枠の拡大を検討
	制度	
	実施体制・事務のやり方等	取組の継続的な実施、体制の強化・定員の要求

今後の課題	取組の方向性	
<p>今後も限られたリソースの中で最大限の政策効果を上げるため、外部評価結果も踏まえて効率性や有効性の改善が可能な研究開発事業については引き続き研究計画を見直すなど、一層の重点化や取組の改善が必要である。</p>	予算要求	取組の継続的な実施
	制度	研究評価手法について調査
	実施体制・事務のやり方等	事務の効率化等を図るため、契約マニュアル等の見直し
<p>ユビキタスネット社会に向けた研究開発の着実な実施と研究成果の利活用を確保し、我が国発の技術の国際標準化を推進し、また、地域における産学官連携を促進するなど、情報通信分野の研究開発に係る総合的な企画立案機能を強化する体制整備が必要である。</p>	予算要求	取組の継続的な実施
	制度	
	実施体制・事務のやり方等	総合的な企画立案の機能の強化等に向けた体制整備
<p>今後、研究開発の成果が、国際競争力の維持・強化やユビキタスネットワーク社会の実現に活かされるよう、研究成果の普及を一層図る必要がある。</p>	予算要求	取組の継続的な実施
	制度	
	実施体制・事務のやり方等	取組の継続的な実施、体制の強化・定員の要求
<p>我が国の国際競争力を向上させるため、日本からの国際標準提案の促進、標準化活動に携わる若手人材の育成などの支援策を強化し、情報通信分野における標準化活動に対し、より一層戦略的に取り組んでいくことが必要である。</p>	予算要求	予算枠の拡大を検討
	制度	
	実施体制・事務のやり方等	取組の継続的な実施、体制の強化・定員の要求
<p>アジア・太平洋地域の重要性は増してきており、関係諸国との連携を深めるための活動を強化し、国際技術の標準化を支援していくことが必要である。</p>	予算要求	予算枠の拡大を検討
	制度	
	実施体制・事務のやり方等	取組の継続的な実施、体制の強化・定員の要求

5 学識経験を有する者の知見の活用等

(1) 学識経験を有する者の知見の活用

ア 通信技術に関する研究開発の推進

情報通信技術の研究開発の評価に関する会合

上記会合及びその下に設けられた評価検討会において、本省で実施する提案公募型の委託研究の個々の研究開発事業の継続評価等を行っており、その結果を評価書記載の参考とした。

戦略的情報通信研究開発推進制度における評価委員会

上記評価委員会において、戦略的情報通信研究開発推進制度により実施される個々の研究開発事業の目標達成状況等の評価を行っており、その結果を評価書記載の参考とした。

イ 標準化の推進

情報通信分野における標準の形成状況

「情報通信審議会情報通信技術分科会 ITU-T 部会審議状況報告(平成 19 年 3 月 26 日)」、 「情報通信審議会情報通信技術分科会 ITU-R 部会審議状況報告(平成 19 年 3 月 30 日)」、 「戦略的情報通信研究開発推進制度における外部評価結果により作成した資料」等を標準の形成状況の把握に活用した。

国際的な連携に係る会合の開催状況

「AIC 第 34 回ウボンラチャタニ(タイ)会合(平成 18 年 5 月)資料」及び「AIC 第 35 回さいたま会合(平成 19 年 3 月)資料」並びに「第 11 回 ASTAP 総会(平成 18 年 6 月)ASTAP 推進連絡会資料」及び「第 12 回 ASTAP 総会(平成 19 年 3 月)ASTAP 推進連絡会資料」を会合の開催状況の把握に活用した。

(2) 評価に使用した資料等

ICT 改革促進プログラム(平成 19 年 4 月 20 日 総務省)

(http://www.soumu.go.jp/pdf/070420_1.pdf)

ICT 国際競争力強化プログラム(平成 19 年 5 月 22 日 総務省)

(http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070522_3.html)

平成 18 年度 情報通信白書

(<http://www.johotsusintokei.soumu.go.jp/whitepaper/ja/h18/index.html>)

情報通信技術の研究開発の評価に関する会合における外部評価結果により作成した資料

情報通信分野における重点領域の研究開発の推進に関するポータルサイト

(http://www.soumu.go.jp/menu_02/ictseisaku/ictR-D/index.html)

情報通信審議会情報通信技術分科会 ITU-T 部会及び ITU-R 部会資料

暗号技術検討会により作成した報告書(2001 年～2006 年)

(http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/chousa/ango/index.html)

戦略的情報通信研究開発推進制度(SCOPE)に関するホームページ

(http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/scope/)

戦略的情報通信研究開発推進制度における外部評価結果により作成した資料

AIC 日本委員会資料

ASTAP 推進連絡会資料

平成19年度実績評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 総合通信基盤局国際部国際政策課

国際機関室、国際経済課、多国間経済室、国際協力課

電波部電波環境課

電気通信事業部電気通信技術システム課

評価年月 平成19年6月

1 政策等

政策 18

グローバルな高度情報通信ネットワーク社会実現への貢献

（政策の基本目標）

我が国の情報通信行政の国際理解の推進、二国間・多国間等の枠組みによる課題解決のための取り組み、国際的な情報格差（デジタル・ディバイド）の解消（特にアジア地域）、ネットワークの発展を促す市場環境・制度の整備、グローバルネットワークにおける国際標準化の推進への対応等を行うことにより、グローバルな高度情報通信ネットワーク社会の実現に貢献するとともに、各国との国際協力関係の強化に資する。

2 政策実施の背景・必要性等

（1）政策実施の背景・必要性

情報通信技術は、生産性向上を通じた経済成長、雇用創出、生活の質の向上等の経済社会発展、さらには、国際的な相互依存関係の深まりを支える不可欠な基盤となっているところ。一方、情報通信分野においては、国際的な情報格差（デジタル・ディバイド）の解消（特にアジア地域）、ネットワークの発展を促す市場環境・制度の整備、グローバルネットワークにおける国際標準化の推進への対応等、グローバルな高度情報通信ネットワーク社会の実現に向け、今後、多くの課題を解決・調整する必要がある。

（2）主な施策の概要

グローバルな高度情報通信ネットワーク社会の実現に向け、二国間・多国間等の枠組みによる課題解決のための取り組み等を実施する。

（3）関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002	平成14年6月25日	第2部.2.(6)グローバル戦略
e-Japan戦略	平成15年7月2日	.5.ITを軸とした新たな国際関係の展開
e-Japan重点計画-2004	平成16年6月15日	.〔2〕1.国際政策
重点計画-2006	平成18年7月26日	3.2 課題解決モデルの提供による国際貢献
IT新改革戦略 政策パッケージ	平成19年4月5日	3.(1)イ(ウ)ICT産業の国際競争力強化等

3 政策評価の結果等

(1) 主な指標の状況

主な指標	目標値	目標年度	16年度	17年度	18年度
二国間定期協議、政策対話、国際機関における協議等を通じた我が国の情報通信行政に対する国際理解の推進や課題解決の状況等	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回日中韓情報通信大臣会合（日本）を開催、協力取り決めに改正し、情報通信8分野の一層の協力推進に合意 ・A P T アジア・太平洋ブロードバンドサミットに総務大臣が出席、アジア地域への貢献策等を発表 ・ASEAN+3電気通信及びIT担当大臣会合に副大臣が出席、アジア太平洋地域への協力について基調講演 等	<ul style="list-style-type: none"> ・2005年12月にチュニジアにおいて開催された世界情報社会サミット(WISIS)に総務大臣等が参加 ・APEC第6回電気通信・情報担当大臣会合に大臣政務官が参加 ・ASEAN+3電気通信及びIT担当大臣会合に出席、アジア太平洋地域への協力について基調講演 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ITU全権委員会に総務副大臣が出席 ・ASEMにおける初めてのICT分野の閣僚会合である、ASEM ICT閣僚会合に大臣政務官が出席、 ・ASEANとの電気通信及びIT担当大臣会合に出席、アジア太平洋地域への協力について基調講演 ・ギリシャにおいて初めて開催されたインターネットガバナンスフォーラムに参加、公共政策課題等について基調講演 ・仏と共催したICTシンポジウムに総務副大臣が出席した他、EU、英、独、仏等との間で定期協議を開催 等
アジア・ブロードバンド計画の推進状況	10カ国以上のアジア諸国との間でICT分野での協力関係を推進	20年度	累計9カ国（インドネシア、カンボジア、フィリピン、中国、インド、モンゴルと協力関係を推進）	累計9カ国（マレーシア、インドネシア、ベトナム、カンボジア、フィリピン、インドと協力関係を推進）	累計12カ国（ラオス、ミャンマー、インドネシア、ベトナム、インド、中国、タイ、シンガポールと協力関係を推進）
	アジア諸国におけるICT分野の人材育成3,000人を実現	22年度	775人 ・アジア太平洋・中東地域の各国を対象に電子政府セミナー、ワークショップを開催、途上国を中心に研修員を招へい	767人 ・アジア太平洋・中東地域の各国を対象に電子政府セミナー、ワークショップを開催、途上国を中心に研修員を招へい	587人 ・アジア太平洋・中東地域の各国を対象に電子政府セミナー、ワークショップを開催、途上国を中心に研修員を招へい

(2) 平成18年度に目標年度を迎えた指標に係る目標値の達成状況

目標年度を迎える指標がなかった

(3) 目標の達成状況の分析

ア 目標の達成状況

二国間定期協議・政策対話等の実施状況及び国際機関等の枠組みにおける国際調整に係る会議への参加及び国際プロジェクトの実施等を通じて、我が国の情報通信分野に対する諸外国の理解が進むとともに、国際的な提言の策定に我が国の提案が反映される等、目標達成に向け成果が上がっている。

国際的な情報格差（デジタル・ディバイド）の解消等の課題に加え、インターネットの影の部分への対応等、国際的な取組が必要な新たな課題に対し、積極的かつ継続的な対話・調整・支援が必要。

イ 有効性

二国間定期協議・政策対話等の実施及び国際機関等の枠組みにおける国際調整に係る会議への参加については、各国からハイレベルの実務者が参加しており、国際的な課題に対し十分に対処できる者が参加し意見交換等を行うことが、国際理解・国際協調の面から有効である。

4 今後の課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性		
<p>引き続き、定期協議・政策対話、国際機関等の国際会議に我が国が積極的に参加し、政策協調を図ることが必要。我が国の情報通信分野に対する諸外国の理解不足と諸外国の情報通信市場に対する理解不足が存在しており、政府・産業界・学界等が一同となりセミナー等を開催し、諸外国との相互理解を深めることが必要。</p> <p>国際協調の推進、世界的に調和の取れた情報通信分野の発展に貢献するため、英文ニュースレターやインターネットを活用した海外に対する情報発信の強化が重要。</p> <p>また、国際会議における議論の結果を踏まえ、積極的に共同プロジェクトに参画していくことが重要。</p>	予算要求		予算拡大を検討
	制度	-	-
	実施体制・事務のやり方等		各種セミナー、調査研究の実施を検討
<p>アジア太平洋電気通信共同体（APT）、国際電気通信連合（ITU）、経済協力開発機構（OECD）等に対し、資金・人材の両面から継続的な貢献が必要。</p>	予算要求		予算拡大を検討
	制度	-	-
	実施体制・事務のやり方等		さらなる貢献を検討
<p>国際共同実験については、目標達成に向けて着実に実施されているが、成果をアジア地域へ普及させるための戦略等を踏まえた取組み、拡充が必要。</p> <p>また、国際競争力強化も念頭に置き、アジア地域以外の国も含め最先端の機器を活用したデモンストレーション、パイロット実験も行っていくことが必要。</p>	予算要求		予算拡大を検討
	制度	-	-
	実施体制・事務のやり方等		拡充を検討

今後の課題	取組の方向性	
我が国にとって3ヶ国目となる米国との電気通信機器に関する相互承認協定(MRA)の署名により、既に締結したMRAと併せて、我が国の電気通信機器の全輸出のうち半分以上のシェアの海外マーケットをカバーすることとなる。このため、国際競争力強化のための重要政策手段であるMRA制度のさらなる活用を促進することが必要であり、WEBサイト構築・セミナーの開催等の各種支援策を実施することが必要。また、新たな国とのMRAの実施可能性についても引き続き検討する。	予算要求	予算拡大を検討
	制度	米国との相互承認協定署名に伴い国内担保法の改正案を国会提出中
	実施体制・事務のやり方等	相互承認制度の活用の促進のため、WEBサイトの構築・セミナーの開催等の各種施策の実施を検討 今後の各国との相互承認を推進するため、相互承認推進室(仮称)の設置を検討
ICT分野の国際競争力の一層の強化が望まれるところ、デジタル放送、次世代IPネットワーク及びモバイルについて、総合的な支援・相談窓口の設置、セミナー等海外での各種普及・啓発、有用な各国情報の収集・共有などに関し、ICT企業の海外展開を支援するための活動を実施することが必要。	予算要求	予算拡大を検討
	制度	-
	実施体制・事務のやり方等	ICT国際展開対策本部が、ICT国際展開支援の総合的な窓口として、我が国ICT企業の海外展開の一層の支援を行う。同本部において、官民連携によるミッション団の戦略的形成・派遣を推進する。また、同本部の事務局・窓口の体制強化・定員の要求。

5 学識経験を有する者の知見の活用等

(1) 学識経験を有する者の知見の活用

国際情報通信ハブ形成のための高度IT共同実験にかかる評価会

国際情報通信ハブ形成のための高度IT共同実験については、上記評価会において中間評価(平成18年11月)及び年度末評価(平成19年3月)を実施し、施策の実施手段等に関する意見を伺ったところ、「より裾野を広げた成果展開戦略が必要」「他の先進国よりも先に日本のメーカーが機器認定を取得できるような積極的な取組が必要」等の意見があり、その結果を評価の参考とした。

(2) 評価に使用した資料等

- ・ICT改革促進プログラム

http://www.soumu.go.jp/pdf/070420_1.pdf

- ・ICT国際競争力強化プログラム

http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070522_3.html

- ・アジア・ブロードバンド計画ホームページ

<http://www.dosite.jp/asia-bb/jp/index.html>

平成19年度実績評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 郵政行政局総務課、総合企画室、郵政事業連絡調整室、
郵便企画課、国際企画室、貯金企画課、保険企画課、検査監理官

評価年月 平成19年6月

1 政策等

政策19

郵政事業の適正かつ確実な実施の確保による国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展 （政策の基本目標）

日本郵政公社の監督及び郵政事業に係る制度の企画立案等により、郵政事業の適正かつ確実な実施を確保することによって、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を目指す。

2 政策実施の背景・必要性等

（1）政策実施の背景・必要性

日本郵政公社は、独立採算制の下、国民生活に欠くことのできない郵便、郵便貯金及び簡易生命保険等の各サービスを、全国の市町村に配置された郵便局ネットワークを通じて、あまねく全国に提供するとともに、これらの業務を総合的かつ効率的に行うことが求められている。

また、平成19年10月の郵政民営化に向け、日本郵政公社の業務、資産等の承継に関する実施計画の認可等、関係法令の適切かつ確実な運用を図り、新会社への円滑な移行を確保する必要がある。

（2）主な施策の概要

郵政事業の適正かつ確実な実施を確保するため、日本郵政公社の業績評価、経営改善命令、報告徴求等、必要な措置を講じた。

また、郵政事業の制度の企画立案に必要な調査研究及び日本郵政公社に対する業績評価を実施するなどして、郵政事業の適正かつ確実な実施を促した。

なお、平成19年10月の郵政民営化に向け、日本郵政公社の業務、資産等の承継に関する実施計画が提出された。

（3）関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
第166回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説	平成19年1月26日	政策金融改革の関連法案を今国会に提出し、特別会計について、その数を半分近くにまで大胆に減らすとともに、郵政民営化については、本年10月から確実に実施します。

3 政策評価の結果等

(1) 主な指標の状況

ア 日本郵政公社の監督の状況

郵便局ネットワークを通じたユニバーサルサービスの提供等郵政事業の適正かつ確実な実施を確保するため、日本郵政公社の業績評価、報告徴求等、必要な措置を講じた。

また、別後納郵便物に係る料金不適正収納事案の発生を受けて、公社において再発防止策が策定されたが、当局による立入検査の結果、当該再発防止策が徹底されておらず、内部管理態勢が不十分であると認められたこと、また、同種事案の根絶には至っていないこと、などから平成18年8月10日、日本郵政公社法第60条第1項に基づく経営改善命令を発出し、同命令の履行状況について平成18年9月11日、平成18年12月11日に報告を受けた。

イ 郵政事業に係る制度の企画立案の状況

郵政事業に係る制度の企画立案に資するため、諸外国の郵便・郵便貯金・生命保険等に関する調査研究等を実施して、郵政事業の適正かつ確実な実施を促した。

指標名	16年度末	17年度末	18年度末
調査研究	10件	8件	6件

ウ 郵便局配置空白市町村数

指標名	目標値	16年度末	17年度末	18年度末
郵便局配置空白市町村数	0市町村	0市町村	0市町村	0市町村

(参考)

・郵便局までの平均距離(平成18年度末) 1.1km

各公的機関までの平均距離

小学校 1.2km、公民館 1.3km、警察署・交番 1.4km、市町村役場 2.1km、消防署 2.3km、
国公立病院 4.0km、保健所 7.2km、裁判所 7.4km、税務署 7.6km、社会保険事務所 9.8km

エ 中期経営目標の目標値達成状況(参考となる指標)

日本郵政公社の中期経営目標の達成状況を評価すべき時期は、中期経営目標期間終了後の平成19年度であるが、各年度において年度の業績評価を行っており、中期経営目標の達成に向けた当該年度における進ちょく状況を把握することとしている。

平成17年度の業績評価については、「中期経営目標の達成に向け順調に進ちょくしている(4項目)」「中期経営目標の達成に向けおおむね順調に進ちょくしている(9項目)」「中期経営目標の達成に向け取組が遅れている(取組の強化が必要である)」「(6項目)」との評価を行い、平成18年7月27日、郵政行政審議会に諮問の上、同年8月9日、適当との答申を受け、日本郵政公社に結果を通知した。

なお、第1期中期経営目標の達成状況の評価及び平成18年度の業績評価については、今後、郵政行政審議会に諮問を行うこととしている。

オ 郵政民営化の実施に向けた取組の状況（参考となる指標）

平成19年10月1日の郵政民営化に向け、関係の政省令を制定したほか、平成18年1月25日に作成を指示した日本郵政公社の業務、資産・債務、職員等を承継会社等に具体的にどのように引き継がせるかを定める「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画」について、郵政民営化委員会の所見等を踏まえた追加の指示を行い、平成19年4月27日に日本郵政株式会社から同実施計画が提出された。

（2）平成18年度に目標年度を迎えた指標に係る目標値の達成状況

目標年度を迎えた全ての指標において目標値を達成できた

（3）目標の達成状況の分析

日本郵政公社の監督の状況については、日本郵政公社の業績評価、経営改善命令、経営状況等の報告等、必要な措置を命じ、郵便局ネットワークを通じたユニバーサルサービスの提供等郵政事業の適正かつ確実な実施を促し、その所期の成果を達成した。

郵政事業に係る制度の企画立案の状況については、諸外国の現状及び将来動向等を把握・分析し、客観的かつ的確な政策判断ができるよう、諸外国の郵便・郵便貯金・生命保険等に関する調査研究等を実施し、その所期の成果を達成した。

また、郵便局配置空白市町村数については、平成18年度末、全国1,804市町村すべてに郵便局は配置されており(郵便局配置空白市町村数0)、これらの郵便局ネットワークを通じて、郵便、郵便貯金及び簡易生命保険等のサービスが全国あまねく公平に提供されており、目標は達成されている。

以上のことから、本政策は有効であり、今後においても、引き続き、実施していく必要がある。

4 今後の課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
<p>今後においても、引き続き、郵政事業の適正かつ確実な実施を確保する必要がある。</p>	<p>予算要求</p>	<p>郵政事業の適正かつ確実な実施を確保するため、適時適切に必要な予算措置を行う。</p>
	<p>制度</p>	<p>郵政事業の適正かつ確実な実施を確保するため、適時適切に必要な制度改正を行う。</p>
	<p>実施体制・事務のやり方等</p>	<p>日本郵政公社の業績評価の結果の公表を行う。</p>
<p>平成19年10月からの郵政民営化を円滑かつ確実に実施する必要がある。</p>	<p>予算要求</p>	<p>郵政民営化を円滑かつ確実に実施するため、必要な予算措置を行う。</p>
	<p>制度</p>	<p>郵政民営化を円滑かつ確実に実施するため、適時適切に必要な制度改正を行う。</p>
	<p>実施体制・事務のやり方等</p>	<p>郵政民営化を円滑かつ確実に実施するため、必要な見直しを行う。</p>

5 学識経験を有する者の知見の活用等

(1) 学識経験を有する者の知見の活用

平成17年度の業績評価について、郵政行政審議会に諮問したところ、日本郵政公社におけるコンプライアンスの徹底をより一層強化すべき等のご意見をいただき、これら意見について、日本郵政公社に対して通知するとともに、今後の方針等についての参考とした。

(2) 評価に使用した資料等

ア 平成17年度に係る日本郵政公社の業績評価（報道資料（平成18年8月9日））

http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/060809_1.html

イ 日本郵政公社の平成17年度の財務諸表の承認に係る郵政行政審議会からの答申

（報道資料（平成18年8月9日））

http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/060809_2.html

平成19年度実績評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名：郵便企画課国際企画室

評価年月 平成19年6月

1 政策等

政策20

国際郵便分野における国際協調の推進による利用者の利便の向上

（政策の基本目標）

国際郵便サービスの円滑な実施を図るため、積極的に国際郵便関係機関等の国際会議に参画し、国際郵便に関する関係国際機関や関係国との政策協調を推進するとともに、UPU（万国郵便連合）活動への人的貢献、UPU活動への財政的貢献等により、我が国の国際郵便に係る政策を国際郵便の取扱いに関する取決め等に反映させ、もって、我が国利用者の利便の向上を図る。

2 政策実施の背景・必要性等

（1）政策実施の背景・必要性

国際郵便サービスに関し、利用者利便の向上のためその円滑な実施を図るためには、我が国の国際郵便に係る政策を国際郵便の取扱いに関する取決め等に確実に反映させる必要がある。そのためには、各種会合に積極的に参画し、関係国際機関、関係国間との良好な関係のもと、国際郵便に関する関係国際機関や関係国との政策協調を推進することや、人的・財政的貢献を図ることが必要である。

（2）主な施策の概要

ア 国際郵便関係機関等の会議への出席

我が国の国際郵便の政策を国際郵便の取扱いに関する取決め等に反映させるため、UPUやAPPU（アジア＝太平洋郵便連合）等の各種国際会議に出席し、関係機関の組織改革に係る議論、年次予算の審議、条約や施行規則等の改正案に関する議論に積極的に参画し、我が方の考えを表明するとともに、議場外においても根回し・働きかけを精力的に行い、我が国の国際郵便に係る政策を国際郵便の取扱いに関する取決め等に反映させる。

イ UPU国際事務局への人的貢献

国際郵便に関する関係国際機関、関係国間への人的貢献を図るため、UPU国際事務局へ職員を派遣する。

ウ UPUへの財政的貢献

国際郵便に関する関係国際機関、関係国間への財政的な貢献をするため、UPUの分担金として、最高分担等級である50単位等級を拠出する。

なお、国際送金分野に関しては、平成18年度においては制度改革等の具体的結論に至る活動がなかった。

（3）関係する施政方針演説等内閣の重要政策

なし

3 政策評価の結果等

(1) 参考となる指標の状況

参考となる指標	16年度	17年度	18年度
UPU活動への人的貢献	1名	1名	1名
UPU活動への財政的貢献	163百万円 (1,968千スイフツ)	175百万円 (1,968千スイフツ)	173百万円 (1,968千スイフツ)

(2) 平成18年度に目標年度を迎えた指標に係る目標値の達成状況

指標に係る目標値が設定されていない

(3) 目標の達成状況の分析

平成18年度においては、我が国の国際郵便の政策を国際郵便サービスに反映させ、もって我が国利用者の利便の向上を図るため、UPUやAPPU等の国際会議に合計7回出席した。関係機関の組織改革に係る議論、年次予算の審議、条約や施行規則等の改正案に関する議論など、UPUの各種課題に関する議論に積極的に参画し、我が国の考えを表明するとともに、議場外においても根回し・働きかけを精力的に行い、これら課題等の解決・採択（我が国提案の施行規則改正2案はいずれも採択）に貢献した。

なお、我が国提案の施行規則改正2案は、以下のとおり。

- ・書留等の記録扱いの通常郵便物の再調査請求に関して、宛先側の郵政庁が調査結果の証明として受領証写しを差出し側の国の郵政庁及び調査請求人に提供することとする旨を規定する改正提案。
- ・小包郵便物に関する調査請求に関しても、上記通常郵便物と同様の取扱いを行うこととする改正提案。

また、参考となる指標の状況は以下のとおりであり、政策目標の実現に向けた円滑な活動環境の確保が有効に図れている。

ア UPU活動への人的貢献

国際郵便に関する関係国際機関、関係国間への人的支援を行うため、従来からUPU国際事務局に派遣してきた職員1名が平成18年度において任期満了となったが、その後任の職員を我が国より即座に派遣した。

また、我が国はUPUのCA（管理理事会）及びPOC（郵便業務理事会）の理事国（いずれも40カ国が選挙により選出）として選出されており、毎年定期的開催される理事会に参画し、各種案件の処理に貢献することにより理事国としての役割を果たしている。

イ UPU活動への財政的貢献

国際郵便に関する関係国際機関、関係国間への財政的な貢献をするため、平成18年度において、UPUへ173百万円の分担金（最大等級である50単位。50単位を負担しているのは加盟191カ国中、日本を含め5カ国のみ。）を拠出した。

4 今後の課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
今後も引き続き、国際郵便分野における国際協調の推進による利用者利便の向上に資するよう取り組む必要がある。	予算要求	平成20年度に開催予定のUPU大会議（UPUの最高意志決定機関。4年に1回開催。）は、向こう4年間の連合の方向性の決定、条約等の改正を行うものであり、我が国の制度や業務運行に大きな影響を与える会議であることから、これに適切に対応していくため、所要の予算の確保を図る。
	制度	必要に応じて適時適切な改正を行う。
	実施体制・事務のやり方等	必要に応じて適時適切な改正を行う。

5 学識経験を有する者の知見の活用等

(1) 学識経験を有する者の知見の活用

平成18年6月4日の政策評価会において「国際会議に何回出たかといったことを指標にするのは適切とは言えないのでは」との指摘を受け、目標設定の見直しを行った。

また、同評価会での「郵便事業に偏っているが、貯金についても記載が必要ではないか」との指摘を踏まえ、国際送金分野への言及も採り入れた。

(2) 評価に使用した資料等

ア APPU執行理事会2006年年次会合模様（平成18年5月9日～13日開催）

イ UPU管理理事会2006年年次会合模様（平成18年10月9日～20日開催）

平成19年度実績評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 郵政政局信書便事業課

評価年月 平成19年6月

1 政策等

政策21

信書の送達の事業への民間参入制度の実施による利用者の利便の向上及び郵便における競争の促進によるサービスの多様化

（政策の基本目標）

「民間事業者による信書の送達に関する法律」（平成14年法律第99号。以下「信書便法」という。）に基づく適正な業務運営の下、書状等の信書を送達する事業について、事業者の創意工夫及び競争の促進により、多様なサービスが提供され、利用者利便の向上が図られることを目標としている。

2 政策実施の背景・必要性等

（1）政策実施の背景・必要性

民間事業者の創意工夫及び競争の促進により、多様なサービスが提供され、利用者の選択の機会の拡大による利用者利便の向上が図られるよう、平成15年4月1日に信書便法が施行され、これまで国の独占であった信書の送達について、許可制の下、民間事業者の参入が可能となっている。

信書の送達は国民の基礎的通信手段の一つであり、これまでの閣議決定等を踏まえつつ、引き続き、民間参入の促進（競争の促進）を通じた利用者の選択の機会の拡大を図る政策を実施する必要がある。

（2）主な施策の概要

信書便分野の振興

信書便事業への民間事業者の参入促進及び利用者の認知度の向上を図るため、各地方総合通信局等の管内において信書便事業説明会を実施する等の周知・広報活動を実施する。

郵便における民間参入の条件と競争政策の在り方等についての研究等

郵便のユニバーサルサービスを確保しつつ、競争の促進によるサービスの一層の多様化、国民への利益還元を実現するための制度を幅広く検討するため、研究会の開催等を実施する。

（3）関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
第166回国会（常会） 総務委員会における総務大臣所信表明	（衆議院） 平成19年2月16日 （参議院） 平成19年3月8日	また、信書便事業については、郵便のユニバーサルサービスに支障がないことを前提としつつ、諸外国の動向も踏まえ、競争の促進に努めてまいります。

3 政策評価の結果等

(1) 主な指標の状況

ア 指標

< 事業者数 >

主な指標	16年度	17年度	18年度
事業者数	111	159	213

(注1) 事業者数は各年度の累計値

(注2) 目標値及び目標年度は設定していない

イ 参考となる指標

(ア) 事業者の参入状況

a 役務種類別・参入事業者の内訳：年度末現在

役務の種類	16年度	17年度	18年度
1号役務(90cm超又は4kg超の信書便物の送達の役務)	80	132	176
2号役務(3時間以内の送達の役務)	48	63	77
3号役務(1,000円超の料金の役務)	47	73	101

複数の役務を提供する者がいるため、参入事業者数とは一致しない。

b 役務の提供地域別・参入事業者の内訳：年度末現在

役務の提供地域	16年度	17年度	18年度
全国	38	46	54
複数県	26	50	60
同一県内	111	172	240

複数の役務を提供する者がいるため、参入事業者数とは一致しない。

(イ) 郵便における一層の競争の促進のための制度の企画立案の状況

郵便における競争の促進によるサービスの一層の多様化、国民への利益還元を実現するための施策について幅広く検討するため、総務大臣主催の研究会を平成18年1月から開催し、平成18年6月に報告書の取りまとめを行った。その後、郵便・信書便分野における新たな展開が見られたことから、前回の研究会の議論を発展させる観点から平成19年2月に総務大臣主催の研究会を新たに立ち上げ検討を進めている。なお、新研究会は平成19年10月を目途に中間とりまとめ、平成20年6月を目途に(最終)報告の取りまとめを行う予定。

(2) 平成18年度に目標年度を迎えた指標に係る目標値の達成状況

指標に係る目標値が設定されていない

(3) 目標の達成状況の分析

(ア) 有効性について

信書便分野の振興

次の点から、本政策を実現するための施策の有効性が認められる。

- ・ 利用者の選択の機会の拡大という政策の効果を測定するための指標として用いている参入事業者数は、平成17年度末の159社から平成18年度末においては213社と確実に増加している。
- ・ また、事業者の提供役務の内訳に関しても、平成18年度末においては、1号役務が176社、2号役務が77社、3号役務が101社となっており、いずれの役務についても前年度と比べると増加しているが、特に1号役務が大きく増加している。その内訳についてみると、地方自治体における公文書集配業務の外部委託の際に利用されているものが多くみられ、当該業務の経費節減に広く活用されているとの指摘がある。
- ・ 平成18年度の信書便事業説明会の開催後に参入した事業者(55社)のうち、8社が信書便事業説明会に参加している。

郵便における民間参入の条件と競争政策の在り方等についての研究等

本政策を実現するための施策については平成19年度にまたがって実施されており、施策の効果は平成19年度に発現する予定であることから、来年度に作成する政策評価書においてその有効性について検証する。

(イ) 効率性について

信書便分野の振興に関する施策(周知・広報活動)について、業務の効率化の観点から広報効果の発現に支障がないと考えられる範囲で事業者向け及び利用者向けの信書便事業説明会を同日に同一の場所で開催した。

4 今後の課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
前年度に引き続き、信書便制度の一層の周知を図るとともに、適正な業務運営の確保のための措置を講ずるなど、本政策の実効性を高める必要がある。	予算要求	信書便制度の一層の周知等を図るための経費について必要な予算枠を確保
	制度	必要に応じて適時適切な改正を行う
	実施体制・事務のやり方等	必要に応じて適時適切な改善を行う
郵便における一層の競争の促進によるサービスの一層の多様化、国民への利益還元を実現するための研究会（新たに開催している研究会を含む）の報告を踏まえ、必要な措置を検討する。	予算要求	研究会で検討するための経費について必要な予算枠を確保
	制度	研究会での報告を踏まえ、郵便・信書便制度の見直しを検討
	実施体制・事務のやり方等	研究会での報告を踏まえ、必要に応じて適時適切な改善を行う

5 学識経験を有する者の知見の活用等

(1) 学識経験を有する者の知見の活用

平成18年4月18日の郵政行政審議会 郵便・信書便サービス部会において、田尻嗣夫部会長より、信書便事業が「公文書の集配業務の経費節減に広く活用されている」旨の発言があり、評価書のとりまとめに活用した（3（3）（ア） 信書便分野の振興）。

(2) 評価に使用した資料等

第166回国会（常会）総務委員会における総務大臣所信表明

（衆議院・平成19年2月16日）

http://www.soumu.go.jp/menu_01/kaiken/back_04/2007/h0216.html

（参議院・平成19年3月8日）

<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/166/0002/16603080002002c.html>

信書便事業者の概況（平成19年2月22日）

http://www.soumu.go.jp/yusei/pdf/tokutei_g_070222.pdf

郵政行政審議会 郵便・信書便サービス部会 議事録（平成18年4月18日）

http://www.soumu.go.jp/menu_03/shingi_kenkyu/shingi/yusei/2006/060418_4.html

平成19年度実績評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 予防課、消防技術政策室、危険物保安室、特殊災害室、
防災課、消防・救急課、国民保護運用室、応急対策室、防災情報室、参事官

評価年月 平成19年6月

1 政策等

政策22 火災・災害等による被害の軽減

（政策の基本目標）

火災予防対策の強化、国と地域の防災力の強化を図ることによって、火災・災害等の発生件数、死者数を減らすことにより被害を軽減することを目標とする。

2 政策実施の背景・必要性等

（1）政策実施の背景・必要性

ア 火災予防対策の強化

火災予防対策については、昭和23年の消防法制定以来、消防用設備等の規制や、防火管理制度、消防同意・立入検査、危険物施設の規制などに係る各種消防法令の整備を進めながら、国、地方公共団体、地域住民、企業等が一体となった総合的な火災予防体制の確立を進めてきたところであり、広く国民生活全体にかかわりが深いため、社会経済情勢の変化や複雑多様化する災害、事故の態様に対応した体制の整備が求められている。

住宅火災による死者数は、平成15年以降連続して1,000人を超えるなど、近年増加傾向にあり、住宅火災による死者数を減少させることは大きな課題となっている。特に、高齢者の死者数の増加や「逃げ遅れ」による死者数の割合が高いこと等の状況を踏まえ、平成16年6月に、住宅用火災警報器等の設置を義務付ける消防法改正を行った（新築住宅については、平成18年6月1日から、既存住宅については、平成23年度までの各市町村条例で定める日から適用。）。今後、住宅火災による死者数を減少させるためには、設置の義務付けの時期を待つまでもなく、既存住宅への住宅用火災警報器等の早期の設置を促していくことが重要であり、住宅用火災警報器等の設置及び適切な維持管理等に係る普及啓発活動を、報道機関や消防団及び婦人（女性）防火クラブ等と連携し、積極的に推進していくことが必要である。

近年、首都直下地震等の大規模地震の発生の切迫性が指摘されており、社会全体の災害対応力の強化を図る観点から、事業所においても大規模地震等に対応した自衛消防力を確保することが喫緊の課題となっている。このため、平成18年7月から開催している「予防行政のあり方に関する検討会」の中間報告や消防審議会の答申を経て、大規模・高層の防火対象物に対し、大規模地震等に対応した消防計画の作成及び自衛消防組織の設置を義務付ける「消防法の一部を改正する法律案」を平成19年通常国会に提出し、同年6月15日に可決・成立、6月22日に公布されたところである。

火災発生の危険性が高いと考えられる小規模雑居ビル等の火災予防対策については、平成13年9月に発生した新宿区歌舞伎町ビル火災の教訓を踏まえ消防法令を改正するとともに、違反是正体制の整備を図るなどの対策を講じてきたが、一定の成果は見られるものの未だ十分な是正状

況ではないことから、是正指導をさらに徹底していくことが必要である。

また、平成 18 年 1 月に発生した長崎県認知症高齢者グループホームの火災や本年 1 月に兵庫県宝塚市で発生したカラオケボックス店火災を踏まえ、小規模な施設における安全対策のあり方等について検討を行い、対象物の形態に応じた防火安全対策を講じることが必要である。

放火による火災（放火の疑いによるものを含む。）は、平成 9 年から 10 年連続して出火原因の 1 位である（平成 18 年中の全火災件数の 21.2%。）ことから、火災件数の減少には放火火災防止対策の推進が重要であり、より効果的な対策を着実に実施していくことが必要である。

危険物施設における火災・漏えい事故件数が引き続き増加傾向にあることから、「危険物事故防止アクションプラン」に基づく官民一体となった総合的な事故防止対策を更に推進していくとともに、大都市圏等における危険物施設の安全対策の総点検を行う必要がある。

また、平成 15 年十勝沖地震に伴う石油タンクの全面火災、JCO の原子力事故の発生や米国の同時多発テロの発生などにより、特殊災害対策についても充実が求められている。

イ 国と地域の防災力の強化

近年、集中豪雨や台風等の自然災害や火災、事故等により、各地に大きな被害が発生しており、その態様も複雑多様化・大規模化している。また、首都直下地震をはじめとする大規模地震の発生 の切迫性も指摘され、さらに、東海地震と東南海・南海地震の同時発生の可能性も懸念されている。

このような中、大規模災害や事故等に揺るがない社会を構築し、国民の安心・安全を維持向上させていくために、国、地方を通ずる防災危機管理体制を構築し、広域的な見地から消防体制の充実高度化を図るとともに、行政と住民が一体となって地域の消防防災力を強化していく必要がある。

複雑多様化・大規模化する災害に迅速かつ効果的に対応するため、全国的見地からの救助体制等の強化が求められており、こうした国民のニーズに的確に応えるべく、緊急消防援助隊をはじめ国内の消防体制の充実強化に努め、災害対応力の更なる向上を図っていく必要がある。

災害の大規模化、住民ニーズの多様化等、消防を取り巻く環境が急速に変化する中で、全国の消防本部には、出動体制、住民サービス、組織管理上の面で限界が指摘されるなど、体制として十分とはいえない小規模消防本部が多く、今後は、平成 18 年 6 月の消防組織法の改正を踏まえ、市町村の消防の広域化により、行財政上の様々なスケールメリットを実現し、消防体制の充実強化を図ることが必要である。

地域防災の中核的存在である消防団の充実強化は、地域防災力の向上に必要不可欠であるが、消防団員数は年々減少を続けており、このままでは、地域防災力の低下が懸念されることから、消防団員確保のための積極的な取組みの推進や、消防団の活動環境の整備などに全力で取り組んでいくことが重要である。

公用・公共用施設の多くは不特定多数の利用が見込まれるほか、地震災害の発生時には防災拠点としての機能を発揮することが求められることから、災害応急対策を円滑に実施するために、防災拠点となる庁舎、消防署、避難所となる文教施設などの公共施設等の耐震化が急務である。

（２）主な施策の概要

住宅防火対策の推進、小規模雑居ビル等の消防法令違反の是正指導、放火火災防止対策の推進、危険物施設の火災・漏えい事故の総合的な防止対策の推進などにより、火災予防対策の強化に努め

た。

また、大規模災害等に備え、緊急消防援助隊の充実強化、消防団や自主防災組織の活性化、公共施設等の耐震化等の推進を行い、国と地域の防災力の強化を図ることにより、火災・災害等による被害の軽減に努めた。

(3) 関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
第166回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説	平成19年 1月26日	<p>国民生活の基盤となる安心・安全の確保(中略)は、政府の大きな責務であります。</p> <p>大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的、重点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄りや障害者などの被害を最小限にするように努めます。</p>
第163回国会における小泉内閣総理大臣所信表明演説	平成17年 9月26日	<p>建築物の耐震化を促進するなど災害に強い国づくりを進めてまいります。</p>
第162回国会における小泉内閣総理大臣施政方針演説	平成17年 1月21日	<p>阪神・淡路大震災の発生から10年目の本年、災害に強い国づくりを一層進めてまいります。</p> <p>…、国の安全や災害の防止に寄与する研究開発を戦略的に推進し、「科学技術創造立国」を目指します。</p>
経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(閣議決定)	平成18年 7月7日	<p>我が国は地震等の自然災害が発生しやすい脆弱な国土構造を有しており、近年では台風や集中豪雨の頻発、大雪等により各地で被害が発生しているほか、住宅火災による死者数も増加傾向にある。他方、都市化の進行や高齢化の進展に伴い災害対応力が低下している。(中略)</p> <p>国民の安全と安心の確保は、政府の最も重要な責務の一つであるとともに、我が国の経済活性化の基盤である。(中略)</p> <p>このため、国民、地域、企業、NPO、ボランティア等と協力しつつ、災害への備えを实践する国民運動を広く展開しながら、防災・減災対策を戦略的・重点的に進める。その際には、国際的な協調・連携を図る。(中略)</p> <p>(災害対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震対策の一環として、地域の防災拠点となる公共施設の耐震化を進める。また、従来より取組を進めてきた大規模地震対策の着実な進捗を図るとともに、特に、首都直下地震について、「首都直下地震対策大綱」及び「首都直下地震の地震防災戦略」等に基づき、中枢機能の継続性の確保及び定量的な減災目標の着実な達成に向けた取組等を推進する。(一部略) ・大規模水害・土砂災害対策、津波・高潮対策、豪雪対策をはじめとした防災対策を推進する。

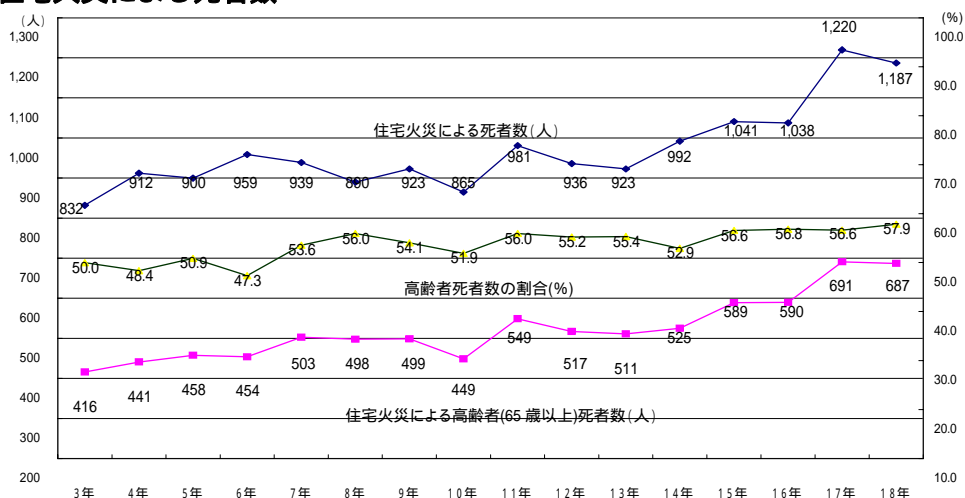
		<p>・防災情報の迅速な伝達体制の整備、高齢者等の災害時要援護者への避難支援、消防等の災害対策の強化を進めるとともに、消防団の充実強化を図る。(一部略)</p>
経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005 (閣議決定)	平成 17 年 6 月 21 日	<p>国民の安全と安心を確保することは、政府の基本的な責務であるとともに、我が国の経済活性化の基盤である。</p> <p>(国民の安全・安心の確保)</p> <p>大規模災害、テロ、有事等に対する全国的見地からの対応の体制整備や、住民及びNPO等との協働による安全・安心な地域づくりなどを推進する。首都直下地震など大規模地震対策を始めとし、消防等の防災対策については、被害減少に向けた成果目標を設定し、そのために戦略的・重点的に施策を推進する。また、防災情報の迅速な伝達体制の整備、地域の防災拠点となる公共施設の耐震化、防災の高度化、国際防災協力の推進などを戦略的・重点的に推進する。(一部略)</p>
平成 19 年度予算編成の基本方針 (閣議決定)	平成 18 年 12 月 1 日	<p>国民の安全と安心の確保は、政府の基本的な責務であるとともに、安定した経済成長の基盤であるとの認識の下、以下の施策に取り組む。</p> <p>災害への備えを実践する国民運動を展開しながら、公共施設の耐震化、首都直下地震対策等大規模地震対策、大規模水害・土砂災害対策等の防災・減災対策を戦略的・重点的に進める。さらに、迅速・的確な防災情報の提供や災害応急体制の整備、消防等の災害対策を強化する。(一部略)</p>

3 政策評価の結果等

(1) 主な指標の状況

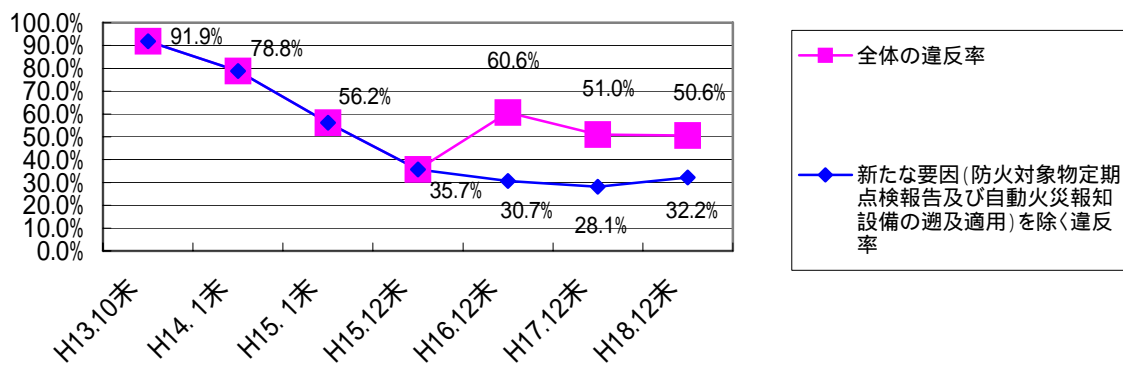
ア 火災予防対策の強化

(ア) 住宅火災による死者数



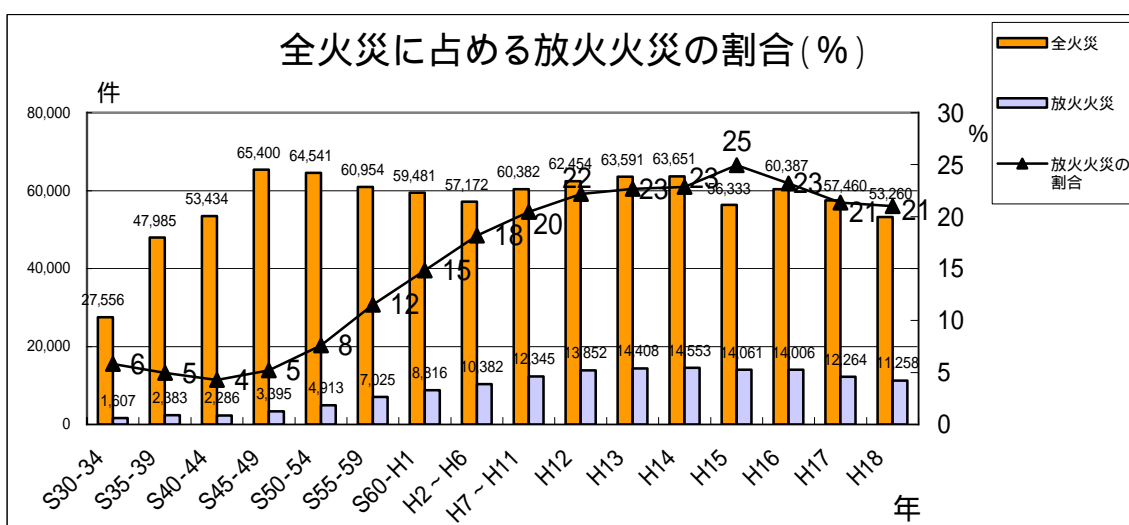
< 目標：住宅火災による死者数の減少(対前年比) >

(イ) 小規模雑居ビルの消防法令違反率



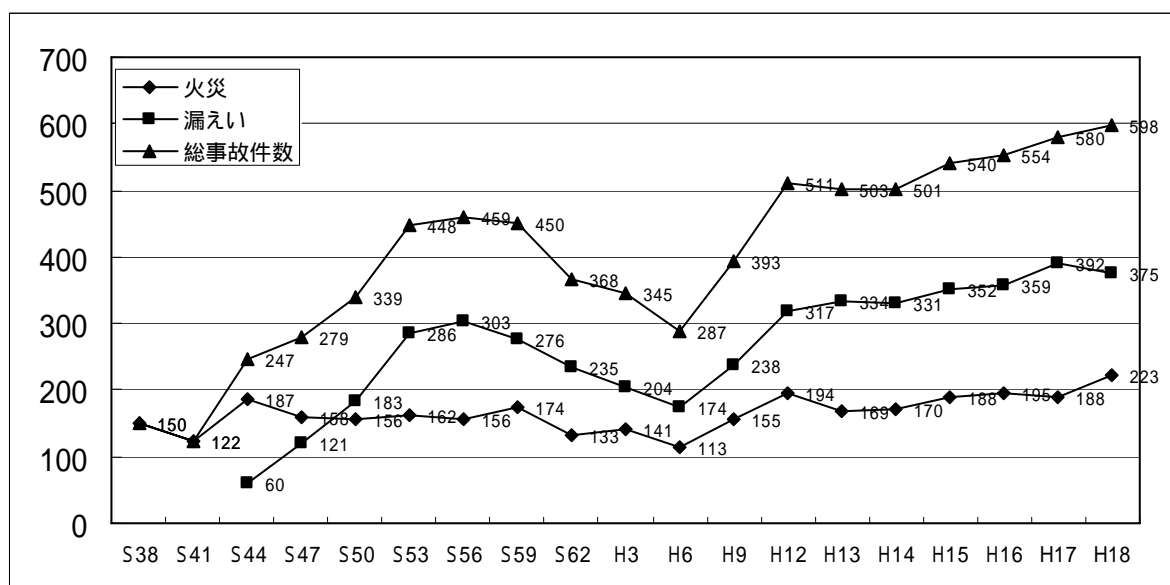
< 目標：小規模雑居ビルにおける消防法令違反率の低減（対前年比） >

(ウ) 放火火災件数、割合



< 目標：放火火災件数の減少（対前年比） >

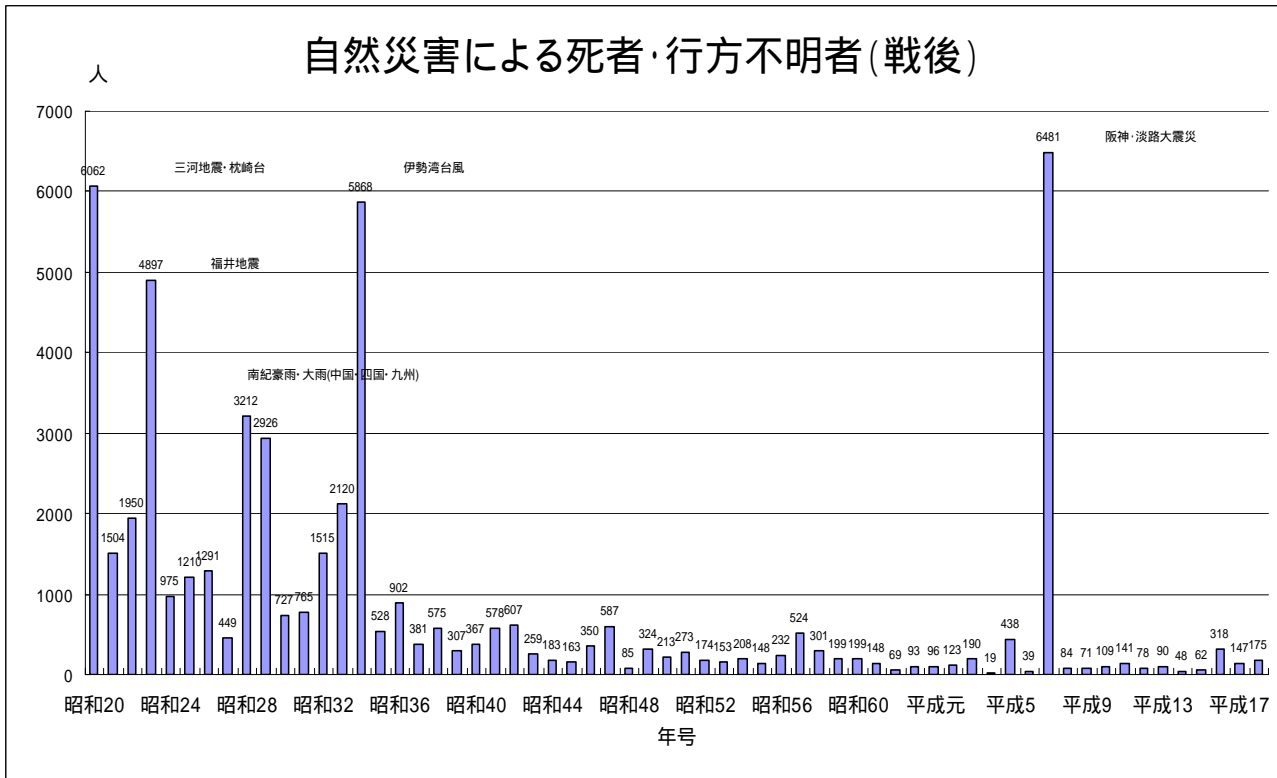
(エ) 危険物施設における火災・漏えい事故件数の推移



< 目標：危険物施設における事故件数の減少（対前年比） >

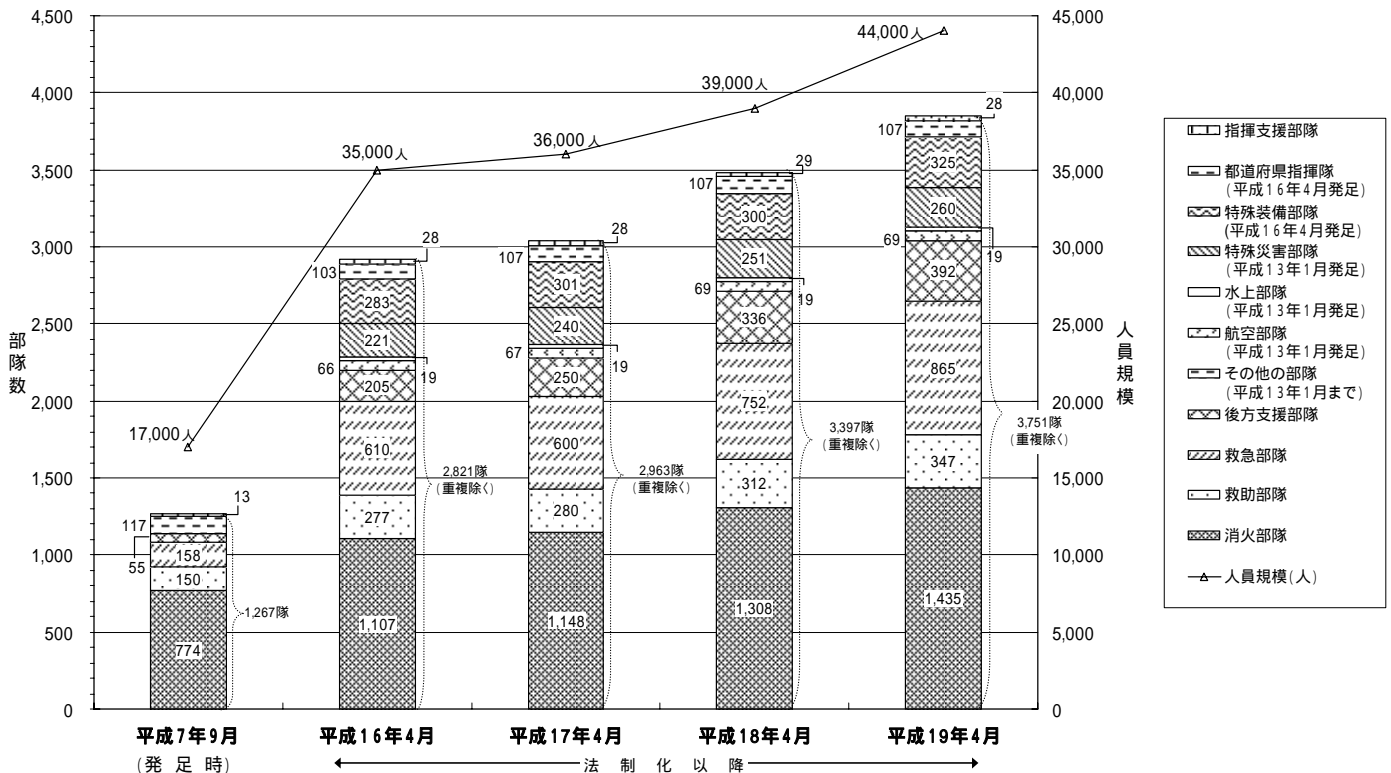
イ 国と地域の防災力の強化

・自然災害による死者・行方不明者数（戦後）



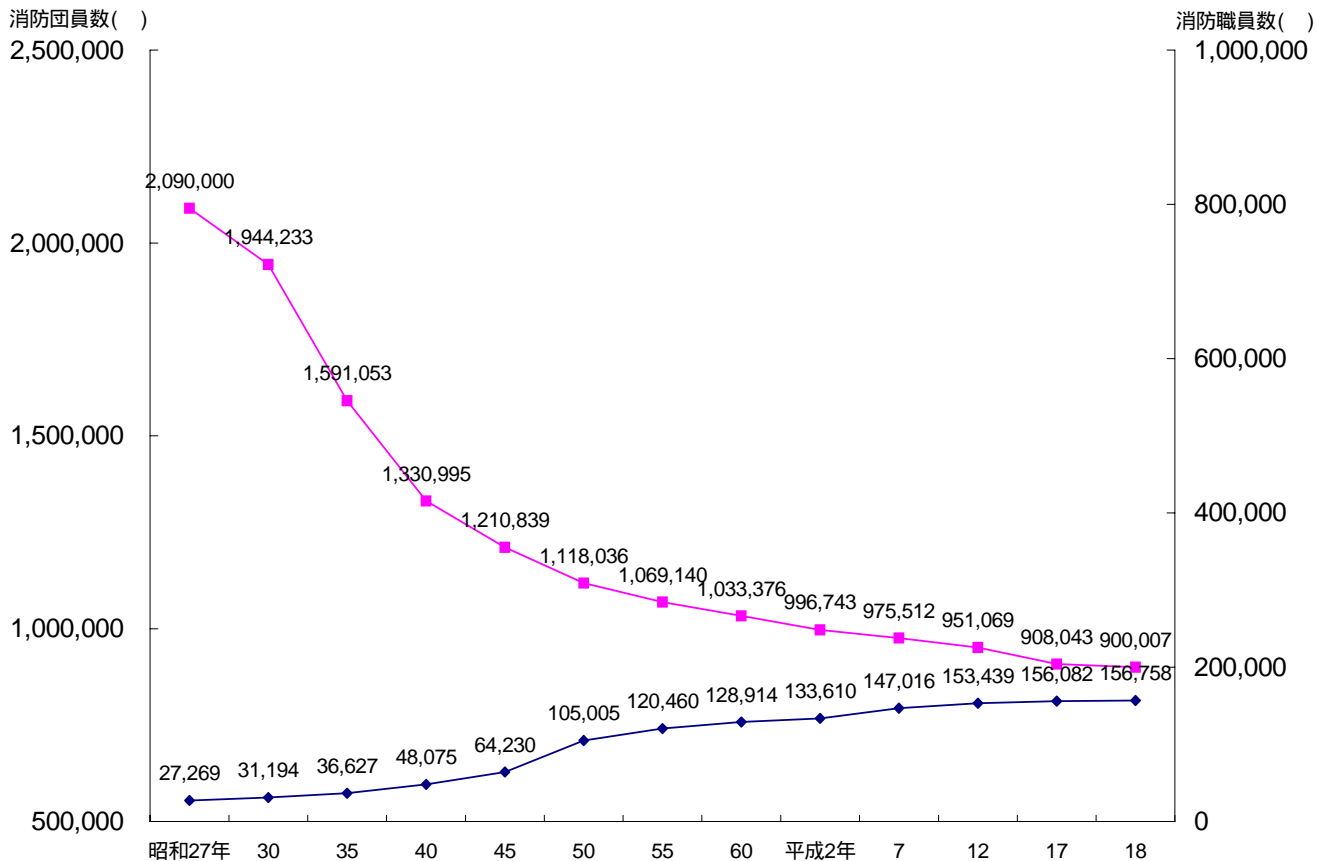
(ア) 緊急消防援助隊の隊数

緊急消防援助隊登録部隊の推移



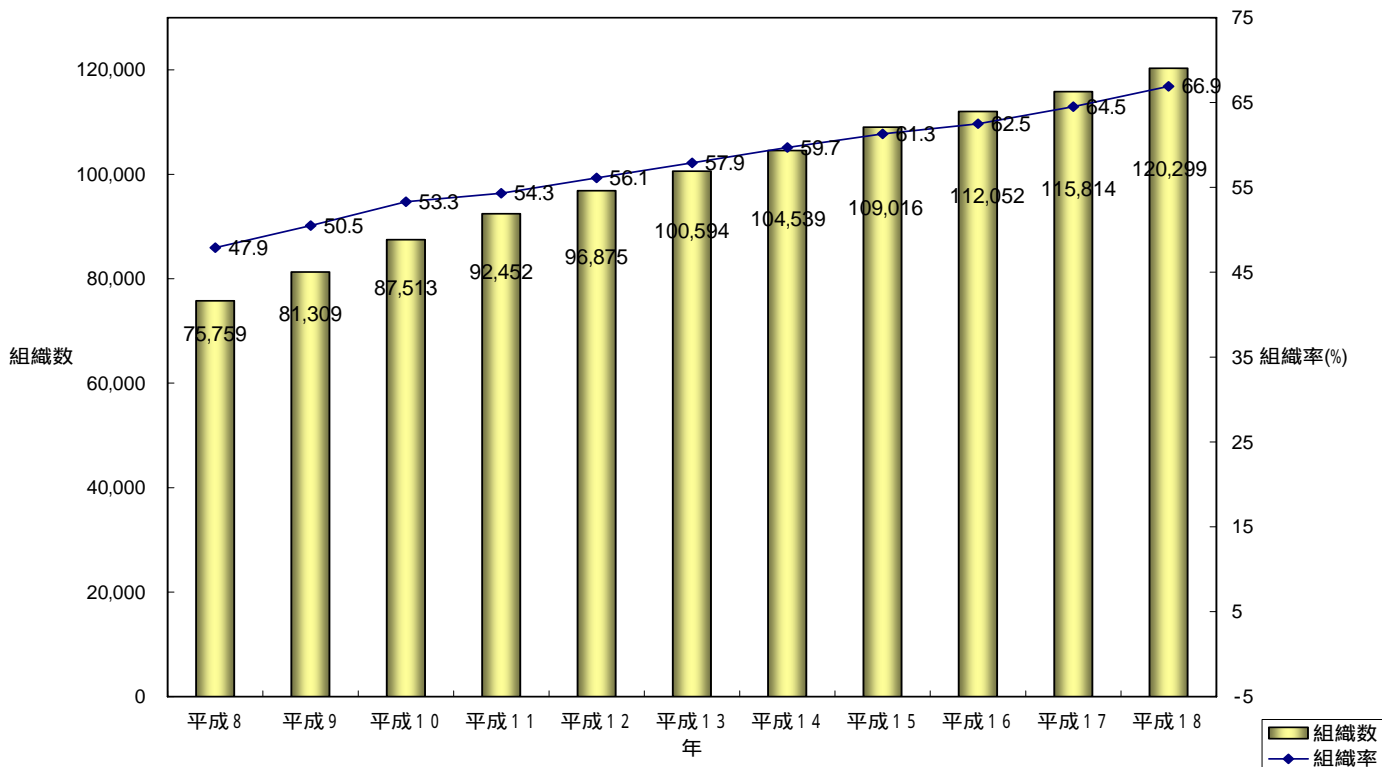
< 目標：緊急消防援助隊の隊数 概ね4,000隊（平成20年度） >

(イ) 消防職員及び消防団員数



< 目標：消防団員数の増加（対前年度比） >

(ウ) 自主防災組織の組織率



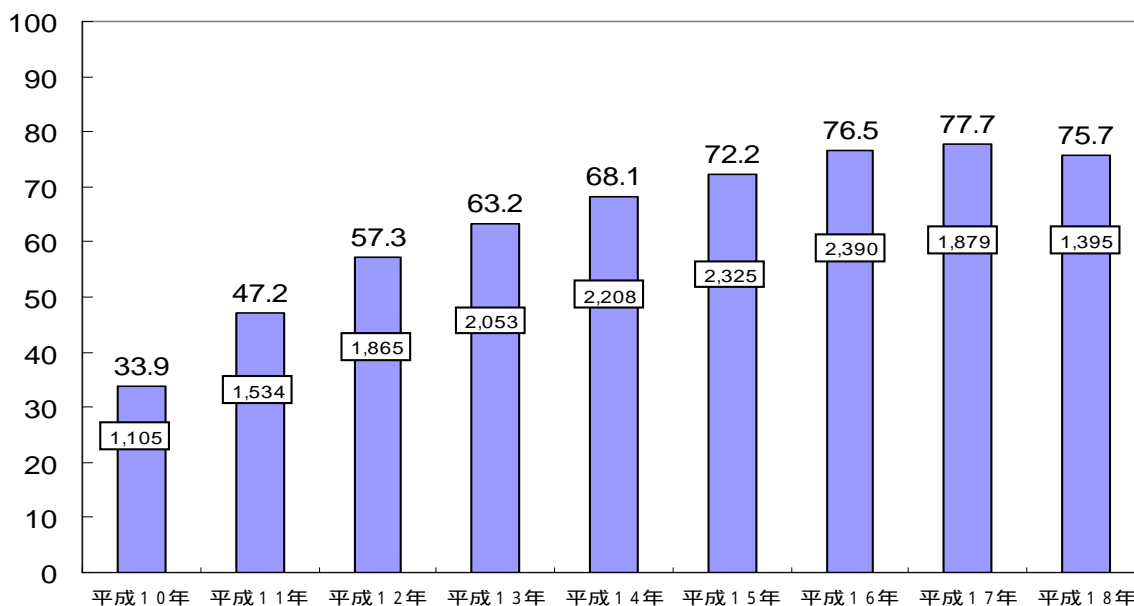
組織率・・・全国の総世帯数に対する組織されている地域の世帯数の割合

< 目標：組織率 75% 平成 20 年度 >

(エ) 地震対策等の充実

a 市区町村地域防災計画の阪神・淡路大震災以降の修正状況

各年4月1日現在、
比率は全市区町村数に
占める割合(%)



グラフ中の枠内の数字は、市区町村数を表す。

b 防災拠点となる公共施設等の耐震化の進捗状況

耐震化の緊急性の高い公共施設等(予定と実績)

平成16～19年度耐震改修予定棟数	5,150棟	平成15年度調査
平成16～17年度耐震改修済み棟数	4,468棟	平成17年度調査

(参考) 防災拠点となる公共施設等の耐震率

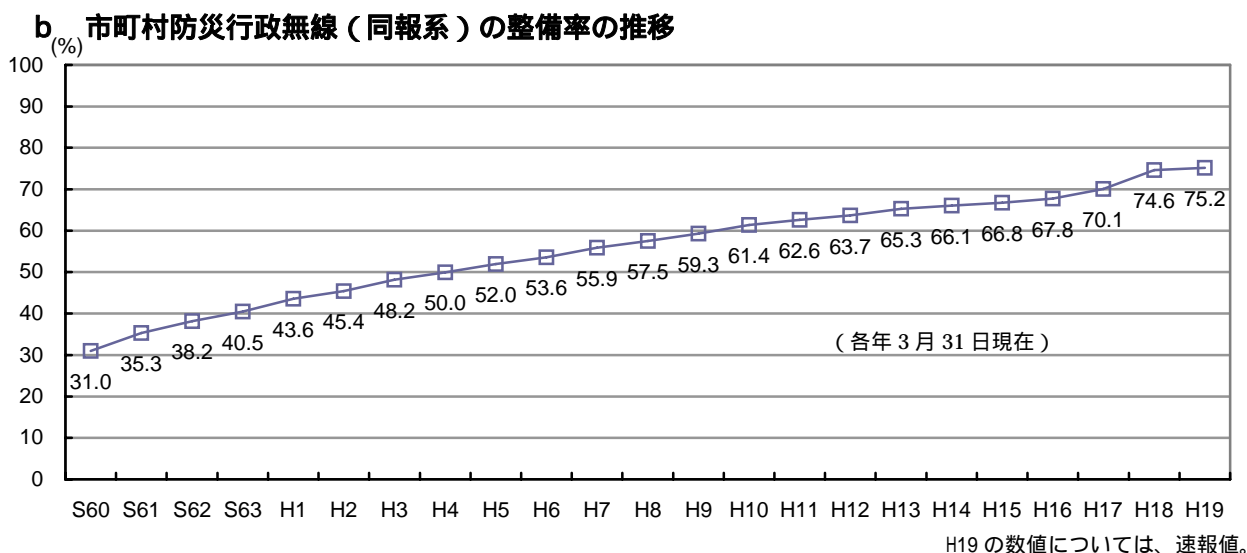
平成15年度調査	
平成15年度末耐震率(実績)	51.3%
平成19年度末耐震率(予定)	54.1%
平成17年度調査	
平成17年度末耐震率(実績)	56.4%
平成21年度末耐震率(予定)	59.8%

(防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査より)

(オ) 消防防災に係る科学技術・ITの振興

a 消防庁防災情報システムの接続団体数の推移

	H13.4.1	H14.4.1	H15.4.1	H16.4.1	H17.4.1	H18.4.1	H19.4.1
都道府県	27	39	41	43	45	46	46
総数	47	47	47	47	47	47	47
(整備率)	57.4%	83.0%	87.2%	91.5%	95.7%	97.9%	97.9%
消防本部	381	438	456	647	685	633	654
総数	904	900	894	894	889	811	807
(整備率)	42.1%	48.7%	51.0%	72.4%	77.1%	78.1%	81.0%



< 目標：市町村防災行政無線（同報系）の整備率 75% （平成 20 年度末） >

(2) 平成 18 年度に目標年度を迎えた指標に係る目標値の達成状況

目標年度を迎えた半数以上の指標において目標値を達成できた

(3) 目標の達成状況の分析

ア 火災予防対策の強化

(ア) 住宅防火対策

- 住宅火災による死者数については、平成 17 年は記録のある昭和 54 年以降最多の 1,220 人(放火自殺者等を除く。)であったが、平成 18 年は 1,187 人(概数)と減少している。これは、平成 18 年度に全国で 90 件の住宅用火災警報器の奏功事例が各消防機関から報告されていることなどから、住宅用火災警報器の設置の促進など住宅防火対策を推進してきたことに伴う効果と考えられる。しかし、住宅火災による死者数は依然として高水準となっており、死者の半数以上は 65 歳以上の高齢者であること、また、約 6 割は逃げ遅れによるものであることから、今後も高齢者世帯を中心に住宅用火災警報器等の早期の普及を促進するとともに、防災品の普及や家庭用消火器具、出火の危険の少ない火気器具等の普及などの住宅防火対策についても推進していくことが課題である。
- 住宅用火災警報器の設置が義務付けられたことを踏まえ、平成 18 年度においては全国 7 カ所で住宅防火対策推進シンポジウムを開催したほか、各関係機関及び報道機関への情報提供を積極的に行った。また、各消防機関を通じ、地域に密着した組織(消防団、婦人(女性)防火クラブ、自主防災組織等)と連携し、官民一体となって広報・普及啓発活動に取り組むなど、効率的に住宅防火対策を実施した。

(イ) 小規模雑居ビル等の火災予防対策

- 新宿区歌舞伎町ビル火災を契機として違反是正体制の整備を図るなど、様々な対策を講じた結果、平成 13 年 10 月末には約 92%であった違反率は、平成 15 年 12 月末までに約 36%と大きく減少し、その後行われた法令改正に伴う新たな要因(自動火災報知設備の設置義務強化等)を含めた違反率も、法令改正直後の平成 16 年 12 月末に約 61%であったものが、平成 18 年 12

月末で約 51%（前年度比 0.4 ポイント減少）に減少するなど所期の目標を達成しており、その取組みに有効性が認められる。

しかしながら、その内訳を見ると、自衛消防訓練の実施や消防用設備等の点検結果報告率がやや下がった結果、新たな要因を除いた違反率は、平成 18 年 12 月末で約 32%と、前年度比で 4 ポイント上昇しており、今後も引き続き小規模雑居ビルをはじめとした防火対象物の違反是正を強力に推進していくことが課題である。

加えて、違反是正の徹底や消防設備等の性能規定化の導入等に伴い、予防行政はより高度で専門的な知識が必要とされることから、全国的に予防体制の強化を図ることが課題である。

- ・ 違反是正を強力かつ効率的に実施するため、過去の違反処理事例や判例などを搭載した違反処理データベースを更新するとともに、全国消防長会等の関係機関と連携し、各種研修会や地域ごとの連絡会を実施するなど、違反処理担当者の技術向上及び各地域での違反処理体制の強化を効率的に行った。また、違反是正の推進にあたり、建築行政機関や、警察機関、保健福祉部局等との連携強化を図ることにより、効率的な違反処理に努めた。

（ウ）放火火災対策

- ・ 放火火災件数（放火の疑いによるものを含む。）は、平成 15 年中に 14,061 件であったが、平成 17 年中は 12,264 件、平成 18 年中は 11,258 件（概数）となり、改善傾向が見られる。

これは、平成 16 年に取りまとめた「放火火災防止対策戦略プラン」に基づくチェックリストを活用した自己評価による取組みを、全国の消防機関において、春と秋の全国火災予防運動等を通じて推進し、放火火災防止対策を実施したことに伴う効果と考えられる。

しかし、放火火災件数は、依然として高水準（全出火件数の 5 分の 1 以上）にあることから、今後も「放火火災防止対策戦略プラン」の継続的な改善を図りつつ、同プランを活用した地域全体で取り組む「放火されない環境づくり」を推進していくとともに、各地域で実践されている有効な放火火災防止の取組み事例について、情報の共有化を図っていくことが課題である。

また、放火行為の抑制に効果が期待される放火監視機器の効果を検証していくなど、引き続き放火火災防止対策を推進していくことが重要である。

- ・ 春と秋の全国火災予防運動等を通じ、放火火災防止対策戦略プランに基づくチェックリストを活用した自己評価による取組みを推進することにより、住民が自ら地域の弱点を把握することができ、消防機関と一体となって「放火されない環境づくり」に取り組むなど、効率的に放火火災対策を実施した。また、連続放火など放火火災多発地区を選定し、全国 5 地域において放火監視機器を設置し、放火火災の減少効果を分析することにより、今後の放火火災防止対策の検討を効率的に実施した。

（エ）危険物事故防止対策の充実強化

- ・ 平成 18 年の危険物施設における火災・漏えい事故件数は、598 件（前年比 18 件増（+3.1%））と依然として増加傾向にある。この要因としては、危険物施設の老朽化や熟練した職員の退職による危険物保安に関する技術力の低下といった、様々な要因が指摘されているところである。

このような中、「危険物事故防止アクションプラン」を定め、官民一体となって危険物事故の防止のための認識や、危険物事故等の原因に基づく危険物事故防止に関する情報を効率的に共有し、総合的な事故防止対策を推進しているところである。これらの取組みにより、近年、特に増加傾向が顕著であった腐食劣化等による危険物の漏えい事故が、平成 18 年は減少するなど一定の成果を上げており、有効性が認められる。

今後は、危険物事故件数の増加に鑑み、事故の傾向等を適切に分析し、引き続き官民一体となった全国的な事故防止対策を推進するとともに、屋外タンク等の安全対策の総点検の実施等、危険物事故防止対策の充実強化を図っていくことが課題である。

イ 国と地域の防災力の強化

(ア) 国（消防庁）の対応力の強化

消防庁においては、平成 18 年 4 月に、国の消防防災・危機管理機能の強化及び行政の効率的な実施の観点から、独立行政法人消防研究所を解散し、消防大学校のもとに消防研究センターを設置した。

今後も、国民の安心・安全を確保し、緊急対応体制の強化を図るためには、引き続き消防庁の組織体制の充実を図っていくことが重要である。

また、消防庁では、開発途上諸国に対する技術協力の一環として、平成 17 年 9 月からタイ王国に消防庁職員を防災局長アドバイザーとして派遣する等、消防防災分野の専門家を派遣して技術供与を行うとともに、海外からの研修生の受入れ等を実施した。

今後とも、我が国の大規模災害に関する知見等を活用し、開発途上諸国に対する技術協力の一層の強化を図る必要がある。

(イ) 緊急消防援助隊の充実強化

緊急消防援助隊については、東海地震活動計画や首都直下地震等の最新の被害想定等を踏まえ、大規模災害への対応力を一層強化する必要があることから、消火部隊等を増強するなどして、平成 20 年度における緊急消防援助隊の登録目標を 4,000 隊規模とすることとしており、この目標に向け増強整備を促進した結果、平成 19 年 4 月 1 日現在で 3,751 隊（約 44,000 人規模）が登録されている。

また、緊急消防援助隊の訓練については、平成 8 年度以降毎年度、全国を 6 のブロックに分け、地域ブロック合同訓練を実施しており、平成 18 年度は 6 ブロック合計で、全国の消防本部から 822 部隊、3,110 名が参加し、指揮及び連携活動能力の向上を図った。

今後は、整備水準を達成するため、義務的国庫補助金である緊急消防援助隊設備整備費補助金を確保し、施設・資機材等の整備を推進するとともに、先端科学による消火・救急救助技術の開発の促進及びより実践的な緊急消防援助隊の教育訓練の実施を図ることが重要である。

(ウ) 消防力の強化

消防団員を確保するために、機能別団員・分団制度、休団制度の活用等の推進を図ったが、平成 18 年 4 月 1 日現在の消防団員数は、900,007 人（対前年度比 8,036 人減）となっている。これは、新任団員（6 万人程度）を上回る団員が退職したことによるものであり、上記のような新任団員確保の取組みが一定の成果を上げて、対前年度比の団員の減少人数は縮小しているものの、退職団員数をカバーするには至っていない状況である。

このため、将来的な目標数値（団員数 100 万人、うち女性団員数 10 万人）に向けて、消防団員数の増加を図るべく、上記制度の周知・推進、資機材等の整備、団員の処遇等の改善、マスメディア等を積極的に活用した広報の実施等を進めることにより、新規消防団員確保のための運動を全国的に展開していくことが重要である。

また、全消防団員の約 7 割が被雇用者であることを踏まえ、平成 18 年度に、事業所の理解と

協力を得て、被雇用者が入団しやすく、かつ消防団員として活動しやすい環境を整備するために、「消防団協力事業所表示制度」を構築した。さらに、消防団員の減少に歯止めを掛けるために、団員確保に必要な知識又は経験を有する消防職団員等を地方公共団体に派遣して、団員確保のための具体的方策等をアドバイスする「消防団員確保アドバイザー派遣制度」を構築した。

今後は、このような消防団員確保のための方策の普及啓発を推進し、一層の消防力の充実強化を図ることが重要である。

一方、消防本部の体制については、市町村合併の進展により、全国の消防本部数は、平成 19 年 4 月 1 日には、807 本部となったが、未だ管轄人口 10 万未満の小規模消防本部が約 6 割を占めていることから、引き続き効果的・効率的な消防体制の整備を図るため、市町村の消防の広域化を推進していくことが重要である。

(エ) 自主防災組織の強化

自主防災組織の組織率は毎年度向上（平成 18 年度は 66.9%と阪神・淡路大震災以降 23.1 ポイント大幅増）し、着実な成果が上がっており、自主防災活動をはじめとする地域防災力の向上を図るための取組みの有効性が認められるものの、地域間の差が見受けられる状態にある。

今後は、組織率が低い地域の底上げや消防団との相互の連携を図りながら、情報収集伝達・警戒避難体制の整備、防災用資機材の備蓄や大規模な災害を想定しての防災訓練の実施を推進していくことが重要である。

(オ) 地震対策等の充実

a 地域防災計画の見直し

阪神・淡路大震災の経験を踏まえた地方公共団体の防災体制の見直しについて、都道府県では平成 10 年度末に全団体が地域防災計画の見直しを完了し、市町村では地域防災計画の修正率は 75.7%（平成 18 年度調査、対前年度比 2.0 ポイント減）とわずかに減少となった。減少した要因は、市町村合併によるものであり、今後も、引き続き地域防災計画の点検・見直しを地方公共団体に要請すると同時に、各都道府県の計画をデータベース化し、必要な情報を提供する地域防災計画データベースの更なる充実等を進める必要がある。

b 防災拠点となる公共施設等の耐震化

指標として用いている 5,150 棟は、平成 15 年度に実施した防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査において、平成 19 年度末までに耐震改修を予定していた棟数であるが、平成 17 年度に実施した同調査において明らかになった平成 16 年度及び平成 17 年度の 2 年間で耐震改修済み棟数は 4,468 棟であることから、目標の 80%以上を達成しており、耐震化の促進を図るための取組みに有効性が認められる。

当該 4,468 棟には、「公共施設等の耐震化の推進について（平成 17 年 6 月 29 日付け消防第 138 号）」等により、各地方公共団体に対し、耐震化緊急実施計画の策定と耐震化の推進を要請している中、平成 15 年度の調査以後の耐震診断で改修が必要とされた施設など、指標として用いている 5,150 棟以外の施設も含まれるものと推定されるが、当初の計画外に緊急に耐震化される施設の割合はそれほど高くないものと推定されるので、目標の達成に向けて順調に推移しているものと言うことができる。

また、防災拠点となる公共施設等の全体の耐震率という観点でも、平成 15 年度の調査では、平成 19 年度末の耐震率を 54.1%と見込んでいるが、平成 17 年度の調査における平成 19 年度末の耐震率は 56.4%であり、耐震化は見込みを上回るペースで確実に進んでいる。

しかし、依然として、防災拠点となる公共施設等の全体の耐震率は、6割に満たないことから、引き続き都道府県における耐震化緊急実施計画の推進を図っていくことが重要である。

(カ) 消防防災に係る科学技術・ITの振興

a 消防防災に係る研究開発の推進

消防防災に関する研究開発については、消防研究センターを中心に進められているが、今後、複雑多様化、大規模化する災害に対応するため、産学官が連携し、新技術等を利活用した研究開発のより一層の推進を図ることが重要である。

また、「消防防災科学技術研究推進制度(競争的研究資金制度)」に関して、平成 18 年度については、350 百万円を措置するとともに、24 件の研究課題(新規分 9 件、継続分 15 件)を採択した。平成 19 年度については、産学官連携による研究開発を引き続き推進するため、311 百万円の予算額を確保している。今後は、消防防災への波及効果を最大限に発揮させるために、消防機関等の現場ニーズに即した研究開発に重点を置くなど制度の充実を図るとともに、採択課題の早期決定等必要に応じ制度の改革を行うことが重要である。

b 消防庁防災情報システムの整備状況

平成 19 年 4 月現在における消防庁防災情報システムの整備率は、消防本部 81.0%(対前年度比 2.9%増)と着実に増加しており、成果は上がっている。

c 市町村防災行政無線の整備

同報系の市町村防災行政無線の整備率は、平成 19 年 3 月 31 日現在、75.2%(速報値：対前年比 0.6 ポイント増)となっており、着実に増加している。

災害発生の際、同報系の市町村防災行政無線等を活用して、住民に対し迅速かつ確実に警報を伝達することは、住民の生命を守る上で極めて有効であるため、引き続きその整備を推進することが重要である。

また、地震、津波等の大規模災害に対応するため、消防庁から通信衛星を経由して都道府県、市町村に警報の内容を直接伝えるとともに、消防庁から直接、市町村の同報系防災行政無線を起動し、サイレンを自動吹鳴させることなどを可能とする全国瞬時警報システム(J - A L E R T)について、平成 18 年度は、同報系防災行政無線自動起動機のソフト改修を行い、平成 19 年 2 月 9 日からは、津波警報、緊急火山情報等の一部の情報について送信を開始し、あわせて同日から、10 都道県 4 市町で情報の受信、同報系防災行政無線の自動起動を開始している。

今後は、地方公共団体における機器整備が主たる課題であることから、消防庁としても、引き続き機器整備に対する地方財政措置等を通じて、地方公共団体の取組みを支援していくことが重要である。

4 今後の課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
<p>ア 火災予防対策の強化</p> <p>(ア) 住宅防火対策</p> <p>住宅火災による死者数の減少を図るため、住宅用火災警報器等の既存住宅への早期設置や、防火安全性の確保のため、着火抑制の機能を持つ防災品の普及の促進が必要。</p> <p>さらに、高齢者等の災害時要援護者の生活をサポートする福祉関係者や消防団、婦人(女性)防火クラブ等の地域において活動する団体等と連携した地域ぐるみでの住宅防火対策の推進が必要。</p>	<p>予算要求</p>	<p>事業の継続を検討。</p>
	<p>制度</p>	<p>従来どおり。</p>
	<p>実施体制・事務のやり方等</p>	<p>住宅用火災警報器等の設置促進、防災品の普及促進、関係機関等の連携に基づく住宅防火対策の推進。</p>
<p>(イ) 小規模雑居ビル等の火災予防対策</p> <p>a 小規模雑居ビルについては、法令改正に伴う新たな違反要因が生じるとともに、同じ対象物での繰り返し違反などにより違反率が高くなっていることから、状況に応じた効果的な是正策を推進し、「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」(平成17年6月犯罪対策閣僚会議)に基づき、警察や建築部門との合同立入検査等の取組を推進することが必要。</p> <p>b 平成19年1月に発生した兵庫県宝塚市のカラオケボックス店火災を踏まえ、小規模施設における安全対策のあり方を検討することが必要。</p> <p>c 認知症高齢者グループホーム等における消防用設備等の設置基準等を見直すとともに、その適用にあたって、施設の形態や利用者が多様なために現場での混乱が生じないよう、広報・普及啓発に取り組むことが必要。</p>	<p>予算要求</p>	<p>事業の継続を検討。</p>
	<p>制度</p>	<p>政省令改正が必要。</p>
	<p>実施体制・事務のやり方等</p>	<p>違反処理データベースの充実、消防機関における立入検査及び違反是正に関する体制の充実及び事例検討等。</p>

今後の課題	取組の方向性	
<p>(ウ) 放火火災対策</p> <p>放火火災の低減を図るため、「放火火災防止対策戦略プラン」の継続的な改善を図りつつ、同プランを活用した地域全体で取り組む「放火されない環境づくり」を推進することが必要。</p>	<p>予算要求</p>	<p>事業の継続を検討。</p>
	<p>制度</p>	<p>従来どおり。</p>
	<p>実施体制・事務のやり方等</p>	<p>「放火火災防止対策戦略プラン」に係る全国の取組状況を取りまとめ、同プランの内容を改善に活用。</p>
<p>(エ) 危険物事故防止対策の充実強化</p> <p>a 大都市圏等における危険物施設の安全対策の総点検として、屋外タンク等の安全対策の総点検の実施、「危険物事故防止アクションプラン」に基づく官民一体となった総合的な事故防止対策、津波・浸水による大規模危険物施設への被害に対する安全対策の実験・検証、危険物施設の腐食防止・抑制対策等、危険物事故防止対策の充実強化を図ることが必要。</p>	<p>予算要求</p>	<p>予算枠の拡大を検討。</p>
	<p>制度</p>	<p>改正について検討。</p>
	<p>実施体制・事務のやり方等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模施設を中心とした、安全対策の総点検の推進。 ・ 高潮、大雨浸水による危険物施設の被害予測手法の確立と、効果的な被害予防・軽減対策の検討等。 ・ タンクサイトに設置された強震計からのデータを用いた大規模地震発生時の危険物施設に対する迅速かつ的確な応急措置支援手法の開発。 ・ 危険物施設の腐食防止・抑制対策、劣化した危険物施設を継続使用するための安全対策の検討。
<p>b バイオマス燃料等の新技術・環境技術に関する安全対策に取り組むとともに、新規危険性物質の早期把握及び危険性評価を推進することが必要。</p>	<p>予算要求</p>	<p>事業の継続を検討。</p>
	<p>制度</p>	<p>改正について検討。</p>
	<p>実施体制・事務のやり方等</p>	<p>バイオマス燃料に係る実証実験、新規危険性物質の調査・検討を行う等、新技術・新素材の活用等に対応した安全対策のあり方について検討。</p>

今後の課題	取組の方向性	
<p>c 石油コンビナート等特別防災区域における防災体制の充実強化を図るため、大容量泡放射システムの本格的な導入に向けた関係機関等の相互連携を含めた新たな広域的な防災体制の整備や、大容量泡放射システム等を使用した実大規模の消火訓練の実施等を進めていくことが必要。</p>	予算要求	事業の継続を検討。
	制度	従来どおり。
	実施体制・事務のやり方等	従来 of 防災体制の想定を超えた、複数の県域にわたる新たな広域的な防災体制の整備について検討。 大容量泡放射システムを含む消火資機材による実大規模の消火訓練のあり方について検討。
<p>イ 国と地方の防災力の強化 (ア) 国(消防庁)の対応力の強化 国民の安心・安全を確保し、緊急対応体制の強化を図るため、引き続き消防庁の組織体制の拡充を図ることが必要。 また、消防防災分野における海外との技術交流に積極的に協力するとともに、国際的な貢献への期待が高まっていることから、発展途上諸国に対する技術協力の強化を図ることが必要。</p>	予算要求	予算枠の拡大を検討。
	制度改正	従来どおり。
	実施体制・事務のやり方等	・機構・定員要求を検討。 ・より専門的な技術交流等に対応するために、専門家のノウハウの構築を行う。
<p>(イ) 緊急消防援助隊の整備・充実 緊急消防援助隊については、引き続き基本計画に基づく施設の整備と登録部隊数4,000隊への増強を図り、大規模災害発生時における消防の応援体制を強化することが必要。 また、過去の緊急消防援助隊の出動時の教訓を踏まえ、災害発生直後の情報収集体制の強化を図ることが必要。 さらに、消防救急無線のデジタル化や先端科学による消火・救急救助技術の開発が必要。</p>	予算要求	予算枠の拡大を検討。
	制度	改正について検討。
	実施体制・事務のやり方等	・緊急消防援助隊施設の整備促進。 ・ヘリコプターテレビ電送システムの全国的な整備の推進。 ・毎年度実施している地域ブロック合同訓練の充実を図り、迅速な出動及び指揮・連携能力の強化を図る。
<p>(ウ) 特別高度救助隊等の全国的な展開・整備 大規模災害や特殊災害等に対応するため、より高度な救助技術を習得した特別高度救助隊等を全国的に整備し、救助体制の強化を図ることが必要。</p>	予算要求	事業の継続を検討。
	制度	従来どおり。
	実施体制・事務のやり方等	より高度な救助技術を習得できるよう、消防大学校等における教育体制を強化。

今後の課題	取組の方向性	
<p>(エ) 消防力の強化</p> <p>消防力の整備指針を整備目標として、今後とも消防力の充実強化を図ることが必要。</p> <p>消防団の充実に関しては、引き続き将来的な目標数値(団員数 100 万人、うち女性団員数 10 万人)に向けて団員数の増加を図るため、資機材等の整備、団員の処遇等の改善、事業所との連携、マスメディア等を活用した広報の実施を図ることが必要。</p> <p>また、市町村の消防の広域化を推進することにより、効果的な部隊運用、本部機能の統合等による現場活動要員の増強等のメリットを活かすなど、消防体制の充実強化を図ることが必要。</p>	<p>予算要求</p>	<p>事業の継続を検討。</p>
	<p>制度</p>	<p>従来どおり。</p>
	<p>実施体制・事務のやり方等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団協力事業所表示制度の活用促進。 ・消防団員確保アドバイザー派遣制度の活用促進。 ・マスメディア等を活用した広報の実施。 ・消防広域化推進アドバイザー派遣制度の活用促進。 ・消防広域化シンポジウムの開催。
<p>(オ) 自主防災組織の強化</p> <p>自主防災組織については、組織率が低い地域の底上げを図るとともに、情報収集伝達・警戒避難体制の整備、防災用資機材の備蓄や大規模な災害を想定しての防災訓練の実施を推進していくことが必要。</p>	<p>予算要求</p>	<p>事業の継続を検討。</p>
	<p>制度改正</p>	<p>従来どおり。</p>
	<p>実施体制・事務のやり方等</p>	<p>地域安心安全ステーション整備モデル事業を、引き続き、全国 100 ヲ所で実施。</p>
<p>(カ) 地震対策等の充実</p> <p>a 地域防災計画の見直し</p> <p>地方公共団体に対し、地域防災計画の実効性を高めるため、地域の実情に即した具体的かつ実践的な見直しを求めていくことが必要。</p> <p>b 耐震化の緊急性の高い公共施設等に加え、防災拠点となる公共施設等全体の耐震化を着実に推進していくことが必要。</p> <p>c 初動時の迅速かつ確実な情報収集体制の構築について、さらに検討を行い、必要な対策を講じる必要がある。</p> <p>d 災害時要援護者情報の把握、要援護者に対する確実な情報伝達、具体的な避難支援プランの策定等が必要。</p>	<p>予算要求</p>	<p>事業の継続を検討。</p>
	<p>制度</p>	<p>従来どおり。</p>
	<p>実施体制・事務のやり方等</p>	<p>a 「首都直下地震の地震防災戦略」及び「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」に係る地域目標の策定。</p> <p>b 公共施設等耐震化事業(起債事業)等を活用した耐震化緊急実施計画の推進。</p> <p>c 緊急消防援助隊代表消防本部への衛星携帯電話の配備、ヘリコプターを利用した情報収集等に係る検討等を実施。</p> <p>d 災害時要援護者の避難支援プラン策定の推進。</p>

今後の課題	取組の方向性	
<p>(キ) 消防防災に係る科学技術・ITの振興</p> <p>a 今後、複雑多様化、大規模化する災害に対応するため、新技術等を利活用した消防防災に関する研究開発のより一層の推進が必要。</p> <p>また、競争的研究資金制度については、効果を最大限に発揮させるために、消防機関等の現場ニーズに即した研究開発に重点を置くなど制度の充実を図るとともに、今後も採択課題の早期決定等必要に応じ制度の改革を行うことが重要。また、研究が終了したものについては、事後・追跡評価等を行い、施策等に反映していくことが必要。</p> <p>b 消防庁防災情報システムの整備については、大規模災害の発生時に消防広域応援活動をさらに円滑に進めるため、消防庁と地方公共団体の間の情報共有のあり方についてさらに検討を進めることが必要。</p> <p>c 災害発生の際、市町村は、防災行政無線等を活用して、住民に対し警報を伝達することとなるため、引き続き整備を推進することが必要。</p> <p>全国瞬時警報システム(J・ALERT)をはじめとして、災害緊急情報伝達ネットワークの構築を図ることが必要。</p>	予算要求	予算枠の拡大を検討。
	制度改正	従来どおり。
	実施体制・事務のやり方等	<p>a 消防防災に関する研究開発をより一層推進。競争的研究資金に係る研究成果について事後・追跡評価等を行い、施策等に反映することを検討。</p> <p>b 消防庁と地方公共団体の間の情報共有のあり方について検討を行う等の対策の推進及び高度情報化のための体制の整備。</p> <p>c 防災行政無線等の整備を推進するとともに、J・ALERTについては、消防庁において、受信装置のうちの衛星モデムを調達し、地方公共団体に配備するなど、全国的な整備を図る。</p>

5 学識経験を有する者の知見の活用等

(1) 学識経験を有する者の知見の活用

ア 評価書の取りまとめに活用

消防庁政策評価懇談会（平成19年6月12日）において、評価書案を提示して意見を聴取したところ、着実に成果は上がっており、以下の事項を踏まえて、積極的に業務を推進していくべきであるとの意見をいただいた。

- ・ 近年、災害が多様化し、その対応にも迅速性が求められる中で、消防庁の体制の強化が図られ、消防防災に関する様々な施策に積極的に取り組んでいる点は、評価できる。

- ・ 住宅用火災警報器の普及啓発については、今後、悪質訪問販売の増加も想定されることを踏まえ、住宅用火災警報器の設置義務化に対する住民の理解を深めるために、地域のボランティア団体や婦人(女性)防火クラブを通じた共同購入を促進するなど、官民一体となった積極的な普及・広報活動を行っていく必要がある。
- ・ 消防団員の高齢化が進展している中、消防団への理解を深める啓発活動を積極的に実施することにより、若年層の消防団員を積極的に増やしていくべきである。

【消防庁政策評価懇談会】

座長 平野 敏右(千葉科学大学学長)

委員 大井 久幸(日本消防検定協会理事)

大河内美保(主婦連合会副会長)

山本 保博(日本医科大学救急医学主任教授)

イ 政策の背景・課題等の把握等に活用

(ア)「市町村の消防の広域化の推進に関する答申(消防審議会 平成 18 年 2 月)」(会長:菅原 進一 東京理科大学大学院総合科学技術経営研究科教授)を、政策の背景・課題等の把握等に活用。

(イ)「大規模地震等に対応した自衛消防力の確保に関する答申(消防審議会 平成 19 年 2 月)」(会長:菅原 進一 東京理科大学大学院総合科学技術経営研究科教授)を、政策の背景・課題等の把握等に活用。

(ウ)「今後の消防体制のあり方に関する調査検討会」(委員長:多賀谷 一照 千葉大学法経学部教授)における中間報告(「今後の消防体制のあり方について」)平成 18 年 1 月)を、政策の背景・課題等の把握等に活用。

(エ)「認知症高齢者グループホーム等における防火安全対策検討会」(委員長:室崎 益輝 独立行政法人消防研究所理事長)の報告書(平成 18 年 3 月)を、政策の背景・課題等の把握等に活用。

(オ)「予防行政のあり方に関する検討会」(委員長:平野 敏右 千葉科学大学学長)における中間報告(「予防行政のあり方について」平成 18 年 12 月)を、政策の背景・課題等の把握等に活用。

(2) 評価に使用した資料等

- ・「消防白書(平成 18 年版)」(<http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h18/h18/index.html>)
- ・「地方防災行政の現況」(平成 19 年 3 月)

平成19年度実績評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 消防庁 国民保護室、国民保護運用室、防災情報室

評価年月 平成19年6月

1 政策等

政策23 国民保護体制の整備

（政策の基本目標）

国民保護計画の作成や国民保護訓練の実施についての支援や各種システムの整備等によって、地方公共団体における危機管理体制の充実を図り、有事に適切に対応できる国民保護体制を整備することを目標とする。

2 政策実施の背景・必要性等

（1）政策実施の背景・必要性

今日の国際社会においては、平成13年9月11日の米国同時多発テロに象徴されるように、国際テロ組織の存在や、弾道ミサイル、大量破壊兵器の拡散などが重大な脅威となっており、我が国においても、平成10年の北朝鮮による弾道ミサイル発射、平成11年の能登半島沖武装不審船、平成13年の九州南西海域不審船出現等の事案が相次いで発生したこと等を受け、安全保障に対する意識が急速に高まった。

このような諸情勢を背景として、平成15年には、有事の際の基本的考え方や有事の対処のための手続き等を定めた武力攻撃事態対処法が制定され、その翌年には、有事の際の国・地方公共団体等の役割や国民の保護のための仕組みを定める「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下、「国民保護法」という。）が可決・成立し、同年9月17日から施行された。

この国民保護法の施行により、消防庁は、地方公共団体との連絡調整に関する重大な役割を担うこととされ、また、地方公共団体においても、武力攻撃事態等が発生した際には、警報や避難の指示の住民への伝達、安否情報の収集・提供等国民保護措置の多くを実施する責務を有することとなることから、各地方公共団体と密接に連携し、国民保護体制の整備を一層推進していく必要がある。

（2）主な施策の概要

地方公共団体の有事における対応力の向上のため、国及び地方公共団体による共同訓練を実施したほか、適時・適切な判断・行動ができるように、各種の危機管理事象を想定した訓練の実施を促し、地方公共団体の危機管理能力の強化を図った。

また、有事の際には地方公共団体だけが情報を保有するのではなく、いかに迅速に住民に対して警報等の情報を伝達できるかが被害の最小化のために極めて重要な要素であることから、消防庁では、消防庁から衛星通信ネットワークを通じて、情報等を人手を介さず、瞬時かつ自動的に住民に伝達する全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備を進めたほか、国民保護法に定められた安否情報の収集・回答事務に係るシステムの開発を行った。

さらに、平成 18 年度を目途として、市町村において国民保護計画を作成することとされていたため、消防庁では、市町村国民保護モデル計画を作成し、平成 18 年 1 月に各地方公共団体に通知したほか、各種説明会へ講師を派遣する等、都道府県と連携して、市町村における国民保護計画作成への支援を行った。

(3) 関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

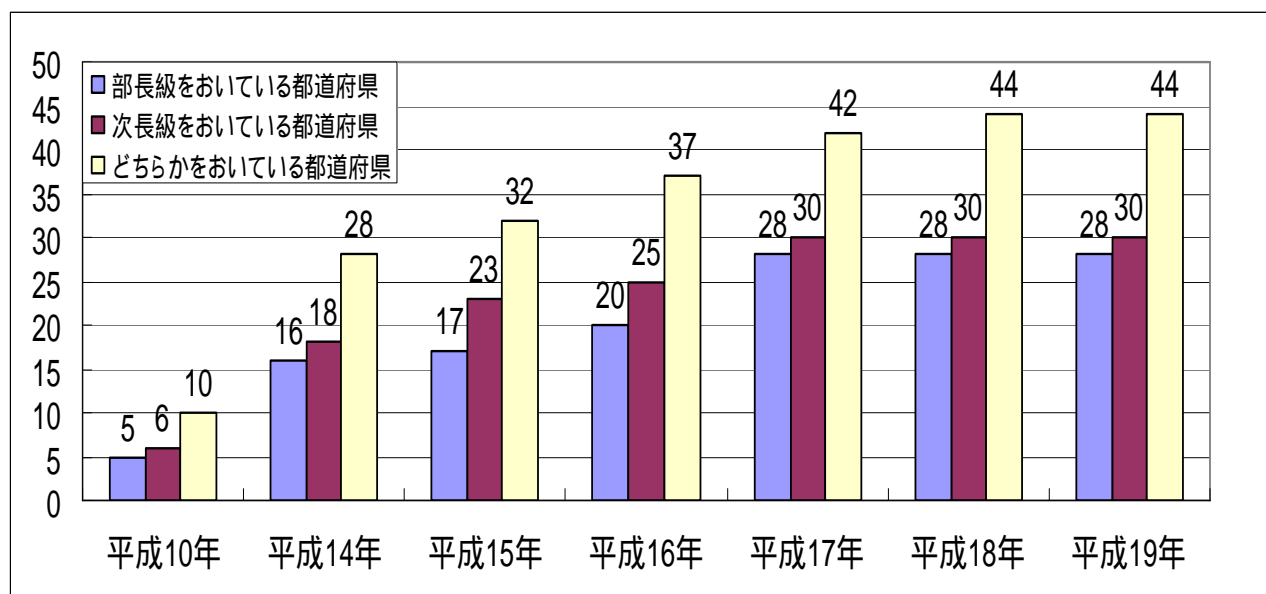
施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
第 164 回国会における小泉内閣総理大臣施政方針演説	平成 18 年 1 月 20 日	テロや弾道ミサイル等の新たな脅威や緊急事態に対して、国や地方、国民が迅速かつ的確に行動できるよう、国民保護法に基づき、有事における態勢を整備します。
第 162 回国会における小泉内閣総理大臣施政方針演説	平成 17 年 1 月 21 日	昨年、長年の懸案であった総合的な有事法制を整備しました。その円滑な実施に向け、有事の際の警報発令から住民の避難、救援など、国や地方自治体のとるべき措置の手順を定め、制度の運用に万全を期します。
経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005（閣議決定）	平成 17 年 6 月 21 日	【第 3 章 2 . 国民の安全・安心の確保 別表 1（1）】 テロ、有事に対する国民保護の体制整備を推進する。
国民の保護に関する基本指針（閣議決定）	平成 17 年 3 月 15 日	

3 政策評価の結果等

(1) 主な指標の状況

ア 地方公共団体の危機管理体制の充実

(ア) 都道府県における防災・危機管理専任の幹部職員の設置状況



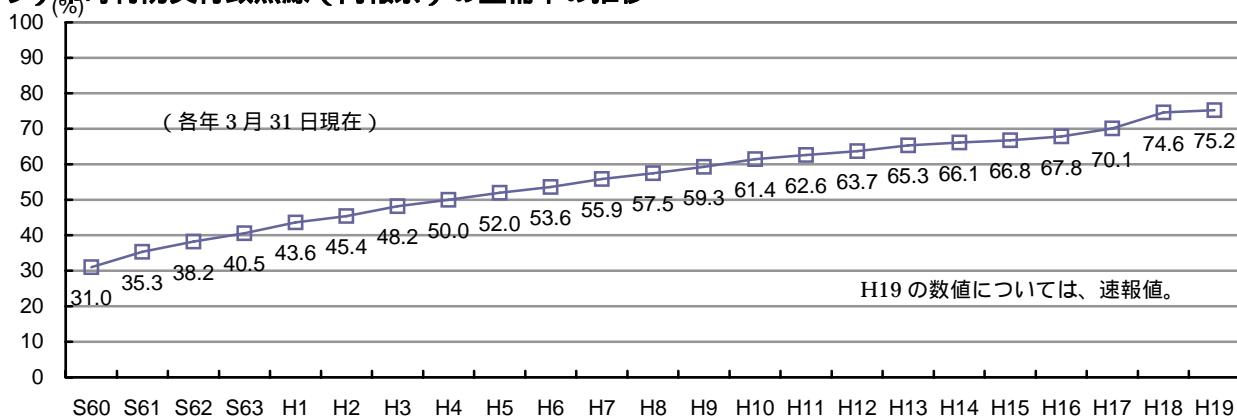
(イ) 訓練の実施状況

国民保護訓練の実施状況

種 別		平成 17 年度	平成 18 年度
共同訓練	図上	4	8
	実動	1	3
	小計	5	11
単独訓練	図上	4	16
	実動	3	8
	小計	7	24
総 計		12	35

< 目標：訓練の実施率の向上（対前年度比） >

(ウ) 市町村防災行政無線（同報系）の整備率の推移



< 目標：市町村防災行政無線（同報系）の整備率 75% （平成 20 年度末） >

イ 市町村の国民保護計画作成への支援

市町村国民保護計画作成の進捗状況について

(平成19年4月1日現在)

市町村国民保護計画の作成状況

作成済み市町村	120	未作成市町村				合計
		都道府県知事協議中の市町村	都道府県との事前相談	計画内容の検討に着手	計画内容の検討に未着手	
1707	120	7	64	38	11	1827

「都道府県知事協議」とは、国民保護法第35条第5項に定める、市町村国民保護計画の作成に関わる都道府県知事との協議をいう。
「都道府県との事前相談」とは、市町村国民保護計画の案が作成された後、都道府県知事との正式な協議前に、都道府県と市町村の間で行われる確認・調整等のための相談をいう。(全都道府県で実施)

未作成市町村の計画に係る都道府県知事協議完了予定時期

4月中	5月中	6月中	7月中	8月中	その他	計
14	38	32	9	14	13	120

総務省消防庁国民保護室 調査(平成19年4月)

< 目標：市町村国民保護計画の作成率 100% （平成 18 年度末） >

(2) 平成18年度に目標年度を迎えた指標に係る目標値の達成状況

目標年度を迎えた半数以上の指標において目標値を達成できた

(3) 目標の達成状況の分析

ア 地方公共団体の危機管理体制の充実

(ア) 都道府県における防災・危機管理専任の幹部職員の設置状況

平成19年4月1日現在、部局長級以上の職を設けているのは28団体、部局次長級以上の職を設けている都道府県は44団体となっている。

地方公共団体における危機管理体制を強化するため、引き続き専任の幹部職員の設置等について要請していく必要がある。

(イ) 訓練の実施状況

国民保護計画等を実効性のあるものとするためには、平素から様々な事態を想定した実践的な訓練を行い、国民保護措置に関する対処能力の向上や関係機関との連携の強化を図ることが有効である。

平成18年度は、平成17年度中に全都道府県の国民保護計画が作成されたことなどから、訓練を実施する都道府県が昨年度より増加しており、都道府県を中心に35件が実施された(平成17年度は12件)。このうち、国と地方公共団体が共同で行う訓練(共同訓練)が11件、地方公共団体単独で行う訓練(単独訓練)は24件、実施された。また、商業施設や生活関連施設を対象としたテロを想定したもの、石油基地や原発を対象としたものなど、地域それぞれの事情に応じたシナリオを想定した実践的な訓練も行われているところである。

(ウ) 市町村防災行政無線等の整備

同報系の市町村防災行政無線の整備率は、平成19年3月31日現在、75.2%(速報値:対前年度比0.6ポイント増)となり着実に増加している。

有事の際、同報系の市町村防災行政無線等を活用して、住民に対し迅速かつ確実に警報を伝達することは、住民の生命を守る上で極めて有効であるため、引き続きその整備を推進することが重要である。

また、弾道ミサイル攻撃のように対処に時間的余裕がない場合において、消防庁から通信衛星を経由して都道府県、市町村に警報の内容を直接伝えるとともに、消防庁から直接、市町村の同報系防災行政無線を起動し、サイレンを自動吹鳴させることなどを可能とする全国瞬時警報システム(J-ALERT)について、平成18年度は、同報系防災行政無線自動起動機のソフト改修を行い、平成19年2月9日からは、津波警報、緊急火山情報等の一部の情報について送信を開始するとともに、あわせて同日から、10都道府県4市町で情報の受信、同報系防災行政無線の自動起動を開始している。

今後は、地方公共団体における機器整備が主たる課題であることから、消防庁としても、引き続き機器整備に対する地方財政措置等を通じて、地方公共団体の取組みを支援していくことが重要である。

上記(ア)~(ウ)の指標から、全国会議等の機会を通じた要請・啓発、財政的支援等の地方公共団体の危機管理体制の充実に向けた取組みが有効であることが把握できる。また、(イ)の訓

練の実施状況については、市町村においても国民保護計画が作成され、国民保護体制が整備されることにより、更に多くの訓練の実施が見込まれることから、今後は、消防庁として、訓練の実施状況について引き続き注視するとともに、地方公共団体への必要な協力を行っていくことが重要である。さらに、(ウ)の市町村防災行政無線及び全国瞬時警報システム(J - A L E R T)の整備については、有事の際における住民へのより迅速な情報提供に有効であることから、消防庁として、引き続き取り組んでいく必要がある。

イ 市町村の国民保護計画作成への支援

消防庁では、市町村に対する技術的な助言として、「市町村国民保護モデル計画」を作成・提示するとともに、各都道府県主催の市町村向け説明会に講師を派遣することや、都道府県に対して計画の作成推進について文書で要請を行うこと等を通じて、市町村における国民保護計画作成への支援を積極的に行ってきた。

その結果、平成 19 年 4 月 1 日現在、全市町村の 93%以上に当たる 1,707 団体において既に市町村国民保護計画が作成済みとなっており、市町村の計画作成作業への支援に関する取組みについて、一定の効果があったと考えられる。

4 今後の課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
ア 地方公共団体の危機管理体制の充実 (ア) 都道府県における防災・危機管理専任の幹部職員の設置状況 地方公共団体における危機管理体制を強化するため、引き続き、専任の幹部職員の設置等について要請していくことが必要。	予算要求	-
	制度	従来どおり。
	実施体制・事務のやり方等	全国会議等の機会を通じて要請。
(イ) 訓練の実施 国民保護措置の実効性を担保するため、国と地方公共団体の共同訓練及び地方公共団体の単独訓練を積極的に推進していくことが必要。	予算要求	事業の継続を検討。
	制度	従来どおり。
	実施体制・事務のやり方等	地方公共団体が単独で実施する訓練についても、全国会議等の機会を通じて要請。
(ウ) 市町村防災行政無線等の整備 有事の際、市町村は、防災行政無線等を活用して、住民に対し警報を伝達することとなるため、引き続きその整備を推進することが必要。 全国瞬時警報システム(J - A L E R T)をはじめとして、災害緊急情報伝達ネットワークの構築を図ることが必要。	予算要求	事業の継続を検討。
	制度	従来どおり。
	実施体制・事務のやり方等	防災行政無線等の整備を推進するとともに、J - A L E R Tについては、消防庁において、受信装置のうちの衛星モデムを調達し、地方公共団体に配備するなど、全国的な整備を図る。

5 学識経験を有する者の知見の活用等

(1) 学識経験を有する者の知見の活用

ア 評価書の取りまとめに活用

消防庁政策評価懇談会（平成 19 年 6 月 12 日）において、評価書案を提示して意見を聴取したところ、着実に成果は上がっており、以下の事項を踏まえて、積極的に業務を推進していくべきであるとの意見をいただいた。

- ・ 市町村国民保護計画が概ね作成され、国民保護法制についての枠組みが整備されつつある中で、今後は、国民保護訓練の実施等により、情報の受け手である住民の意識を高めるような普及啓発活動を充実していくべきである。
- ・ 国民保護訓練について、自治体間の共同訓練の実施を促したり、各種の事象を想定した訓練が実施されるよう、消防庁としても支援を行っていくことが重要である。
- ・ 地方公共団体における国民保護体制の強化について、より実効性のある体制とするべく、危機管理専任の幹部職員向けの専門的な研修の充実や、先進的な事例の紹介等を通じ、体制の充実を一層図っていくべきである。

【消防庁政策評価懇談会】

座長 平野 敏右（千葉科学大学学長）

委員 大井 久幸（日本消防検定協会理事）

大河内美保（主婦連合会副会長）

山本 保博（日本医科大学救急医学主任教授）

イ 政策の背景・課題等の把握等に活用

「地方公共団体の国民保護に関する懇談会（平成 18 年 11 月に、「地方公共団体の危機管理に関する懇談会」に改組）」（座長：石原信雄 元内閣官房副長官）において、地方公共団体が対処すべき危機管理事案について国民保護に係るテーマを中心にご意見をいただき、政策の背景・課題等の把握に活用した。

(2) 評価に使用した資料等

- ・ 「消防白書（平成 18 年版）」（<http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h18/h18/index.html>）

平成19年度実績評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 消防庁救急企画室、応急対策室

評 価 年 月 平成19年6月

1 政策等

政策24 救命率の向上

（政策の基本目標）

救急需要対策、高度な救急救命処置の実施、現場における住民による応急手当の充実等の施策を展開し、救急業務の充実・高度化を図ることにより、救命率を向上させることを目標とする。

2 政策実施の背景・必要性等

（1）政策実施の背景・必要性

ア 背景

救急業務については、全国的な体制を整備・確立するため、昭和38年の消防法改正により消防業務として位置付けられた。救急業務実施市町村数は、平成18年4月1日現在、1,784となっており、ほとんどの市町村（98.0%）で行われるに至っている。

一方、平成17年中の救急出場件数は約528万件で、今後も、高齢化の更なる進展や住民意識の変化に伴い増加し続けることが予想されており、いずれかの段階で地域によっては現在のような迅速な対応が困難となるおそれがある。

また、救急業務の高度化を図るため、平成3年に救急救命士法が制定され、医師の具体的な指示のもとで心肺停止傷病者に対して高度な応急処置を行うことのできる救急救命士が誕生したが、救命率の更なる向上のため、救急救命士の処置範囲の拡大に向けて検討を進めてきた結果、平成15年4月から「医師の具体的な指示なしでの除細動」、平成16年7月から「気管挿管」、平成18年4月から「薬剤投与」を実施している。

さらに、救急自動車到着前のバイスタンダー（現場に居合わせた人）による応急手当は救命率の向上に資することから、各消防機関では、関係機関等の協力を得ながら、「救急の日」（9月9日）及びその前後の「救急医療週間」を中心に、住民に対する応急手当の普及啓発活動を行ってきたところである。

イ 必要性等

（ア）救急需要対策

今後の高齢化の進展等を踏まえると、救急出場件数はさらに大幅な増加が見込まれる一方で、救急隊数は微増にとどまり、需給ギャップの拡大から、救急自動車の平均現場到着所要時間は遅延する傾向にある。速やかな搬送が救命率の向上に資することから、救急需要対策について検討し、搬送体制の確保を図る必要がある。

（イ）高度な救急救命処置の実施

高度な救急救命処置の実施により救命率の向上が期待できることから、引き続き救急救命士の養成・確保を図るほか、救急救命士の処置範囲の拡大とあわせて、消防機関と医療機関との

連携によって、救急救命処置等の適切な実施に必要な医師による常時指示体制、医学的観点からの事後検証体制、救急救命士の資格取得後の再教育・研修体制の確保など、メディカルコントロール体制の充実を進めていく必要がある。

(ウ) 現場における住民による応急手当の実施

平成 17 年中の救急自動車による平均現場到着所要時間は 6.5 分であるのに対し、心肺停止傷病者は、応急手当等を実施しない場合には心肺停止後 3 分で 50% が死亡するといわれていることから、救急自動車到着前のバイスタンダーによる応急手当の実施は、救命率の向上に大きく寄与するものと考えられる。

平成 17 年における救命講習受講者数は、約 122 万人で、平成 14 年以降 100 万人を超えているところであるが、救命率を向上させるため、今後も受講者数の増加を図っていく必要がある。

(エ) 救命効果の検証・分析の高度化

救急救命士の処置範囲の拡大や、応急手当の普及啓発の進展に対応し、救急救命処置や応急手当の救命効果の検証・分析をより詳細かつ正確に行い、政策に反映させていく必要がある。

(2) 主な施策の概要

消防庁では、より質の高い救急業務を実施し、救命率の向上を図るため、救急需要対策や、救急業務の高度化などに取り組んでいる。

救急需要対策については、救急需要が急増する中で、真に緊急を要する傷病者への対応が遅れることのないよう、検討会を設けて総合的な対策についての検討を重ねている。

救急業務の高度化については、救急救命処置の状況により、救命率が大きく異なることから、傷病者に対してより高度な救急救命処置を実施することを可能とするため、救急救命士の養成・配置、高規格の救急自動車等の整備を推進することにより、救命率の向上を図った。

また、搬送に至るまでの処置状況により、救命率も異なることから、救急隊が現場に到着するまでの間に、バイスタンダーにより傷病者に対して応急手当が実施されるように、住民に対して、国際的な心肺蘇生法のガイドラインに基づく応急手当の普及啓発活動を推進し、救命率の向上に努めた。

(3) 関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

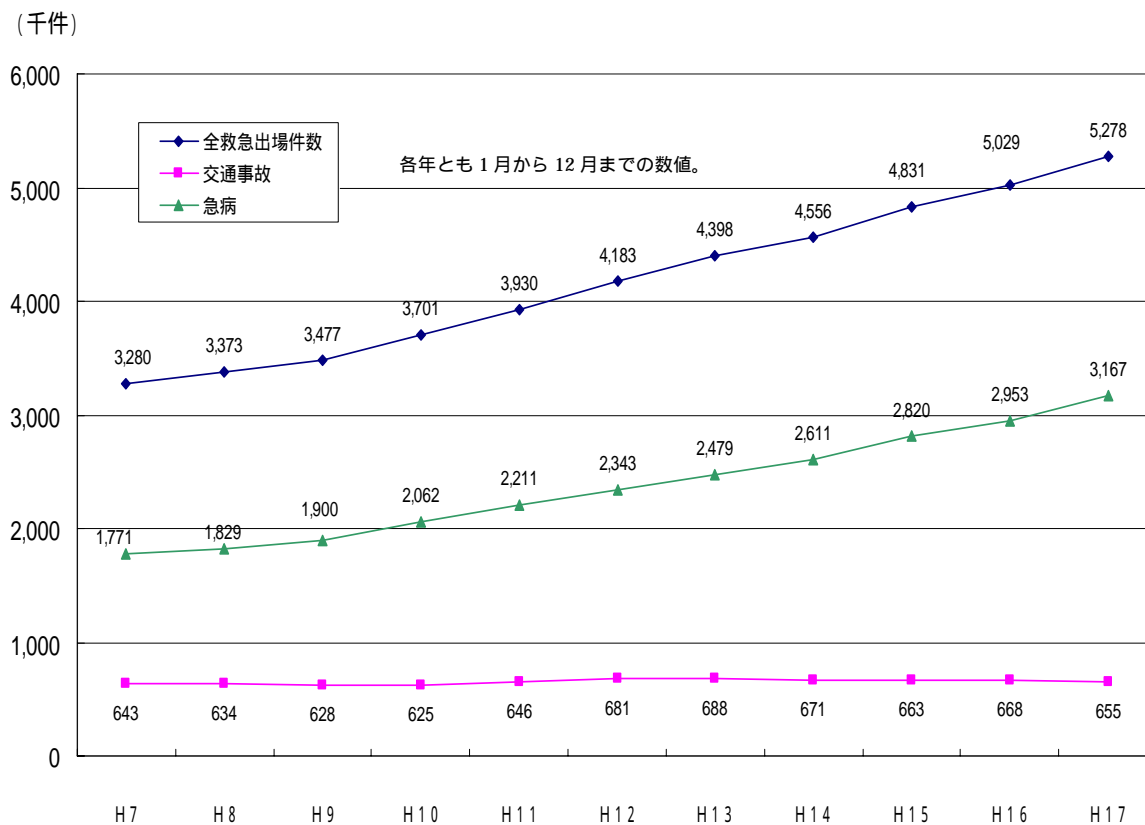
施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006 (閣議決定)	平成 18 年 7 月 7 日	救出救助、救急医療等に関し、ヘリコプターの活用を含め全国的見地からの体制整備を図る。
規制改革・民間開放の推進に関する第 1 次答申（規制改革・民間開放推進会議）	平成 16 年 12 月 24 日	救急搬送業務における民間の活用について、課題の洗い出しやその解決のための関係機関による検討・協議の場を設けるべきであり、その結論を踏まえ、上記に示したような救急搬送業務について民間委託、民間委譲を推進すべきである。

3 政策評価の結果等

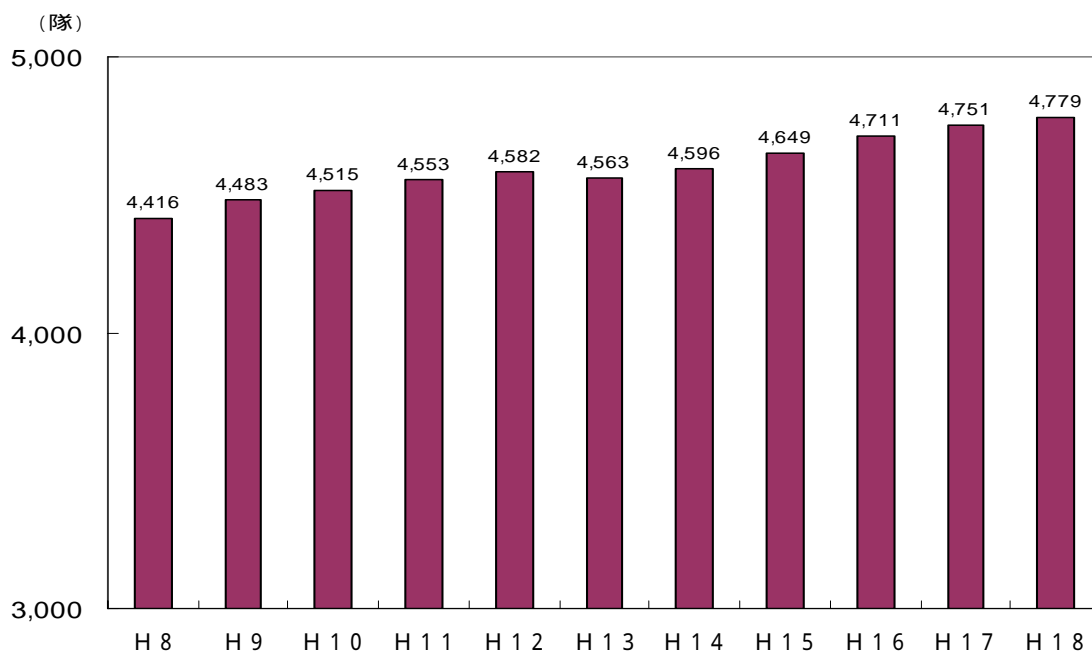
(1) 主な指標の状況

ア 救急需要対策

(ア) 救急出場件数の推移 (救急自動車による場合)

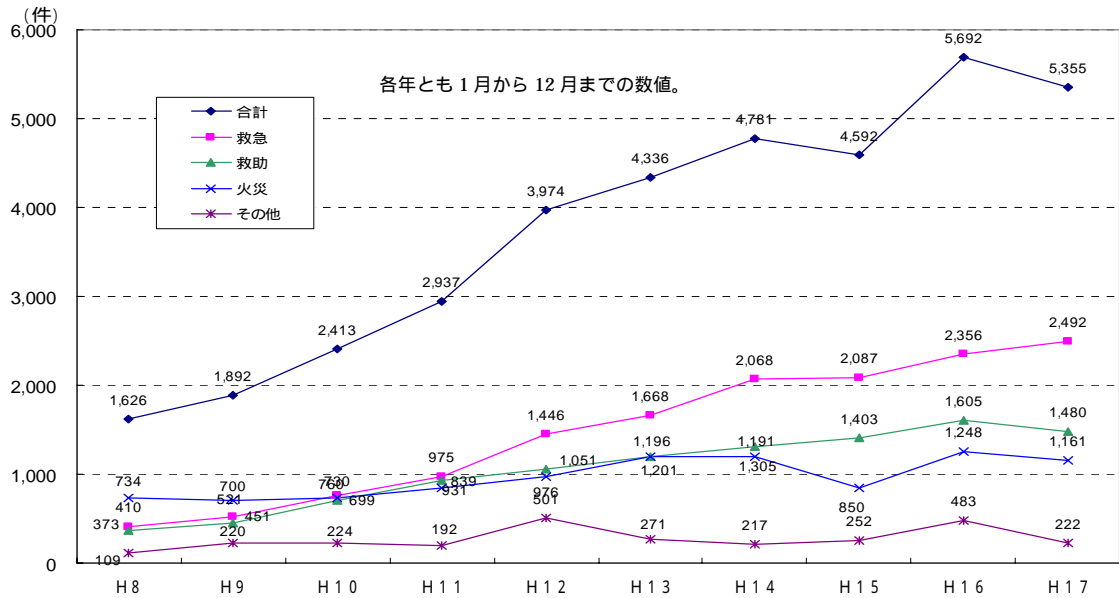


(イ) 救急隊数の推移



各年とも4月1日現在の数値。

(ウ) 消防防災ヘリコプターによる災害出動の推移

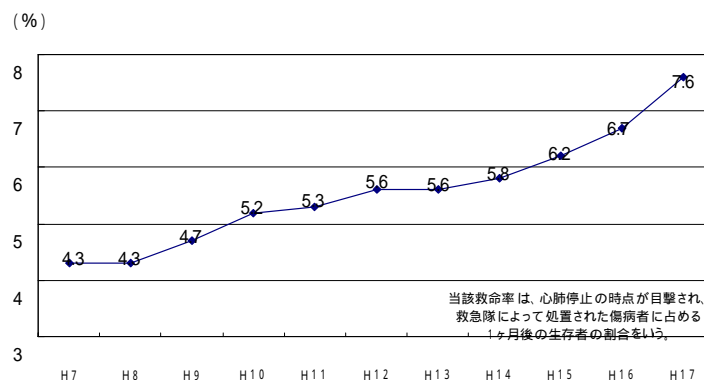


(エ) 都道府県・消防本部ヘリコプターによる出動状況

区分 (年中)	出動区分					
	救急			救助		
	消防本部	県	合計	消防本部	県	合計
H7	237	112	349	107	102	209
H8	241	169	410	132	241	373
H9	288	233	521	127	324	451
H10	329	431	760	191	508	699
H11	394	581	975	209	722	931
H12	622	824	1,446	245	806	1,051
H13	608	1,060	1,668	247	949	1,196
H14	731	1,337	2,068	250	1,055	1,305
H15	706	1,381	2,087	299	1,104	1,403
H16	662	1,694	2,356	317	1,288	1,605
H17	678	1,814	2,492	339	1,141	1,480

イ 高度な救急救命処置の実施

(ア) 救急救命士制度の導入による救命率の推移



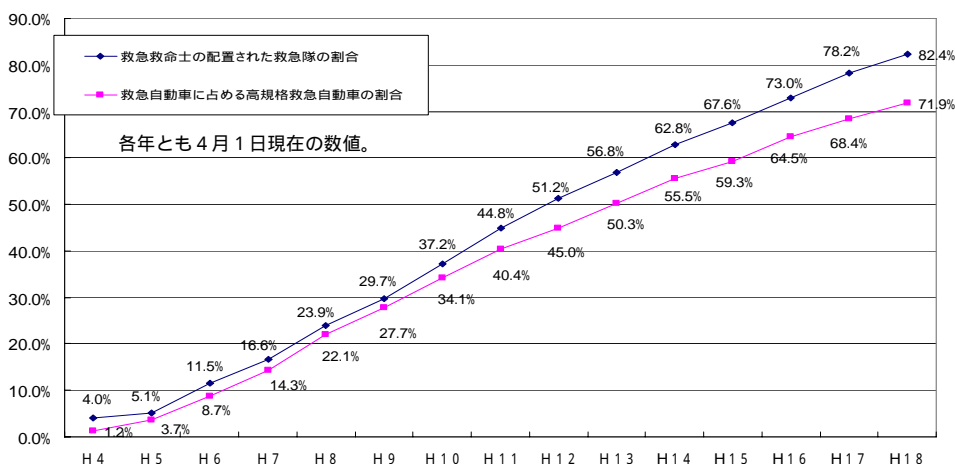
目標：救命率の向上(対前年度比)

(イ) 高度な救急救命処置の実施状況の推移

	搬送を行った心肺停止傷病者数	ラリゲアルマスク等による気道確保の実施状況		除細動実施状況		静脈路確保実施状況		気管挿管実施状況		計	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
平成7年	72,016	7,769	10.8%	1,500	2.1%	2,716	3.8%	-	-	11,985	16.6%
平成8年	72,542	10,491	14.5%	1,918	2.6%	3,587	4.9%	-	-	15,996	22.1%
平成9年	76,272	14,572	19.1%	2,456	3.2%	4,632	6.1%	-	-	21,660	28.4%
平成10年	80,970	19,513	24.1%	2,995	3.7%	6,146	7.6%	-	-	28,654	35.4%
平成11年	83,353	23,111	27.7%	3,557	4.3%	7,568	9.1%	-	-	34,236	41.1%
平成12年	84,899	25,101	29.6%	4,134	4.9%	7,542	8.9%	-	-	36,777	43.3%
平成13年	88,058	26,715	30.3%	4,860	5.5%	7,882	9.0%	-	-	39,457	44.8%
平成14年	91,691	27,823	30.3%	5,822	6.3%	8,317	9.1%	-	-	41,962	45.8%
平成15年	94,845	30,968	32.7%	8,031	8.5%	8,136	8.6%	-	-	47,135	49.7%
平成16年	94,920	34,293	36.1%	10,259	10.8%	9,313	9.8%	587	0.0%	54,452	57.4%
平成17年	102,704	40,099	39.0%	12,494	12.2%	11,964	11.6%	2,572	2.5%	67,129	65.4%

パーセンテージは、搬送を行った心肺停止傷病者数に占める割合
気管挿管については、平成16年7月以降の実施件数

(ウ) 救急救命士の配置された救急隊の割合及び救急自動車に占める高規格の救急自動車の割合



目標（平成20年度まで）

- ・全救急隊の85%の隊に救急救命士を1人以上配置
- ・全救急隊の85%の隊に高規格救急自動車を配置

(エ) 教育訓練を受けた救急隊員の数

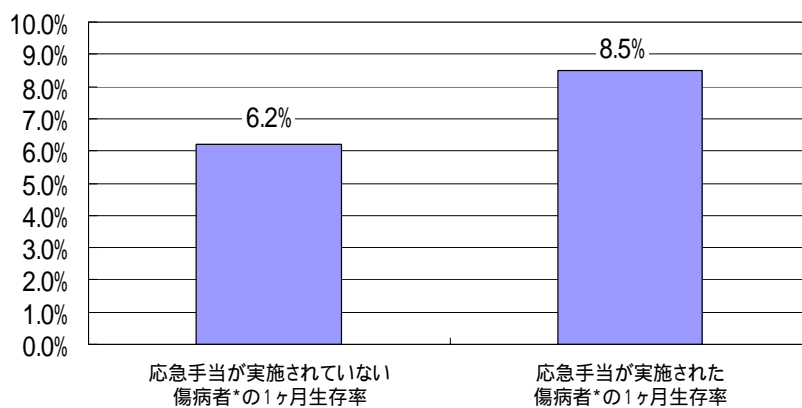
区分	平成14年		平成15年		平成16年		平成17年		平成18年		平成16、17年増減数
救急救命士(a)	11,304	19.7%	12,666	21.8%	13,955	24.1%	15,394	26.6%	16,886	28.9%	1,492
(うち運用救急救命士)	10,823	18.8%	12,152	21.0%	13,505	23.3%	14,996	25.9%	16,468	28.1%	1,472
救急科又は旧救急課程(b)	39,508	68.7%	39,829	68.7%	39,644	68.4%	38,911	67.1%	38,435	65.7%	476
(a) + (b)	50,812	88.3%	52,495	90.6%	53,599	92.5%	54,305	93.7%	55,321	94.5%	1,016
旧救急課程	6,703	11.7%	5,473	9.4%	4,337	7.5%	3,661	6.3%	3,189	5.5%	472
救急隊員総数	57,515		57,968		57,936		57,966		58,510		544

(注) 運用救急救命士数とは、資格を有し、資器材を整備し、医師の指示体制を整えているものをいう。
救急救命士：心肺停止傷病者に特定行為(除細動、器具による気道確保、静脈路確保)が実施できる。
救急科又は旧課程：拡大9項目(心電図測定、血中酸素飽和度測定等)が実施できる。
旧救急課程：救急隊員として心肺蘇生や酸素投与等が実施できる。
各年とも4月1日現在の数値。

ウ 現場における住民による応急手当の実施

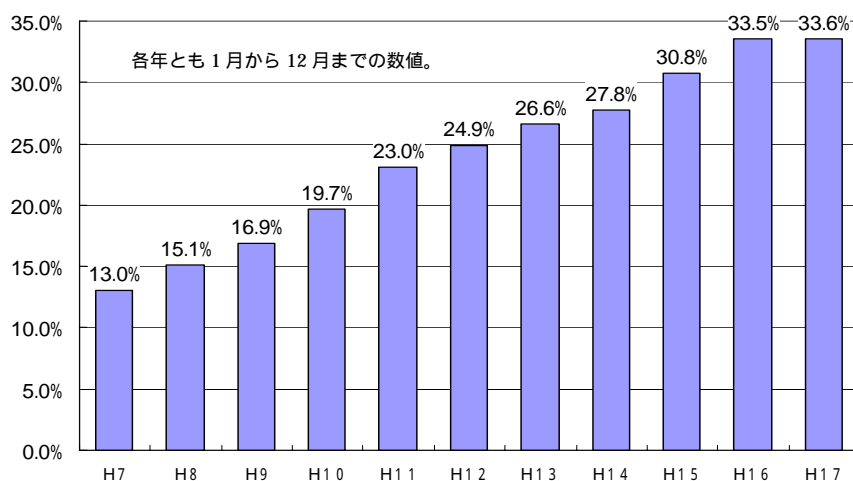
(ア) 心肺停止傷病者に対する応急手当の実施有無別救命率

(平成17年中)

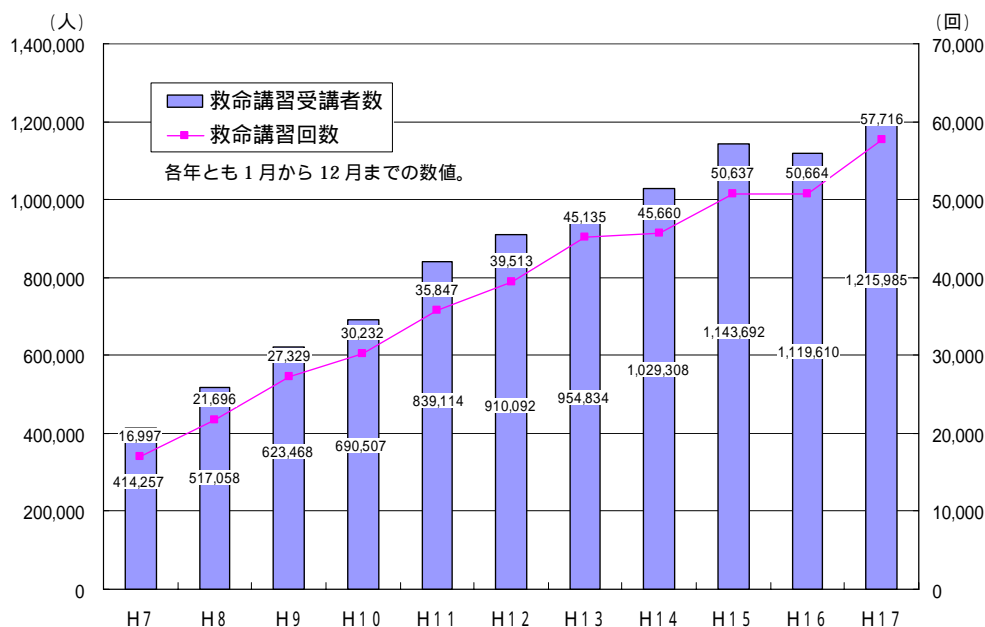


* 心肺停止の時点が住民により目撃された傷病者

(イ) 心肺停止傷病者への応急手当実施率（現場において住民により実施されたもの）



(ウ) 救命講習実施回数・救命講習受講者数



(2) 平成18年度に目標年度を迎えた指標に係る目標値の達成状況

目標年度を迎えた全ての指標において目標値を達成できた

(3) 目標の達成状況の分析

ア 救急需要対策

(ア) 救急需要対策への取組

平成18年4月1日現在の救急隊数は4,779隊であり、前年比28隊増となり、救急体制の充実に向けた成果が上がっている。しかしながら、救急出場件数が10年間で61%増加する一方、救急隊数は8%の増加にとどまっており、これらの結果、救急自動車の平均現場到着所要時間は10年間で6.0分から6.5分と0.5分遅延している。今後も、高齢化や独居化の進展等により救急出場件数の更なる増加が予想され、地域によっては現在のような迅速な対応が困難となるおそれもあることから、引き続き救急隊の確保を図るとともに、救急需要対策について、さらに具体的な対策を講じる必要がある。

(イ) 消防防災ヘリコプターの救急出動件数

- a 消防防災ヘリコプターは、平成18年4月1日現在、45都道府県域に70機が配備されている。また、平成17年中における全国の消防防災ヘリコプターによる救急業務の実施状況は2,492件で、総出動件数の5割弱を占めており、平成7年の救急出動件数(349件)に比べると約7倍となるなど、消防防災ヘリコプターによる救急搬送への需要は年々増加している。
- b ヘリコプターの特性を活かした救急業務の実施は、離島、山間部等における迅速な急患搬送や、大規模災害時における広域的な救急搬送などに極めて有効であり、後遺症の軽減も含めて高い救命効果が期待できることから、住民の安心・安全の確保のため、消防防災ヘリコプターの機動力を活かした救急活動を更に積極的に推進していくことが重要である。上記(ア)(イ)の指標から、救急隊の確保等、救急需要対策の実施に向けた取組みが有効であることが把握できる。

イ 高度な救急救命処置の実施

(ア) 救急救命士の処置範囲の拡大

救急救命士制度の定着により、平成17年に搬送された心肺停止傷病者の65.4%に高度な救急救命処置(器具による気道確保、除細動(一般の救急隊員による実施も含む)、静脈路確保)が実施され、救急救命士を含む救急隊員の処置による救命率も平成17年には7.6%(対前年比0.9ポイント向上)となるなど毎年向上しており、救急救命士制度の効果が認められる。

今後は、気管挿管、薬剤投与等の実施可能な救急救命士の更なる養成のため、講習及び実習の推進を図る必要がある。

(イ) 救急救命士・救急隊員の養成・確保

a 救急救命士の養成・確保

平成18年4月1日現在において、救急隊に配備されている救急救命士(運用救急救命士)

の数は 16,468 人(対前年比 1,472 人増)、救急救命士が配備された救急隊の割合は 82.4%(対前年比 4.2 ポイント増)となっており、目標の達成に向けて成果は上がっている。

しかし、配備状況については地域によって偏りがあることから、地域バランスも考慮しつつ、更なる救急救命士の養成を図ることが必要である。

b 救急隊員の教育訓練の充実

救急隊員のうち高度な処置を行うことのできる救急救命士又は救急科等の修了者の割合は、平成 18 年 4 月 1 日現在で 94.5%(対前年比 0.8 ポイント増)に達しており、応急処置の高度化に向けて成果は上がっている。

救急隊の増加等の要因もあることから、救急隊員に対する救急科等の教育のさらなる推進が必要である。

(ウ) 高規格の救急自動車の整備

平成 18 年 4 月 1 日現在の高規格の救急自動車の整備台数は、前年比 285 台増の 4,144 台で、救急自動車に占める割合は 71.9%(対前年度比 3.5 ポイント増)となるなど、高度な救急救命処置体制の充実に向けた財政措置(緊急消防援助隊設備整備費補助金、地方交付税措置)等の取組みの成果は上がっており、救急救命士の養成と併せて、引き続き整備が必要である。

(エ) メディカルコントロール体制の構築

医師の具体的な指示の下での救急救命士による気管挿管が可能となった平成 16 年 7 月の時点で、全ての都道府県でメディカルコントロール協議会(病院前救護において、医学的観点から救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置等の質を保障する、消防機関と救急医療機関等との連絡協議会)が設置され、専門的な医学的知見が求められる高度な処置を行うことができる体制が整えられた。

しかしながら、活動の実態がほとんど見られない協議会有一些など、地域差が大きく、取組みの効率性に改善の余地があるため、今後は、より効率的に設置目的に沿った活動が行われるよう支援するなど、メディカルコントロール協議会の質を全国的に底上げする必要がある。

上記(ア)～(エ)の指標から、救急救命士制度の導入、救急救命士を含む救急隊員の処置範囲の拡大、メディカルコントロール体制の整備等、高度な救急救命処置の実施に向けた取組みの結果、救命率は向上しており、救急業務の高度化の効果が把握できる。

ウ 現場における住民による応急手当の実施

平成 17 年には約 122 万人が救命講習を受講し、平成 17 年の心肺停止傷病者への応急手当の実施率も、前年比 0.1 ポイント増の 33.6%となるなど、現場における住民による応急手当の充実に向けて一定の成果が上がっており、その取組みが有効であることが把握できる。心肺停止傷病者(心肺停止の時点が住民により目撃された者に限る。)に対する住民による応急手当の実施有無別救命率を見ると、応急手当が実施されている場合の方が 2.3 ポイント(約 1.4 倍)その救命効果が向上していることから分かります。現場における住民による応急手当の実施により、救命率の向上が図られると考えられるため、今後も、講習会の開催等による普及啓発活動に取り組んでいくことが重要である。

また、非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用が認められたことから、AEDによる除細動の内容を組み入れた救命講習の実施を促進しており、あわせて、鉄道の駅や空港等の公共の場所を中心にAEDの設置が進んでいる状況などから、更なる救命効果の向上が期待される。

エ 救命効果の検証・分析の高度化

救命率（心肺停止の時点が目撃され、救急隊によって処置された傷病者に占める1ヶ月後の生存者の割合）は毎年向上しており、また、心肺停止傷病者（心肺停止の時点が住民により目撃された者に限る。）に対する住民による応急手当の実施有無別救命率を見ると、応急手当が実施されている場合の方が2.3ポイント（約1.4倍）その救命効果が向上している。今後は、救急救命士の処置範囲の拡大や、応急手当の普及啓発の進展等を踏まえ、平成17年より導入したウツタイン様式（心肺停止症例を原因・目撃の有無・住民による心肺蘇生の実施の有無等により分類し、それぞれの分類における傷病者の予後を記録する様式）による統計データを活用し、救急救命処置や応急手当の救命効果の検証・分析をより詳細かつ正確に行うことにより、救命率の向上に寄与するより効率的で効果的な政策を実施していくことが重要である。

4 今後の課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
ア 救急需要対策 （ア）救急需要対策への取組 引き続き救急隊の確保を図るとともに、救急需要対策に取り組むことが必要。	予算要求	事業の継続を検討。
	制度	従来どおり。
	実施体制・事務のやり方等	「救急業務におけるトリアージに関する検討会」における検討結果を踏まえ、引き続き救急需要対策のあり方を検討。
（イ）消防防災ヘリコプターの救急出動 住民の安心・安全の確保の観点からも、その機動力を活かした救急業務への積極的な活用を推進していくことが必要。	予算要求	事業の継続を検討。
	制度	従来どおり。
	実施体制・事務のやり方等	消防防災ヘリコプターの配備について、住民の安心・安全の確保の観点から、その機動力を活かした救急業務への積極的な活用を推進。
イ 高度な救急救命処置の実施 （ア）救急救命士に対する再教育の充実 気管挿管、薬剤投与等の実施可能な救急救命士の更なる養成のため、講習及び実習の推進を図ることが必要。	予算要求	事業の継続を検討。
	制度	従来どおり。
	実施体制・事務のやり方等	救急救命士に対する気管挿管、薬剤投与等の再教育について、講習及び実習の実施体制状況のフォローアップを実施し、今後の方策を検討。

<p>(イ)救急救命士・救急隊員の養成・確保</p> <p>a 救急救命士の養成 救急救命士が配備された救急隊の割合は平成18年4月1日現在82.4%となっているが、配備状況については地域によって偏りがあることから、地域バランスも考え、更なる救急救命士の養成を図ることが必要。</p> <p>b 救急隊員の教育訓練の充実 救急隊の増加等の要因もあることから、救急隊員に対する救急科等の教育のさらなる推進が必要。</p>	<p>予算要求</p>	<p>事業の継続を検討。</p>
	<p>制度</p>	<p>従来どおり。</p>
	<p>実施体制・事務のやり方等</p>	<p>救急救命士運用隊数の割合の低い地域については重点的に養成を図るとともに、救急隊員の更なる教育を推進。</p>
<p>(ウ)高規格の救急自動車の整備</p> <p>救急自動車に占める高規格の救急自動車の割合は平成18年4月1日現在71.9%となっており、救急救命士の養成と併せて、引き続き整備が必要。</p>	<p>予算要求</p>	<p>緊急消防援助隊設備整備費補助金として事業の継続を検討。</p>
	<p>制度</p>	<p>従来どおり。</p>
	<p>実施体制・事務のやり方等</p>	<p>従来どおり。</p>
<p>(エ)メディカルコントロール体制の充実</p> <p>メディカルコントロール協議会は、すでに全ての都道府県で設置が完了したが、活動の実態がほとんど見られない協議会有一些など、地域差が大きいため、今後は、設置目的に沿った活動が行われるよう支援するなど、メディカルコントロール協議会の質を全国的に底上げすることが必要。</p>	<p>予算要求</p>	<p>予算枠の拡大を検討。</p>
	<p>制度</p>	<p>従来どおり。</p>
	<p>実施体制・事務のやり方等</p>	<p>メディカルコントロール体制については、全国的な質の底上げを図るため、全国メディカルコントロール協議会連絡会を開催し、実態調査と現状把握を行うとともに、先進事例等各地域の実情についての情報交換等を実施。</p>
<p>ウ 現場における住民による応急手当の実施</p> <p>現場における住民による応急手当の実施により、救命率向上が図られると考えられるため、講習会等の一層の推進が必要。</p>	<p>予算要求</p>	<p>事業の継続を検討。</p>
	<p>制度</p>	<p>従来どおり。</p>
	<p>実施体制・事務のやり方等</p>	<p>住民による応急手当の実施については、早期に広く普及啓発活動を行っていく必要があるため、AEDの内容を含めた講習会等の実施をさらに推進していくとともに、講習会等の状況のフォローアップを行い、今後の施策を検討。</p>

エ 救命効果の検証・分析の高度化 救急救命処置や応急手当の救命効果の検証・分析をより詳細かつ正確に行い、政策に反映させることが必要。	予算要求	予算枠の拡大を検討。
	制度	従来どおり。
	実施体制・事務のやり方等	平成 17 年より導入したウツタイン様式（心肺停止症例を原因・目撃の有無・住民による心肺蘇生の実施の有無等により分類し、それぞれの分類における傷病者の予後を記録する様式）による統計データを活用し、救急救命処置や応急手当の救命効果を詳細に分析する。

5 学識経験を有する者の知見の活用等

(1) 学識経験を有する者の知見の活用

ア 評価書の取りまとめに活用

消防庁政策評価懇談会（平成 19 年 6 月 12 日）において、評価書案を提示して意見を聴取したところ、着実に成果は上がっており、以下の事項を踏まえて、積極的に業務を推進していくべきであるとの意見をいただいた。

- ・ 救急救命士の養成・確保について、救急救命士制度発足後 16 年近くが経過しており、団塊の世代の救急救命士の引退等の状況も考えられることから、救急救命士の全体的な年齢構成や養成過程等を把握するなど、中長期的な視点に立った救急救命士の確保等のあり方について検討していくべきである。
- ・ 救急事案における現場到着所要時間や収容所要時間が遅延している理由について、それぞれの要因を分析・把握し、救命率向上のための施策に反映していくべきである。
- ・ 救急需要が急増する中で、救急車や救急救命士をさらに増やすことについて検討していくべきである。

【消防庁政策評価懇談会】

座長 平野 敏右（千葉科学大学学長）

委員 大井 久幸（日本消防検定協会理事）

大河内美保（主婦連合会副会長）

山本 保博（日本医科大学救急医学主任教授）

イ 政策の背景・課題等の把握等に活用

- (ア)「救急業務におけるトリアージに関する検討会」(座長：山本保博 日本医科大学救急医学教室主任教授)の報告書(平成19年3月)を、政策の背景・課題等の把握に活用。
- (イ)「救急需要対策に関する検討会」(座長：山本保博 日本医科大学救急医学主任教授)の報告書(平成18年3月)を、政策の背景・課題等の把握に活用。
- (ウ)「救急搬送業務における民間活用に関する検討会」(座長：大森彌 東京大学名誉教授)の報告書(平成18年3月)を、政策の背景・課題等の把握に活用。

(2) 評価に使用した資料等

- ・「救急・救助の現況(平成18年版)」
(http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/statistics/pdf/h18_kyukyu_kyujo.pdf)
- ・「消防白書(平成18年版)」(<http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h18/h18/index.html>)

平成19年度実績評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 統計局、政策統括官、統計研修所

評価年月 平成19年6月

1 政策等

政策25

**社会経済の変化に対応し、国民生活の向上に役立つ統計の体系的な整備・提供
（政策の基本目標）**

社会経済の変化に対応し、国民生活の向上に役立つ統計の体系的な整備・提供を図る。

2 政策実施の背景・必要性等

（1）政策実施の背景・必要性

我が国は、各行政機関がそれぞれ統計調査を実施する分散型の統計機構となっており、各行政機関の統計調査の実施に対して適切な調整を行わないとすれば、統計調査の重複等による国民の負担が増大し、統計の体系的整備がなされないおそれがある。このため、統計に関する政府横断的な調整を行うことが必要であり、総務省は、その役割を担う機関として、統計法等に基づき、各行政機関が行う統計調査の計画に関する事前の審査・調整のほか、統計制度の企画・立案、統計調査の効果的・効率的な実施体制の確保、統計に関する普及・広報活動、統計に関する国際協力等を実施し、これらにより、統計調査の重複排除等を行いつつ、統計の体系的整備を図っている。

また、府省横断的な統計調査を実施する機関として、国勢調査、労働力調査、家計調査、消費者物価指数などの国勢の基本に関する統計の作成・提供を行っている。

これらは、行政施策の企画・立案・評価、国民や事業所・企業などの合理的な意思決定や真理の探求を助け、国民生活の向上や社会経済の発展に必要不可欠である。

（2）主な施策の概要

ア 統計行政の基本的事項の企画・立案、社会・経済の実態に対応した統計が作成されるための調整

統計行政に係る基本的事項の企画・立案、統計調査に係る的確な審査・調整などを行うことで、統計調査の重複排除等を行いつつ、統計の体系的整備を推進。

イ 統計調査の円滑な実施のための実施体制の確保及び国民の協力の確保

地方における統計組織の確保並びに統計調査に携わる地方公共団体の職員及び統計調査員の資質向上による調査実施体制の確保、統計に関する普及・広報活動の的確な実施による調査環境の整備等を実施。

ウ 統計データの利用の促進

社会の情報基盤としての統計の多様な利用に資するため、公表・提供形態の多様化・早期化、統計データの二次的利用等を推進。

エ 統計に関する国際協力の推進

我が国の統計の体系的整備等の観点から、国際比較可能なデータの提供、統計関係国際会議での積極的な貢献、各種国際統計事業への参加・協力等を実施。

オ 国勢の基本に関する統計の作成

社会経済情勢の変化に対応した調査事項、集計内容の見直し等により統計の精度向上、調査対象の負担軽減を推進。

カ 統計情報の的確な提供

統計ユーザーの利便向上に対応する統計情報の的確な提供を実施。

(3) 関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006	平成 18 年 7 月 7 日 閣議決定	<p>（サービス統計の拡充） サービス産業全体の生産・雇用等の状況を月次ベースで概括的に把握できる統計を 2008 年度に創設するなど、サービス統計の抜本的拡充を図る。</p> <p>（統計制度改革） 統計整備の「司令塔」機能の中核を成す組織を内閣府に置くこととし、同組織は、基本計画の調査審議や内閣総理大臣等への建議等を行う統計委員会（仮称）として設置する方向で検討する。統計法制度を抜本的に改革するための法律案を次期通常国会に提出するとともに、「基本方針 2005」に基づく統計整備を進める。あわせて、統計の構造改革の推進や市場化テストの導入・民間開放等により、既存の統計部門のスリム化を推進する。</p>
規制改革・民間開放推進三か年計画（再改定）	平成 18 年 3 月 31 日 閣議決定	<p>総務省は、他府省所管の指定統計調査等に係る市場化テスト・民間開放を促すため、ガイドラインの改定等所要の措置を速やかに講ずる。</p> <p>指定統計調査について、平成 19 年度までに（平成 19 年度に指定統計調査が実施されないものについては、平成 19 年度以降で調査時期が到来次第順次）市場化テスト・民間開放を実施するため、規制改革・民間開放推進会議との連携の下、遅くとも平成 18 年度前半までに、そのための計画を策定する。</p>
公共サービス改革基本方針（改定）	平成 18 年 12 月 22 日 閣議決定	<p>科学技術研究調査を除く総務省所管のすべての指定統計調査について、統計の信頼性等を確保しつつ民間開放を推進することとし、監理委員会と連携して行っている検討状況を踏まえ、地方公共団体における民間開放に係る入札の実施を平成 19 年度から（同年度に実施されない指定統計調査については調査時期が到来次第順次）可能とするために必要な措置を講じる。</p> <p>統計調査の民間開放のための法的措置を平成 19 年通常国会において講じる等、実施のために必要な措置を講じる。</p> <p>総務省における統計調査の民間開放の検討状況を踏まえ、総務省は、関係府省と連携して、統計調査の民間開放を促すためのガイドラインの改定を平成 19 年 5 月末までに措置する。</p>

3 政策評価の結果等

(1) 主な指標の状況

主な指標		目標値	目標年度	18年度		
統計法制度の見直しの検討状況		-	19年度	別紙1参照		
指定統計調査及び承認統計調査の審査による主な改善事例(負担軽減の観点からの改善事例を含む)		-	-	別紙2参照		
「事業所・企業データベース」を利用して重複是正が図られた調査数		20 調査(程度)	18年度	16年度 14調査	17年度 10調査	18年度 23調査
地方公共団体の職員、登録統計調査員を対象にした研修の受講後のアンケートに基づく受講者の満足度	地方業務研修(中央研修)	100%	18年度	98.5% (98.5%)	91.8% (98.2%)	89.4% (98.3%)
	登録調査員中央研修	80%	18年度	74.8% (90.5%)	66.4% (89.5%)	86.2% (97.2%)
	登録調査員地域ブロック別研修	80%	18年度	73.7% (99.4%)	72.9% (100%)	88.9% (100%)
<p>「受講者の満足度」とは、「非常に参考になった」又は「参考になった」との回答の割合 ()内は、無回答だった者を除いて算出した割合。</p>						
統計調査員任命数に占める登録調査員の割合		80%	18年度	78.4%	81.3%	集計中
統計調査員任命数、登録調査員数のいずれものべ数で計算。						
統計データ・グラフフェアの入場者を対象にしたアンケートにおける「今後統計調査に協力する」旨の回答をした者の割合		80%	18年度	79.4% (89.5%)	-	79.9% (85.7%)
<p>()内は、無回答だった者を除いて算出した割合。 平成17年度はアンケートの設問が異なっており、「今後統計調査に協力する」旨の回答をした者の割合は把握していない。</p>						
国際会議等への参画状況及び成果		-	-	18年度		
				別紙3参照		

主な指標	目標値	目標年度	18年度		
統計調査等の実施状況	11件	18年度	毎月実施7件 ・労働力調査 ・家計調査 ・小売物価統計調査 ・家計消費状況調査 ・住民基本台帳人口移動報告 ・人口推計 ・消費者物価指数（CPI） ----- 四半期に1回実施1件 ・個人企業経済調査 ----- 年1回実施1件 ・科学技術研究調査 ----- 5年に1回実施2件 ・平成18年事業所・企業統計調査 ・平成18年社会生活基本調査		
統計需要や調査環境の変化に応じた調査の改善の検討状況			別紙4参照		
統計調査結果の提供状況 ・ホームページ収録ファイル数 及びアクセス件数	ファイル数：約 130万件 アクセス件 数：約270万件	18年度	16年度	17年度	18年度
			ファイル 数：約99万3000件	ファイル 数：約99万6000件	ファイル 数：約101万8000件
			アクセス件 数：約304 万4000件	アクセス件 数：約370 万5000件	アクセス件 数：約321 万8000件
・統計データ・ポータルサイトの アクセス件数	アクセス件 数：約90万件	18年度	アクセス件 数：約64万 3000件	アクセス件 数：約77万 3000件	アクセス件 数：約90万 5000件

(2) 平成18年度に目標年度を迎えた指標に係る目標値の達成状況

目標年度を迎えた半数以上の指標において目標値を達成できた。

(3) 目標の達成状況の分析

ア 有効性

統計行政の基本的事項の企画・立案、社会・経済の実態に対応した統計作成のための調整

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」等を踏まえ、平成19年通常国会に統計法案を国会に提出した（同年5月に成立）。

この統計法案においては、

- ・ 公的統計の整備に関する基本的な計画を閣議によって決定することを法定化する
- ・ 国民経済計算など、統計調査以外の方法によって作成される統計（加工統計、業務統計）も含め、公的統計全体を対象として、その作成・公表等に関する規定を整備する
- ・ 調査対象者の秘密の保護を図りつつ、社会の統計に対する多様なニーズに応えていくため、新たな利用形態の制度化等により統計データの利用を促進する

等によって、「社会の情報基盤」としての公的統計の体系的整備かつ効率的な整備、その有用性の確保を図ることとしているところであり、社会経済の変化に対応し、国民生活の向上に役立つ統計の体系的な整備・提供のより一層有効かつ効率的な実施に向けた、統計制度改革の取組が順調に進んでいる。新たな統計法制度の施行に向けて、関係政省令の整備等、取組の継続が必要である。

統計調査に関する審査・調整は着実に実施されており、（1）で掲げたように、各調査について調査事項の体系化、報告者負担の軽減等の観点からの改善が図られている等、調整の成果が上がっている。

統計調査の円滑な実施のための実施体制の確保及び国民の協力の確保

「事業所・企業データベース」を使用して重複是正が図られた調査数の指標は、目標値（約20調査）を上回っている。なお、平成18年度は79調査について、重複是正の要否に関する確認作業を実施しており、総務省の取組は報告者の負担軽減に寄与していると考えられる。

事業所・企業データベースによる調査客体の重複是正は、報告者の負担軽減を目的として、個々の事業所・企業に対して、あらかじめ設定した1年間に実施することが可能な統計調査回数の上限值を超えた場合に行われる。

登録調査員を対象とした研修（登録調査員中央研修、登録調査員地域ブロック別研修）の受講者の満足度に係る指標については、目標値（80%）を上回っている。また、地方業務研修（中央研修）に係る指標は、目標値（100%）に達していないが、無回答だった者を除いて算出した場合、98.3%と、前年度（98.5%）と同水準であり、これらの研修は、統計調査の円滑かつ効率的な実施に向けた地方公共団体の職員及び統計調査員の資質向上という目的のために、一定の成果が上がっていると考えられる。

統計データ・グラフフェアの入場者を対象にしたアンケートにおける「今後統計調査に協力する」旨の回答をした者の割合についても、目標値にわずかに達していないが、無回答だった者を除いて算出した場合、85.7%となっており、統計調査に対する国民の理解促進による調査環境の整備という目的のため、これらの事業が有効であると認められる。ただし、新たな統計法制度への移行の機会をとらえ、より効果的なものとなるよう、国民の理解促進に向けた取組の充実を図ることが必要である。

統計データの利用の促進

現行の統計法における調査票の目的外使用制度では、統計調査に対する信頼を確保するため、原則として、行政機関や地方公共団体などによる行政目的の使用のみを認めており、民間研究者等については、行政機関等との共同研究の場合など、行政との関連性が認められる場合に限り、

調査票を使用して、それぞれの関心に応じた統計の作成等を行うことが認めてきた。平成19年通常国会に提出した統計法案(同年5月に成立)において、「社会の情報基盤」としての統計の有用性を確保する観点から、調査対象者の秘密の保護を図り、統計調査に対する信頼を確保しつつ、このような民間研究者等の統計利用のニーズに応えるため、匿名化措置を講じた新たな統計データの利用形態として、一般からの委託に応じた統計の作成、匿名データの作成・提供等を可能とする規定を盛り込んでいるところであり、統計データ利用促進に向けた取組が順調に進んでいる。新たな統計法制度の施行に向けて、関係政省令の整備等、取組の継続が必要である。

統計に関する国際協力の推進

各種国際会議等において、積極的に発言を行い議事に貢献する他、諸外国の統計行政の改善に資することを目的として我が国の統計制度改革に関する情報を諸外国に発信し、また、国連アジア太平洋統計研修所(千葉市所在)の運営を招請国として支援し、ESCAP(国連アジア太平洋経済社会委員会)域内等の諸国の統計家の育成に貢献するなど、統計に関する国際協力を着実に実施している。

国勢の基本に関する統計の作成

国勢の基本に関する統計の作成については、社会経済情勢と行政需要を踏まえた集計事項の充実、結果公表の早期化等を図っており、着実に実施されているものと判断される。なお、今後とも、統計需要や調査環境の変化に対応するため、統計制度改革の方向性を踏まえ、有識者による検討会等において引き続き調査方法の改善等幅広く検討を進める必要がある。

統計情報の的確な提供

提供する統計情報を継続的に充実させるとともに、目標値を概ね上回るアクセスを受けており、的確な情報提供を行っている。

なお、平成18年度の収録ファイル数は、経常的な調査結果や国勢調査などの周期的に実施される調査結果等の公表される統計数値や解説資料に加え、各種研究会の会議資料等、統計全般に係る資料や情報のホームページ上での提供拡大に伴い、着実に増加してきているが、電子政府構築計画に基づく最適化の取組を通じ、他の提供サイトと重複したファイルの削除等、ホームページ全体の整理・合理化を実施したことにより、既存のファイル数が減少し、目標値を下回る結果となっている。

以上のとおり、総務省の取組は、社会経済の変化に対応し、国民生活の向上に役立つ統計の体系的な整備・提供を図る上で有効である。

イ 効率性

「統計調査の民間委託に係るガイドライン」(平成17年3月31日)を策定するなど、統計調査の効率的実施に資するため、民間委託を推進している。

平成18年3月末現在で415調査中292調査(70.4%)において、何らかの業務の民間委託が実施されている等、民間委託の推進に係る取組の成果が上がっているが、規制改革・民間開放推進

3か年計画（再改定）（平成18年3月31日閣議決定）等を踏まえ、統計調査の市場化テスト・民間開放を推進するため、統計調査の民間委託に係るガイドラインの改定等に向けた取組の継続が必要である。

また、家計調査について、パソコンを活用した審査方法の見直し等により結果の公表の早期化を行ったほか、政府統計の総合窓口である統計データ・ポータルサイトは毎年度経費を節減しつつアクセス件数15%以上増加という着実な伸びをみせているなど、国勢の基本に関する統計調査の実施・提供を効率的に行っている。

なお、分散型の統計機構の中であって、統計調査に関する審査・調整、統計調査の実施体制の確保等のための取組を、総務省において政府横断的に一元的に行うことは、各調査実施府省それぞれにおいて行う場合と比べて、調査間の整合性の確保、調査の重複の排除等、統計の体系的整備を図る上で効率的である。

以上のとおり、総務省の取組は、社会経済の変化に対応し、国民生活の向上に役立つ統計の体系的な整備・提供を図る上で効率的である。

4 今後の課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
新たな統計法制度の施行に向けた取組が必要。	予算要求	新たな統計法制度の周知のための取組が必要。
	制度	新たな統計法制度の施行に向けた関係政省令の整備を行う。
	実施体制・事務のやり方等	新制度への円滑な移行に向けて、ガイドラインの整備等を行う。
規制改革・民間開放推進三か年計画（再改定）（平成18年3月31日閣議決定）等を踏まえ、統計行政に関する基本的事項の企画・立案、調整等を政府横断的に行う立場から、統計調査の市場化テスト・民間開放の実施に向けた取組を推進する。	予算要求	-
	制度	各指定統計調査の調査計画の策定を受けて、関係政令の整備を行う。
	実施体制・事務のやり方等	各府省の参考となるガイドラインの改定等、統計の正確性・信頼性の確保等のための取組の継続。

今後の課題	取組の方向性	
<p>国勢調査等の国勢の基本に関する統計調査を確実に実施するとともに、産業構造の変化等に対応した統計整備を進める。また、統計調査の民間開放について、実証的な検証の事前実施等、調査ごとの特性に応じた更なる具体的検討を推進することが必要。さらに、情報通信技術の活用を促進し、調査客体及び統計ユーザーの利便向上を図る。</p>	<p>予算要求</p>	<p>統計調査の実施・提供における更なる改善に伴う予算要求を行う。産業構造の変化等に対応した統計整備のため、また、各種検討会等の結論等を踏まえ、所要の措置を講じる。</p>
	<p>制度</p>	<p>必要に応じ関係省令の整備を行う。</p>
	<p>実施体制・事務のやり方等</p>	<p>産業構造の変化等に対応した統計整備のため、また、各種検討会等の結論等を踏まえ、所要の措置を講じる。</p>

5 学識経験を有する者の知見の活用等

(1) 学識経験を有する者の知見の活用

統計審議会の各委員に対して評価書案を提示して意見を求めたところ、特段の指摘はなされなかった。(平成19年5月)

(2) 評価に使用した資料等

- ・「統計法制度に関する研究会報告書」(平成18年6月)
<http://www.stat.go.jp/info/kenkyu/seido/1-6.htm>
- ・「統計制度改革検討委員会報告」(平成18年6月)
<http://www.keizai-shimon.go.jp/special/statistics/index.html>
- ・「国勢調査の実施に関する有識者懇談会報告」(平成18年7月)
<http://www.stat.go.jp/info/kenkyu/kokusei/pdf/report.pdf>
- ・「統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会報告」
<http://www.stat.go.jp/info/kenkyu/minkan/pdf/report.pdf>

「統計法制度の見直しの検討状況」の指標の状況(平成18年度)について

「統計制度改革検討委員会報告(平成18年6月)」「統計法制度に関する研究会報告書(平成18年6月)及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月閣議決定)を踏まえ、公的統計の整備に関する基本的な方針の制度化、統計データの利用拡大と秘密の保護、統計整備の「司令塔」機能の中核を成す組織として基本計画案等の調査審議や意見具申を行う統計委員会の設置等を内容とする統計法案を平成19年2月に閣議決定し、国会に提出した(同年5月に成立)。

「指定統計調査及び承認統計調査の審査による主な改善事例(負担軽減の観点からの改善事例を含む)」の指標の状況(平成18年度)について

作物統計調査(指定統計第37号を作成するための調査)において、かんしょ、てんさい及びさとうきびに係る予想収穫量調査の廃止、水稲以外の作物に係る作付面積調査及び収穫量調査に関し、調査対象品目等の削除、農協等関係団体への面接調査の往復郵送調査化、水稲以外の作物に係る収穫量調査に関し、実測調査の廃止・標本調査の導入に伴う調査票の簡素化及び調査事項の縮減をすることを承認した。

牛乳乳製品統計調査(指定統計第33号を作成するための調査)において、毎月実施する調査に関し、調査事項の簡素化を図り3枚の調査票を1枚にするとともに、把握する対象範囲の見直しを行い、調査対象数を454工場から423工場に縮減することを承認した。

船員労働統計調査(指定統計第90号を作成するための調査)中の一般船舶を対象とする調査において、従来、年2回の調査により把握した月間総労働時間のデータを基に、年間総労働時間の推計を行ってきたが、業務記録を基に年間総労働時間を一括把握することが可能となったことから、統計審議会の答申を踏まえ、調査を1回に縮減することについて承認し、調査の簡素化を図った。

観光立国の推進に向けた観光政策の基礎資料とすることを目的とした「宿泊旅行統計調査」(承認統計調査。経年で、居住地別・国籍別の宿泊者数等を月次単位で把握)を平成19年3月に承認し、観光統計体系の整備を推進した。

「国際会議等への参画状況及び成果」の指標の状況(平成18年度)について

平成18年10月のPARIS21/ESCAP東・北東アジア諸国のための統計の戦略的計画に関するハイレベルフォーラムに出席し、我が国の統計法制度改革に関して発表し、多くの関心や反響が寄せられ、高く評価された。

平成19年2月の国連統計委員会60周年記念セミナーに出席し、統計行政改善の最新の取り組みとして我が国の統計法制度改革に関して発表するとともに、2～3月の第38回国連統計委員会に出席し、委員国として議事に積極的に貢献。また、前回(平成18年3月)我が国が報告した、工業等に関する統計に係る改善勧告を実施するためのフォローアップ作業に貢献。

OECDの購買力平価プログラム(PPP)事業及び世界銀行の国際比較プログラム(ICP)世界事業に積極的に協力・参加。また、OECDのPPP事業の一環として、平成19年3月にOECD/PPP非ヨーロッパ諸国会合を我が国に招致し、東京で開催し、議事の運営にも積極的に関与し、貢献した。

「統計需要や調査環境の変化に応じた調査の改善の検討状況」の指標の
状況(平成18年度)について

統計調査員の安全確保対策

統計調査のよりの確な実施を図るための諸事項や具体事例への対応、応接困難事例への対応等を盛り込んだ「調査員事務指導用DVD」を作成・配布

消費者物価指数

基準改定実施。

ラスパイレス連鎖基準方式による指数及び総世帯指数を年次公表から月次公表へ変更。

「食料(酒類を除く)及びエネルギーを除く総合」、「情報通信費」、「エネルギー」を新規項目として追加。

家計調査

四半期結果の公表を3日程度早期化。

四半期結果の概況をホームページへ掲載。

国勢調査

国勢調査について、国民の理解と協力が得られ、正確に実施できる調査とする観点から、外部有識者から成る「国勢調査の実施に関する有識者懇談会」において検討を進め、平成18年7月に、調査方法等の改善の大きな道筋を示した報告書を取りまとめた。

統計調査の民間開放

統計調査の民間開放について、外部有識者からなる「統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会」を開催し検討。(平成18年度は14回開催。平成19年4月に報告書を取りまとめた。)

「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(平成18年3月31日閣議決定)に基づき、総務省所管の指定統計調査の民間開放に係る取組方針を「計画」として整理した。(平成18年10月)

平成19年度に実施する科学技術研究調査については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく民間競争入札を行った。

平成19年度実績評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 人事・恩給局恩給企画課

恩給審査課、恩給業務課

評 価 年 月 平成19年6月

1 政策等

政策 26

受給者の生活を支える恩給行政の推進

（政策の基本目標）

恩給年額の適正な改定、受給者等に対するサービス向上（受給者等の負担軽減、恩給請求の速やかな処理）を図る。

2 政策実施の背景・必要性等

（1）政策実施の背景・必要性

恩給制度は、官吏、旧軍人、教育職員、警察監獄職員等一定の身分を有する公務員が相当年限忠実に勤務して退職した場合や公務のため死亡又は公務による傷病のため退職した場合に、国が公務員との特別な関係に基づき給付を行うものであって、国家補償の性格を有する制度である。恩給がこのような性格を有していることを踏まえ、毎年度の支給額については適正な改定（据置きを含む。以下同じ。）を行うことが求められている。

また、恩給受給者の高齢化が進んでいること等を踏まえ、支給事務手続の簡素、合理化に努めるとともに、迅速な請求処理等を通じて受給者等に対するサービスの向上を図る必要がある。

なお、恩給受給者は極めて高齢となっており、受給者数も漸減傾向にある（平成18年度現在恩給受給者は約114万人、平均年齢は84.9歳）。

（2）主な施策の概要

ア 恩給年額の適正な改定

社会経済情勢を踏まえ、恩給年額の適正な改定を行う。

イ 受給者等に対するサービスの向上

支給手続の簡素化、合理化による受給者等の負担軽減、恩給請求の迅速な処理等を通じ、高齢化した受給者等に対するサービスの向上を図る。

(3) 関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
規制改革・民間開放推進 3か年計画（再改定）	平成18年3月 31日閣議決定	措置事項 7 金融関係 オ その他 恩給の支払（総務省） 【措置内容】 恩給の支払事務は、現在、郵便局で行われているが、恩給受給者の利便の向上のため、支払事務と併せ行われている窓口相談・債権管理事務が円滑に行われるための条件整備を始めとして、支払事務を民間金融機関においても行うことができるよう、結論を得て、金融機関等関係者のシステム整備を前提として、所要の措置を講じる。 【実施予定時期】 平成19年10月以降に実施。

3 政策評価の結果等

(1) 参考となる指標の状況

参考となる指標	平成16年度	平成17年度	平成18年度
毎年度の受給者数	128万人	121万人	114万人
毎年度の恩給年額	平均87万円	平均86万円	平均85万円
受給者等の支給手続上の負担軽減度	2手続の廃止を 措置	1手続の廃止を 措置	1手続の廃止を 措置
年度末における請求未処理案件比率 （年度末における残件数 / 月間平均処理件数）	0.9月分 （2,467 / 2,800）	0.6月分 （1,593 / 2,592）	0.6月分 （1,364 / 2,200）

() 「受給者等の恩給に対する理解度」については、受給者の高齢化により精確な調査結果を得ることが困難となってきたため、記載していない。一方、業務の簡素化・効率化等を推進する中で「年度末における請求未処理案件比率」のデータを提示できるようになったため、恩給請求の迅速な処理の状況を把握するための参考となる指標として記載することとした。

(2) 平成18年度に目標年度を迎えた指標に係る目標値の達成状況

指標に係る目標値が設定されていない

(3) 目標の達成状況の分析

恩給年額の適正な改定

(有効性)

- ・著しく高齢化した受給者の要望を踏まえ、従来からの懸案事項であった公務扶助料の遺族加算と普通扶助料の寡婦加算との間の不均等について、平成19年度以降段階的に是正(全体として5年間で実施)することを内容とする最終的な個別的制度改善措置を講じること、
- ・恩給の年額水準の改定については、これまで公務員給与や物価を総合勘案する方式により、毎年度検討の上決定してきたところであるが、受給者の著しい高齢化の状況等にかんがみ、より安定した年額水準の改定方式を採ることが望ましいとの観点に立って種々検討した結果、平成16年の公的年金の制度改革をも踏まえ、今後は、公的年金の引上率により自動的な改定を行う方式とすること、

を内容とする恩給法の改正(平成19年法律第13号)を行った。

この法改正による恩給改定は、恩給制度及び受給者の生活の安定を確保し、納税者である国民の理解を得る上でも最善の措置と考えられ、有効性が認められる。

(その他)

平成18年度に行われた恩給法の改正において、受給者の要望に応え、将来にわたり安定的かつ適正な改定が自動的に行われるよう制度上の措置を講じたことにより、今後の取組の必要性がなくなったため、「恩給年額の適正な改定」という施策は役割を終えた。

受給者等に対するサービスの向上

(有効性)

平成17年度に策定した「恩給業務の業務・システム最適化計画」において、行政サービスの向上、業務処理の迅速化・効率化等を図るため、平成22年度を移行目標年度として今後実施する取組を総合的、計画的にまとめている。平成18年度は、この計画等に基づき、以下の取組を行い、受給者等に対するサービスを向上させた。

- ・住民基本台帳ネットワークシステムを活用することにより、隔年としていた恩給受給権調査(誕生月調査)を廃止した。この結果、受給者の調査応答負担が軽減された。
- ・また、情報システムの最適化に係る外部設計を行うとともに、内部設計及びシステム開発に必要な予算要求を行った。この結果、受給者サービス向上のために行うシステム最適化計画が着実に進展した。
- ・要員の適正な配置等に努め、恩給申請処理の迅速化を図った。この結果、全請求案件の平成18年度末未処理案件比率は同年度の平均月間処理件数の0.6月分となり、昨年度と同様に迅速な処理が行われた。
- ・恩給相談電話の混雑率(電話が繋がらず混雑メッセージが流れる率)の低下を図るため、恩給相談電話システムの変更を行った。この結果、平成18年度の平均混雑率は30.3%となり、前年度と比較し、13.7%低下した。
- ・恩給の支払窓口を郵便局から一般の金融機関に拡大するためのシステム変更を行った。この結果、平成19年10月以降、支払窓口の拡大が実施可能となり、受給者の利便性が向上する見込みである。

これらのことから、行政サービスの向上等が着実に図られており、有効性が認められる。

(効率性)

システムの最適化に係る外部設計及び恩給相談電話システムの変更に当たっては、競争入札により外部委託を行うなど最小限のコストでサービス向上を図ったことなどから、効率性が認められる。

4 今後の課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
業務・システム最適化計画の着実な実施による受給者等に対するサービスの更なる向上	予算要求	システム最適化のための継続的な予算が必要
	制度	必要に応じて現行制度の改正について検討が必要
	実施体制・事務のやり方等	事務処理の見直しを検討

5 学識経験を有する者の知見の活用等

(1) 学識経験を有する者の知見の活用

本政策の今後の課題等について、評価書案を提示して立教大学経済学部渡辺茂教授の御意見を伺い(平成19年5月10日)、以下のようなご指摘をいただいたことを踏まえ、評価書の作成に活用した。

- ・ 平成18年度に行った今後の恩給改定措置のための制度改正は、将来に渡り安定的な改定ルールを定めるものであり、妥当なものであった。
- ・ 受給者に対するサービスの向上については、業務・システムの最適化計画の着実な実施や受給者利便の向上に資する視点からの業務の定期的な見直し等により、今後とも行政サービスの向上に努める必要がある。

(2) 評価に使用した資料等

- ・ 平成17年度恩給統計年報
- ・ 恩給業務の業務・システム最適化計画 <http://www.soumu.go.jp/jinji/saitekika.htm>
(平成17年6月29日公表)